令和７年３月定例会

委　員　会　会　議　録

総務文教常任委員会
建設環境常任委員会
健康福祉常任委員会

行　田　市　議　会

令和７年３月行田市議会定例会委員会会議録目次

◎総務文教常任委員会（３月１２日）

付託案件……1
出席委員（７名）……2
欠席委員（０名）……2
説明のため出席した者……2
事務局職員出席者……2
開　会（午前　９時２８分）……3
開会の宣告……3
開議の宣告……3
議案第３７号について……4
議案第３７号の質疑……5
議案第３７号の討論、採決……6
休　憩（午前　９時３８分）……6
―――――――――――――――
再　開（午前　９時４０分）……6
議案第７号について……7
休　憩（午前１０時２４分）……１９
―――――――――――――――
再　開（午前１０時３４分）……１９
議案第７号の質疑……１９
休　憩（午後　０時１９分）……４７
―――――――――――――――
再　開（午後　１時１４分）……４７
議案第７号について……４７
議案第７号の質疑……４９
休　憩（午後　１時２１分）……４９
―――――――――――――――
再　開（午後　１時２２分）……４９

議案第７号について……５０
議案第７号の質疑……５１
休　憩（午後　１時３２分）……５３
―――――――――――――――
再　開（午後　１時３５分）……５３
議案第７号について……５３
議案第７号の質疑……５５
散会の宣告……５５
散　会（午後　１時４３分）……５５

―――――――――――――――― ※ ――――――――――――――――

◎総務文教常任委員会（３月１３日）

付託案件……５７
出席委員（７名）……５８
欠席委員（０名）……５８
説明のため出席した者……５８
事務局職員出席者……５８
開議の宣告（午前　９時２８分）……５９
議案第７号について……５９
休　憩（午前１０時０８分）……７０
―――――――――――――――
再　開（午前１０時１８分）……７０
議案第７号の質疑……７１
休　憩（午前１１時１５分）……８７
―――――――――――――――
再　開（午前１１時１７分）……８７
議案第３２号について……８７
議案第３２号の質疑……８８
議案第３２号の討論、採決……９２

休　憩（午前１１時３４分）……９２
―――――――――――――――
再　開（午前１１時３７分）……９２
議案第３３号及び議案第３４号について……９３
議案第３３号及び議案第３４号の質疑……９４
議案第３３号及び議案第３４号の討論、採決……９５
休　憩（午前１１時４４分）……９５
―――――――――――――――
再　開（午後　０時５８分）……９５
議案第１５号について……９５
議案第１５号の質疑……９６
議案第１５号の討論、採決……９７
休　憩（午後　１時０５分）……９７
―――――――――――――――
再　開（午後　１時０６分）……９８
議案第１６号について……９８
議案第１６号の質疑……９９
議案第１６号の討論、採決……１０１
議案第１９号について……１０１
議案第１９号の質疑……１０２
議案第１９号の討論、採決……１０３
休　憩（午後　１時２８分）……１０４
―――――――――――――――
再　開（午後　１時３０分）……１０４
議案第７号について……１０４
休　憩（午後　２時２３分）……１１６
―――――――――――――――
再　開（午後　２時３８分）……１１７
議案第７号の質疑……１１７
議案第７号の討論、採決……１２４

閉会の宣告……１２４
閉　会（午後　３時０７分）……１２５
署名委員……１２７

―――――――――――――――― ※ ――――――――――――――――

◎建設環境常任委員会（３月６日）

付託案件……１２９
出席委員（６名）……１３１
欠席委員（０名）……１３１
説明のため出席した者……１３１
事務局職員出席者……１３１
開　会（午前　９時３０分）……１３２
開会の宣告……１３２
現地視察について……１３２
休　憩（午前　９時３２分）……１３２
―――――――――――
再　開（午前１１時５４分）……１３２
開議の宣告……１３２
議案第３５号及び議案第３６号について……１３３
議案第３５号及び議案第３６号の質疑……１３４
議案第３５号及び議案第３６号の討論、採決……１３６
休　憩（午後　０時０７分）……１３６
―――――――――――
再　開（午後　０時５９分）……１３６
議案第７号について……１３７
議案第７号の質疑……１４６
休　憩（午後　１時５７分）……１５１
―――――――――――
再　開（午後　２時０８分）……１５１

議案第３０号について……１５２
議案第３０号の質疑……１５３
議案第３０号の討論、採決……１５３
議案第７号及び議案第１２号について……１５３
議案第７号及び議案第１２号の質疑……１５７
議案第１２号の討論、採決……１６０
休　憩（午後　２時３５分）……１６０

―――――――――――――――

再　開（午後　２時３７分）……１６０
議案第２９号について……１６０
議案第２９号の質疑……１６１
議案第２９号の討論、採決……１６１
議案第７号及び議案第１３号について……１６２
議案第７号及び議案第１３号の質疑……１６６
議案第１３号の討論、採決……１６７
休　憩（午後　２時５７分）……１６７

―――――――――――――――

再　開（午後　３時０２分）……１６７
議案第２７号について……１６７
議案第２７号の質疑……１７０
議案第２７号の討論、採決……１７４
議案第２８号について……１７５
議案第２８号の質疑……１７８
議案第２８号の討論、採決……１７９
休　憩（午後　３時３６分）……１７９

―――――――――――――――

再　開（午後　３時３７分）……１７９
議案第７号について……１７９
議案第７号の質疑……１８６
散会の宣告……１９２

散　会（午後　４時２１分）……１９２

―――――――――――――――――― ※ ――――――――――――――――――

◎建設環境常任委員会（３月７日）

付託案件……１９３
出席委員（６名）……１９４
欠席委員（０名）……１９４
説明のため出席した者……１９４
事務局職員出席者……１９４
開　議（午前　９時２９分）……１９５
開議の宣告……１９５
議案第７号について……１９５
議案第７号の質疑……２０６
休　憩（午前１０時３２分）……２１３

――――――――――――――――

再　開（午前１０時４４分）……２１３
議案第７号について……２１３
議案第７号の質疑……２２３
議案第７号の討論、採決……２２９
休　憩（午前１１時３７分）……２３０

――――――――――――――――

再　開（午前１１時３８分）……２３０
議案第９号について……２３０
議請第９号の質疑……２３１
議請第９号の討論、採決……２３２
閉会の宣告……２３２
閉　会（午前１１時４５分）……２３２
署名委員……２３３

―――――――――――――――――― ※ ――――――――――――――――――

◎健康福祉常任委員会（３月１０日）

付託案件……２３５
出席委員（７名）……２３７
欠席委員（０名）……２３７
説明のため出席した者……２３７
事務局職員出席者……２３７
開　会（午前　９時２９分）……２３８
開会の宣告……２３８
開議の宣告……２３９
議案第３１号について……２４０
議案第３１号の質疑……２４０
議案第３１号の討論、採決……２４２
議案第４０号について……２４３
議案第４０号の質疑……２４４
議案第４０号の討論、採決……２４４
議案第７号について……２４５
議案第７号の質疑……２４９
休　憩（午前１０時２３分）……２５３
―――――――――――――――
再　開（午前１０時３９分）……２５４
議案第２６号について……２５５
議案第２６号の質疑……２５６
議案第２６号の討論……２５９
議案第２６号の採決……２６０
休　憩（午前１０時５９分）……２６１
―――――――――――――――
再　開（午前１１時０１分）……２６１
議案第１０号について……２６１

議案第１０号の質疑……２６７
議案第１０号の討論、採決……２７５
休　憩（午前１１時５６分）……２７６

―――――――――――――――

再　開（午後　０時５８分）……２７６
議案第８号について……２７６
議案第８号の質疑……２７７
議案第８号の討論、採決……２８５
議案第１１号について……２８６
議案第１１号の質疑……２８６
議案第１１号の討論、採決……２８７
休　憩（午後　１時４０分）……２８８

―――――――――――――――

再　開（午後　１時５３分）……２８８
議案第２４号について……２８８
議案第２４号の質疑……２９０
議案第２４号の討論、採決……２９４
議案第２５号について……２９５
議案第２５号の質疑……２９６
議案第２５号の討論、採決……２９９
議案第３８号について……２９９
議案第３８号の質疑……３０１
議案第３８号の討論、採決……３０２
議案第３９号について……３０２
議案第３９号の質疑……３０４
議案第３９号の討論、採決……３０５
散会の宣告……３０５
散　会（午後　２時４９分）……３０５

―――――――――――――― ※ ――――――――――――――

◎健康福祉常任委員会（３月１１日）

付託案件……３０７
出席委員（７名）……３０８
欠席委員（０名）……３０８
説明のため出席した者……３０８
事務局職員出席者……３０８
開　議（午前　９時２８分）……３０９
開議の宣告……３０９
議案第７号について……３０９
休　憩（午前１０時３１分）……３２５
再　開（午前１０時４５分）……３２５
議案第７号について続行……３２５
議案第７号の質疑……３３１
休　憩（午後　０時００分）……３４５
再　開（午後　０時５８分）……３４５
議案第７号の質疑続行……３４５
議案第７号の討論……３６６
議案第７号の採決……３６７
閉会の宣告……３６８
閉　会（午後　２時１６分）……３６８
署名委員……３６９

※

総　務　文　教　常　任　委　員　会

３　月　１　２　日　（　水　曜　日　）

令和７年行田市議会総務文教常任委員会会議録

○開会年月日　　令和７年３月１２日（水曜日）

○開 催 場 所　　第２委員会室

○付 議 事 件　　議案第　７号　令和７年度行田市一般会計予算

議案第３７号　中学校教師用指導書等の取得について

○審 査 日 程　【教育委員会】

議案第３７号　中学校教師用指導書等の取得について

議案第　７号　令和７年度行田市一般会計予算

【会計課】

議案第　７号　令和７年度行田市一般会計予算

【監査委員事務局】

議案第　７号　令和７年度行田市一般会計予算

【議会事務局】

議案第　７号　令和７年度行田市一般会計予算

○出席委員（７名）

委員長	梁瀬里司委員	３番	新　諒平委員
副委員長	町田　光委員	４番	大屋　彰委員
１番	香川宏行委員	５番	村田秀夫委員
２番	駒見行彦委員		

○欠席委員（０名）

○説明のため出席した者

細谷博之	学校教育部長
中島　淳	教育委員会参事
石﨑昌稔	学校教育部次長兼教育指導課長
岡部将弘	教育総務課長
飯田勝雄	学校給食センター所長
篠田豊和	教育支援センター所長（会）
大野三佳	学校教育部副参事（学務・指導担当）
中村和則	生涯学習部長
松田　正	生涯学習部次長兼図書館長
近藤隆洋	生涯学習課長
野口啓司	スポーツ振興課長
酒井春彦	文化財保護課長
新井　大	教育文化センター所長兼中央公民館長
鈴木紀三雄	郷土博物館長
新井康夫	議会事務局長
石川　学	監査委員事務局長
吉田明夫	会計管理者
蓮沼義典	副会計管理者兼会計課長

○事務局職員出席者

書記　大澤光弘

午前　　９時　２８分　開会

△開会の宣告

○委員長　それでは、定刻前ですけれども、おそろいですので始めさせていただきます。

皆様、おはようございます。

本日は、早朝より総務文教常任委員会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

本日より２日間、委員会が開催されますけれども、議題、大変盛りだくさんとなっております。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中は雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

△開議の宣告

○委員長　これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクをご使用の上、お願いいたします。

また、説明、質疑及び答弁につきましては簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

今回、当委員会に付託されました案件は議案８件であります。

審査については、お手元に配付した審査日程により行います。

なお、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、明13日の総務部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

それでは、教育委員会所管の議案について審査を行います。

まず、細谷学校教育部長にご挨拶をお願いいたします。

○学校教育部長　おはようございます。

梁瀬委員長、町田副委員長を初め、総務文教常任委員会の皆様には、日頃より教育行政の推進に格別なるご理解とご支援を賜りまして厚くお礼申し上げます。

これからご審議いただく案件は、学校教育部の所管となります議案第37号　中学校教師用指導書等の取得についての１議案でございます。説明につきましては教育指導課長からご説明させていただきますので、何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

―――――――――――――――――――――

△議案第３７号について

○委員長　初めに、議案第37号　中学校教師用指導書等の取得についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

石﨑教育指導課長。

○教育指導課長　それでは、議案第37号　中学校教師用指導書等の取得についての細部説明を申し上げます。

議案書の215ページをお願いいたします。

本案は、中学校教師用指導書及び教科書並びにデジタル教科書を取得するため、行田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の概要でございますが、品名は、中学校教師用指導書及び教科書並びにデジタル教科書でございます。

数量でございますが、教師用指導書が456冊、教科書が348冊、デジタル教科書が216冊でございます。

取得方法は、随意契約でございまして、取得金額につきましては、消費税を含め、2,519万1,373円でございます。

契約の相手方でございますが、行田市行田４番１号、有限会社川島書店、代表取締役川島孝文氏でございます。

216ページをお願いいたします。

こちらは参考資料となりますが、物品売買仮契約書でございます。第１条の中で、納入期限でありますが、令和７年４月８日としておりまして、納入場所は市内各中学校及び教育委員会でございます。

次に、取得方法が随意契約となる理由でございますが、教科書の改訂は４年に一度行われるものでありまして、これに伴い、教師用指導書等の購入が必要になるものでございます。この購入につきましては、埼玉県により取次店が指定されており、本市において有限会社川島書店の１社のみであること、また教科書は価格が固定されて競争性の余地がないことから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号による特命随意契約とするものでございます。

以上で、議案第37号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いしま

す。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第３７号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

１番　香川委員。

○１番　香川委員　説明ありがとうございました。

素朴な疑問ですけれども、教師用指導書と教科書とデジタル教科書がみんな冊数が違うじゃないですか。これは、どういうことでその差が出てくるのか、ちょっとよろしいですか。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

石﨑教育指導課長。

○教育指導課長　これは、まず基本にしているのは、各教科を担当している教員の人数とか、学級数に応じて指導書を計上しておるところです。２学級の学校においては、デジタル教科書、資料等を１セット、指導書を１冊、あるいは３学級以上の学校には、デジタル教科書、資料等を１セット、指導書を２冊となるように計上しております。

また、指導書は教科ごとに１冊ではなく複数冊あるものがございます。セット販売で購入したり、必要なものをばらで、これは必要ということでチョイスして選んで購入したりということで、冊数にばらつきが出てしまうというようなことでございます。

○１番　香川委員　了解です。

○委員長　他に質疑ございますか。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　関連した質疑ですけれども、冊数が違う、その理由は今大きく２つほど伺ったところですけれども、例えば教科書ですとか、８学校ありますから、大体１校当たり40冊平均と思うんですけれども、クラス数ですとかで割っていくと、三五が15だとかやっていくと、先ほどのような数になるのか。

１校当たり、大体どういう配分になっているのか、今度は逆にそちらの観点から数字が平均的にこうですよというのが分かれば。あるいは、１つの例として身近な学校ではこうですとかで結構です。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

石﨑教育指導課長。

○教育指導課長　先ほども少し説明したところですけれども、１つ基準にしているのは、本来は教員１人１人に与えられればいいんですけれども、そうすると教えない学年の分も入ってしまう。そうすると、すごく冊数が増えて、お金もかかるわけです。指導書については結構な金額がありますので、基本として、２学級以下の学校については、デジタル教科書、資料等は１セット、指導書を１冊、それから３学級以上の学校につきましては、デジタル教科書、資料等は１セット、指導書を２冊ということで、１つ基準を設けて配置したところでございます。

クラス数が少ない小規模校においても、やはり９教科全て教えるので、それは必要な冊数になります。クラス数が多い学校については、教員も２人いたりするので、その２人分とか、あるいは３人ですが、少し抑えた形で２冊ということで配置したりというところでございます。

○委員長　村田委員、よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長　他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――

△議案第３７号の討論、採決

○委員長　次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に採決いたします。

議案第37号　中学校教師用指導書等の取得については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部入替えのため、暫時休憩いたします。その場でお待ちください。

午前　　９時　３８分　休憩

―――――――――――――――――――――

午前　　９時　４０分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクをご使用の上お願いいたします。

また、説明、質疑及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

まず、教育委員会を代表して、中村生涯学習部長にご挨拶をお願いいたします。

○生涯学習部長　改めまして、おはようございます。

梁瀬委員長を初め、総務文教常任委員の皆様には、日頃より教育行政の推進に関し、格別なるご理解、ご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

本日ご審議いただく案件につきましては、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算のうち、教育委員会所管部分でございます。説明につきましては、まず歳出について学校教育部、生涯学習部の順で、所属長より申し上げます。その後、教育委員会全体の歳入についてご説明を申し上げます。

また、説明に当たりましては、着座にて説明をさせていただきたいと存じますので、併せてよろしくお願いをいたします。

何とぞ慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

―――――――――――――――――――――

△議案第７号について

○委員長　初めに、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中、教育委員会所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、学校教育部所管部分の歳出について、初めに、岡部教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長　それでは、議案第７号　令和７年度行田市一般会計歳出予算中、教育総務課所管の歳出説明について説明申し上げます。

予算に関する説明書の222ページをお願いいたします。

10款教育費、１項１目教育委員会費は、教育委員会の運営に関する経費でございます。

次の２目事務局費の説明欄の◎事務局費は、教育長以下、学校教育部事務局職員の人件費などの経費でございます。

新規のものとして、本市の教育行政全般にわたる需要な施策に関し、支援をいただくため、専門員として教育アドバイザーを設置するための報酬を計上しております。

225ページをお願いいたします。

12節義務教育学校施設整備基本構想作成業務委託料は、義務教育学校の設置を進めるに当たり、施設整備に関する基本的な考え方を示す基本構想を策定するものでございます。

230ページをお願いします。

２項１目学校管理費の説明欄の◎小学校管理運営費（教育総務課）は、小学校12校の管理運営費でございます。

233ページをお願いします。

ページ中ほどの◎校舎維持管理費は、小学校施設設備の修繕・管理に係る経費でございます。

234ページをお願いします。

２目教育振興費、説明欄最初の◎教育振興助成費は、児童１人１台のタブレット端末の借上料や要保護・準要保護世帯及び特別支援学級に在籍する児童に対する就学援助費でございます。

次に、３目学校建設費の説明欄◎校舎等新設改良費は、忍小学校、見沼小学校の給食用エレベーターの改修工事や埼玉県が実施する忍川の河川工事に伴う下忍小学校の給水管工事を予定しているものでございます。

次に、３項１目学校管理費、説明欄の◎中学校管理運営費（教育総務課）は、中学校８校の管理運営費でございます。

237ページをお願いします。

ページ中ほど、説明欄の◎校舎維持管理費は、小学校同様、中学校の施設設備の修繕、管理に係る経費でございます。

238ページをお願いします。

２目教育振興費の説明欄の◎教育振興助成費は、生徒１人１台のタブレット端末の借上料や要保護・準要保護世帯及び特別支援学級に在籍する生徒に対する就学援助費を計上したものでございます。

次の３目学校建設費の説明欄の◎校舎等新設改良費は、埼玉中学校、西中学校の職員室等のエアコン更新工事、忍中学校、長野中学校の電話交換機の更新工事等を予定しているものでございます。

次に、少し飛びまして263ページをお願いします。

５項１目保健体育総務費、説明欄２つ目の◎学校保健費（教育総務課）の18節少年スポーツ振興事業交付金は、中学校８校の運動部活動の振興に対する交付金、その下の児童生徒医療費補助金は、要保護児童生徒に対する補助でございます。

以上、教育総務課所管の歳出予算の説明とさせていただきます。

○委員長　ありがとうございました。

次に、石﨑教育指導課長、お願いいたします。

○教育指導課長　それでは、一般会計歳出予算のうち、教育指導課所管部分につきまして説明を申し上げます。

225ページをお願いいたします。

説明欄中ほどの◎小中学校指導費でございますが、１節会計年度任用職員報酬は、算数、数学、国語、外国語等の授業における複数指導を実施し、学力の定着を図ることを目的に配置する学習支援員の報酬のほか、学校図書活動推進教員等の報酬でございます。

７節委員謝金は、いじめ問題対策連絡協議会や学力・体力向上推進委員会、学校運営協議会委員会などの委員謝金、その下の謝金は、部活動外部指導者謝金、不登校対策担当チーム会議謝金、教職員研修の謝金、部活動の地域クラブ化実証事業指導者への謝金などを計上したものでございます。

10節の消耗品費は、児童・生徒のいじめ対策事業である学校生活についての調査、ｈｙｐｅｒ－ＱＵを実施する費用などでございます。

続きまして、227ページをお願いいたします。

一番上から２つ目、12節ＩＣＴ支援員派遣委託料は、学校における効果的なＩＣＴの活用について総合的に支援するため、専門性を有する支援員の配置を委託するもの、その下の水泳授業実施委託料は、プール施設の老朽化が著しいこれまでの南小、見沼小、北小、忍小の４校に加え、新たに東小、太田小学校の２校の水泳授業を民間のスイミングスクールに委託して行うものでございます。

18節の５行目、学校応援団推進事業補助金は、学校の活性化を図るため、各小中学校の学校応援団活動に対して補助金を交付するものでございます。

次の◎特別支援教育推進費（教育指導課）は、１節の３行目、会計年度任用職員報酬など、特別な支援が必要な児童・生徒の支援のために配置するきらきらサポーター31人分の人件費が主なものでございます。

また、12節の一番下、看護師派遣委託料は、配慮を要する児童に看護師１名を配置するための委託料でございます。

一番下の◎人権教育指導費は、学校における人権教育に要する経費で、前年度と比較し４万7,000円の増額でございます。

続いて、229ページをお願いいたします。

一番上の◎ホップ・ステップ・ジャンプ外国語教育事業費から名前を変えました英語のできる行田っ子育成事業費は、前年度と比較して2,058万1,000円の増額で、増額の主な要因は、11節の手数料、中学２年生の英語力を検定するＧＴＥＣの受検料と12節の英語教育強化事業委託料を新たに加えたことによるものでございます。

主な内訳でございますが、１節会計年度任用職員報酬などＡＬＴ12人分の人件費、12節、２行目の外国語指導員派遣業務委託料は、市内幼稚園に外国語指導員１名を派遣する委託料でございます。

少し飛びまして、235ページをお願いいたします。

２つ目の◎教育振興費の13節著作権使用料は、インターネットを活用した授業における著作物の利用に係る著作権使用料、その下のＯＡシステム利用料は、現在も使用している授業支援ソフトのライセンス料でございます。

続いて、239ページをお願いいたします。

一番上の◎中学校管理運営費（教育指導課）は、いじめ・不登校対策事業の一環として各中学校に２人ずつ配置するさわやか相談員の人件費が主なものでございます。

３つ目の◎教育振興費の10節消耗品費は、中学校教科書採択に伴い、新たに教師用教科用図書と指導書を購入する費用でございます。

13節著作権使用料は、インターネットを活用した授業における著作物利用に係る著作権使用料、その下のＯＡシステム利用料は、現在も使用している授業支援ソフトのライセンス料でございます。

次に、少し飛びまして263ページをお願いいたします。

５項１目保健体育総務費で、説明欄の最初の◎学校保健費（教育指導課）でございますが、１節の報酬は、内科、眼科、耳鼻科及び歯科の学校医59人分と薬剤師14人分の報酬、７節の２行目、学校医謝金は、児童・生徒の健康診断に係る学校医への謝金でございます。

10節の消耗品費は、学校保健用消耗品の購入費用を計上したものでございます。

11節の２行目、手数料は、児童・生徒、教職員の定期健康診断に係る手数料や学校環境衛

生に係る各種検査手数料でございます。

13節のＡＥＤ借上料は、全校に２台ずつ配置するためのリース料でございます。

18節の日本スポーツ振興センター共済掛金は、学校の管理下で発生した事故における治療費等の保険給付に係る共済掛金でございます。

以上で、教育指導課所管部分の歳出についての説明を終わらせていただきます。

○委員長　ありがとうございました。

次に、飯田学校給食センター所長、お願いいたします。

○学校給食センター所長　それでは、令和７年度行田市一般会計予算のうち、学校給食センター所管部分について説明申し上げます。

予算に関する説明書の264ページをお願いします。

５項３目学校給食センター費は、学校給食センターの管理運営に係る経費を計上したもので、前年度と比較して2,411万円の増額となっております。増額の主な要因は、学校給食センターの設備改修工事費用の増額によるものでございます。

右ページの説明欄の◎学校給食センター管理運営費の主なものを申し上げます。

10節、４行目、賄材料費は、給食食材の購入費でございます。

12節、１行目、学校給食委託料は、調理業務や配送、配膳業務等の委託料でございます。

14節、設備改修工事請負費は、老朽化している簡易自動消火装置の更新工事及び学校給食センターの照明ＬＥＤ化工事に係る経費を計上したものでございます。

なお、照明ＬＥＤ化工事は継続費を設定し、令和７年度及び令和８年度の２カ年での工事を予定しております。

17節の給食用器具購入費は、調理室で使用する冷蔵コールドテーブル、運搬車、移動台などを購入するものでございます。

以上で、学校給食センター所管部分の説明とさせていただきます。

○委員長　ありがとうございました。

次に、篠田教育支援センター所長、お願いいたします。

○教育支援センター所長　それでは、教育支援センター所管部分につきまして、細部を説明させていただきます。

227ページをお願いします。

説明欄のやや下の◎特別支援教育推進費（教育支援センター）の７節謝金は、発達に課題がある幼児・児童に対して公認心理士や療育指導員が早期療育ステップ教室を行うための謝

金で、前年度と比較し95万1,000円の増額でございます。

続いて、228ページをお願いします。

３目教育支援センター費4,492万8,000円は、昨年度に比べ750万1,000円の増額でございます。

右ページ説明欄をご覧ください。◎教育支援センター管理運営費の主なものを申し上げますと、１節の会計年度任用職員報酬は、センター所長、適応指導教室ウイズの指導員等の報酬で、指導員を１名増やすなど、ウイズ教室の指導の充実を図るため、昨年度より351万7,000円の増額となっております。

続いて、12節の調査測量設計委託料100万円は、支援センターの照明ＬＥＤ化工事設計業務委託であります。

次に、231ページをお願いします。

14節施設設備工事請負費464万9,000円についてでございますが、昨年、旧星宮小学校に移転を完了し、業務を開始したところですが、設備の老朽化による不具合が幾つか見つかり、そのうち、受電設備、浄化槽など修繕に比較的費用がかかるものについて計上したものであります。

以上で、教育支援センター所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長　ありがとうございました。

続いて、生涯学習部所管部分の歳出について、初めに、近藤生涯学習課長、お願いいたします。

○生涯学習課長　それでは、生涯学習課所管の歳出予算の内容について説明申し上げますので、238ページをお願いいたします。

４項１目社会教育総務費ですが、右ページ説明欄の◎社会教育一般管理費は、主に人件費などの経常経費でございます。

241ページをお願いします。

一番上の◎生涯学習課関係経費の主なものを申し上げますと、１節報酬は、社会教育委員12人分及び会計年度任用職員３人分の報酬でございます。

次に、10節のうち２行目、電気料及びその下の上下水道料、11節の郵便料、電話料、手数料及び水質検査手数料並びに12節に計上している警備委託料以下、10項目の各種委託料は、旧須加小学校の維持管理に係る費用を見込んだものでございます。

243ページをお願いします。

説明欄、上から２番目の◎青少年教育費は、放課後子ども教室を初めとして、少年の主張大会などの各種事業費を計上したもので、18節は、ぎょうだこどもまつり、二十歳を祝う会実行委員会、青少年育成事業及び子ども会育成事業への補助金または交付金でございます。

次の◎生涯学習推進費は、18節の行田市民大学活動支援事業補助金など、４事業及び２団体に対する補助金または交付金でございます。

次の◎はにわの館管理費の12節指定管理料は、一般社団法人行田おもてなし観光局への指定管理料でございます。

２行下の14節設備改修工事請負費は、館内空調設備の更新工事でございます。

次の◎産業文化会館管理費の12節指定管理料は、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団への指定管理料でございます。

少し飛びまして、246ページをお願いいたします。

３目人権教育推進費は、人権同和教育に関する啓発及び同和対策集会所の維持管理や事業に要する経費を計上しております。

右ページ説明欄の１節報酬は、同和対策集会所運営委員32人及び集会所指導員２人分の報酬、７節謝金は、同和対策集会所４箇所の管理人に対する謝金及び人権教育講座、集会所事業に係る講師謝金でございます。

12節の一番上、講演委託料は、人権教育講演会の講師委託料でございます。

生涯学習課の説明は以上でございます。

○委員長　ありがとうございました。

次に、野口スポーツ振興課長、お願いいたします。

○スポーツ振興課長　次に、スポーツ振興課所管の歳出予算の内容について説明申し上げます。

260ページをお願いいたします。

５項１目保健体育総務費のうち、右ページ説明欄の◎スポーツ振興費でございますが、主なものを申し上げますと、１節委員報酬は、スポーツ推進委員30人、スポーツ推進審議会委員12人の報酬として、７節の３行目、褒賞品費は、市民体育祭や駅伝競走大会など各種スポーツ大会に参加した方々への参加賞や記念品代として、13節自動車借上料は、生涯スポーツの推進を目的として実施しているウォーキング事業などの際に必要となる大型バス２台分の借上料でございます。

263ページをお願いいたします。

18節の５行目、鉄剣マラソン大会開催事業交付金600万円は、事業に係る委託経費等、物

価高騰による支出増が見込まれることから、前年度と比べ100万円増額してございます。

262ページをお願いいたします。

２目体育施設費は、体育施設管理運営のための費用で、前年度と比較して５億7,030万円の増額となっております。増額の主な要因は、総合体育館メインアリーナ等空調設備設置工事を初め、各種改修工事等に要する経費を計上したことによるものでございます。

右ページ説明欄の◎施設管理運営費の主なものを申し上げますと、11節保険料は、体育施設利用者に係る損害保険掛金、12節の１行目、調査測量設計委託料は、総合体育館の照明のＬＥＤ化工事設計委託として計上したもの、３行目の体育施設指定管理料は、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団への指定管理料、その下、ＯＡ機器保守点検委託料は、体育施設の施設予約システム運用に係る費用で、13節器具・機材借上料は、総合体育館トレーニング室のトレーニング機器及び富士見公園野球場スポーツトラクターのリース料でございます。

265ページをお願いいたします。

備考欄の一番上、土地借上料は、下須戸運動場の土地借上料、14節の設備改修工事請負費は、定期点検により不具合を指摘されている総合体育館のＶＣＢ（真空遮断機）等更新工事、メインアリーナ等空調設備設置工事や総合公園庭球場のシェルター設置工事、同じく照明ＬＥＤ化工事及び総合公園弓道場の経年劣化等による安土改修工事、門扉改修工事、板塀改修工事及び照明設備設置工事に係る費用を計上したもの。

17節の事業用器具費は、経年劣化により不具合を生じております総合公園野球場のスコアボード用端末の更新や老朽化により修繕が不可能となった各種用具などの購入等に係る費用でございます。

以上、スポーツ振興課、歳出の説明とさせていただきます。

○委員長　ありがとうございました。

次に、酒井文化財保護課長、お願いいたします。

○文化財保護課長　文化財保護課の所管部分について説明申し上げますので、244ページをお願いいたします。

４項２目文化財保護費の右ページ説明欄の◎文化財保護費でございますが、前年度と比較して318万5,000円の減額となっております。その主な要因といたしましては、旧須加小学校の管理に要する経費を生涯学習課へ移管したことによるものでございます。

内訳の主なものを申し上げますと、１節の３行目、会計年度任用職員報酬は、市内の遺跡

発掘調査や出土遺物の整理を実施するための人件費でございます。

10節の２行目、印刷製本費は、発掘調査報告書や日本遺産関連事業におけるパンフレットやポスター等の作成に要する経費として計上したものでございます。

次に、12節文化財調査委託料は、市内の歴史的建築物の調査並びに埋蔵文化財、出土遺物の保存処理を実施するための委託料でございます。３行下の日本遺産活用コンテンツ開発委託料は、日本遺産を中心とする本市文化財の多言語解説の整備等を行うためのもの、その下の文化財公開業務委託料は、旧忍町信用組合店舗の公開業務を委託するもの、その下の日本遺産ガイダンスセンター運営委託料は、栗代蔵に設置しております日本遺産ガイダンスセンターの運営を委託するものでございます。

次に、247ページをお願いいたします。

13節の３行目、器具・機材借上料は、発掘調査に使用する油圧ショベルなどを借り上げるための費用でございます。

18節の下から２行目、伝統芸能保存継承事業補助金は、ささら獅子舞やその他民俗芸能の保存団体に対し、運営費や機材の修理費用等について補助するものでございます。

以上で、文化財保護課の説明を終わらさせていただきます。

○委員長　ありがとうございました。

次に、新井教育文化センター所長兼中央公民館長、お願いいたします。

○教育文化センター所長兼中央公民館長　それでは、教育文化センター及び中央公民館所管部分についてご説明申し上げます。

248ページをお願いいたします。

４目教育文化センター費は、教育文化センターの施設維持及び管理運営に係る費用を計上したものでございまして、前年度と比べ１億4,397万5,000円の増額でございます。増額の主な要因としましては、みらい全体の照明ＬＥＤ化工事に要する経費を計上したことによるものでございます。

右ページ説明欄の◎教育文化センター管理費の主なものを申し上げます。

12節施設管理委託料は、施設管理を初め、舞台業務委託、緑地管理に要する委託経費を計上したものでございます。

２行下の清掃委託料は、文化ホールを初め、みらい全体の清掃に係る委託料でございます。

その下の各種委託料は、それぞれ設備等の点検業務に係る経費を計上したものでございます。

14節の２行目、設備設置工事請負費でございますが、受変電設備改修、中央監視装置更新工事及び教育文化センターＬＥＤ化工事に要する費用でございます。

250ページをお願いします。

５目公民館費でございますが、中央公民館及び地域公民館の管理運営に係る経費を計上したものでございます。

右ページ説明欄の◎中央公民館管理運営費でございますが、これは管理運営に必要な経費でございまして、主なものを申し上げますと、１節の３行目、会計年度任用職員報酬は、中央公民館に勤務する会計年度任用職員の報酬でございます。

次の◎地域公民館管理運営費でございますが、地域公民館の管理運営に必要な経費でございまして、主なものを申し上げますと、１節会計年度任用職員報酬は、地域公民館16館の館長、生涯学習推進員、主事及び協力員の報酬でございます。

253ページをお願いします。

12節、上から２行目、清掃委託料以下、各委託料につきましては、地域公民館16館に係る清掃等の施設管理の委託料を初め、各種点検業務に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。

14節設備改修工事請負費でございますが、これは地域文化センターのロビー兼談話コーナーの空調改修工事に係る工事費でございます。

次の◎中央公民館振興事業費は、中央公民館が主催します実用講座、将棋大会などの事業に要する経費でございます。

255ページをお願いします。

説明欄の◎地域公民館振興事業費は、各地域公民館で実施します講座などに要する経費でございます。

次の◎施設維持補修費でございますが、これは、各地域公民館の施設設備に係る修繕料でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長　ありがとうございました。

次に、松田図書館長、お願いいたします。

○図書館長　それでは、図書館所管部分についてご説明申し上げますので、説明書の254ページをお願いいたします。

６目図書館費は、図書館の運営や管理に要する経費を計上したもので、右ページ説明欄の

◎図書館管理運営費の主なものを申し上げますと、１節の３行目、会計年度任用職員報酬から４節の３行目、労働保険料まで及び８節の１行目、費用弁償は、図書の貸出し、返却等を行う会計年度任用職員25人分の人件費でございます。

10節の１行目、消耗品費は、主に新聞、雑誌、官報などの購入費用でございます。

12節の１行目、ブックスタート事業委託料から、257ページをお願いいたします。13節の３行目、ＡＥＤ借上料までは、主に図書館業務に係るシステムの保守点検やシステム利用料、機器借上料などの経費でございます。

17節の２行目、図書費は、図書資料の購入費用でございます。

左のページ、256ページをお願いいたします。

７目視聴覚ライブラリー費は、視聴覚ライブラリーの運営に係る経費でございます。右ページ説明欄の◎視聴覚ライブラリー運営費の主なものを申し上げますと、17節ＤＶＤ等購入費は、教育・生涯学習用ＤＶＤ等、資料の購入費用でございます。

図書館の説明は以上でございます。

○委員長　ありがとうございました。

次に、鈴木郷土博物館長、お願いいたします。

○郷土博物館長　続きまして、郷土博物館の歳出について説明いたしますので、256ページをお願いします。

８目博物館費は、前年度と比べ8,160万7,000円の増額でございます。増額の主な理由でございますが、老朽化した高圧受変電設備の更新や館内の照明のＬＥＤ化の工事、博物館の外壁の改修工事の設計委託料を計上したことなどによるものでございます。

右ページ説明欄の◎博物館管理運営費のうち主なものを申し上げますと、１節の会計年度任用職員報酬は、受付、展示解説員６人と事務補助員１人の報酬でございます。

12節の調査測量設計委託料は、博物館外壁改修の設計委託料、次の産業廃棄物処理委託料と公共施設等廃棄物収集委託料は、高圧受変電設備の変圧器に使用されている低濃度ＰＣＢの処理に係る費用です。次の警備委託料から259ページの５行目、自動ドア点検保守委託料までは、施設の維持管理に必要な委託料を計上したものでございます。

14節の設備改修工事請負費は、高圧受変電設備の更新と館内照明のＬＥＤ化の工事費でございます。

次に、説明欄の◎博物館振興事業費は、博物館の展示事業や普及事業などに係るものでございます。主なものを申し上げますと、１節の会計年度任用職員報酬は、博物館収蔵資料の

調査や保存、活用に係る１人分の報酬でございます。

10節の印刷製本費は、テーマ展及び企画展の図録やポスター、チラシなどに係る印刷経費でございます。

12節の資料整備委託料は、館蔵資料を展示するための資料修復の費用、次の資料運搬委託料は、テーマ展及び企画展に係る展示資料の運搬費用でございます。

13節のＯＡシステム利用料は、博物館収蔵資料をデジタルアーカイブ化し、インターネットで公開することに伴うクラウドの使用料でございます。

以上で、郷土博物館の説明とさせていただきます。

○委員長　ありがとうございました。

続いて、教育委員会所管部分の歳入について、一括して、岡部教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長　それでは、教育委員会所管の歳入予算について説明申し上げますので、34ページをお願いします。

ページ一番下、13款１項６目教育使用料は、各施設の使用料及び入館料でございます。

40ページをお願いします。

14款２項５目教育費国庫補助金の１節教育総務費補助金の教育支援体制整備事業費補助金は、配慮を要する児童の看護師配置に係る補助、その下の英語教育強化事業補助金は、ＡＩを英語の授業等で活用するための実証研究に係る経費の補助でございます。

２節小学校費補助金及び３節中学校費補助金の一番下、学校施設環境改善交付金は、小中学校のエアコン更新工事に対する補助でございます。

４節社会教育費補助金の埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金は、個人住宅等の建設に伴う発掘調査や遺跡出土品の整理、保存に係るもの、その下の文化財資源活用事業費補助金は、日本遺産を中心とする本市文化財の多言語化解説整備等に係る補助でございます。

48ページをお願いします。

15款２項８目教育費県補助金の２節中学校費補助金のいじめ・不登校対策充実事業補助金は、中学校に配置するさわやか相談員の雇用に対する補助金でございます。

次の３節社会教育費補助金の埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金は、発掘調査や出土品の整理作業に係るもの、その下の地域教育力活性化事業費補助金は、放課後子ども教室事業に対する補助でございます。

54ページをお願いします。

17款１項１目１節ふるさと納税寄附金の説明欄、上から２行目、クラウドファンディング型ふるさと納税寄附金及び２節企業版ふるさと納税寄附金は、総合公園弓道場の照明設備設置工事に係る経費及びお披露目式開催に係る経費について、広く募集し、改修後の施設のさらなる利便性向上を図るものでございます。

60ページをお願いします。

20款４項１目雑入の１節学校給食費納付金は、学校給食の食材料費を保護者等に負担いただくものでございます。

62ページをお願いします。

５節委託金収入の説明欄４行目、文化財発掘調査事務委託金は、企業などの事業用地開発に係る発掘調査費用が企業側の負担となることから、発掘調査や出土品整理に充てるための委託金でございます。

70ページをお願いします。

21款１項８目教育債は、説明欄に記載の各施設設備の改修事業の財源として、それぞれ借入れを計上するものでございます。

以上、令和７年度一般会計予算中、教育委員会所管分についての説明とさせていただきます。

○委員長　以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

再開時間は10時35分でお願いいたします。

午前　１０時　２４分　休憩

午前　１０時　３４分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質疑を行います。

質疑につきましては、１回３つぐらいでお願いできればと思います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

１番　香川委員。

○１番　香川委員　ご説明ありがとうございました。

それでは、３点まで、ページ数の若いページからよろしいですか。まず、223ページの事務局費の１節の中で、新たに教育アドバイザーをということだったのですけれども、この方

はどのような方を選択されるのか、まずそれをお願いいたします。

それから、次のページ、225ページの小中学校指導費の７節の謝金の外部講師ということだったのですが、外部講師を招いているのは重々承知していますけれども、生徒数の減少によって部活動もなかなかままならない状況だと思いますけれども、行田市の教育委員会としては、外部講師による指導というものをどのように捉えて、今後も踏まえた上で捉えているのかお願いしたいと思います。

それから、次の227ページの特別支援教育推進費の謝金ですが、ステップ教室ということで、発達障害等の就学前、また、小学校１年生ということですけれども、幼児、児童に対してということですけれども、報道でも出ているように非常に発達障害というものの捉え方が広くなってきたので、非常に増えてきているのかと思うんですけれども、その辺の状況をお願いしたいと思います。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

初めに、岡部教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長　教育アドバイザーに関するご質疑にお答えいたします。

教育アドバイザーにつきましては、本市における教育課題や教育行政全体にわたる特に重要な施策に対して、政策的な見地から調査していただいたり、あるいは助言をいただいたりというような支援をいただくことを考えておりますので、そういったことに関して専門的な知識や経験、それから、識見のある方を選任したいと考えております。具体的には、英語教育、小中一貫教育、教員の指導力向上、いじめ・不登校対策といった幅広く助言等をいただきたいと考えておりますので、そういったところに知識のある方を選任したいと考えております。

以上でございます。

○委員長　次に、石﨑教育指導課長。

○教育指導課長　それでは、香川議員の質疑にお答えします。

まず、外部指導者につきましては、今現在、中学校８校に18名配置しております。今後、次年度から休日の部活動を地域移行していこうということで今事業計画を進めておりまして、地域クラブ化という形で進めるのですが、それを進める上では地域人材の確保というのは非常に重要でございまして、いずれこういった外部指導者の方たちが部活を地域移行したときに、指導者になっていただければというところで、ある程度の確保を今後も進めていきたいということを考えております。

以上でございます。

○委員長　次に、篠田教育支援センター所長、お願いいたします。

○教育支援センター所長　先ほどご質疑いただきましたステップ教室についてでございますが、今年度も２月末現在で今43名の子どもが利用しているところでございます。指導回数は、２月末現在でも574回ほど指導しているという状況です。委員ご指摘のとおり発達障害とか、発達にバランスが悪いといいますか、偏りがあるお子さんが増えているという、そういう印象が私としてはあります。

さらに、このステップ教室は保護者も一緒に教室に来ていただいて、保護者が子どもの様子について現状に気づいていただける、そういう機会になっているのかな、要は小学校１年生に上がったときに集団行動がなかなか難しいお子さんであるということに保護者が気がついて利用していただく保護者が多いと、そういう意味で、いわゆる小１ギャップだとか、あとは特別支援教育の必要があるのではないかとか、そういうことを気づいていただくための教室ということで重要になっているのではないかと感じております。

以上でございます。

○委員長　１番　香川委員。

○１番　香川委員　最初の教育アドバイザーの件ですけれども、それはそういった人材を紹介していただけるような場なのか、会社なのか、そういったものがあるのだと思うんですけれども、あるのでしょうか。

それと、先ほどのステップ教室の件ですけれども、保護者の方に気づいてもらうということがまず第一かと思うんですけれども、前に群馬大学の教授のお話を伺ったのですけれども、数年前までは保護者自体が自分のお子さんがそういう発達的に障害があるというのを認めたくない保護者の方が多かったと、でも、今は先生から答弁いただいたように保護者の方も同伴していただいて、うちの子どもに少しそういうものがあるのかなという気づきを、気づいてもらうということが非常に大事だと思っているのですけれども、中には認めたくないというような保護者もまだ数としてはいらっしゃるのでしょうか。

以上、その２点だけお願いします。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

初めに、岡部教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長　教育アドバイザーの選任に関して、そういった人材を紹介するような企業の活用ということだったのですが、現時点では直接教育委員会のほうでそういった方がいない

かという人選を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長　続きまして、篠田教育支援センター所長、お願いいたします。

○教育支援センター所長　委員ご指摘のとおりだと思います。ただ、やはり最近はそういう発達障害ということがあるということを広く世間が知っているということで、心配される保護者も非常に多くなったと感じています。ただ、委員ご指摘のとおり、学校へ行ってもうちの子は大丈夫でしょうということをおっしゃる保護者もいることは確かですが、割合としては気づく保護者または認める保護者が増えてきたと感じております。

以上でございます。

○委員長　他に質疑ございますか。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　ちょうど関わりもありますので、引き続きで私のほうから３点ほど分けて伺いたいと思います。

まず１点目は、先ほどの香川委員の質疑でもありましたけれども、部活の地域移行の関係で、225ページの謝金のところに１つ予算としては計上されているわけですけれども、ほかにも部活の地域移行に当たっての予算がどこに計上されているのか。次年度、新年度で事業と言っていいのかはあれですけれども、この事業移行の関連事業では、具体的にどこの学校のどういう部活について地域の移行を施行するのか。今後の構想想定も改めてどう考えているのかも含めて、新年度で具体的に行おうとすることをまず伺いたい。これが１点目。

２点目ですけれども、やはり教育アドバイザーについて伺いたいのですけれども、これは新規事業と捉えていいのかと聞いていて思いました。具体的には何人を、これ配置という言い方はちょっとふさわしくないと思うんですけれども、何か委員会みたいなのを開いてやるのか、どういう形態で実際の助言をいただく形になるのか、ちょっとイメージが見えないものですから伺います。

３点目、225ページの12節の義務教育学校の基本構想の策定業務の委託に関してですけれども、本会議の質疑でも行ったのですが、改めて伺いたいのは、完成はいつ頃を予定しているのかという点と、この構想に盛り込まれる内容、カラー刷りのきれいな資料も頂いておるところですけれども、どのようなものをここに盛り込まれるのかというのをより具体的に、詳しく教えていただきたいと思います。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

初めに、石﨑教育指導課長、お願いいたします。

○教育指導課長　村田議員のご質疑にお答えします。

まず、部活動の地域移行がどこの予算でということで、まず、謝金のほうに外部指導者の謝金として20人分、１人１年で３万円掛ける20人ということで60万円、それから、部活動の在り方検討委員会、来年はちょっと名前を変えて部活動地域移行運営協議会みたいな形にしようと思っているのですが、これが13名分、5,000円ということで、協議会のほうは６万5,000円、それから、部活動地域クラブ化実証事業、指導者の謝金ということで２名分、30万円掛ける２名、この方に休日の地域クラブを運営していただこうということで２名分で60万円になっております。

それから、その下の需用費になります、その中で消耗品、地域クラブ化で消耗品を使いますので、地域クラブの実証事業の消耗品費として10万円を計上しております。また、部活動の外部指導者の保険料ということで、役務費の中に５万2,220円ということで、そういったところです。

主に地域移行に関わる部分ですと、指導者の謝金の30万円掛ける２名分、それから、消耗品費、使う用具類とか、それで10万円ということで計上してございます。

どの学校について、どの部活動を休日の地域移行かということで、まだ具体的にどの学校と言えるような、今、検討というか協議を進めていまして、一応部活動については２つ検討してございます。ただ、どこの設置というところまでは詳しくまだここで出せないような状況でございます。

以上でございます。

○委員長　続いて、岡部教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長　まず、教育アドバイザーの件でございますが、こちらは現時点では１名を配置する予定でございまして、非常勤の専門委員という形での選任を考えております。業務といたしましては、業務の必要に応じてこちらにおいでいただくというような、そのようなところをイメージしておりまして、これから選任された方との調整も必要となってまいりますが、定期的においでいただいて助言をいただくであるとか、あるいは教職員や市の職員に対しての講演、研修といった内容でおいでいただくことも考えております。この点に関しては以上でございます。

続きまして、義務教育学校の基本構想の件でございますが、こちらは新しい学校における校舎であるとか、教室の配置であるとか、施設に求められる機能であるとか、そういったこ

とを具体的に示す、これから新たな学校を造っていく上での設計工事を進める中での基本的な考え方を示すものでございます。施設整備に関する構想計画というような位置づけでございます。

以上でございます。

○委員長　完成はいつぐらい。

○教育総務課長　失礼いたしました。令和７年度中に完成させる予定でございます。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　義務教育学校の基本構想の業務の設定ですが、令和７年度中の完成というのは随分ゆっくりしているのではないかという印象として思ったのですが、全体のスケジュールとしてはそういう手順で、今後の進捗で問題ないのかというのが、ちょっと聞き方が大ざっぱですけれども、改めてスケジュール的にいいのでしょうかというのを確認と。内容については改めて伺ったところですけれども、現在の個別計画を策定するに当たって、追加の補正予算で専門の方のアドバイスをもらうということで予算をつけて、その中には建築関係の専門化の方に入ってもらって、こういう説明をいただいていたかと思うんですが、今のご説明の限りでいうと、多くの部分が個別計画、今作成が終わろうとしている個別計画の中にも当然それが配慮されて盛り込まれているような内容にも聞こえるのですが、本会議でも質疑いたしましたが、個別計画とこの基本構想のすみ分けといいますか、さらに発展的に個別具体的な考慮、配慮も入れた、そういうハード的な構想だということですが、そこの切り分けといいますか、違いといいますか、もう少しご説明をいただきたい。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

岡部教育総務課長。

○教育総務課長　まず、スケジュールの質疑でございますが、令和７年度中に基本構想を策定いたしまして、その後、基本設計であるとか、また、具体的な工事へと進めていく予定でございますので、まずは令和７年度中に基本構想を策定すると、そういうスケジュールを考えております。

続きまして、内容についてでございますが、個別計画を策定するに当たっての専門業者の支援を受けているという点でございますけれども、まず、個別計画については新しい学校をどこに設置するかというところを決めるわけですが、その場所について、例えば建築的な知見から、そこでの新しい学校の設置が可能かどうかというような、そういった部分でのアドバイスをいただいているところでございます。それを受けてこれから個別計画を策定するわ

けですが、策定した後、決まった場所にどのような形で校舎を配置するのかとか、その中にどういった教室が整備されるのかとか、そういったところを決めていくのが基本構想であるとすみ分けをしているところでございます。

以上でございます。

○委員長　石﨑教育指導課長、お願いいたします。

○教育指導課長　申し訳ありません。先ほど村田議員の部活動の地域移行化ということで、１つ費用のほうが抜けておりまして、今、地域移行の先進市の視察費も計上しておりまして、普通旅費の中に新潟県新潟市と静岡県掛川市のほうに視察に行って、勉強して持ち帰ってこようということで、視察費も入ってございます。これが約９万円ぐらいということで、２市です、よろしくお願いします。すみませんでした。

○委員長　村田委員、ご了解を。

他に質疑ございますか。

２番　駒見委員。

○２番　駒見委員　まず、３点ご質疑させていただきます。

主要施策のほうからの予算になると思うんですけれども、まず、そちらの24ページの学力向上支援事業と、それから、予算でいうところの223ページになると思います。ちょっと基本的な感じで、私もこちらの職に携わらせていただいて令和５年、そして去年ということで見させていただいておりまして、これで令和７年度の予算立てということになります。実は、概要の内容がずっと同じ文章で、学校が減ったというところで職員予算の数が減ったという部分もあるとは思うんですけれども、こちらを３年間やっていて、どんな感じの効果があったかという、学力向上に対して、そちらが聞けたらお願いします。

続きまして、２点目といたしまして、同じページの主要施策のいじめ・不登校対策事業です。こちらも概要の文章が同じでして、かなり不登校とかというのが、この間、会派で文部科学省に行った際の勉強会では、国もいじめ・不登校に関しては苦慮しているということもお聞きしました。そんな中で、本校のこの対策に取り組んでいる状況での成果というのですか、今、公立小・中学校ではどの程度の方がいらっしゃって、そのうちの何％がウイズ教室とか、さわやか相談室を使っているのかというのが分かったらお願いいたします。

３点目といたしまして、主要施策の26ページの英語のできる行田っ子育成事業ですけれども、こちらも前のホップ・ステップ・ジャンプ外国語教育の事業から名前が変わった理由が１点と、それから、そこの中にＧＴＥＣ、中学校２年生を対象にした授業が入ったためと僕

も独自解釈はしたものの、逆に去年の僕が石﨑課長にご質疑したときは、幼稚園とか、小さい頃からの取組でそういった効果を見ていくということだったのですけれども、逆にこの中学校のＧＴＥＣは別事業として考えなかったのでしょうかというのをお伺いできればと思います。

以上です。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

初めに、石﨑教育指導課長、お願いいたします。

○教育指導課長　駒見委員のご質疑にお答えします。

まず、学力向上支援事業の成果というところで、学力向上についてこういう事業をしていて成果があったのかと、支援員の配置で正直学力が今年度は全体的に落ちてしまっているという現状があります。だから、この事業が本当に成果があったかと、私どもが自信を持って成果があったとは言いづらいところですが、ただ、勉強が苦手な子ども、学力低位の子どもたちの学力の伸びというのは非常に伸びている現状がありまして、これは県の伸びとも遜色ない、一番課題なのは中盤の伸びがちょっと停滞しているというところで、中位層の伸びをどう上げるかというのは我々も今後考えて、そこに視点を置いてやらなければいけないのですけれども、そういった低位を底上げするという意味では非常に効果があったのかと、もともとは基礎基本がなかなか定着できない子たちには支援をしていただくと、それがメインで、それによって教員の負担軽減にもなる、そういった低位のほうを底上げしてくれる、細かく丁寧に見てくれるということで、教員の負担軽減にもなるというところで配置しておりますので、そういった意味では効果はあったのかなと考えております。

それから、２つ目、いじめ・不登校の対策事業ということで、委員がおっしゃるとおり、不登校の数が年々増えております。不登校の数を出しますと、今年度はまだ言えないのですが、昨年度の件数でいいますと小学校45名、中学校は136名、小学校はプラス６名、中学校がプラス４名、合わせまして計181名、増減でプラス10名ということで増えているような状況です。コロナになってから非常に増加傾向にございます。これを何とかしようということで、対策事業をとっておるところです。この事業が結局、不登校の子どもをそのまま登校にというところまではいかないまでも、こういった子たちが全く学校と接触ができなかったのが学校と接触できるようになった、あるいは支援センターにつなげることができたとかということ、教室には行けないけれども相談室に通えるようになった、さわやか相談員を通して相談室で学習ができたりとか、あと、学校によってはステップアップルームということで、

そこに教員を配置できている学校がございます。県のほうから加配をいただいていて、そこに教員を１人配置して、そこに不登校の子どもが行くとか、そういうことで、いろんな意味でこの政策は成果が出ているのかと、不登校の数の削減というところまではいっていないのですけれども、引き籠もっている子を学校を通じて、ひいては学校の教室の一歩手前ぐらいまでは行っているという意味では、この事業の成果は出ているのかということを感じております。ほかにも、スクールソーシャルワーカーを２名配置しておりまして、そういった方に家庭訪問を一緒に学校側とやっていただいてつなげていただいているとか、あるいは不登校対策担当チーム、チームで課題のある子のケース会議等をやって支援につなげるとか、そういった成果は出ているのかなと感じております。

それから、３点目の英語のできる行田っ子の名前ということで、一番は行田市長がそういうことをまず、英語のできる子どもたちにしたいんだという思いがあったこと、それから、小・中学校だけでなくて小さいうちから、幼稚園の頃、幼少期の頃から英語に親しむ子どもたちということで、そういった幼少期の部分から英語教育に親しんで、幼稚園、小・中学校を含めて、高校はなかなか支援まではいかないですけれども、総ぐるみで支援して英語ができるというところまで、まだそこまでいっていませんけれども、そういった子どもたちをつくりたいというところで名称変更を、ホップ・ステップ・ジャンプ外国語教育から英語のできる行田っ子教育事業ということでございます。

それから、ＧＴＥＣにつきましては、英検をやめたときに一番はＧＴＥＣを考えたところです。そのときには予算化まで行き着かなかったところがございます。でも、このＧＴＥＣのお話ししますと、英語の４技能、読む、聞く、書く、話す、これの技能をしっかり測定できるスコア型試験ということ、それから、個別指導に非常につながるというところで生徒の弱点とか課題が明らかになって、どこに力点を置いて学習に取り組むべきかが分かる、個人としては、また、教師は生徒の個別評価によって、指導方法のどこに課題があるのかが分かって指導方法の改善を図る、そういった意味では非常に成果が期待できる試験になるのかなと。このスコアから英語３級合格以上程度ということで、ＣＥＦＲ　Ａ１という数値があるのですけれども、これが中学卒業の英語の学力程度と言われて、これもどれぐらいに相当しているかとか、あとどれぐらいいけばここに到達するのかという数値も分かりますので、そういった意味でＣＥＦＲを上げる資料にもなるということで、これを入れるという意味はあるのかなと考えてはいたところですけれども。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長　続きまして、篠田教育支援センター所長。

○教育支援センター所長　それでは、不登校の件に関しまして、石﨑課長に補足したいと思います。

先ほど委員のほうからご指摘があったとおり、全国で不登校は非常に増えているというのが現状で、本市も今、課長が申し上げたとおり、令和５年度で中学校136人という数字が出ております。

ウイズ教室の利用状況ですけれども、小学生はウイズ教室というよりも教育相談体制をとっているのですが、ウイズ教室に相談に来た者が45人中11名で58％、そのうち何らかの形で学校に行くことができたのが９名ということで82％です。中学校については、136人中、ウイズ教室を利用した子どもたちは37名で27％、そのうち何らかの形で学校復帰を果たした子が20名、54％となっております。

今の不登校の生徒は、学校で何かがあって、嫌なことがあって行かなくなるというよりは、もともと学校に最初から行けなくなってしまうという子が多いので、私どもも学校復帰を目指すというよりも、社会的自立を支援するという方向も含めて指導しているところでございます。

以上です。

○委員長　２番　駒見委員。

○２番　駒見委員　それぞれありがとうございました。

学力向上に関しては、先ほど石﨑課長のほうからご答弁いただいた部分でご理解させていただきました。であるなら、こちらは希望とか要望ですけれども、その概要の中に前回、またはこれまでの反省を踏まえた中で、今度はこれを加えましたみたいな一文とかがあると、いろいろバージョンアップしているんだなというのがありますので、今後概要をつくるに当たっては、それぞれ取り入れていただければなと思いました。

そして、英語のできる行田っ子、去年、私もお伺いして、幼稚園からということで、今年もどんな成果が出ているかと思ったら、小林議員がこの間、議会で議案質疑しておりましたので、ＧＴＥＣの結果は聞けたのでよかったんですけれども、先ほど、ただ課長から予算がつかなかったということで、今後、ぜひそういった学力向上の部分にもつながると思うので、教育委員会でも何とか取り組んでいただければと思います。

取りあえず、そこまでについては以上です。

○委員長　他に質疑ありますか。

篠田教育支援センター所長。

○教育支援センター所長　申し訳ございません、先ほど数字が間違っておりました。小学生の不登校の数が45名はあっているんですが、ウイズ教室を利用した児童数が11名で、58％と先ほど申し上げたんですが、25％の誤りでございます。申し訳ございませんでした。

以上です。

○委員長　他に質疑ございますか。

３番　新委員。

○３番　新委員　駒見委員とかぶってしまうようなところが多いんですが、先ほど伺ったところは省いて深掘りのところで、まず学力支援事業、当初予算の概要で言うと24ページになるんですか、まずこの部分で、先ほど低い層は伸びたが、中盤が落ちてしまったというようなご答弁あったと思うんですけれども、教育委員会としては、どちらを伸ばすことが全体の学力向上につながっていくとお考えなのかを伺えたらと思います。

あと英語に関してもいろいろありまして、次の26ページ、こちらで、まず概要のほうを見ると、確かにＧＴＥＣであったり、生成ＡＩというようなものはあるんですけれども、例えば行田っ子のできるというのは、この内容を見ると学力的な英語ができるというような意味なのか、それともしゃべれたりとか、そういったスピーチ能力があるのを英語ができると定義しているのかを確認させていただきたいと思います。

次に、いじめのところも聞きたいなと思っていたところがありまして、実際、今年もそろそろ卒業式の時期ですけれども、かなり卒業式も今、朝と昼でやっていたりとか、分かれてやっているような状態ですけれども、合計で181人というと、本当に１つの学校ぐらいの感覚です。この子たちは勉強というのは、実際どうしているのかなというのが聞きたいのと、家で自宅学習で学校の子たちと同じことをやっているのか、それともウイズ教室で同じようなところまでカバーできているのか、学習状況のところを伺えたらなと思います。

取りあえず以上でございます。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

石﨑教育指導課長。

○教育指導課長　それでは、新委員の質疑にお答えします。

行田市としては学力向上ということで、今、中位層の伸びがちょっと低い、下位層は伸びがそこそこあるということで、どこというのはなくて、下の子も中盤も伸ばしたいというのが正直、欲張りかもしれませんが、低位だけでは上がらないというのもよく分かりました。

中位層を伸ばすというところをやっていかないと、低位層も伸びていかない。低位層だけじゃ中位層は伸びないということで、中盤を全体的に伸ばして、下も伸ばすと。両方伸ばすというのが欲張りですけれども、そうしないと学力向上にはつながらないというのがよく分かりましたので、中位層にも視点を当てて、特に個別最適な学びと協働的な学びの充実というのが国からも言われております。

また、話合い活動ですとか、協議する、お互い協議して授業を深め合うというような、そういう授業形態をどんどん普及というか、各学校に広めまして、本市も授業を変えて、子どもたちの学力を高める。もちろん学習支援員の力も借りるといって、総合的に伸ばしていきたいと考えております。

それから、ＧＴＥＣで英語のできるを確保ということで、全て４技能を伸ばしたいところですけれども、話せるというのがないと目標が達成できないんだなと、一番我々もそうですけれども、勉強してある程度英語は読めるんですけれども、会話がいきなりとんとんというところができない。会話が、スピーチができる、表現力にもなると思うんですけれども、最終的には英会話がちゃんと成立するというところになるのかな。おのずときっと書く力とか読み取る力もついてくるなど、最終目標はそこに当てて、また、ほかにＡＩを使って学習も進めていくことを考えています。これも英語のスピーチ、こういった繰り返しの練習などをして、子どもたちに英語の表現力、英会話力をつけさせたいという思いがございます。

それと、不登校が非常に多いような状況で、勉強はどうなっているのかということで、委員からがご心配の話がありました。各学校は子どもたちと毎日会話できる子もいるし、そうでない子もいます。学習の状況とかを把握しながら、各学校とも不登校支援をやっているわけです。

最終的には、この子たちの進路選択というのがございます。それには家で何もやらないというわけにもいきませんので、タブレットを使ってドリル学習はできます、これは本人に渡せば。それから、もちろん学校からの課題もお伝えしたりですとか、それをまた拾い上げてやり取りするとか、そういった把握はしているのかと思います。もちろんウイズ教室で、通える子はウイズ教室でも学習指導、教員の資格を持った者が入っていますので、学習指導を進められているところです。

また、不登校の子の進路の報告が上がってきていますけれども、通信制の高校が割と多いですけれども、通信制の高校に進むということで、中学卒業しても高校進学という子どもが非常に多うございます。

そういったことで、学習の学力保障も我々もしていかなくてはいけないし、子どもたちにも一人でも学習できる力というか、機会をちゃんと与えるということで進めて、今後もそれは進めていかなければいけないと考えています。

以上でございます。

○委員長　３番　新委員。

○３番　新委員　ありがとうございます。思いのこもったご回答ありがとうございます。

まず、順番にですけれども、学力向上に関しての恐らく学習支援員を配置したことで、低い層はある程度向上が見られたということだったんですけれども、中位層が今後、今年の予算の中で伸ばしていこうというときに、具体的にどういう施策が、この中だと読み取れないので、どういったことをやれば中位層が上がってくるのということを伺えますでしょうか。

英語のできる行田っ子、英語に関しても、こちらも似ているんですけれども、先ほど話すことが大事だとおっしゃっていたので、私も発表の場というか、アウトプットできて、どんどん使える場というものをつくっていかなければ、ただ勉強するだけでは点数がいいだけで終わってしまうだろうなと思っていまして、こういったアウトプットする機会みたいなのは、生成ＡＩぐらいしか今のところは具体的にはない状態ですか。それとも何かスピーチコンテストがあったりだとか、ディベートをつくるだとか、そういった何か考えはあるのかを聞きたいと思います。

そして、最後は不登校に関しては意見ですけれども、昨年も私、この委員会の中で義務教育学校の中でハード面ばかりでソフト面がないよなというような意見を言ったんですけれども、実際、こういった不登校であればあるほど、通信制というのはいわゆるウェブ上で授業を受けたりだとか、自宅にいながら授業が受けられるというようなことも多いので、行田市のほうもＩＣＴを進める中で、こういった不登校の子たちが学びやすいような環境をつくっていくってすごく大事かと思っていますので、今後の課題だと思いますが、やっていっていただきたいなと思います。

学力向上と英語の２点だけお願いします。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

石﨑教育指導課長。

○教育指導課長　新委員さんのご質疑にお答えします。

まず、中位層を伸ばすにはどうしたらということで、考えがあるのかということで、先ほども言いましたけれども、授業改善、個別最適な学びというのをある程度できるようになっ

てきた、１人タブレット端末１台というところで。これには協働的な学び、友達と意見交換したりとか、友達のいいところを学んで自分の思考を増やしていくとか、プラスしていくとか、そういう繰り返しが大事だなと思います。

ちょうど今、授業支援ソフトを入れました、ミライシードという中に。これが、中にオクリンクという自分の意見を送るということでオクリンクといいますすけれども、それを送ることでみんなの意見がばっと画面上に見られて、子どもたちも見られる。そういったものを積極的に使った授業を進めたりして、自分の意見だけじゃなくて、友達の意見を取り入れたり、あるいは友達の意見に対して、自分の意見を踏まえて、また意見が言えたりというところ、そういうやり取り、意見交換がちゃんとできるような授業、そういうものをやることで、そのトレーニングの上に中盤の子たちも上がっていくのかなと。もちろん持ち帰りでドリルパークというのがまたありまして、これのドリル、ＡＩというかタブレットを使った、ＩＣＴを使った教育も入れ、低位層には学習支援員の力を借りてということで、ベストミックスと言いますか、両方の力を借りながら、ＩＣＴ、学習支援員の力を借りて学力向上を進めていくのがいいのかなと、思っているところでございます。

それから、英語はアウトプットする場面という話がありました。まず、今年もやったんですけれども、小学生のイングリッシュファン、イングリッシュサマーファンという、夏休みに子どもたち募ってＡＬＴと一緒に英語で触れよう、オールイングリッシュで触れ合う活動をやったりしております。そういった機会を、サマーファンだけじゃなくて、似たような機会をたくさんつくりたいと。

あと、他国、ほかの国の子どもたちと交流できる、これはいきなり国に行くことはできないんですけれども、ＩＣＴを使って他国との交流のやり取り、そこで英語で話す機会を持つとか。実際、今年もＡＬＴさんが１人、非常に一生懸命やっている方がいて、他国と交流を持った学校もあるんです。なので、そういう機会をたくさんつくっていくというのが大事なのかなと。もっと、最終的に広げて行田の観光、忍城辺りに行って、外国人を案内するとか、最終的な目標はそういうところになるんでしょうけれども、なかなかそこまではすぐには行き着かないので、まずやれることを広げていきたいなというところで、アウトプットの機会、新委員のおっしゃるとおり、もう断然少ないので、授業の中で英会話、英語の活用が進められるよう、そういう機会が増えますよう、我々も考え、施策に盛り込んでいく必要があると思っておりますので、必ず増やしてまいります。

以上でございます。

○委員長　他にございますか。

大屋副委員長。

○副委員長　いろいろご説明ありがとうございます。

私のほうから主な概要ということでの、まず24ページになります。

上から２番目の校務支援システム活用事業ということであります。まず１つ目として、前年度、学校校務ＤＸ事業が、名前が変わって校務支援システム事業になったのということと。あと、昨年度もし同じであれば、昨年度はＯＡシステムの構築委託料ということで１億5,000万円近く計上してありましたけれども、令和７年度は構築ができたので、それを活用するためのシステムの保守ですとか、システムの利用料ということでの予算計上という形でいいのかどうかということ。

次に、主な事業概要の54ページの放課後子ども教室事業ということであります。

今年度で全て、全12校で子ども教育事業の放課後ということになっているんですが、昨年度見沼小ということで、予定が入っていたんですが、実際運用事態に問題がなく実施できたということを聞きたいんですけれども。

以上です。お願いします。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

岡部教育総務課長。

○教育総務課長　まず、校務支援システムに関するご質疑にお答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、今年度構築をいたしました。構築できましたので、今後活用していくという趣旨でございまして、構築に係る経費は令和６年度で、令和７年度はその活用に係る経費を計上しているところでございます。そのため、名称もこのような名称の変更ということでご認識いただければと思います。

以上でございます。

○委員長　次に、近藤生涯学習課長。

○生涯学習課長　放課後子ども教室の関係でお答え申し上げます。

放課後子ども教室につきましては、本年度開設が10校となっております。来年度は２校新設をいたしまして、全12校での開催となるということでございます。新規の２校につきましては、見沼小と下忍小でございます。見沼小につきましては、今年度の開設を実は見込んでおりましたが、コーディネーター、スタッフ等の人材がちょっと確保に至らず、今年度には実現ができませんでした。ただ、令和７年度からの実施は予定をしております。

以上です。

○委員長　大屋副委員長。

○副委員長　それぞれご説明いただきまして、分かりました。

見沼小は実施できなかったということで、来年度放課後子ども教室ということで、期待されている方も多々いらっしゃいますのでお願いします。

以上です。

○委員長　他に質疑ございますか。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　確認的な質疑もありますので、４点伺いたいと思います。

まず、１点目ですけれども、予算説明書の223ページの事務局費の委員報酬ですが、たしか今年度の当初予算では委員報酬が23人分の計上だったかと思うんですが、教育アドバイザーが１人新しく増えるとしても、残りあと６人分というのは、どちらの委員が増えるのか、あるいは、欠員だったものが増えるのか、その辺の事情といいますか、状況をお答えいただきたい。

２点目が、説明書の227ページ、ＩＣＴの活用推進事業、概要のほうが分かりやすいかもしれませんね、概要ですと26ページの２段目のところですけれども、端的に言って概要の説明の中に事業支援システムというのがあって、協働的な学びと個別最適な学びを推進、こういう言葉が出てきているんですが、先ほどの質疑の中にも同じような言葉が出てきて、これと関連したお話なのかと思うんですが、ここの考え方といいますか、どういうことをやって、何を目指すのということをお聞きします。

３点目が、その下の概要で、英語のできる行田っ子です。

まず、１点目は、ベネッセ社のＧＴＥＣ、これを導入するようですが、どういうことをやってくれるという概要は分かったんですが、ほかの同じようなソフトを開発している類似ソフトと比較して、こちらを選んでいるのかと思うんですが、決定、なぜここになったのか、優位性というんでしょうか、そういうものがあればお聞かせいただきたいのと。

ＧＴＥＣを使って試験をやって、４技能の４つの側面のテストができる。それから結果が出てきて、個別最適な教育指導法をそこから探し出すことができるというんですけれども、ＧＴＥＣがどこまでやってくれるのか。こういうところが弱点というふうに点数化して出てきて、それを先生が読み込んで、じゃ、この生徒にはここを中心にした教え方にしようというふうにやるのか、それともＧＴＥＣで点数化した弱点とか、特徴が見えて、こういうカリ

キュラムというか、こういうことを教えるようにという、そこまで出して先生に提供してくれるのか。ＧＴＥＣがどこまでやってくれるのかです。

３点目が、概要の説明の中に、生成ＡＩで効果的に活用する授業、こうあるんですけれども、具体的にこういうことですというのがあれば、そこをお聞きしたい。

最後、説明書の239ページに教育振興費の10節消耗品費が2,500万円強入っているんですが、私、聞き漏らしてしまったんだったら、すみません、もう一度お伺いしたいんですが、ここに2,500万円、今年度予算には入っていないようですけれども、予算を移行しただけなのか、あるいは何か、特別な金額が大きいものですから、伺います。

以上です。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

岡部教育総務課長。

○教育総務課長　それでは、委員報酬の人数の関係でございます。

こちらの委員報酬の中には、公立学校通学区域等審議会の委員報酬が含まれておりまして、現在、公立学校通学区域等審議会は12名の委員で構成されておりますが、来年度任期満了を迎えますので、改選期を迎えるということで、こちら審議会については18人以内という規定がございますので、規定どおりのぎりぎりまで任用した場合には18人ということで、ここの部分が増えているというようなところでございます。

以上でございます。

○委員長　次に、石﨑教育指導課長。

○教育指導課長　村田委員さんのご質疑にお答えします。

まず、協働的な学びでどういうことをやって、何を伸ばすという話だったですけれども、まずＩＣＴを使った学び、先ほど言いましたけれども、ミライシードという授業支援ソフトを入れることで、友達の意見を全部の意見をぱっと瞬時に見ることができます。自分の意見と比較したり、あるいは付加するといいますか、友達の意見をさらに参考にさせてもらったりということで、そこに考える思考力が高まったり、あるいは次に表現する力が生まれたり、そこで話合いが進みますので、表現力も育成される、思考力も高められるということで、それが学力に結びつくということで、そういった協働的な学びを通して学力を上げるというのが、一番の目的でございます。

それから、２番目にＧＴＥＣの優位性ということで、まずどこまでやってくれるのかと。まずは教師向けの研修会をやります。ＧＴＥＣはこういうような特徴があって、こういうよ

うな活用の仕方で子どもたちをこんなふうに伸ばせるということで、それには教員の授業を、この結果を基にこうやって変えていってほしいというようなお伝えを皆さんにしてやらないと、まずもって分からないです。委員おっしゃるように狙いについても、しっかり教員にも分かってもらい、活用についても分かってもらう。そのための研修会を教育委員会で実施するということでご理解いただければと思います。

それから、生成ＡＩでどういうことができるというところで、例えばＡＩを活用して英語の学習サービスということですけれども、家庭のパソコンとかスマートフォンを使って、いつでもどこでも隙間時間を使って、ＡＩとコミュニケーションを取る、壁打ちと俗に言っていますけれども、壁打ちをすることで練習、英会話の練習が簡単にできるという、誰でも。子どもたちのタブレットを使ってできるという、そういった１つ例を挙げます。

あと、英語の会話の出来を判定してくれる、個人個人のどれぐらいいいですよとかといったところで採点をしてくれるような力もＡＩ、英語学習クラウドというんですけれども、これには含まれているというところで、１つ例を挙げますとそういったところでございます。

それから、消耗品費については、先ほど説明しました指導書の購入費用が入ってでかくなっている。ただ、金額がそこに載せたのは多いんですけれども、さらに精査して議会には上程しました。

以上でございます。

○委員長　村田委員、大丈夫ですか。

○５番　村田委員　大丈夫です。

○委員長　他にございますか。

３番　新委員。

○３番　新委員　まず概要の24ページの校務支援システム活用事業、先ほど大屋副委員長がご質疑していたところで、１つ深掘りをしたいのが、今年から活用していくというふうな、はっきりとおっしゃっていたので、負担軽減や業務効率化というようなのはどの程度見込んでいるのでしょうか。伺えますか。

次に、概要でいうと56ページの日本遺産魅力発信事業についても同じような感じにはなるんですけれども、発信事業ということで、昨年度の同じような事業を拡充していくというようなことになっていくと思いますけれども、昨年度実際どのぐらい発信できたのか。何か数字的な成果であったり、今年度どれだけ広げていくというところがあれば伺えますでしょうか。

以上、２件お願いします。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

岡部教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長　校務支援システムに関するご質疑でございますが、具体的に効率化はどの程度図られるのかというようなご趣旨かと思いますが、当面は教員の時間外勤務がどの程度減らされたというようなところで、まずは図ってまいりたいと思います。校務支援システムの直接的な効果ではないかもしれませんが、それによって教員の指導力が上がり、子どもたちの学力が上がるというところが最終的な目的でございます。とはいいながらも、当面は教員の業務時間の短縮というか、効率化というところで指標を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長　次に、酒井文化財保護課長、お願いいたします。

○文化財保護課長　日本遺産魅力発信事業のご質疑についてお答え申し上げます。

まず、今年度日本遺産のほうにつきましては、周遊系事業といたしまして、日本遺産クイズラリーということで、日本遺産に対する問題を10問程度質問し、構成遺産を巡りながらクイズを解いてもらう、そういったような周遊イベントや、あとは足袋蔵巡りのスタンプラリーということで、それぞれの構成遺産を巡ってもらって、スタンプを集めて、いろいろ景品というか、そういったようなものをお渡しするような、そういったような周遊イベント、また日本遺産の日に行くガイドと巡る足袋蔵めぐりということで、ふだんは開けていない、今年度で言えば武蔵野銀行の支店の貴賓室は、平日しかなかなか開けられないところでございますので、そういったところを見られるような形のツアーを開催したりしたところでございます。

それぞれ、周遊系につきましては、大体約200名弱程度の参加がございまして、日本遺産のガイドと巡る足袋蔵めぐりツアーにつきましては、ツアーなので定員を20名程度と想定いたしまして、実際来ていただいた方は12名という形で実施したところでございます。

また、展示系につきましては、学校で日本遺産の巡回展示等を行いまして、こちらについては小学校等で６校実施したところでございます。ちなみに、市内小学校のほか、埼玉大学教育学部附属小学校ということで、さいたま市にございます市外の学校でも実施したところでございます。また、公民館でも巡回展示については行いまして、文化祭の開催に合わせて３館で実施したところでございます。

さらには、それぞれいろんなイベント、時代まつりのイベント等に合わせて、そういった

ような巡回展示も実施したところでございまして、来ていただいた方にはそういったところでご覧いただいたところでございます。

なお、令和７年度につきましては、こういった事業を拡充という形で進めていく中で、基本的には継続して行うところではございますが、特にスタンプラリーとかの巡る事業につきましては、実際、令和６年度が初めて開催というところで、なかなか周知等も徹底できなかった部分もあって、開催、実施、来ていただいた方も200名弱というところで、ここら辺のところで、広くもっと多く参加していただくために、事前に告知等を広く行いながら、またさらに今まで開けていない蔵を開けていただくような形の努力をしながら、拡充していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長　３番　新委員。

○３番　新委員　ありがとうございます。

最後、改めて１点の確認ですけれども、どちらも基本的に仮説であったり、目標みたいなのは特に立てずにやっていて、やってみた結果、どれだけになったというのを最終的に調査するというようなスタンスでいくというような認識で、どちらの事業もよろしいでしょうか。その確認だけお願いします。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

岡部教育総務課長。

○教育総務課長　校務支援システムに関しましては、単純に教員の勤務時間の短縮というところだけではなく、いかにそれが後、子どもたちの学力につながるかというところもあるかと思います。ご指摘のとおり、取りあえずやってみてという感は否定はできませんが、これまでの状況の中で教員がどれだけ時間外勤務をやっているかというところを一つの基準として、今後、そこがいかに削減されたかというところから、まずは図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長　新委員、よろしいですか。

もう１点。酒井文化財保護課長。

○文化財保護課長　目標につきましては具体的になかなか示せないところはあるんですけれども、実際、周遊イベントのほうにつきましては、天候等の部分もあって、なかなか実績が伴わない部分もあることも想定されますが、現状といたしましては、令和６年度以上の人数を

集めることを目標に進めていきたいと思います。

また、巡回展示につきましても令和６年度以上のものを実施していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長　他に質疑ございますか。

４番　町田委員。

○４番　町田委員　265ページの学校給食センター管理運営費のところでお伺いします。

学校給食の回数は大体決まっていると思うんですけれども、令和７年度の回数と１食分当たりの小・中学校の費用と、それに伴う、月によっては給食費の集金の金額が違うと思うんですけれども、平均を教えていただければ、令和７年度ので結構ですのでお願いします。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

飯田学校給食センター所長。

○学校給食センター所長　町田委員のご質疑にお答えいたします。

令和７年度の学校給食の回数ですけれども、190回を予定しています。１食当たりの給食費の単価ですけれども、１食当たり小学校が238円、中学校が281円となります。給食費は１カ月小学校が4,100円、中学校が4,850円となっておりまして、こちらについては月額なので、例えば７月とか給食回数が少ないときでも定額を徴収しているところです。

以上です。

○委員長　４番　町田委員。

○４番　町田委員　物価高騰等があるとは思うんですけれども、小学校の238円と中学校の281円というのは学校給食センター運営費が含まれない部分ですね。賄い費の部分ということでよろしいですか。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

飯田学校給食センター所長。

○学校給食センター所長　お答えいたします。

先ほどの１食当たりの238円と241円につきましては、皆様から頂く給食費からの試算になります。これが１食先ほど申した金額となります。賄材料費からの給食１食単価にしますと、今回の賄材料費の金額は３億1,526万9,000円ありますので、１食当たりの単価にしますと、小学校が286円、中学校が337円。内訳としまして、小学校分が48円が市費負担、中学校分は56円が市費負担となります。

以上です。

○委員長　４番　町田委員。

○４番　町田委員　そうすると、賄材料費の部分は、純粋に物価高騰の部分を市のほうが補助しているというイメージでいいということになりますか。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

飯田学校給食センター所長。

○学校給食センター所長　お答えいたします。

学校給食費の歳入から先に説明いたしますと、学校給食費の歳入が２億5,984万5,000円となっております。賄材料費が３億1,526万9,000円、差額が5,542万4,000円あります。こらちの差額分が公費負担という形になりまして、こちらの分を市費で負担している形になります。

以上でございます。

○委員長　他に質疑ございますか。

１番　香川委員。

○１番　香川委員　１点だけお伺いします。

241ページの生涯学習課関係経費の10節の電気料から、これは旧須加小の管理運営費ということですけれども、公募したときに民間が手を挙げなかったということもあって活用が決まっていないんですけれども、教育委員会としては将来的に何か構想はあるのでしょうか。

以上です。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

近藤生涯学習課長。

○生涯学習課長　旧須加小の管理費に関してのご質疑にお答えいたします。

旧須加小に関しましては、市長の権限に属する事務の一部を行田市教育委員会に委任する規則の第２条第18号におきまして、旧須加小学校の施設の管理に関することが教育委員会に委任をされているという状況でございます。ですので、施設の所管自体はあくまでも総合政策部財産管理課という形になっておりまして、施設の管理運営費に関して教育委員会の予算で計上しているというところでございます。

ですので、今後の予定につきましては、教育委員会は先ほど申し上げたとおり管理を委任されているという立場でございまして、今後の方針についてお答えできる立場にはございませんが、担当課におきましては改めて広く活用策を検討していくと伺っております。

以上でございます。

○委員長　他に質疑ございますか。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　予算書の243ページ、18節の大学等連携事業補助金、例年実施しているものかと思うんですが、なかなか見えてこないんですけれども、今年度どんな事業に対して補助をしているのか。次年度は具体的な内容をある程度相手先とも詰めた上での予算計上かと思うんですが、どんな内容が想定されているのか。これをまず１点伺いたい。

２点目、文化財保護費ですけれども、概要では56ページで、予算書ですと245ページに当たりますけれども、ここの新規の拡充の部分について伺いたいんです。日本遺産活用コンテンツ開発料ということで、これはパンフレットか何かをつくって、それを多言語の内容でつくるのかなと読んだのですが、違うのかな。それを改めて教えてほしいんです。

何点、何種類というのかな、パンフレット、リーフレットのたぐいを何種類つくるのか、１種類だけなのか。多言語というのは何カ国語を予定しているのか。印刷部数も、想定持っているでしょうから教えていただければ。

３点目ですけれども、博物館振興事業、概要の57ページです。たしか物販コーナーの場所を拡充するという説明があったかと思うんですが、受付の位置が奥のほうの壁際に移って、今、受付と物販コーナーがあるところの全体が物販コーナーに広がる、そういうふうに私は受け取ったんですが、それでいいのかという点と、実際上、受付業務が今の私が聞き取った想定でいうと壁のほうに行って窮屈にならないのか。いや、こういうふうにやるから大丈夫なんですというところを伺いたいと思います。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

鈴木郷土博物館長。

○郷土博物館長　村田委員のご質疑にお答えいたします。

物販コーナーですが、現在、玄関を入りましてすぐの右手側でいろんなものを売っておりまして、その先に受付があるんですけれども、物販コーナーと受付を通り越した壁際ですね、その先に移しまして、受付の場所は現在のままということになります。

以上でございます。

○委員長　次に、近藤生涯学習課長。

○生涯学習課長　大学等連携事業補助金の質疑にお答えいたします。

令和６年度の実施事業に関しましては、先日３月８日の土曜日に、おもしろものづくり教室をものづくり大学の主催で実施をいただいております。内容といたしましては、タイルを

使ったコースターづくり、また、小さい箱庭づくり、それと木工の椅子作り、そういった教室を開催いただきまして、延べ90名の参加をいただいたところでございます。

令和７年度に関しましては、このおもしろものづくり教室をさらに大きく開催したいという意向も伺っておりますので、事業的にはかなり規模を拡大して、同様にものづくり大学のほうで行っていただけるという想定でおります。

以上でございます。

○委員長　次に、酒井文化財保護課長。

○文化財保護課長　日本遺産活用コンテンツ開発委託の多言語化のご質疑についてお答え申し上げます。

まず、多言語化する内容のものでございますが、日本遺産ホームページのほうの、現状でも英語、フランス語、中国語の繁体語・簡体語ということで４カ国語で実施しておりますが、そちらのほうを改めて観光庁基準の多言語化という形で予定しております。

その観光庁基準といいますのが、単純に日本語を英語等に翻訳するだけではなく、訪日外国人に観光資源の魅力が伝わるような、文化財の持つ歴史的な意味やストーリー、また、日本独自の精神性や文化など、情報を踏まえて解説文をつくる、そういったような多言語化を実施するところでございます。また、ホームページ以外にも、まちなかにあります日本遺産の案内板、説明板のほうの部分についても同様な形でさせていただきたいと考えております。

また、現状、先ほど４カ国語で実施しているとお話し申し上げましたが、さらに韓国語のほうを１カ国語追加する予定でございます。さらに、多言語化の事業に併せて、この開発事業の中では足袋工場内の様子を体感できるＡＲの事業も予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長　他にございますか。

村田委員、どうぞ。

○５番　村田委員　では引き続き、まず、人権教育推進費で伺います。予算説明書ですと247ページです。これは昨年も聞いておるんですけれども、同和対策集会所での事業で行われているもの、謝金で具体的に予算計上されておると思うんですが、今年度どのような内容のものを実施して、新年度は何かそれを変える、あるいは新しい要素、そういうものがあるのか。講演の分野ですとか実施に当たって、その点について伺います。

それから、249ページの13節の自動車借上料、これは同和事業としての小学生を対象とした課外学習のためのバスの借り上げかと思うんですが、今年度の事業の状況と新年度はこの

予算計上してどういうところを想定しているのかをお尋ねします。

次が図書館関係です。予算説明書の255ページです。１節の報酬ですが、今年度当初予算書と比べますと委員の数が次年度は１名減になっているように読んだんですけれども、これは削減になるのか。どういう理由なのか、あるいは削減になるのならどの分野の方が削減になるのか。その辺の事情をお聞かせください。

次に、13節使用料及び賃借料、それから17節の備品購入費、次の255ページにまたがりますが、電子書籍の利用料ですとか図書費、両方合わせるとほぼ例年、今年度と同額を確保されているのかなと思うんですけれども、市民の方からの図書のリクエスト、たくさんあると思うんですが、それにきちっと応えられている額なのかどうかという点で、今の現状とともに、この予算で大丈夫なのかお聞かせいただきたい。

３つ目、体育施設費、概要の58ページ、総合公園弓道場の改修の関係ですが、企業版ふるさと納税とかクラウドファンディング型、これらを財源として活用するというところに着目して伺うんですが、特定財源のその他400万円がそれに当たると思うんですけれども、具体的にはこれはどういう工事に充てるのか。一部説明ではありましたけれども、改めてその点から伺いたいと思います。ふるさと納税、２種類ある。これを充てる事業といいますか工事といいますか、具体的にどこに充てるのかということ。

ふるさと納税を財源としてやるというのは、今年度あるいは新年度予算等で散見されるようになってきたんですけれども、市あるいは教育委員会として、ふるさと納税を財源に充てる場合の、こういう事業の場合には充てるんだとか、そういう基準、考え方みたいのは持っているのか。それはどういう基準なのかという点を伺いたいと思います。

最後に、265ページの学校給食センター運営管理費ですけれども、学校給食センターの運営委員、これも今回５人になっているんですけれども、今年度予算ですと３人だと思うんですが、これは今度は増員に見えるんですけれども、どういう背景、状況でなのか。新しく充てる人というのはどういう分野の方を充てるのか。この点についてお願いします。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

初めに、近藤生涯学習課長。

○生涯学習課長　それでは、質疑に順次お答えいたします。

まず、人権教育推進費の同和対策集会所事業の内容についてでございます。集会所につきましては、まず、集会所学級といたしまして、各集会所において、例えば太極拳であったり、手芸ですとか生け花ですとか、そういった活動を行っていただいておりまして、ヒューマン

フェスティバルであったり、みなくるフェスタという人権啓発イベントに展示していただく作品としてそれを活用させていただいております。それと、市域内の小・中学校の児童生徒を対象に学力向上学級を実施しておりまして、こちらについては各学校でそれぞれ先生を派遣いただいて実施をいただいているというところでございます。

令和７年度につきましては、基本的には実施内容については変更はございません。ただ、集会所運営委員会等を通して集会所の活用をさらに推進していくということで努めてまいりたいと存じます。

続きまして、自動車借上料です。こちらはバスの借り上げになります。そのうち、学力向上学級の実施小・中学校の交流会ということでバスの費用を計上しておりますが、こちらについては、まず６年度実績を申し上げますと、令和６年８月３日の土曜日に茨城県自然博物館に行っております。参加者は合計75名、大型バス２台で実施をしております。

令和７年度の予定でございますが、行き先については各小・中学校にアンケートを実施した上で毎年決定しておりますので、また新年度になりましたら、そういったアンケートを取った上で行き先を選定してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○委員長　次に、松田図書館長。

○図書館長　村田委員の質疑に順次お答え申し上げます。

初めに、委員報酬の関係でございますが、令和６年度は９名で計上いたしまして、新年度は８名。１名減員とした理由でございますけれども、今年度、図書館協議会委員の更新をいたしまして、選任区分を見直したためでございます。具体的には、これまで教育委員の一人を選任しておりましたが、教育委員は教育委員会全体に関わる職でございますので、個別の審議会の委員になることは望ましくないと見直しを行ったものでございます。それにより９名を８名ということで１名減員にしてございます。

続きまして、２点目の電子図書と図書費の関係でございます。電子図書と図書費の額が前年度と同額であるが、市民からのリクエストに応えられているのかという質疑でございますけれども、図書費につきましては、利用者から図書館が所蔵していない図書の貸出しを希望された場合には、リクエストカードにより依頼を受け付けております。その図書が購入可能なものであれば購入しておるわけですけれども、依頼された図書が販売中止とか、古くて入手困難なものであれば、相互貸借利用により県内の公立図書館から借り受けて利用者に貸出しを行っております。ごくまれでございますけれども、かなり古い図書のため販売がなく、

他の図書館でも所蔵されていないものは、やむを得ずお断りする場合もございます。以上によりまして、全てのリクエストではありませんが、ほぼリクエストには応えられていると考えております。

また、電子図書につきましては、販売されている電子版の種類が限られておりますので、リクエストは受けておりません。要望を伺っております。

以上でございます。

○委員長　次に、野口スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長　クラウドファンディング型ふるさと納税等の活用についてのご質疑にお答え申し上げます。

今回、弓道場の更新工事、全体としては1,000万円を計上してございますが、そのうち弓道場そのものの老朽化等に係る安土の改修と門扉・板塀改修に600万円を想定しているわけですが、これについてはあくまでも施設の修繕として、クラウドファンディングを充てるということは考えてございません。

このリニューアルといいますか、老朽化に伴う施設に600万円を要する関係がございますので、せっかく新しくした施設をもっと有効に活用することができないだろうかということについて考えた中で、和を基調とした施設を活用して、当然弓道としての施設であるので、そこが本命ではありますけれども、文化芸術の振興であったり、そういった中で、例えば和を基調とした和楽器のコンサート、あるいは能であったりとか落語等も視野に入れながらということもあるんですけれども、そういったことであの施設を今後活用していこうということで、それに対して必要となろうものとして照明設備の設置を考え、それに310万円。

今回、こけら落としのお披露目のために、先ほど申し上げました和楽器演奏をする方を、予算書の263ページの施設管理運営費の◎７報償金40万円が、その来ていただく方に対しての報償金として、12節の２行目、音響操作等委託料ということで、そのお披露目のときに必要な音響等をリースして、その操作等に関わる委託料を50万円ということでの90万円と先ほど申し上げました照明の310万円を足した400万円がクラウドファンディング型ふるさと納税及び企業版ふるさと納税で活用するものとしてございます。

教育委員会として、今後これらをどういう基準でということでありますが、施設だけではなく、クラウドファンディングに関しましては、企画政策課等の所管でもございますので、そことこういった事業をする上において協議をしながら進めていくということになろうかと思います。

以上です。

○委員長　次に、飯田学校給食センター所長。

○学校給食センター所長　学校給食センター運営委員会の委員の人数について、委員報酬についてお答えいたします。

まず、運営委員会ですけれども、10人以内をもって組織をしております。今年度、運営委員会の選出区分の見直しを行いまして、現在の選出区分といたしまして、小学校・中学校の校長、小学校・中学校のＰＴＡの代表、小学校・中学校の食育主任、保健所の職員と学識経験者の計10名が組織の選出区分となっております。

組織を見直ししたことによりまして、報酬を支給する対象者が小学校のＰＴＡ代表と学識経験者、合わせて５名分を計上させていただきまして、委員報酬の人数が増えたという形になります。

以上でございます。

○委員長　村田委員。

○５番　村田委員　それぞれありがとうございます。

２点、人権教育推進費の自動車借上料のところで再確認したいんですが、学力向上学級の交流会ということで、一斉に８月３日、75人、大型バス２台を使って、そういう方式でやられた。以前ですと各該当する小学校単位で大型バスで行っていたように思うんですけれども、学力向上学級の交流会ということは、いわゆる同和の事業とは切り離した形で小・中学校ということに広げてやっているのか。そこの同和事業としての位置づけについて再確認をしたい。

最後の１点ですが、体育施設の関係で、様子がよく分かりました。ありがとうございました。その基準というのは特には現時点ではなくて、個別の事業を予算化するなり、そういうときに市長部局、財政当局のほうと協議をしながら進めている。今後についても当面はそういうことだということでよろしいのか。その点の確認です。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

近藤生涯学習課長。

○生涯学習課長　人権教育推進費のバスの借上料の質疑にお答え申し上げます。

市内小中学生交流会に関しては、以前は小・中学校ごとにバスをチャーターして独自に行っていたという経緯がございましたが、現在は市のほうで一括して借り上げて、合同で１回行くという方式に切り替わっております。

これに関しては、対象の小・中学校はあくまでも同和対策地区に存在する小・中学校を対象に、学力向上学級に参加している小中学生を対象に実施しているところでございます。

以上でございます。

○スポーツ振興課長　先ほどのクラウドファンディング型の関係につきましての再質疑についてお答え申し上げます。

現在、企画政策課のほうと協働して進めております。今後におきましても、それにつきましては現状ではそのような形で進めていくと考えております。

以上です。

○委員長　村田委員、大丈夫ですか。

他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中、教育委員会所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後　　０時　１９分　休憩

午後　　１時　１４分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、会計課所管の議案について審査を行います。

まず、吉田会計管理者にご挨拶をお願いいたします。

○会計管理者　皆様、こんにちは。

梁瀬委員長をはじめ委員の皆様には、日頃から本市の会計事務にご理解、ご協力を賜りまして、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、この後議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算のうち会計課所管部分につきまして、蓮沼会計課長よりご説明申し上げますので、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長　ありがとうございました。

△議案第７号について

○委員長　初めに、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中会計課所管部分についてを

議題とし、執行部の説明を求めます。

蓮沼会計課長、お願いいたします。

○会計課長　それでは、令和７年度行田市一般会計予算のうち会計課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の81ページをお願いいたします。

２款総務費、１項１目一般管理費のうち説明欄下から２つ目の◎会計課関係経費の主なものを申し上げますと、23節事務取扱資金は、市税や手数料等を窓口で収納している部署に対して釣銭用資金として支出するものでございます。

次に、86ページをお願いいたします。

４目会計管理費は出納事務に必要な経費で、前年度と比較して1,239万6,000円の増額となっております。この主な要因は、指定金融機関に対して負担する公金振込手数料が半額適用期間の終了等により増額となったことによるものでございます。

右ページ、説明欄の◎出納事務費の主なものを申し上げます。

11節の２行目、通信料は、公金振込等の各種エレクトロニックバンキングサービスで利用するインターネット回線等の利用料、次の保険料は、公金等の持ち運びや保管時の事故等の損害に対応するため加入する保険料でございます。その下の手数料は、出納事務に必要な各種手数料で、先ほど申し上げましたとおり、指定金融機関に対して負担する公金振込手数料の半額適用期間の終了等により、前年度と比較して1,240万8,000円の増額となっております。

公金振込手数料は、指定金融機関が行う債権者口座等への公金の振込に対する手数料で、令和４年度から負担しているものでございます。負担額につきましては、令和４年度から令和６年度までの３年間は一部を除き半額となっておりましたが、その半額適用期間が終了となるものでございます。

17節庁用器具費は、人事異動等に伴う出納員、現金取扱員の領収印の作成費用、18節諸負担金は、埼玉県都市出納事務協議会及び埼玉県北部ブロック都市出納事務協議会への負担金でございます。

次に、少し飛びまして111ページをお願いいたします。

17目諸費のうち説明欄、一番下の◎郵便切手類等購入費は、会計課において販売しております郵便切手類や旅券などの申請手数料で使われる収入印紙の購入費でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして60ページをお願いいたしま

す。

20款諸収入、２項１目市預金利子は、右ページ説明欄になりますが歳計現金預金利子で、金融情勢の変化等に伴い預金金利が上昇したことにより、前年度と比較して320万円の増額となっております。

次に、左ページの一番下、４項１目雑入の２節郵便切手類等売捌収入は、郵便切手類等の売捌収入及び郵便切手類等の売りさばきに係る手数料収入でございます。

次に、66ページをお願いいたします。

15節雑入のうち、右ページ説明欄の上から３行目、会計事務取扱資金回収金は、先ほど歳出でご説明いたしました、各窓口に支出した釣銭用資金を年度末に回収するものでございます。

３行下の生命保険等事務手数料は、職員個人が加入している生命保険料を給料から控除し、会計課において各保険会社別にまとめてお支払いする事務に対して、各保険会社から支払われる事務手数料でございます。

以上で会計課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長　ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第７号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑の申出はございません。質疑を終結いたします。

以上で議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中会計課所管部分についての審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午後　　１時　２１分　休憩

午後　　１時　２２分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、監査委員事務局所管の議案について審査を行います。

まず、石川監査委員事務局長にご挨拶をお願いいたします。

○監査委員事務局長　皆さん、こんにちは。

委員の皆様方には、日頃より監査業務を初めとしまして当事務局所管業務につきましてはご理解、ご協力を賜り大変ありがとうございます。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

△議案第７号について

○委員長　初めに、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中監査委員事務局所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

石川監査委員事務局長、お願いいたします。

○監査委員事務局長　それでは、監査委員事務局が所管する監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会に関する予算についてご説明申し上げます。

着座にて失礼いたします。

まず、歳出からご説明いたします。

予算に関する説明書の94ページをお願いいたします。

２款１項９目公平委員会費は、前年度とほぼ同額の計上でございます。右側説明欄、◎公平委員会運営費は、職員の係る公平審査制度を所掌する行政委員会に係る運営経費を計上しており、主なものは公平委員会の委員３名分の１節委員報酬で、条例により報酬は年額で委員長４万6,500円、委員４万3,000円となっております。

次の８節費用弁償は、委員が委員会へ出席した場合や全国及び関東支部の公平委員会で組織する連合会が主催する総会、研究会へ参加した際にそれぞれ支給するものでございます。なお、委員会の開催は13回分を見込み、計上しております。

次に、少し飛びまして113ページをお願いいたします。

２項１目税務総務費ですが、説明欄の３つ目の◎固定遺産評価審査委員会費は、固定資産評価額に関する不服を審査する行政機関に係る運営経費を計上しており、前年度とほぼ同額計上となっております。主なものは、固定資産評価審査委員会の委員３名分の１節委員報酬で、条例により報酬は日額で委員長が１万1,000円、委員が１万円となっております。

８節費用弁償は、委員が委員会へ出席した場合や固定資産評価審査委員会運営研修会及び近隣市と共同で組織しております、固定資産審査委員会連絡会議へ参加した際にそれぞれ支

給するものでございます。委員会の開催は６回分を見込んでおります。

少し飛びまして124ページをお願いいたします。

６項１目監査委員費でございます。前年度に比べ微増となっておりますが、これは事務局職員の人件費増によるものでございます。右ページ説明欄、◎監査執行費は、監査委員及び事務局職員の人件費並びに監査執行に要する運営経費を計上したものでございます。

１節委員報酬は、監査委員２名分の委員報酬で、条例により監査委員の報酬は月額で代表監査委員が６万8,500円、議会選出の委員が４万3,500円となっております。

２節一般職給から４節一般職共済組合負担金は、事務局職員３名分の人件費でございます。

次の８節費用弁償は、委員が定期監査や例月出納検査業務に出席した際や、各都市の監査委員で組織する都市監査委員会が主催する総会、研修会へ参加した場合にそれぞれ支給するものでございます。

10節消耗品費は、実務の参考として購入している加除式図書の追録や事務用品を購入するための経費、12節工事監査委託料は、工事監査を実施するため、土木、建築などの専門的な識見を有する技術士の資格を有する法人に監査業務を委託しようとするものでございます。

18節都市監査委員会負担金は、各都市の監査委員で組織する都市監査委員会で、全国、関東、埼玉県及び県北４団体がございまして、これに対する年間負担金でございます。

以上が歳出についてでございます。

なお、歳入につきましては全て一般財源を充てておりますので、歳入項目はございません。

以上で監査委員事務局の予算についての説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第７号の質疑

○委員長　次に質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　１点伺いたいんですが、125ページの監査執行費で伺います。

12節の工事監査委託料ですけれども、ただいまご説明いただいたところですけれども、専門的技術を持つ者で言えば市の職員もあるんですけれども、市の職員を監査人とするというのは、監査事務局の監査としては取っていらっしゃらないのか、その理由ですね。

あと、法人に委託をされているということですが、委託先の法人の選考方法についてお願いいたします。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

石川局長、お願いいたします。

○監査委員事務局長　ご質疑にお答え申し上げます。

125ページの12節工事監査委託料についてのご質疑でございました。事務局職員で監査をできないで委託する理由でございますけれども、監査事務局の職員は事務系でございまして、技術調査ができる職員が今のところ配置されていないという状況もあります。さらに、加えまして、技術系職員を配置したとしましても、幅広く専門的な調査にするには限界があるのかなというところもありまして、技術士という国家資格ですけれども、国家資格を有する技術士を有するところでのそういう技術コンサルタントの能力を有しておりますので、そういうところに委託して実施しようとするものでございます。

選定につきましては、工事監査はその性質上、土木とか建築などの専門的知識が必要でございますので、そういう高度な識見とか経験を要する技術士が監査実務を行うことが望ましいということで、その技術士の資格を有している法人、そういう実績がある法人を選定しようとしているところでございます。

以上でございます。

○委員長　村田委員。

○５番　村田委員　ありがとうございます。

１点伺いたいんですけれども、その技術士、高度な国家資格という技術士の資格のある、そして実績のある法人ということですが、例えば、市内の法人ですと利害が一致してしまう、そういうケースですとかあるかと思うんですけれども、関連工事とかには該当しないようなそういう法人の選定方法とか取っていらっしゃるのか、その点を伺います。

○委員長　石川監査委員事務局長。

○監査委員事務局長　お答え申し上げます。

監査法人ですけれども、今年度委託しましたところはＮＰＯ法人というところでございまして、民間の普通の建築土木屋さんとかそういうところではなくて、ＮＰＯ法人ですとか特定非営利活動法人ですとか、そういうところを一般に広く監査業務を実施している法人に対し見積り徴収を行っておりますので、そういう偏った工事監査はないものと認識しております。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中監査委員事務局所管部分についての審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後　　１時　３２分　休憩

午後　　１時　３５分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長　次に、議会事務局所管の議案について審査を行います。

まず、新井議会事務局長にご挨拶お願いいたします。

○議会事務局長　議会事務局長の新井でございます。

総務文教常任委員の皆様には、日頃から議会事務局の業務に対しまして格別なるご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

議会事務局所管の議会費につきましては、お疲れのところ大変恐縮に存じますが、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、説明につきましては、大澤次長から申し上げます。よろしくお願いします。

○委員長　ありがとうございました。

△議案第７号について

○委員長　初めに、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中議会事務局所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

大澤議会事務局次長、お願いいたします。

○事務局書記　議会事務局次長の大澤です。よろしくお願いします。

それでは、説明のほう着座にて失礼いたします。

歳出のほうから申し上げますので、予算に関する説明書の72ページをお開き願います。

１款議会費でございますが、予算額が２億5,373万9,000円で、前年度比182万8,000円の増額となっております。

増減額の主な要因としましては、埼玉県市議会議長会の会長市としての業務が令和７年４月の定期総会及び５月の事務引継会において会長業務が終了すること、また、３市友好都市議員交流事業に係る補助金が減となってはいるものの、人事課積算による役職定年に係る会計年度任用職員分については、現在の所属で予算措置するため、人件費が増となっているものでございます。

それでは、歳出のうち主なものを申し上げますので、73ページの説明欄、◎市議会運営費をご覧ください。

まず、１節議員報酬から４節の３行目、一般職共済組合負担金までは、議長、副議長及び議員18名並びに議会事務局職員７名分の人件費であります。このうち４節の１行目、議員共済会負担金は、負担金率が令和６年度の29.3％から26.9％へと引き下げられたため、約236万円の減額となっております。

なお、議会費では、１節の報酬から４節共済費までの人件費に係る割合が、歳出全体の約９割を占めております。

次に、８節の費用弁償から３行目の研修旅費までは、委員会の行政視察、議長会関係の研修会等へ参加した場合の議員の費用弁償及び職員の旅費等でございます。

次に、９節交際費は、前年度と同額計上でございます。

次に、10節の２行目、印刷製本費は、議会だよりの発行に伴う費用及び本会議会議録の作成に要する経費でございます。

次に、11節の４行目、データ反訳料は、定例会及び常任委員会等の会議録作成に係る反訳料でございます。

次に、12節の１行目、会議録検索システムデータ作成委託料は、市議会ホームページ内にあります会議録検索システム用のデータ作成委託料、１行飛びましてＯＡシステム保守点検委託料は、議場内音響映像システムの定期点検でございます。

次に、13節の１行目、ＯＡシステム使用料は３点ございますが、まず本会議のインターネット中継に伴うサーバー使用料、６年度から字幕表示システムの使用料を含んでおります。次に、議会図書室にありますパソコンで閲覧可能な法規システムのデータベース使用料、３点目としまして、ペーパーレス会議システムｍｏｒｅＮＯＴＥの使用料でございます。

１行飛びまして、ＯＡ機器借上料は、事務局内のコピー機のリース料や議場内音響映像システムのリース料、また議員の皆様に貸与しているタブレット端末のリース料でございます。

次に、17節の１行目、庁用器具費は、委員会室用の赤外線マイク４台分を追加補充するための経費でございます。

次に、18節の１行目、議長会関係負担金は、埼玉県、関東及び全国市議会議長会等の負担金でございます。

次に、75ページをお願いいたします。

上から２行目の政務活動費交付金は、議員の調査研究、その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派等に対し議員１人当たり月額１万円を交付するものでございます。

歳出の説明につきましては以上でございますが、これら歳出を賄う歳入は全て一般財源となっておりまして、歳入につきましては議会事務局の所管はございません。

以上で議会事務局所管の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第７号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑の申出はございません。質疑を終結いたします。

以上で議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中議会事務局所管部分についての審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

△散会の宣告

○委員長　以上をもちまして、本日の審査日程を終了いたします。

明13日は９時30分から委員会を開催いたしますので、定刻までにご参集願います。

お疲れさまでした。

午後　　１時　４３分　散会

総　務　文　教　常　任　委　員　会

３　月　１　３　日　（　木　曜　日　）

令和７年行田市議会総務文教常任委員会会議録

○開会年月日　　令和７年３月１３日（木曜日）

○開 催 場 所　　第２委員会室

○付 議 事 件　　議案第　７号　令和７年度行田市一般会計予算

議案第１５号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第１６号　行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

議案第１９号　行田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第３２号　財産の貸付けについて

議案第３３号　市の境界変更について

議案第３４号　境界変更に伴う財産処分に関する協議について

○審 査 日 程　【総合政策部】

議案第　７号　令和７年度行田市一般会計予算

議案第３２号　財産の貸付けについて

【総務部】

議案第３３号　市の境界変更について

議案第３４号　境界変更に伴う財産処分に関する協議について

議案第１５号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第１６号　行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

議案第１９号　行田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第　７号　令和７年度行田市一般会計予算

○出席委員（７名）

委員長	梁瀬里司委員	３番	新　諒平委員
副委員長	町田　光委員	４番	大屋　彰委員
１番	香川宏行委員	５番	村田秀夫委員
２番	駒見行彦委員		

○欠席委員（０名）

○説明のため出席した者

岡　登圭太	総合政策部長
諸貫忠秋	総合調整幹兼総合政策部秘書課長事務取扱
川上　清	総合政策部次長兼企画政策課長
柿沼宏和	財政課長
風間重文	広報広聴課長
朝見寿行	財産管理課長
横山敦亮	情報政策課長
浅見知正	総務部長
柴崎英明	総務部次長兼人事課長
白井克典	総務課長兼選挙管理委員会書記長
瀬尾昌之	税務課長
蓮見宗徳	収納課長
野辺博彦	人権・男女共同参画推進課長
大木宏之	契約検査課長
渡辺正道	総務部副参事（工事検査担当）
堀口修司	総務部副参事兼男女共同参画推進センター所長
金子政好	環境経済部次長兼農政課長

○事務局職員出席者

書記　大澤光弘

午前　　９時　２８分　開議

△開議の宣告

○委員長　皆様、おはようございます。

本日も早朝よりお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。本日、総務文教常任委員会２日目となります。本日も議案盛りだくさんでございますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中は雑談、発言等を禁止いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上、お願いいたします。

また、説明、質疑及び答弁については、簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

審査につきましては、お配りしてあります審査日程により行います。

それでは、総合政策部所管の議案について審査を行います。

まず、岡登総合政策部長にご挨拶をお願いいたします。

○総合政策部長　おはようございます。

梁瀬委員長、大屋副委員長を初め、委員の皆様には、日頃より総合政策部の施策の推進に多大なるご支援、ご協力を賜りまして心より厚く御礼を申し上げます。

本日ご審査いただきます案件は、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算のうち、総合政策部が所掌する部分及び議案第32号　財産の貸付けについてでございます。説明につきましては担当課長から申し上げますので、委員の皆様には、ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長　ありがとうございました。

―――――――――――――――――――――――

△議案第７号について

○委員長　初めに、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中、総合政策部所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、川上企画政策課長、お願いいたします。

○企画政策課長　着座にて失礼いたします。

それでは、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中、企画政策課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、厚いほうの冊子、予算に関する説明書の81ページをお願いいたします。

２款総務費、１項１目一般管理費のうち、説明欄の一番上の◎企画政策課関係経費、３節の時間外勤務手当は、職員５人分の時間外勤務手当でございます。

その下の22節返還金は、令和５年度の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で実施いたしました低所得世帯支援枠７万円給付における事務費が当初の見込みを下回ったため、差額を国に返還するものでございます。

少し飛びまして、90ページをお願いいたします。

７目企画費、右ページ説明欄の◎行政企画費は、前年度と比較して1,254万4,000円の増額となっております。この主な要因は、ふるさとづくり事業補助金を活用した小川源右衛門蔵の改修が予定されていることから増額となったものでございます。

説明欄の◎行政企画費の主なものを申し上げますと、１節の３行目、会計年度任用職員報酬から５行下の労働保険料までは、昨年から配置の移住定住コンシェルジュ及びふるさと納税事務に従事する会計年度任用職員１名、計２名の人件費でございます。

７節３行目の記念品費、93ページの11節４行目の手数料、12節１行目のふるさと納税管理業務委託料及び13節２行目の防衛システム利用料は、ふるさと納税事務に係る経費でございます。

18節２行目、ふるさとづくり事業補助金は、ふるさとづくり基金を活用して足袋蔵等の歴史的建築物を保存・活用しようとする者への補助でありますが、Ａ事業の日本遺産構成資産等建築物改修活用事業として、小川源右衛門蔵の改修１件を初め、Ｂ事業の歴史的まち並み景観整備事業２件及びＣ事業のおもてなしにぎわい創出事業４件の計７件分を見込み、計上しております。

その下の奨学金返還支援金は、本市に移住する奨学金返還者を対象とした支援施策として、前年度からの継続分25名と新規分40名の計65名分を見込み、計上しております。

次に、歳入を説明いたしますので、戻りまして、44ページをお願いいたします。

15款県支出金中ほどの１項３目地方分権推進交付金は、本市が県から権限移譲を受けた事務の執行経費について、県の基準に基づき交付されるもので、令和６年度の交付実績に基づき計上しております。

少し飛びまして、54ページをお願いいたします。

17款寄附金、１項１目ふるさと納税寄附金は、寄附実績に基づき、前年度と同額を計上しております。

なお、クラウドファンディング型ふるさと納税寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金の計400万円につきましては、市総合公園内の弓道場利活用の財源であるため、教育委員会生涯学習部からの説明とさせていただきます。

右側説明欄をお願いいたします。

ふるさとづくり基金寄附金及びその他寄附金につきましては、個人のふるさと納税に係る寄附金でありまして、近年の寄附額の実績を踏まえ、寄附見込み総額を１億8,000万円、うち１割をふるさとづくり基金寄附金として計上しております。

56ページをお願いいたします。

18款繰入金、２項２目ふるさとづくり基金繰入金は、ふるさとづくり事業して歳出にて計上いたしました７件分及び都市計画課において実施いたします八幡通りにおけるまち並み景観形成事業２件分の財源として措置するものでございます。

以上で令和７年度一般会計予算中、企画政策課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

次に、諸貫秘書課長、お願いいたします。

○総合政策部秘書課長事務取扱　着座にて失礼いたします。

それでは、予算に関する説明書、76ページをお願いいたします。

２款総務費、１項１目一般管理費のうち、右ページの説明欄、２つ目の◎秘書課関係経費544万5,000円は、総額といたしましては、前年度と同額の計上となっております。

主なものを申し上げますと、３節時間外勤務手当は、休日夜間に開催されます各種行事への特別職出席に伴う運転手等の時間外勤務手当で、前年度と同額の計上でございます。

次に、８節普通旅費は、特別職用務に係る県外への出張旅費ですけれども、例年開催されております全国都市問題会議の開催地、令和６年度は兵庫県姫路市でございましたが、令和７年度は栃木県宇都宮市での開催が予定されており、２万7,000円の減額となってございます。

次に、９節公債費は、各種会合に特別職が出席する際の会費、あるいは公職者への弔慰金でございまして、前年度と同額の計上となっております。

次に、11節クリーニング代ですけれども、市長室等のカーテンのクリーニングを年１回行っているもので、料金単価の値上げにより２万2,000円の増額となったところでございます。

次に、18節のうち一番下になります諸負担金ですけれども、先ほど普通旅費で申し上げました全国都市問題会議、こちらに対する参加の負担金が増額となったため、諸負担金としては6,000円の増額となったところでございます。

その他の費目につきましては、ほぼ例年どおりの計上となってございます。

以上、簡単ですが、秘書課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

次に、柿沼財政課長、お願いいたします。

○財政課長　続きまして、財政課所管部分について説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

初めに、歳出について申し上げますので、予算に関する説明書の79ページをお願いいたします。

説明欄の◎財政課関係経費は、財政課職員４名分の時間外勤務手当でございます。

87ページをお願いいたします。

３目財政管理費、右ページ説明欄の主なものは、10節印刷製本費でありまして、予算書や決算書の作成費用であります。

次に、飛びまして、268ページをお願いいたします。

11款公債費は、前年度対比5,768万5,000円の減となっております。

１項１目元金、右ページ説明欄の◎市債元金償還金は、前年度対比7,514万5,000円の減、２目利子、説明欄の◎市債利子償還金は、前年度対比1,746万円の増となっております。これらは償還表や借入れ見込額に基づき計上したものでありますが、元金については、過去に借り入れた市債の償還が進んだことによる減額、利子については、借入れ金利の上昇等を見込んだことによる増額となっております。

その下の◎一時借入金利子は、資金不足が生じた場合の一時借入金に係る利子見込額を計上したものであります。

続きまして、272ページをお願いいたします。

13款予備費でありますが、予算規模の拡大や近年の物価高騰などの社会情勢等を踏まえ、前年度対比1,000万円の増となっております。

以上が歳出であります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして、12ページをお願いいたします。

２款地方譲与税でありますが、１項地方揮発油譲与税から３項森林環境譲与税までの各項目については、地方財政計画や交付実績を踏まえ、予算額を計上しております。

１項地方揮発油譲与税は、前年度対比200万円の減、２項自動車重量譲与税は、前年度と同額となっております。

３項森林環境譲与税は、森林整備や木材利用の促進などに充てる財源として譲与されるものでありまして、前年度対比73万9,000円の増となっております。

なお、令和７年度の森林環境譲与税の譲与額については、基金に積み立て、農政課で実施する検査木材活用促進支援事業の財源として活用するものであります。

続きまして、14ページをお願いいたします。

このページの３款利子割交付金から24ページの８款環境性能割交付金までの各交付金については、県税の一部を交付基準に基づき市町村へ交付されるものでありまして、予算額については、交付実績や地方財政計画などを勘案し、それぞれ見込んだものとなっております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

９款地方特例交付金は、国の制度変更等により、地方に負担増や減収等が生じた場合に特例的に交付されるものであります。

１項地方特例交付金は、個人市民税における国の定額減税の影響が縮小することに伴い、前年度対比３億3,487万1,000円の減を見込んでおります。

２項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、中小企業等が生産性の向上に資する先端設備等を導入した場合における固定資産税の軽減措置による減収分が補てんされるもので、前年度対比133万6,000円の減を見込んでおります。

28ページをお願いいたします。

10款地方交付税でありますが、右ページの説明欄の普通交付税は、令和７年度地方財政計画において地方交付税の総額が増額したことや交付実績等を勘案いたしまして、前年度対比で１億7,000万円の増を見込んでおります。また、その下の特別交付税については、交付実績を踏まえ、前年度と同額を見込んでおります。

30ページをお願いいたします。

11款交通安全対策特別交付金は、交付実績を踏まえ、前年度対比100万円の減を見込んで

おります。

次に、少し飛びまして、56ページをお願いいたします。

18款借入金でありますが、２項１目財政調整基金繰入金は、財源不足を補てんするために計上するものでありまして、前年度対比１億円の増を措置するものであります。

８目減債基金繰入金ですが、過年度に普通交付税において措置された臨時財政対策債償還基金費については、減債基金に積み立てた上で後年度の臨時財政対策債の償還財源に充てることとされております。このため、令和７年度分の償還の一部として減債基金からの繰入金を措置するものであります。

58ページをお願いいたします。

19款繰越金は、令和６年度の決算見込み等を勘案し、前年度と同額を計上したものであります。

62ページをお願いいたします。

20款諸収入、４項１目雑入の４節交付金及び助成金収入ですが、右ページ説明欄の１行目、埼玉県市町村振興協会市町村交付金は、市町村振興宝くじであるサマージャンボ及びハロウィンジャンボ宝くじの収益金の一部が均等割と人口割により交付されるものでありまして、前年度と同額の計上であります。

70ページをお願いいたします。

21款市債の臨時財政対策債は、国において平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行しないことから、皆減となるものであります。

以上で財政課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長　ありがとうございました。

次に、風間広報広聴課長、お願いいたします。

○広報広聴課長　恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

広報広聴課所管部分について、歳出から説明申し上げますので、予算に関する説明書の80ページをお願いいたします。

２款１項１目一般管理費のうち、右ページ説明欄の上から２番目の◎広報広聴課関係経費は、職員４名分の時間外勤務手当を計上したものでございます。

次に、82ページをお願いいたします。

２目文書広報費のうち、右ページ説明欄の◎広報活動費でございますが、前年度と比べ384万3,000円の減額となっております。この主な要因は、市民調査など調査に係る委託料が

減少したことなどによるものでございます。

主な内訳について説明申し上げます。

初めに、10節の需用費のうち、２行目の印刷製本費は、市報ぎょうだの発行経費と写真のプリント代でございます。

次に、11節の役務費のうち、４行目の広告料は、テレビ埼玉のデータ放送及び市のＰＲ広告を新聞に掲載する経費でございます。

85ページをお願いいたします。

12節のホームページシステム保守点検委託料は、ホームページ作成管理システムの保守費用でございます。

次に、13節の２行目、ＯＡシステム利用料は、ホームページの翻訳機能を運用するための利用料でございます。

次の３行目のホームページシステム借り上げ料は、ホームページ作成管理システムの借り上げ料でございます。

少し飛びまして、120ページをお願いいたします。

５項１目統計調査総務費のうち、右ページの説明欄の◎統計調査一般管理費でございますが、統計調査業務に関わる職員２名分の人件費及び事務費でございます。

122ページをお願いいたします。

次に、２目諸統計調査費のうち、右ページ説明欄の１つ目の◎人口統計調査費は、前年度と比較して4,538万7,000円の増額であります。これは令和７年10月１日を基準日として国勢調査が実施されるため、調査に係る調査員報酬、指導員報酬などを計上したものでございます。

次の◎経済統計調査費は、令和８年度に実施される経済センサス活動調査の準備事務に係る経費などを計上したものでございます。

次の◎教育統計調査費は、学校基本調査に係る事務経費でございます。

次に、歳入を説明いたしますので、戻りまして、48ページをお願いいたします。

15款県支出金でありますが、３項１目総務費委託金の５節統計調査費委託金は、説明欄に記載の各種統計調査の実施に対する委託金であります。

64ページをお願いいたします。

20款４項１目雑入、10節広告料収入のうち、右側の説明欄、市報広告料でありますが、市報ぎょうだ内の掲載広告料とホームページのバナー広告を合わせて見込み、計上したもので

ございます。

以上で、令和７年度一般会計予算中、広報広聴課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

次に、朝見財産管理課長、お願いいたします。

○財産管理課長　着座にて失礼いたします。

初めに、歳出について申し上げますので、予算に関する説明書の81ページをお願いいたします。

説明欄上から３つ目の◎財産管理課関係経費は、職員の時間外勤務手当でございます。

87ページをお願いいたします。

５目財産管理費は、前年度と比較して4,055万円の減額となっております。この主な要因は、12節委託料の減及び14節工事請負費の減によるものでございます。

右ページ説明欄、◎市有財産維持管理費は、市役所本庁舎や市有地などの維持管理に必要な経費を計上したもので、前年度と比較して5,237万3,000円の減額となっております。

主なものを申し上げます。10節の３行目の電気料及びその下のガス料は、主に本庁舎の電気料金及び冷暖房に係るガス料金でございます。

次に、11節の３行目、保険料は、市民総合賠償保険の保険料でございまして、市有施設の瑕疵、あるいは市が主催する、または共催する行事におきまして、利用者や参加者がけがをされた場合に対応する保険でございます。

その下の火災保険料は、市有施設の火災等による損害に対応する保険でございます。

次に、12節の２行目、公共施設マネジメント支援業務委託料は、公共施設マネジメント計画の改定におきまして、令和７年度末をもって現行計画の第１期計画期間が終了することから、現行計画策定以降の社会情勢や施設の利用状況等の変化を踏まえた計画の見直しを行うため、計画策定支援に係る経費を計上したものでございます。

次の庁舎総合管理業務委託料は、本庁舎の電話交換業務及び夜間警備業務でございます。

次に、２つ下の清掃委託料は、本庁舎の日常清掃、定期清掃及びガラス清掃業務でございます。

89ページをお願いいたします。

右ページ、説明欄の１行目、除草委託料は、本庁舎の敷地内及び当課で管理しております市有地の除草に係る経費などでございます。

次に、３つ下、施設機械設備保守点検委託料、以下各種委託料は、庁舎設備における法令等に基づく保守点検業務でありまして、ほぼ例年どおりの計上となっております。

次に、13節の５行目、電話交換機借り上げ料は、本庁舎の電話交換機の借り上げ料でございます。

次に、14節の建物解体工事請負費は、大字和田地内にあります二和田農村センターを解体するものであります。

次の◎車両管理費は、公用車の運行及び車検整備などに要する経費で、前年度と比較いたしまして1,182万3,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、車両購入費の計上によるものでございます。

主なものを申し上げさせていただきます。

10節の２行目、修繕料は、車検等の法定点検に要するもの、２つ下の燃料費はガソリン代でございます。

11節の３行目、車両保険料は、自賠責保険や任意保険料でございます。

91ページをお願いいたします。

17節の車両購入費は、庁用車といたしまして、貸出し用普通乗用自動車及び軽貨物自動車を各１台購入するものでございます。

６目基金費は、基金の運用利子や寄附等を見込んだものでございます。前年度と比較いたしまして2,584万6,000円の増額となっております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入について申し上げます。

戻りまして、51ページをお願いいたします。

主なものを申し上げます。

16款財産収入、１項１目財産貸付収入の右ページ説明欄１行目の交番等敷地貸付収入から６行目の一般土地貸付収入（財産管理課）までは、土地の貸付収入でございます。

次に、７行下の建物貸付収入（財産管理課）は、庁舎１階に設置しております周辺案内板や証明写真機のほか、旧北河原小学校及び旧太田東小学校の跡地活用に係る建物貸付収入などを見込んだものでございます。

９行下の電柱等設置料は、市有地に設置を許可している電柱や公衆電話等の設置料収入でございます。

続いて、左側、50ページになりますが、２目利子及び配当金は、右側説明欄の財政調整基

金利子以下53ページにかけて記載しております15の基金の運用利子収入でございます。

62ページをお願いいたします。

20款諸収入、４項１目雑入の７節施設貸付収入でございますが、右ページ説明欄の１行目、市庁舎電気料は、庁舎内に設置の自動販売機や周辺案内板等の電気使用料に係る実費相当分を見込んだものでございます。

64ページをお願いいたします。

10節広告料収入のうち、右ページ説明欄の３行目、周辺案内板広告料は、周辺案内板設置業者からの広告料収入でございます。

次に、15節雑入でございますが、66ページをお願いいたします。

右ページの説明欄10行目、高圧送電線下補償料は、市有地に係る線下補償でございます。

続いて、68ページをお願いいたします。

21款市債、１項１目総務債でございますが、右ページ説明欄２行目、旧二和田農村センター解体事業債は、大字和田地内にあります、先ほどもご説明いたしましたが、大字和田地内にあります二和田農村センターを解体する事業に対するものでございます。

以上で財産課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

次に、横山情報政策課長、お願いいたします。

○情報政策課長　情報政策課所管分について、恐縮ではございますが、着座にてご説明申し上げます。

初めに、歳出について説明いたしますので、予算に関する説明書の81ページをお願いいたします。

説明欄上から４つ目の◎情報政策課関係経費でございますが、職員の時間外勤務手当、旅費等を計上しております。

次に、少し飛びまして、106ページをお願いいたします。

15目情報管理費でございますが、前年度と比較して１億9,860万9,000円の増額となっております。この主な要因は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民情報等基幹システムを令和７年度までに標準仕様に準拠したシステムに移行するための経費及びガバメントクラウドの利用料、その他の当該標準準拠システムを運用するための経費に係る予算の計上によるものでございます。

右ページ説明欄の◎情報管理費でありますが、主なものを申し上げますと、11節の１行目、

通信料は、本庁舎と出先機関を結ぶネットワーク回線等に係る通信料であります。

12節の２行目、ＯＡシステム導入支援委託料は、電子請求システムの導入及びその普及に係るものであります。

次のＯＡシステム運用支援委託料は、デジタル専門人材が本庁に常駐する形で専門的知識や技術を要するシステムやネットワーク等の運用管理に係る支援を委託するものであります。

次のクラウド環境運用補助委託料は、標準準拠システムをガバメントクラウド上に構築することに伴い、ガバメントクラウド及びネットワークの管理運用補助を委託するものであります。

１つ飛びまして、情報システム標準化移行業務委託料は、住民情報等基幹システムを標準準拠システムに移行するための業務委託であります。

次の住民情報等基幹システム保守点検委託料は、同システム用のプリンター等のハードウェアに係る補修及び同システムの運用に係る保守であります。

次のグループウェアシステム保守点検委託料は、同システムのサーバー等のハードウェアに係る保守及び同システムの運用に係る保守であります。

次に、13節の１行目、ＯＡシステム利用料は、自治体ＤＸを推進する音声認識システム、ペーパーレス会議システム、電子請求システム、文書生成ＡＩやチャットツールなどの利用料であります。

次の住民情報等基幹システムの利用料は、同システムのパッケージソフトウェアの利用料であります。

次のガバメントクラウド利用料は、標準準拠システムをガバメントクラウド上で運用するための利用料であります。

次の財務会計システム利用料は、同システムのパッケージソフトウェアの利用料であります。

次の住民情報等基幹システム借り上げ料は、同システム用のパソコン等のリース料であります。

次のグループウェアシステム借り上げ料は、職員が常時使用するパソコン及びプリンターやネットワーク機器等のリース料であります。

次に、18節の３行目、自治体情報セキュリティクラウド負担金は、国が進める情報ネットワーク強靭化対策として、県が整備する県内市町村を対象とした情報セキュリティ対策の利用に係る負担金であります。

１行飛びまして、番号制度システム交付金は、社会保障税番号制度で利用する自治体中間サーバーシステムの運営経費に係るものでございまして、Ｊ－ＬＩＳ地方公共団体情報システム機構に対する交付金でございます。このうちの412万9,000円につきましては、同システムの公開に係る経費について負担するものでございまして、この財源としてこれと同額の国庫支出金を見込んでおります。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

38ページをお願いいたします。

中ほど、14款国庫支出金、２項１目総務費国庫補助金、１節総務管理費補助金、右側の説明欄の２つ目の番号制度システム整備費補助金（情報政策課）は、先ほど歳出で説明いたしました社会保障税番号制度で利用する自治体中間サーバーシステムの公開に係る経費の負担分に対する補助金でありまして、補助率は10分の10でございます。

次に、諸収入について説明いたしますので、63ページをお願いいたします。

上から８行目の20款諸収入、４項１目４節の交付金及び助成金収入のうち、情報システム標準化事業補助金でございます。こちらは、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、基幹業務に関連するシステムを標準仕様に準拠したシステムに移行するための経費に対する補助金であります。補助対象経費に対して補助率は10分の10を乗じ予算計上しておりまして、情報管理費のほかに２款３項１目の戸籍住民基本台帳費、２款４項１目の選挙管理委員会費及び３款３項１目の生活保護一般管理費に充当しております。

情報政策課所管分についての説明は以上でございます。

以上で議案第７号　令和７年度一般会計予算に係る総合政策部所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前　１０時　０８分　休憩

午前　１０時　１８分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第７号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　まず、４点ほどちょっと切り分けて質疑させていただきます。

まず１点目なのですが、公共施設マネジメント計画改定事業、予算説明書ですと87ページでしょうか。今年度に続いての２カ年目ということで、現在の進捗状況、どんな状況なのかで、新年度、令和７年度ではどんなことを行う計画なのか、その点をお願いします。

それから、２点目なのですが、奨学金返還支援金、予算説明書93ページです。金額が180万円の増になっておるわけですけれども、２カ年目になるということで、今年度分の25人分の方がそのまま引き継がれて、さらに新規申請というご説明があったわけですが、そのほかの要因としてこの180万円増、何か新しいことを考えていらっしゃるのか、その辺を、増の内訳といいますか、そこをお願いいたします。

３点目が、住民情報システム標準化事業、情報政策課が全体を所掌しているという意味でお聞きしたいのですけれども、予算書ですと107ページ、進捗状況、順調なのかどうか、たしか今年度の途中だったか、事業の塊としてこっちに持ってくるのをあっちに持っていったとか、何かそういう変更があったりとか、子育て関係のちょっと正確ではありませんが、いろいろ苦労されている様子もかいま見れるのですけれども、行田市としては令和７年度までに移行できるのかどうか、そこのところ、何か全国的には２割ぐらいが、国が定めた目標よりも遅れるということを既に国に報告している、そんなことも聞いているのですが、行田市の場合は現実問題としてどうなのかというところですね。

最後、４点目なのですけれども、人口統計調査、予算説明書ですと123ページ、国勢調査がある年なのでということですが、この指導員報酬ですけれども、この指導員さんというのはどのような業務を行う方なのかということをまず伺いたいのですね。市の職員の臨時の増員というのは予算上も見えていないので、この指導員が実務のかなりの部分、コントロールも含めてやられると思うのですが、単価は、報酬の計算の方法というのですか、大体お一人幾らぐらいになるものなのか、調査員さんとの比較の中でも報酬について伺いたいと思います。

以上です。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

初めに、朝見財産管理課長。

○財産管理課長　お答えいたします。

マネジメント計画の現在の進捗状況と今後のスケジュールということで、ご質疑だと認識しておりますが、現在の進捗状況といたしましては、各施設における再編に向けた方針に対する取組状況につきまして、各施設所管課にヒアリングを実施し、また、施設評価に必要なデータを収集するために、職員による施設劣化調査を実施しております。その実施した結果に基づきまして、今集計をしているというところになります。具体的に来年度につきましては、これらデータを基に施設の評価を行いまして、市民ニーズを把握するためのアンケート調査、その後、庁内の検討委員会等の再編の方針の決定をさせていただきまして、改定案の作成、パブリックコメントの実施、それから最終的な計画の改定をしたいと考えております。

以上でございます。

○委員長　次に、川上企画政策課長。

○企画政策課長　お答え申し上げます。

奨学金返還支援事業につきましての増額分ですけれども、こちらは今年度から始まった事業でございまして、２年目の方と新規分を見込んだ結果増額になったもので、特に新しい制度とか支援金の増額とかは計上しておりません。

以上でございます。

○委員長　次に、横山情報政策課長。

○情報政策課長　情報システム標準化移行業務の進捗状況についてお答え申し上げます。

現在のところ、当該業務につきましては順調に進んでいるところでありまして、法定年度期間内に完了する見込みでございます。

以上でございます。

○委員長　次に、風間広報広聴課長。

○広報広聴課長　人口統計調査の指導員についてですが、まず、指導員の業務は、調査員の補助と回収した調査票の点検業務などがございます。単価ですが、１人当たり６万5,100円を見込んで60人分の指導員報酬を計上させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　ありがとうございます。

ちょっと２点ほど再質疑させていただきたいのですが、公共施設マネジメント計画ですけれども、順調に進んでいるようなのですけれども、パブリックコメントですとかをやられて

いるということだけれども、私これ内容的にも非常に全市民、あるいは全地域に関わっていることなので、丁寧な説明とかが必要じゃないかというので前から思っていて、パブコメ以外にも積極的にやはり知らせていかないと、後々その計画を進めるに当たってやはり市民との間にそごが出てしまわないかという心配をやっぱり持つのですけれども、この８年ですか、９年ですかの間でも、現行計画の中でも、もう既に中身については計画とは違う方向性を示している施設もあったりしているわけなので、そこに該当する地域とかは特に丁寧な説明が必要じゃないかと考えるのですけれども、改めてその点で、全市民向けの説明会とか、そういう意味合いのものではなくて、個別にでもやはり重要な変更があるようなところについては丁寧な説明が必要ではないかなというところから、ほかの市民への説明、周知の方法というのは選択肢としてお持ちでないのかということを１つ伺いたいのと、もう一つは、奨学金返還支援金ですけれども、コンシェルジュですか、会計年度職員は４月から３月までの雇用だとすると、この方は今年度は途中からだったのかなと、この方への支払い分も180万円の増には入っているのかな、どうかなと思っていたのですが、そこを確認をしたい。

以上。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

朝見財産管理課長。

○財産管理課長　お答えいたします。

現行の公共施設マネジメント計画を策定する際、本市で初めてとなる計画の策定であったことから、地域ごとに意見交換等を開催し、計画策定の趣旨などについて説明をさせていただきました。その際に、計画についてもご意見をいただいたところでございます。今回は計画の改定であり、策定の趣旨などが、収支に関してはちょっと大きく変わるものでもないことですから、そのような説明会の開催は現在のところ予定はしておりませんが、市民の皆様のご意見を広く頂戴するため、アンケート調査やパブリックコメントの実施を予定しているところでございます。

ただ、ご指摘のありましたとおり、今回の計画改定では、現在市が所有する全ての公共施設を対象に見直しを行うところでございます。特定の地域や施設に限定した説明会などは、予定していないのですが、アンケートやパブリックコメントを通じてご意見を把握したいと考えておりますが、ご指摘のように、仮に現行計画から大きく方針が変更するようなところに関しましても、必要に応じて丁寧に説明してまいりたいと存じておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　川上企画政策課長。

○企画政策課長　お答え申し上げます。

コンシェルジュにつきましては、市の会計年度任用職員として雇用している者でございまして、予算はそちらの報酬に計上しておりますことから、支援金の中はとにかくコンシェルジュに係る経費は計上してございません。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。他にございますか。

３番　新委員。

○３番　新委員　２点ほどですけれども、１つはふるさと納税についてでございますが、予算書の54ページです。

本年度が１億8,400万円、前年度が１億8,000万円となっていて、実際、何かもっとこう、去年、その前が１億円ぐらいで、今年が１億8,000万円ときていて、もっと高めに設定するかなと思ったのですけれども、この金額にした見込みを、理由を１つ伺えますでしょうか。

そして、もう一つが、村田委員のとかぶるところが、奨学金返還支援金のところで、実際に25名いて、今年が40名の追加を目指すのか、それとも40名になるのかというようなことの確認をお願いします。

以上、２点でお願いします。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

川上企画政策課長。

○企画政策課長　お答え申し上げます。

まず、ふるさと納税に関する収入見込みの１億8,000万円の件でございますが、おととし、令和５年度に１億円を初めて超えさせていただいたのですが、今年度の見込みが、いろいろな事情がございまして、１億円は割るかなという見込みが立っています。令和６年度の予算も１億8,000万円を目指して計上したところでございまして、やっぱり目標ですので同額の１億8,000万円を計上したところでございます。

もう一点は、返還支援金の関係ですけれども、まず、ご説明を先ほど差し上げたように、まず、人数の割合は、今年の申請分が来年度に、２年目に迎えるのが、25名分今見込んでおりまして、ただ、実際は今のところ現在16名の申請をいただいております。ただ、３月末までに申請が来る可能性もございますので、25名分を見込み、来年度は、40名というのは、来年度新規で来そうな見込額で40名ということで、65名を今のところ予算計上させていただい

ております。

以上でございます。

○委員長　３番　新委員。

○３番　新委員　ありがとうございます。ふるさと納税の部分は分かりました。

この新規の65名のところ、実際どういった属性の人というか、例えば、年齢がどんな年齢の人が受けているとか、どういういわゆる会社員の人が多いのかとか、そこら辺の属性みたいな管理はされているか、伺えますでしょうか。

○委員長　川上企画政策課長。

○企画政策課長　属性というよりは、年齢がもう30歳以下という決まりと、あと、就職を前提とした奨学金なので、学生の方とかは申請できないので、もともと会社員とか、働いている、就職をしている方が、年齢も30歳までの方ということになっています。属性というわけじゃないのですけれども、今申請いただいている16名の申請件数の中で、単身世帯が８世帯、あと、家族世帯が７世帯、実際は、合計的に本市への移住が今確定している、分かっているのが、家族も含めて25名の実績となっております。

以上でございます。

○委員長　３番　新委員。

○３番　新委員　16名中８名が単身、家族７人で、あと１名はどんな人になるのですか。

○委員長　川上企画政策課長。

○企画政策課長　すみません、家族のほうが７世帯ですけれども、足すと15になるのですが、この７世帯のうち、夫婦で申し込まれている方がございますので、それに１人合わない感じになっていますけれども、世帯の中に２人対象者がいるということでございます。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。他にございますか。

２番　駒見委員。

○２番　駒見委員　ご説明ありがとうございました。

まず１点、移住定住促進事業、主な事業概要の28ページになりまして、予算書ですと91ページ、93ページの中の部分になると思います。昨年拡充した事業でございまして、本年度、予算が増えまして、昨年の実績から本年度の目標であったり、目的達成というのはどこで指標を考えているかというのを、もしお考えがありましたらお聞かせいただければと思います。

○委員長　１点ですね。執行部の答弁を求めます。

川上企画政策課長。

○企画政策課長　お答え申し上げます。

目標ということですけれども、移住定住の拡充は、今主な概要のところに、企画政策課分につきましては、移住定住促進事業ということでまとめさせていただいておりますけれども、移住促進事業については、ほかの課のいろんな施策、子ども施策とかいろんな施策を含めて総合的に移住促進をしてまいりたいと考えておりますので、目標ということじゃないですけれども、取りあえず社会増を目指すということでやらせていただいています。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。他にございますか。

１番　香川委員。

○１番　香川委員　どうもよろしくお願いします。

今駒見委員も移住定住ということでやられたわけですけれども、まず最初に、このコンシェルジュとはどのような方を選定されているのでしょうか。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

川上企画政策課長。

○企画政策課長　コンシェルジュですけれども、移住定住コンシェルジュは、移住や定住に関する相談を一括していく窓口として、本市への移住を考えている方に対して必要な情報とサポートを行う役割を担っていると思いまして、面接する際とか採用の際には、そういった発信力にたけている方とか、いろんな視点を持っている方、アイデアを持っている方、そういう方を確認しながら雇用させていただいております。

以上でございます。

○委員長　１番　香川委員。

○１番　香川委員　先日、移住定住で群馬県が国内で１位になったと、その中でもたしか中之条町が一番多かったのかな、そちらのコンシェルジュは、移住定住された方がコンシェルジュになっている方がいらっしゃると、よそから中之条町に移住定住されて、その方がコンシェルジュをやることによって、まち以外の方を取り込んでくると、要するに、住んでよかったということをかなり都内でも現地でもアピールしているということですけれども、もちろん課長が言われたように、サポートをするために発信力とかアイデアを持っていらっしゃる方というのは重々分かるのですけれども、行田市としても、例えば、中之条町みたいに移住されてきた方をコンシェルジュとして選任するというか、そのような考えというのはお持ち

でしょうか。

○委員長　川上企画政策課長。

○企画政策課長　まさに香川委員のおっしゃるとおり、外からの視点、自分で移住してきた方にとっては、行田の魅力というのはまた発信力が違うと思いますので、今のコンシェルジュは、昨年４月に転入してきた方を採用しておりまして、都内から行田市へ４月に転入してきた方を採用させていただいております。

以上でございます。

○委員長　１番　香川委員。

○１番　香川委員　ぜひそういった方をフルに活用というとおかしいのですけれども、発信していただいて、今後増えるようにぜひよろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　すみません、聞きそびれた点が１点ありまして、奨学金返還支援金の事業の関係ですけれども、利用されている方にアンケートを取られていると思うのですけれども、今年度実施する中でアンケートの結果ではどういうことが記されているのか、そこから今後事業にどう生かされ、そういうものがあるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

川上企画政策課長。

○企画政策課長　お答えいたします。

アンケート結果ですけれども、アンケートの内容、最初に転入された方に、申請された方のアンケートは５問ありまして、申請時に書いていただいているのですけれども、まず１点目が、行田市へ移住を決断する決め手となった理由は何ですか、２問目に、移住するに当たり奨学金支援金はどのくらいの重要度を占めていましたか、３問目に、この奨学金の制度をどこで知りましたか、４問目に、移住先についてほかに候補地、市町村等がありましたかという質問を申請時にはさせていただいております。アンケート結果につきましては、まず、この制度が決め手になったとか、あと材料の１つになったという方が58.3%になっております。

本市に移住したきっかけにつきましては、一番多いのが通勤通学に便利だから、２番目に多いのが家族、友人が近隣に住んでいるから、そういう形のアンケート結果になっております。まだ始まったばかりの制度で、アンケートの回収も16件しか集まってございませんので、

こちらのアンケートを基に、今は始まったばかりですので、３年、いろいろ実績を積みまして、様子を見ながら移住者のアンケートを参考にしながら、制度の見直しを図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。

では、次に、大屋副委員長。

○副委員長　いろいろご説明ありがとうございます。

私から、主な事業の概要ということでの中について、お尋ねしたいことがございます。

まず、１つ目が、ページ数で28ページになります。

一番上の移住定住促進事業ということでのお話の中で、令和６年度の出展状況ということで、ＳＮＳと、また各種イベントで魅力を伝えていくというお話があるのですが、昨年自分がお尋ねしたときは、第20回のふるさと回帰フェアの2024に出展しますということでお話しいただきまして、今後、今年の計画している予定が具体的にございましたら、今の段階でどのような出展を考えているのかお尋ねしたいのがまず１つ。

もう一つが、同じく主な事業の概要ですが、71ページのふるさと納税促進事業ということでありまして、ポータルサイトではない、今だとふるさとチョイスとかいろんなポータルサイトがあるのですけれども、今年新しく追加してみようとかというお考えがあるのかどうか、その２点、お聞きいたします。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

川上企画政策課長。

○企画政策課長　お答え申し上げます。

まず、移住定住促進に向けたイベントの出展とか参加についてでございますが、いろいろ行田市としてもチャンスがあれば出ていこうということで、去年と同じような形で参加できればと思います。例えば、西武ライオンズのフレンドリーシティ感謝デーにも参加をさせていただいているのと、あと、ふるさと回帰フェア、こちら会員になっておりますので、あとは、日本遺産のイベントとか、あと足袋蔵めぐりのスタンプラリーにも案内をやらせていただいたりとか、あとは時代まつり、あとＪＯＩＮというグループの移住・交流＆地域おこしフェア、または、学生の方にも知っていただきたいということで、毎年行田市の総合体育館で開催する、グリーンアリーナのところの総合公園で開催されている六大学対抗ロード（クリテリウム）大会にも参加させていただいて、説明とかパンフレットを配布させていただい

ています。

以上でございます。

あともう一つ、ふるさと納税のポータルサイトの追加の件なのですが、新たに来年度考えておりますのは、アマゾンのサイトを考えております。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。他にございますか。

１番　香川委員。

○１番　香川委員　学校跡地活用の件でお伺いしたいのですけれども、昨日教育委員会をやったときに、旧須加小の管理については、教育委員会に委託をされているということだったのですけれども、財産管理課としては、公募でなかった旧須加小の近い将来についてどのような考えを持っているかだけお聞かせ願いたいと思います。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

朝見財産管理課長。

○財産管理課長　お答えさせていただきます。

旧須加小につきましては、引き続き、利活用に向けて庁内で検討を行っているところではございます。民間に、事業者による活用が決まらなかった要因であると認識しております接道、入り口の道路が狭いというような問題や、校舎との高低差等に起因する使用しづらさの問題など、一朝一夕で解決できるものではない地理的条件も抱えているところでございます。民間事業者に活用していただくにはどうしたらいいかという点につきましても、再度サウンディングを行うとか、そういう調査を実施いたしまして、アイデアをいただくなども含めて活用に向けて準備を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長　香川委員。

○１番　香川委員　確かに立地とすればよくないのですけれども、例えば、利根川沿いにあるというところで、風通しはすごくいいわけですよね。これは前も言ったかと思うのですけれども、やっぱり廃校になった小学校を生ハム工場として活用しているというところがありました。１階で加工場、２階、３階、あそこは３階ありましたか、２階、３階をいわゆる風通しがいいということで、生ハム工場として活用していると、雇用も生まれるということがありましたので、いろんな深いというか、広くいろんな業種があろうかと思うのですよね。ですから、そういうことも踏まえた上で検討を重ねていっていただきたいというふうにお願い

しまして、終わりです。

○委員長　他に質疑はございますか。

○委員長　よろしいですか。他にございますか。

２番　駒見委員。

○２番　駒見委員　ふるさとづくり事業費ですかね、予算書の93ページで、事業の概要は62ページになります。その中の今回小川蔵１件、そしてＢプランが２件、そしてＣプランが４件ということで今ご説明いただいたのですけれども、内訳というのは教えていただけますでしょうか。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

川上企画政策課長。

○企画政策課長　お答えいたします。

まず、Ａ事業、小川源右衛門蔵は2,000万円が１件、Ｂ事業が100万円が上限ですので、100万円掛ける２箇所、おもてなしにぎわい創出事業が、上限が40万円ですので、40万円掛ける４箇所、以上となります。

○委員長　よろしいですか。

他にございますか。

３番　新委員。

○３番　新委員　２点ほど、奨学金関係のところの、奨学金というか、移住者関係の28ページですね、概要の関係で、実際、結構他市とかだと移住者に来てもらった後、ネットワークをつくって、移住者同士のコミュニティーみたいなものを結構つくっているなと思っているのですけれども、そういった取組は行田市はしているのかということ、またはする予定があるのかというような確認と、あと、広告費に関してですけれども、予算書の62ページになりまして、令和７年度の予算が広告料収入139万4,000円と、昨年度と同額だと思います。これは実際、ホームページ上のバナー広告というのはここには入ってこない、別のところで管理しているものなのかという、この確認をお願いいたします。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

川上企画政策課長。

○企画政策課長　お答え申し上げます。

今のところ行田市として移住者を集めたりという会議とかは特に思っていないのですけれども、昨年度１度だけ転入者の方との市長の意見交換という形で、みらいにおいて１度やら

せていただいたことがあるのですけれども、今後におきましては、そういうのも大切かなと思っておりますので、時期を見ながら検討していきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長　次に、風間広報広聴課長。

○広報広聴課長　お答えいたします。

ホームページのバナー広告は、予算に関する説明書の64ページの10節広告料収入の一番上の市報広告料の中に、市報の広告料と合わせて計上してございます。

以上でございます。

○委員長　３番　新委員。

○３番　新委員　私も確認だったのですけれども、実際これは同額で推移しているのですけれども、実際増えそうなのか、何か営業とかをかけているのか、その辺の確認をお願いします。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

風間広報広聴課長。

○広報広聴課長　これまでのバナー広告ですが、例えば、令和４年度は２件、令和５年度が２件に対しまして、令和６年度は10件ほど広告掲載がございまして、現在も４件掲載しております。特に営業といいますか、そういったものは行ってはいないのですが、現在はホームページ上で募集を呼びかけておりますが、今後につきましても、市報でしばらく掲載もしておりませんので、そういったことも含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。他にございますか。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　２点ほど伺いたいと思います。

１点目は、93ページのふるさと納税管理業務委託料ですとか、この関係で全体を改めてお聞きしたいのですけれども、この施設のふるさと納税管理業務委託料、この中には、いわゆる普通のふるさと納税とともに、企業版のふるさと納税ですとか、あるいはクラウドファンディング型のふるさと納税、こういうのも含めて一切合財ここの委託料の中でそれらが賄われているのか、その点を確認したいのが１つで、２つ目なのですけれども、ちょっと仕組みが私自身が正確に理解されていないのかもしれないので、その理解を深める意味からも伺いたいのですけれども、企業版ふるさと納税もここ１、２年、市もこれでやりますというような形で積極的に何か前に出している、こういう印象を持っているのですけれども、この企業

版ふるさと納税でもって寄附されたものの、実際の割り振り方ですけれども、初めからふるさと納税する企業が選択肢が決められていて、Ａという事業、あるいはＢという事業とか、新年度でいえば弓道場の整備というのが具体的に掲げられているけれども、そこにピンポイントでやる形なのか、だとすればクラウドファンディング型と結局は同じじゃないかと、ピンポイントの事業に対して企業がという、だとすると、では仕組みはちょっと違うのだろうなと思うと、企業版ふるさと納税がリストがホームページにはありますけれども、こういうのをやっていますからどうぞ、ふるさと納税参加してくださいと企業にやるのか、後者だとすると、それを使う優先順位はどういうふうに財政面で決めるのかですね。所管するのがどの課の方が答えるべきなのか、ちょっと私も分からないですが、私の質疑の趣旨はご理解いただけたと思うのですけれどもという点。

それと、もう一つが、行政事務デジタル化推進事業、予算書ですと107ページ、概要の72ページに、音声認識ＡＩ－ＯＣＲ、それからＲＰＡと文書生成ＡＩ、具体的な新しいツールで示してあるのですが、具体的にそれぞれ４つのこのツールはどこの箇所で活用されているのか、例示で結構です、主なところという意味で、それぞれ４つのものがどういう箇所で使われていてどういう効果が現れているのか、数値的な把握のされ方、しているところがあれば、それも併せてお願いしたいのですが、それともう一つ、最後に言っちゃいますけれども、これは予算が今年度よりも大体130万円ぐらい少なくなっていると思うのですが、これはどういうような理由なのか、その辺のところも併せてお願いいたします。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

川上企画政策課長。

○企画政策課長　お答え申し上げます。

まず、１点目のふるさと納税管理業務委託料の中に企業版ふるさと納税の事務費も含まれているのかという質疑なのですけれども、こちらは一般のクラウドファンディングと普通のふるさと納税につきましては、返礼品とかをサイトからお申込みいただいているので、その手数料とか業務管理をお願いしている料金としてここの委託料に含まれています。ただ、企業版ふるさと納税につきましては、直接市に振り込まれて、企業が指定するものですから、職員が手続を行う以上、この中に手数料とか管理委託料は企業版については含まれておりません。

それで、２点目のご質疑ですけれども、企業版ふるさと納税というのは、普通の一般の方々のふるさと納税とは違いまして、制度を設けている自治体につきましては、１年間いつ

でも募集をしている状態になっております。サイトから申し込むわけではございませんので、項目をあの中から選ぶというのではなくて、企業が指定したもの、指定寄附のような形でこれに使ってくれと向こうが言ってくるような形になります、基本は。ただ、市として特化の事業を始める場合に、チラシを作ってぜひこちらへもどうですかという営業をかけているだけです。だから、企業が指定するものですね。だから、企業版のふるさと納税というのを１年間やっておりまして、例えば、今年やっているタワーとか去年やったＳＬとかは、市がこれについて特化してチラシを作って募集しますとやっているところに賛同する企業もあれば、例えば、自分のところはそれをやっていても子育てに充ててくれという形で今年も頂いているところもございますので、企業が指定したところに充当しています。

以上でございます。

○委員長　次に、横山情報政策課長。

○情報政策課長　行政事務のデジタル化推進事業につきましてお答え申し上げます。

まず、音声認識、それからＡＩ－ＯＣＲ、ＲＰＡの活用状況についてお答え申し上げます。

令和６年度の活用状況につきましては、まだ調査集計を行っておりませんので、令和５年度の活用状況で申し上げますと、音声認識システムにつきましては、全庁的に会議録作成のために使用されておりまして、１年間で61時間程度の会議録作成時間の削減効果があったものと考えております。

また、ＡＩ－ＯＣＲにつきましては、情報政策課においてスマートフォン講習会のアンケートのテキスト化でありますとか、税務課におきまして個人住民税特別徴収対象者の異動届のテキスト化などに使用されております。また、ＲＰＡにつきましては、税務課における、先ほど申し上げましたけれども、ＡＩ－ＯＣＲでテキスト化した異動届の入力作業などに使用されております。このＡＩ－ＯＣＲとＲＰＡを組み合わせて使用した税務課におきましては、他の業務改善等の効果もあると存じておりますけれども、時間外勤務が大幅に削減されたということで報告を受けております。

それから、文書生成ＡＩは、ＡＩによって文書を自動的に生成してくれるサービスのことでございますけれども、これは、例えば個人情報の取扱注意であるとか、そういったルールを決めまして、文書の要約でありますとか、企画立案のアイデア出し、そういったものに活用しております。

それから、減額の理由でございますが、ＲＰＡ、昨年度はシステム利用料に計上をしておりましたけれども、来年度はこちらを、無料ツールを利用して業務の取組を進めていきたい

と考えております。ただし、ＲＰＡは無料ツールなのでありますが、こちらを活用するに当たっての運用支援につきましては、予算を計上しているというようなところでございます。

以上でございます。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　ありがとうございました。

まず、ふるさと納税の点ですけれども、説明である程度分かったのですが、分からないところが残っちゃいまして、企業がここに使ってくださいということですよね。メニューが示されていて、市がこれは一押しでここに力を入れたいというような宣伝をかけるということなのですけれども、クラウドファンディング型との違いは制度上の違い、実質的な取扱い上の違い、この２点でご説明いただければ、私ももう少し理解が深まるかなということで、改めてそこの点を伺いたいと思います。クラウドファンディング型との違い。

それから、次のデジタル化推進事業ですが、ＲＰＡですとかというのは、非常に要はデータ入力作業自体を機械にやらせるというようなことだと思うのですけれども、そういうデータを業務で持っているところは、もっともっと広く活用できるのかなと思う一方で、どうやるのという現場の様子が見えないので、そこの点をちょっと改めて伺いたい。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

川上企画政策課長。

○企画政策課長　お答え申し上げます。

クラウドファンディング型ふるさと納税と企業版ふるさと納税の違いというところですけれども、個人と企業というような違いはありますけれども、基本的にはクラウドファンディング型ふるさと納税は、普通のふるさと納税と違いまして、そのものに特化して支援をいただく、求めるような形になっております。

また、企業版ふるさと納税につきましては、自治体が地域再生計画というのをつくっておりまして、それに掲げてある位置づけられた事業に対して企業が指定して、企業版ふるさと納税として寄附をしていただく形になっておりますので、そこが違うところでございます。

○委員長　次に、横山情報政策課長。

○情報政策課長　ＲＰＡの活用について、お答え申し上げます。

現在、ＲＰＡにつきましては、税務課で大量のデータを取り扱っております。先ほど紹介させていただきましたが、特別徴収の異動届の入力処理業務であるとか、また、確定申告書の印刷業務であるとかということをＲＰＡを用いて行っている。委員ご指摘のとおり、なか

なか多くの部署で使われていないような現状でございます。

そこで、本年度はＯＡシステム利用料という形で、システムに係る費用を計上して事業を進めておったところですけれども、なかなか一部の課にしか使われていないような状況がございまして、なかなか他の部署でＲＰＡの導入を試みても、なかなかうまく職員からも理解できずに進められなかったというような課題もございました。

そこで、新年度からは、先ほどご説明申し上げました無料のツールという、簡易的なＲＰＡのアプリケーションというものを見つけましたので、それを活用して、税務課以外の部署においても職員がより使いやすいような環境を整えていくというようなところで進めたいと考えております。その中で、ツール自体には経費はかからないのですけれども、それを活用するためにということで、支援業務、そういったものを予算計上させていただいておりまして、広くＲＰＡの取組、また、似たようなものですと、ノーコードツール、ローコードツールというものの活用も併せて導入して、情報政策課は伴走的に支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　それぞれありがとうございます。

情報システムは、おおむね現状を理解しました。

ふるさと納税ですが、出発点に立ち返って、クラウドファンディング型というのは個人がするものだと、企業版は企業がやるものだと、ここが入り口のところで大きく違うのですよということの理解で、そのほかは先ほど答弁いただいたような性質の違いがあるということでいいのかなと理解したのですが、それで、企業版ふるさと納税なのですが、行田市でもここ１、２年、随分力を入れてといいますか、やっていっていたのですけれども、何かいろいろ見たり聞いたりとかをすると、企業の節税の効果があるのだと、それから、中長期の言葉で赤裸々に投資的効果があると、要は、行政自治体に寄附をしておけば、幅広い意味でその分の戻りが、広い意味でですよ、戻りが、投資的効果というのはそういうことですよね。そういうようなことも喧伝されておる中で、やっぱりしっかりとこの辺はね……

○委員長　村田委員、予算質疑なので、ご意見とかそういうのは。

○５番　村田委員　はい。そういう状況があるという前提を少し説明した上で、それをきちっと防止するその仕組みも併せて持っていなければいけないのだろうということで、どのように市ではやられているのか、あるいはこれからさらに積極的にやろうとするのであれば、ほ

かにさらなるそういう防止することについてどんなふうに考えているかを伺いたい。前置きがちょっと長かった。

○委員長　川上企画政策課長。

○企画政策課長　お答え申し上げます。

企業版ふるさと納税では、地方公共団体が寄附を行う法人に対して、その代償として経済的な利益を供与することが禁止されております。本市では、事業者選定などにおける契約手続において、寄附を行った企業であるかどうかにかかわらず、法令等に従って適正に対応しており、公平性の確保に努めているところでございます。

また、内閣府におきましても、2025年度から寄附金を原資に自治体が行う事業の契約手続を透明化するため、一定の条件下での企業の公表や寄附事業の実施に当たっての留意点をまとめた自治体向けのチェックリストを作成、提出など、新ルールを設けることとしておりますことから、国の動向も確認しながら企業版ふるさと納税の活用において、公平性、透明性の確保に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。他に質疑ございますか。

３番　新委員。

○３番　新委員　情報発信事業の概要の70ページの情報発信事業で、今いろいろユーチューブだとかＳＮＳだとか、多岐にわたって情報発信を頑張っていらっしゃると思うのですが、実際、正直インスタグラム145人とか、ユーチューブ1,790人はかなり少ないなと、メディアとして弱いなというようなのがあって、しっかりとどこの辺まで持っていくかという目標を決めて、すごく分かりやすい数字だと思うので、やる予定はあるか、確認をお願いいたします。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

風間広報広聴課長。

○広報広聴課長　お答えいたします。

第３期行田市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、ＫＰＩを設定しております。令和11年の目標が、市公式ＳＮＳの登録者数、累計です、４万1,050件、ユーチューブのぎょうだ動画チャンネル再生回数、これも累計で令和11年の目標値が80万6,000回、以上の目標を設定してございます。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。

３番　新委員。

○３番　新委員　実際、これは達成できているのか、令和11年ですけれども、その達成状況というか、途中の見込みをお願いいたします。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

風間広報広聴課長。

○広報広聴課長　お答えいたします。

現在、２月末現在の状況についてお答えさせていただきます。

ＬＩＮＥについては登録者数が３万4,205人、ツイッターにつきましては、Ｘですね、旧ツイッター、Ｘにつきましては6,308人、フェイスブックにつきましては1,708人、ユーチューブは1,830人、ユーチューブにつきましては、令和４年の登録者数が935人だったところ、現在は1,830人と大きく伸びております。インスタグラムにつきましては、昨年11月に開設いたしまして、現在、154人となってございます。目標については、達成できる見込みでございます。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長　他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第７号　令和７年度行田市一般会計補正予算中、総合政策部所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前　１１時　１５分　休憩

午前　１１時　１７分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第３２号について

○委員長　次に、議案第32号　財産の貸付けについてを議題とし、執行部の説明を求めます。

朝見財産管理課長、お願いいたします。

○財産管理課長　着座にて失礼させていただきます。

それでは、議案第32号　財産の貸付けにつきましてご説明を申し上げます。

議案書の192ページをお願いいたします。

本案は、閉校した旧太田東小学校を貸付料基準額を下回る金額で民間事業者に貸し付けることについて、地方自治法第96条第１項第６号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明申し上げます。

貸し付ける財産は、旧行田市立太田東小学校で、所在地は行田市大字真名板952番１、貸付面積は、土地の合計が１万7,109平方メートル、建物の合計が3,461平方メートルでございます。

貸付けの目的でございますが、令和５年３月に閉校した当校の敷地及び建物につきまして、公募で選定した民間事業者に貸し付け、撮影スタジオや研修施設として活用することで地域の活性化を図るものでございます。

貸付けの相手方は、株式会社ＪＥＬＬＹＦＩＳＨで、本店所在地は東京都品川区となります。同社は、法人向け採用コンサルティング事業や教育コンサルティング事業のほか、地域開発事業を主な事業としており、現在、東京都奥多摩町及び千葉県富津市において廃校を活用した研修施設や撮影スタジオを運営しております。

貸付期間は、令和７年４月１日から令和27年３月31日までの20年間でございます。

貸付金額は、同社からの提案金額と同額の年額158万4,000円でございます。

なお、貸付料基準額につきましては、年額502万5,240円でございます。

貸付料基準額を下回る金額で貸し付ける理由でございますが、閉校した学校施設を撮影スタジオや研修施設として活用することで、本市への来訪者が増え、新たな経済効果が生まれるなど、地域の活性化が期待できるとともに、施設の利活用に当たっては、災害時の避難所機能を維持することや施設の維持管理を事業者が負担することを条件としており、地域住民の安心・安全の確保や市の財政負担の削減にも寄与することとなります。これらの貸付けによる効果等を総合的に勘案し、旧太田東小学校施設について貸付基準額を下回る金額で貸付けを行うものでございます。

以上で議案第32号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第３２号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

１番　香川委員。

○１番　香川委員　ありがとうございました。

貸付金額のこの158万4,000円ということなのですけれども、先ほど説明の中で奥多摩町あるいは富津市にも同様の施設を運営しているというお話でしたけれども、例えば、他の２箇所と比較した場合、例えば、敷地面積あるいは建物合計等を含めて比較した場合に、この金額が妥当だと思えるのかどうか、その点だけお願いします。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

朝見財産管理課長。

○財産管理課長　奥多摩町では、すみません、施設の大きさまでは手元にないのですが、276万円で20年間でお借りしているとお伺いしております。富津市でやっております同じような撮影スタジオでございますが、年間で144万円と伺っております。

評価でございますが、ＪＥＬＬＹＦＩＳＨさんが実際にお借りしています富津市が、令和５年度の11月から行っていると伺ってはいるのですが、そこの敷地の大きさまでは聞いていないのですが、同じような学校を使いまして行っている事業ということで、そこら辺を勘案いたしまして、事業者様としても同程度の値段でプロポーザルをかけてきたという形では認識しております。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。他にございますか。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　１点だけ伺いたいのですけれども、本会議での上程での説明だったかと思うのですけれども、価格が下回るけれども契約したいということで、その価格交渉は行っていないという説明があったと思うのですけれども、一般的に入札ですとか契約の手続というのは非常に詳細にわたって手続が定められているところが、一般の契約の場合、あると思うのだけれども、今回の場合は制度上価格交渉はできない、そういうルールでしなかったのか、それとも価格交渉の余地は仕組み上はあるのだけれども、先ほど来るる言われていたような有効性のことを鑑みてこの値段で決めたということなのか、その点を確認したい。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

朝見財産管理課長。

○財産管理課長　お答えさせていただきます。

価格交渉をしたのかと、もしくはできるのかというお話ですが、利活用事業者の選定に当たりましては、貸付料だけではなくて事業内容やその効果、実現可能性などを総合的に判断したところでございます。まず１点。

そういう公募を前提とした事業ではございましたので、公募を前提として行ったところで、価格交渉を前提とした公募とした形にいたしますと、そもそも民間事業者が貸付料を確定できないまま応募をするというような形になることは、応募をためらうおそれもあるということで、そういう危惧もございました。あと、もう一点、優先交渉権者として決定された後に、さらに価格交渉において引き上げるとなると、その負担は本来計画されていた事業費等で補う等の懸念がございまして、提案内容の実現性や継続性に支障を来すおそれがあるというようなことがありまして、契約の公平性とか透明性の確保が難しくなることから、応募の初期の段階でまず低い価格でも応募していいですよという形での要綱を作成した上で、価格交渉はしないという形で契約まで臨んだところでございます。

○委員長　他にございますか。

３番　新委員。

○３番　新委員　ありがとうございます。

期間のところで伺いたいのですけれども、20年という結構長期の契約になっていると思います。この20年にした理由をまずは伺えますでしょうか。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

朝見財産管理課長。

○財産管理課長　募集要項におきまして、貸付期間を５年から20年という形で応募いたしました。20年についてですが、応募者の提案により設定することとしておりまして、ＪＥＬＬＹＦＩＳＨさんから20年という形で提案があったものでございます。

○委員長　３番　新委員。

○３番　新委員　一般的に20年とか長期になるケースというと、例えば、初期投資でかなり改修を行って費用をかけるから20年というようなものが多いと思うのですけれども、今回ただスタジオ貸しなのでほとんど大きな改修とかは起こらないと思った中で、結構20年というのはリスクがあるなと思ったのですけれども、その辺はどういったリスク管理をされて、例えば、契約解除条項があるだとか、そういった何かリスク管理の部分を伺えますでしょうか。

○委員長　朝見財産管理課長。

○財産管理課長　改修につきましては、委員おっしゃるとおり、撮影スタジオということでス

タートいたしますので、大きな改修はないと伺っております。

それから、途中で撤退するリスクですが、それに関しましては、契約の中で定期借家契約ということで20年間貸すよと、その後は返して下さいという定期借家契約という形で、いわゆる民法上のアパートの契約とは違いまして、定期借家契約で結んでおります。それにつきましては20年間使いなさいと、天災とか天変地異とかそういうのは別にして、その中ではもし仮に潰れた場合とかそういうのはありますが、そういう場合にも次の事業者を探しなさいとか、そういう形で契約の約款の中には記載しているような状況になっております。

以上でございます。

○委員長　他にございますか。

２番　駒見委員。

○２番　駒見委員　ありがとうございます。

こちらのＪＥＬＬＹＦＩＳＨさん、一応スタジオ貸しとそれから研修施設ということで、いろんなことをやっている会社であるというのは見させていただきましたが、やはり不特定多数、例えば、研修、前回もしかしたら議員説明会のときにも質問したかもしれないですけれども、不特定多数の研修施設とかになると、人が来る可能性もありますので、そういった方々とか、いわゆる近隣住民の方へどのような説明というのを、これから市がするのか、それともＪＥＬＬＹＦＩＳＨさんがするのか、その辺もお聞かせいただければと思います。

○委員長　朝見財産管理課長。

○財産管理課長　先日の２月８日になりますが、株式会社ＪＥＬＬＹＦＩＳＨさん同席のもと、地元の方を集めまして、あと、今後体育館を使っていただける地元のスポーツ団体の方たちにも集まっていただきまして、地元の説明会を開催させていただきました。その中から、市側から今までの経緯等を含めて、優先交渉権者の立場でしたが、ＪＥＬＬＹＦＩＳＨさんが決まって今後４月から使用開始をしたいという旨と、それから、ＪＥＬＬＹＦＩＳＨさんから実際にこういうふうに撮影スタジオで使うのだと、あと、もしくはスポーツ団体の方にも今後使っていただけますという形でのご説明をいただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。他にございますか。

大屋副委員長。

○副委員長　ご説明いろいろとありがとうございます。

私、１点だけお聞きしたいのですが、先ほどの説明の中で、市の維持管理費用が軽減され

るということのお話をいただいたのですが、大体１年間でどのぐらいの経費の節減になるのか、維持管理、教えてください。

○委員長　朝見財産管理課長。

○財産管理課長　今年度の決算が出ていないものですので、令和５年度の決算で述べさせていただきます。

令和５年度の決算で維持管理費といたしまして547万4,118円となっております。その前の令和４年度の決算額でございますが、613万9,090円となっております。説明の中では約500万円という説明はさせてはいただいていますが、500万円ぐらいという形で考えております。

以上でございます。

○委員長　大屋委員。

○副委員長　分かりました。ありがとうございます。

○委員長　他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――

△議案第３２号の討論、採決

○委員長　次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長　討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第32号　財産の貸付けについては、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前　１１時　３４分　休憩

―――――――――――――――――――――

午前　１１時　３７分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクをご使用の上お願いいたします。

次に、総務部所管の議案について審査を行います。

まず、浅見総務部長にご挨拶をお願いいたします。

○総務部長　皆さん、こんにちは。

委員の皆様には、日頃から総務部の事務事業の推進にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、議案第15号、第16号、第19号、第33号及び第34号並びに議案第７号のうち、総務部所管部分でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長　ありがとうございました。

△議案第３３号及び議案第３４号について

○委員長　初めに、議案第33号　市の境界変更について及び議案第34号　境界変更に伴う財産処分に関する協議については、関連がございますので一括議題とし、執行部の説明を求めます。

白井総務課長、お願いいたします。

○総務課長　恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第33号及び議案第34号について説明申し上げます。

初めに、議案第33号　市の境界変更について説明いたしますので、議案書の194ページをお願いいたします。

本案は鴻巣行田土地改良区による県営土地改良事業の工事完了に伴い、整備後の道路界及び水路界をもって行田市と鴻巣市との新たな行政界とすることを埼玉県知事に申請するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明申し上げますので、195ページをお願いいたします。

別紙境界変更調書には、行田市に編入する区域と鴻巣市に編入する区域を記載しております。

196ページをお願いいたします。

参考といたしまして、添付いたしました県営土地改良事業鴻巣行田地区位置図をご覧くだ

さい。

場所といたしましては、本市の南東部に当たります主要地方道行田蓮田線、さきたま古墳を通る県道の北東側、行田市大字野地区と鴻巣市広田地区との行政界の区域となります。黒い線で示したものが現在の行田市と鴻巣市との行政界、赤い線で示したものが新たな行田市と鴻巣市との行政界でございまして、オレンジ色の丸で囲われた部分の左上、黒い線と赤い線に囲われた四角い区域が鴻巣市から行田市に編入され、右下、黒い線と赤い線に囲われた四角い区域が行田市から鴻巣市へ編入されることとなります。編入した区域を含め、土地改良事業により整備した道路界及び水路界をもって新たに鴻巣市との境界とするものでございます。

次に、197ページをお願いいたします。

人口及び面積の異動調書でございますが、この境界変更により、国土地理院公表の本市の総面積67.49平方キロメートルに変更はなく、また、人口の異動もございません。

続きまして、議案書の198ページをお願いいたします。

議案第34号　境界変更に伴う財産処分に関する協議についてでございますが、議案第33号の境界変更により生じた財産処分について、鴻巣市に編入される区域内において行田市が所有する道路及び水路を鴻巣市へ、行田市に編入される区域内において鴻巣市が所有する道路及び水路を行田市へそれぞれ財産処分するため、両市協議の上、議会の議決を求めるものでございます。

該当する土地につきましては、次のページの別紙、境界変更に伴う財産処分に関する協議書をご覧いただきたいと存じます。

以上で議案第33号及び議案第34号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第３３号及び議案第３４号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑の申出はございません。質疑を終結いたします。

△議案第３３号及び議案第３４号の討論、採決

○委員長　次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

まず、議案第33号　市の境界変更については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号　境界変更に伴う財産処分に関する協議については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前　１１時　４４分　休憩

午後　　０時　５８分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第１５号について

○委員長　次に、議案第15号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

白井総務課長、お願いいたします。

○総務課長　引き続きよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第15号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げますので、議案書の92ページをお願いいたします。

本案は、刑法の一部改正により刑罰の種類のうち禁錮及び懲役が廃止され、拘禁刑に一本

化されることに伴い、これらの用語を規定している９本の関係条例について改正を行うものでございます。

次に、改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の２ページをお願いいたします。

第１条の行田市職員の給与に関する条例から、10ページ第６条の行田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例までの６条例は禁錮を拘禁刑に改正するもの、11ページ、第７条、行田市ラブホテル建築規制条例から、13ページ第９条の行田市議会の個人情報の保護に関する条例までの３条例は懲役を拘禁刑に改正するほか、第７条におきまして用語の整理を行うものでございます。なお、第７条から第９条までの３条例につきましては、罰則規定の改正であることから、埼玉地方検察庁と協議を行い、改正内容に問題がない旨を回答いただいております。

戻りまして、議案書の94ページをお願いいたします。

附則についてでございますが、第１項は本条例の施行期日を法律の施行に合わせ令和７年６月１日からとするものです。ただし、第７条中の用語の整理に関する改正は公布の日からとするものでございます。第２項及び第３項は、罰則の適用等に関する経過措置について規定するもの、第４項は人の資格等に関する経過措置について規定するもの、第５項は行田市職員の給与に関する条例、第６項は行田市職員の退職手当に関する条例、それぞれの条例に規定されております禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴されたものについての経過措置を規定するものでございます。

以上で議案第15号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。以上で説明は終わりました。

―――――――――――――――――――――

△議案第１５号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　１点だけお伺いしたいのですが、結構いろいろな条例の中に関係する項目があるのだなと思ったのですけれども、今まで市の職員の中でこれに関わるような犯罪というか、適用した事例というのはあったのでしょうか。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

白井総務課長。

○総務課長　こちらの規定に関係する職員がいたかというご質疑だと思うんですけれども、申し訳ないのですけれども、総務課につきましてはそのような案件という情報が全部こちらで集約しているというわけではございませんので、把握はしていないところでございます。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　ないという答えが返ってきたのですけれども、把握していないのでしたら、後日でも結構ですが、

○委員長　条例改正とはちょっと違うのかなというところなので、部長のほうはあります。

浅見総務部長。

○総務部長　お答えをさせていただきます。

ちょっと記憶という形になってしまいますけれども、私は市役所へ入って三十数年勤めておりますが、私が記憶している範囲で、例えば懲役刑であるとか、拘禁刑であるとか、そういった職員は基本的にはいなかったものと私のほうでは認識しております。そういったことで御理解いただければと思うんですけれども、よろしくお願いいたします。

○委員長　他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第１５号の討論、採決

○委員長　次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第15号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後　　１時　０５分　休憩

午後　　１時　０６分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第１６号について

○委員長　次に、議案第16号　行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を議題とし、執行部の説明を求めます。

柴崎人事課長、お願いいたします。

○人事課長　説明につきましては、着座にて失礼させていただきます。

それでは、議案第16号　行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の96ページをお願いいたします。

本案は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、所定外労働が制限される対象者の範囲、看護休暇の対象となる子の範囲及び看護休暇の取得事由が拡大されたことなどに伴い所要の改正を行うほか、育児や介護に伴う職員の早出遅出勤務に関する規定を定めるものでございます。

次に、改正内容をご説明申し上げますので、新旧対照表の14ページをお願いいたします。

８条の３は、育児や介護を行う職員の早出遅出勤務について新たに規定するもので、早出遅出勤務とは１日の勤務時間の長さを変えずに通常の勤務時間帯よりも早い時間帯または遅い時間帯に勤務時間を割り振るものでございます。

なお、第１項においては、育児の場合の対象を小学校就学前の子などの育児を行う職員とするもので、第２項は、介護の場合の対象を要介護状態にある配偶者、父母等の介護を行う職員とするものでございます。

15ページをお願いいたします。

８条の４第１項は、前条の追加に伴う条ずれ及び子の定義規定の削除で、第２項は超過勤務の免除対象となる子の範囲を３歳未満の子から小学校就学前の子に拡大するものでございます。

16ページをお願いいたします。

第４項は、読替規定について所要の整備を行うものでございます。

17ページをお願いいたします。

第14条第２項は、看護休暇の対象となる子の範囲を小学校就学前の子から小学校３年生ま

でに拡大するとともに、入園、卒園式の行事参加や感染症による学級閉鎖等にも対応できるよう看護休暇の取得事由を拡大するものでございます。

第15条は、略称規定について所要の整備を行うものでございます。

18ページをお願いいたします。

第17条の２は、配偶者や父母などが介護が必要となったことを職員が申し出た場合における仕事と介護の両立支援制度の周知や職員の意向確認等について定めるもので、第２項は、第１項に規定する両立支援制度の周知等は職員が40歳に達した年度内に行わなければならない旨を規定するものでございます。

第17条の３は、仕事と介護の両立支援制度等の請求が円滑に行われるようにするために、両立支援制度についての研修の実施、相談体制の整備、勤務環境の整備といった措置を講じなければならない旨を規定するものでございます。

議案書に戻りまして、99ページをお願いいたします。

条例案の附則でございます。第１項は、施行期日を令和７年４月１日からとするものですが、第２項の規定は公布の日から施行するものでございます。第２項は準備行為を定めるものでございます。

以上で議案第16号　行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。以上で説明は終わりました。

―――――――――――――――――――――

△議案第１６号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　それでは、質疑をさせていただきます。

99ページに17条の３がありまして、勤務環境の整備に関する措置ということで規定が設けられておるわけですけれども、これを条例改正した場合に研修の実施ですとか、相談体制の整備、勤務環境の整備、これらのことが求められているわけですけれども、現状としてもやられている部分もあろうかと思うんですが、さらに新年度、この新しい改正条例を踏まえて考えられていること、予定していること、そういったものがあればお願いいたします。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

柴崎人事課長。

○人事課長　お答え申し上げます。

まず、17条の３の勤務環境の整備の中で、研修の実施ですとか相談体制の整備、あとは３号の勤務環境の整備、そういったところは今やっているもののほか、そういったものも含めてどのようなことを行う予定なのかというようなことでよろしかったでしょうか。そちらについてですけれども、例えば研修ですけれども、今現在、特に具体的な研修というのは行っておりませんので、仕事と育児の両立、あるいは介護との両立、そういったパンフレット、そういったものを整備して職員には周知を行っておるところですが、庁内のキャビネットに載せるなどしてそういったことは行っているわけですが、例えば研修などでは、厚生労働省が作成した啓発動画、こういったものを視聴してもらうことなども検討はしているところでございます。

また、相談体制についてですけれども、現在もこういった育児も含めた介護、仕事とその介護、そういったものの両立支援に関する相談については人事課のほうで随時受付を行っているところでございます。また、例えば定期的に相談日を設けて相談を受け付けるという形ではなくて、随時職員の都合を聞きながらこちらで対応しているというところがございますので、相談についても個々の職員からの申出に対応する形で随時課として対応していきたいと思っております。

また、勤務環境の整備というところですけれども、仕事と介護の両立支援制度の理解を深めるため、また、制度の利用促進を図るため、例えば仕事と介護の両立支援制度の利用事例、こういったものを職員に周知するなど、こういったところを考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　せっかく制度ができても、なかなか使いにくいということになってしまってはいけないわけで、現に介護休暇とか育休関係はそうした傾向があって、実効性のあるものにするためには、今説明を受けたのですけれども、検討しているということなので、それは実施に向けてということで捉えてよいのかと思うんですが、改めてこの体制の整備についてしっかりとしたお考えをお持ちだと思いますので、確認的にお話を聞きたいのですが。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

柴崎人事課長。

○人事課長　お答え申し上げます。

こういった新たな条例を改正して、職員が働きやすい職場環境を整備するための一環とい

うことの位置づけになると思いますので、こういった制度が有効に職員にとって活用されて、職員が仕事と介護の両立を図りながら働くことで働きやすい環境整備ができればと思っておりますので、今回の改正の趣旨を踏まえて対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○委員長　他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――

△議案第１６号の討論、採決

○委員長　次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第16号　行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

―――――――――――――――――――――

△議案第１９号について

○委員長　次に、議案第19号　行田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

柴崎人事課長、お願いいたします。

○人事課長　それでは、議案第19号　行田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の120ページをお願いいたします。

本案は、雇用保険法及び国家公務員退職手当法の改正により、就業促進手当及び国家公務員の退職手当の見直しが行われたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容をご説明申し上げますので、新旧対照表の41ページをお願いいたします。

第13条第11項は、雇用保険法に規定する就業促進手当のうち就業手当が廃止されることに

伴い、これに相当する退職手当について同様の措置を講じるもので、第14項は雇用保険法の改正に伴う所要の整備を行うものでございます。

42ページをお願いいたします。

附則第32項は、失業者への基本手当の給付日数の延長措置が２年間延長されることに伴い、これに相当する退職手当について同様の措置を講じるものでございます。

議案書に戻りまして、121ページをお願いいたします。

条例案の附則でございますが、第１項は、施行期日を令和７年４月１日からとするものでございます。第２項は、就業促進手当に相当する退職手当の適用について経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第19号　行田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。以上で説明は終わりました。

―――――――――――――――――――――

△議案第１９号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　それでは、質疑させていただきます。

なかなかなじみのない仕組みで、私なりに理解を深めようと努力したのですが、十分でないところもありまして伺いたいのですけれども、そもそもこの就業手当の部分が廃止されたということで、就業促進手当が３つあって、そのうちの１つが廃止されたということで、市の職員のほうからすると、この就業手当という部分が廃止されたことによって、それに該当する新たなアルバイト的な短期就労になっても支給されませんという、そういう直接的な意味なのか、それとも総額として就業促進手当、改正後の額が少なくなった、新しい総額との金額の見合いで市の職員が今までだったら該当する場合でも、総額が少なくなってしまったので支給されないケースが増える、こういう適用方法だという理解でいいのか。市の職員にとっては、この条例改正で実例的に言ってどういうときに新しいこの要綱が適用になってどうなるのか、事例的に教えていただければありがたいのですが。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

柴崎人事課長。

○人事課長　お答え申し上げます。

まず、今回の改正ですけれども、雇用保険法で地方公務員については一般的に雇用保険法の適用からは除外されておりますので、雇用保険法に基づく保険料の負担ですとか、失業給付等はございません。しかしながら、市の職員でも、退職をして、その後一定期間失業状態にあるというケースも考えられなくはないと思います。そういった場合に、退職時に支給された退職手当が雇用保険法の失業等給付相当額、その雇用保険の失業給付、そういったものよりも退職手当のほうが少ない場合というのも想定されるかと思います。例えばですけれども、採用後すぐ退職された方とかがいれば、そういったケースとかも考えられると思いますが、退職時に支給された退職手当が失業等給付相当額に満たなくて、退職後一定期間失業している場合については、その差額分を特別の退職手当として支給するという制度が今回改正する基になる失業者の退職手当制度というものでございまして、そういったものが設けられております。

失業者の退職手当については、先ほども申し上げたとおり雇用保険法の失業等給付に該当するものでございますので、雇用保険法の改正で失業等給付、この中の就業促進手当の中で、種類が幾つかあるわけですけれども、そのうちの就業手当が廃止されたということで、その部分に相当する退職金の支給がなくなるというような趣旨でございまして、そういった形の規定を設けるために今回改正を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長　他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第１９号の討論、採決

○委員長　次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第19号　行田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

暫時休憩いたします。

午後　　１時　２８分　休憩

午後　　１時　３０分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用の上お願いいたします。また、説明、質疑及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

△議案第７号について

○委員長　それでは、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中、総務部所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、白井総務課長兼選挙管理委員会書記長、お願いいたします。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長　恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

総務課及び選挙管理委員会の関係予算につきまして、それぞれ歳出、歳入の順に説明申し上げます。

初めに、総務課関係予算について説明申し上げますので、予算に関する説明書の79ページをお願いいたします。

２款総務費、１項１目一般管理費のうち説明欄一番下の◎総務課関係経費は、前年度と比べ22万3,000円の減額でございます。主なものを申し上げますと、１節委員報酬及び８節費用弁償は、行政不服審査会の委員に対する報酬及び費用弁償でございます。

12節弁護士委託料は、市の顧問弁護士委託料で、行政運営上の課題について、弁護士による法律等に基づく指導、助言をいただくものでございます。

13節の２行目、例規管理システム利用料は、例規の検索、閲覧のほか、例規の制定、改廃事務を支援する例規支援総合システムの利用料でございます。

少し飛びまして、85ページをお願いいたします。

２目文書広報費のうち説明欄２つ目の◎文書管理費は、前年度と比べ179万3,000円の減額でございます。主なものを申し上げますと、１節委員報酬及び８節費用弁償は、情報公開個

人情報保護審査会等の委員に対する報酬及び費用弁償でございます。

10節の１行目、消耗品費は、庁内印刷に係る再生紙のほか、印刷機のトナーなどの消耗品の購入に要する経費でございます。

11節の１行目、郵便料は、総務課分と予算措置のない事業担当課分の郵便料のほか、切手の購入経費などを一括して総務課で計上するもので、昨年10月の郵便料改定による影響を鑑みまして、昨年度と比べ３割程度増額して計上しております。

12節の１行目、文書使送業務委託料は、出先機関などへ文書を使送する業務を民間事業者に委託する経費、３行目の文書管理システム保守点検委託料は、文書管理システムのソフト及びサーバーの保守点検を委託する経費でございます。

87ページをお願いいたします。

13節の１行目、文書管理システム借上料は、文書の電子化を図り、収受から廃棄までを管理するシステムの借上料、次のＯＡ機器借上料は、印刷室に配置しているカラー印刷機、簡易印刷機、紙折り機の借上料でございます。

少し飛びまして、110ページをお願いいたします。

17目諸費のうち、右ページ説明欄の◎栄典費は、前年度と比べ112万1,000円の減額でございます。主なものを申し上げますと、１節委員報酬及び８節費用弁償は、功績表彰審査委員会の委員に対する報酬及び費用弁償でございます。

７節記念品費は、行田市市民功労表彰条例等に基づく被表彰者に贈呈する記念品の購入に要する経費でございます。

次の◎自衛官募集事務費は、埼玉県防衛協会の負担金で、前年度と同額でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、１項１目総務費国庫負担金、右ページ説明欄、自衛官募集事務費負担金は、自衛隊法の規定による自衛官募集事務に対する負担金でございます。

66ページをお願いいたします。

20款諸収入、４項１目雑入、15節雑入の右ページ説明欄の下から６行目、事務手数料149万8,000円のうち総務課分として、有料コピー機のコピー料金収入、情報公開請求等に係る実費負担分など２万円分を計上しております。

以上が総務課関係予算でございます。

続きまして、選挙管理委員会関係予算について説明申し上げますので、118ページをお願

いいたします。

４項１目選挙管理委員会費、右ページ説明欄の◎選挙管理委員会費は、前年度と比べ729万6,000円の増額でございます。増額の主な要因といたしましては、地方公共団体システムの標準化に関する法律に基づくもので、12節情報システム標準化移行業務委託料は、選挙管理システムの標準化に対応するための委託料を、13節１行目ＯＡシステム利用料は、標準化後の選挙システムの利用料を、次のガバメントクラウド利用料は、国や地方自治体が利用する共通クラウドサービスの利用料をそれぞれ新たに計上したことによるものでございます。

そのほか、主なものを申し上げますと、１節委員報酬は、選挙管理委員会の委員に対する委員報酬でございます。

２節一般職級から４節一般職共済組合負担金までは、事務局専任職員１人分の人件費でございます。

次に、２目選挙啓発費、右ページ説明欄の◎選挙常時啓発費は、前年度と同額の計上で、７節の２行目、記念品費は市内小・中学校による選挙啓発ポスターの応募者全員に対する記念品及び入賞者に贈呈する図書カードの購入に要する経費でございます。

次に、３目参議院議員選挙費、右ページ説明欄の参議院議員選挙執行費は、本年７月28日に任期満了となる参議院議員選挙の執行経費を措置するものでございます。主なものを申し上げますと、１節報酬、121ページ８節費用弁償は、投票所管理者、投票所立会人、開票管理者、開票立会人、会計年度任用職員の報酬及び費用弁償でございます。

12節の２行目、期日前投票所設置撤去委託料は、期日前投票所の設置及び撤去に要する経費を昨年の衆議院議員選挙と案分して計上するもの、次の選挙事務従事者派遣委託料は、職員の負担軽減を図るために委託する選挙事務従事者の派遣に係る経費でございます。

17節事業用器具費は、記載台や投票箱等の購入経費でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして48ページをお願いいたします。

15款県支出金、３項１目総務費委託金の４節選挙費委託金は、右ページ説明欄のとおり、参議院選挙の執行に係る委託金及び在外選挙特別経費交付金を計上するものでございます。

以上で総務課及び選挙管理委員会関係予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長　ありがとうございました。

次に、柴崎人事課長、お願いいたします。

○人事課長　先ほどに引き続きまして、どうぞよろしくお願いいたします。

説明につきましては着座にて失礼させていただきます。

それでは、人事課所管部分について歳出からご説明申し上げますので、予算に関する説明書の76ページをお願いいたします。

２款総務費、１項１目一般管理費のうち右ページ説明欄◎総務一般管理費は、特別職及び会計年度任用職員を含む一般職の人件費でございまして、前年度との比較で4,020万3,000円の減額となっております。主な要因でございますが、定年年齢の段階的な引上げに伴い、令和７年度は定年退職者が予定されていないことから、定年退職者に係る退職手当が措置されていないためでございます。

主なものについてご説明申し上げます。

１節１行目委員報酬は、政策特別顧問に係る報酬でございます。

次の会計年度任用職員報酬は、閉庁日における日直業務、庁舎総合案内業務及び障害者の雇用に係る経費などを計上したものでございます。

２節の２行目、一般職級は、主に総合政策部、総務部に所属する正規職員91名分の給料を計上したもの、次の再任用職級は、再任用職員20人分の給料を計上したものでございます。

３節の１行目、会計年度任用職期末勤勉手当から４行目の再任用職期末勤勉手当までは、期末手当等を職ごとに区分し計上したもの、次の特別職その他の手当から、３節の一番下の行、再任用職その他手当までは、扶養、地域、住居、通勤などの各種手当を職ごとに区分し計上したものでございます。

４節の１行目、会計年度任用職共済組合負担金から、７行目の労働保険料までは、市が負担する社会保険料等を職ごとに区分して計上したものでございます。

79ページをお願いいたします。

一番上の◎人事課関係経費は、前年度と比較し34万1,000円の減額となっております。主なものを申し上げますと、３節時間外勤務手当は、人事課及び国等への派遣職員の支給実績を踏まえ計上したものでございます。

11節の２行目、広告料は、人材の確保が困難である土木職や保健師などの専門職の採用に当たり、新たに求人サイトに求人広告を掲載するための費用で、12節の１行目、採用試験委託料は、職員採用に係る試験問題の提供及び採点のための委託料でございます。

３行下のＯＡシステム改修委託料は、令和８年４月から開始される子ども・子育て支援納付金徴収業務に対応するための人事給与システムの改修費でございます。

13節の１行目ＯＡシステム利用料は、勤怠管理システムのクラウド化に伴うシステム利用

料などを計上するものでございます。

次の人事給与システム借上料は、当該システムのソフトウエア、サーバー等のリース料でございます。

81ページをお願いいたします。

一番下の◎職員保健衛生管理費ですが、職員の安全衛生管理に関する経費を計上したもので、前年度と比較し８万9,000円の増額となっております。主なものを申し上げますと、１節産業医報酬は、職場環境の改善や健康管理に関する助言、指導を行う産業医に対する報酬でございます。

83ページをお願いいたします。

上から２行目、12節健康診断委託料は、職員の定期健康診断等のための経費でございます。

次の◎職員研修費は、職員の人材育成及び能力の向上を図るための研修に要する経費を計上したもので、前年度と比べ62万9,000円の増額となっております。

主なものを申し上げますと、８節研修旅費は、派遣研修や階層別研修に参加するための旅費を計上したもので、12節研修委託料は、ハラスメント防止研修やワークライフバランス研修など庁内研修のための委託料でございます。

18節の２行目、研修負担金は、近隣自治体との４市共同研修会及び自治大学校や市町村アカデミーなどへの派遣研修に係る負担金でございます。

飛びまして、274ページをお願いいたします。

４の給与費明細書ですが、これは特別職と一般職に区分して職員数や給与費、共済費等を項目別にまとめ、整理したものでございます。このページから287ページまでに掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。戻りまして、64ページをお願いいたします。

主なものを申し上げますと、20款諸収入、４項１目雑入の12節、下から２つ目になりますけれども、12節雇用保険料被保険者負担金は、会計年度任用職員などの雇用保険料の本人負担分を見込み計上したものでございます。

66ページをお願いいたします。

15節雑入のうち、右ページ説明欄上から８行目、都市整備部長給与等企業会計負担金は、水道事業会計と公共下水道事業会計が負担する都市整備部長の人件費でございます。

次の行田羽生資源環境組合派遣職員給与等負担金は、本市から同組合に派遣している職員の人件費に対する組合からの負担金でございます。

次に、そこから５行下の埼玉県後期高齢者医療広域連合派遣職員給与費等負担金は、県内市町村の持ち回りにより本市から新たに同広域連合へ派遣を予定している職員の人件費に対する広域連合からの負担金でございます。

以上で人事課所管分の説明を終わらせていただきます。

○委員長　ありがとうございました。

次に、瀬尾税務課長、お願いいたします。

○税務課長　着座にて失礼いたします。

それでは、税務課所管部分について、歳出予算からご説明いたしますので、予算に関する説明書の111ページをお願いいたします。

２項１目税務総務費のうち右ページ説明欄の◎税務一般管理費は、税務課及び収納課職員と税務課の会計年度任用職員に係る人件費でございます。

次の113ページをお願いいたします。

一番上の◎税務課関係経費は、税務課職員の時間外手当でございます。

次に、２目賦課徴収費のうち右ページ説明欄の◎賦課費は、前年度と比べ2,025万4,000円の増額となっております。主なものを申し上げますと、11節の１行目、郵便料は、納税通知書等の郵便料でございます。

３行下の鑑定料は、固定資産税の令和９年度評価替えに向けた標準宅地の鑑定評価及び標準宅地に係る毎年実施している時点修正の鑑定料でございます。

12節の２行目、課税基本資料作成委託料は、固定資産税の土地や家屋に係る課税資料を作成するための費用でございます。

次のＯＡシステム作成委託料は、基幹系システムとその他のシステムを連携させるための機能を追加する費用でございます。

次のＯＡシステム改修委託料は、二輪等軽自動車税関係手続の電子化に伴う基幹系システム改修費用でございます。

２行下の電算委託料は、市税の賦課業務に係る電算処理の委託料でございます。

次の事務従事者派遣委託料は、令和８年１月から３月までの期間、給与支払報告書等の整理業務を行うための事務従事者派遣に係る費用でございます。

13節の１行目ＯＡシステム利用料は、地方税電子申告支援サービス、いわゆるｅＬＴＡＸのシステム機器の利用料及び登記所からの土地家屋の所有者等の移動通知を電子データで受領する登記履歴管理システムなどの使用料でございます。

次の家屋評価システム借上料は、固定資産税の家屋を評価、計算するためのシステム借上料でございます。

115ページをお願いいたします。

18節の４行目、地方税共同機構負担金は、ｅＬＴＡＸの利用等に係る負担金でございます。

３行下の軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金は、主に令和６年度中に県が賦課徴収する軽自動車環境性能割の５％を支払うものでございます。

22節還付金は、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除に係る還付金でございます。

以上が歳出についての説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして８ページをお願いいたします。

１款市税でございますが、予算計上額は105億5,856万2,000円でございます。１項１目個人市民税は42億19万5,000円で、内訳ですが、右ページの説明欄になりますが、均等割は前年度と比べ265万3,000円の増、その下の所得割は前年度と比べ４億3,712万6,000円の増となっております。これは、国の臨時経済対策である定額減税の縮小に伴う税収増が見込まれることが主な理由でございます。

次に、２目法人市民税は４億9,485万円で、内訳ですが、均等割は前年度と比べて265万2,000円の減、その下、法人税割は前年度と比べ4,682万円の減となっております。主な理由は、設備投資等の経費の増による法人の純利益の減少を見込んだことによるものでございます。

次に、２項１目固定資産税は43億5,308万7,000円で、内訳ですが、土地は地価が多くの地点で下落傾向ではありますが、令和５年度の決算額を勘案し、前年度と比べて2,941万円の増、その下、家屋は新増築による増加額が取壊しによる減少額を上回ると見込まれるため、前年度と比べて9,459万1,000円の増、その下の償却資産は、法人において設備投資があるものの減価償却が上回ることが見込まれることから、前年度と比べ1,930万2,000円の減となっております。

次に、２目国有資産等所在市交付金は3,415万8,000円でございます。

次に、３項１目軽自動車税の環境性能割は1,543万4,000円でございます。

次に、２目種別割は２億7,162万7,000円でございます。

次に、４項１目市たばこ税は５億7,397万8,000円でございます。

10ページをお願いいたします。

５項１目都市計画税は６億1,175万1,000円で、固定資産税と同様の理由でございます。

次に、６項１目入湯税は348万2,000円でございます。

少し飛びまして、36ページをお願いいたします。

13款２項手数料でございますが、１目１節徴税手数料の右側説明欄、税務証明手数料を計上しております。

次に、48ページをお願いいたします。

15款３項１目総務費委託金のうち２節徴税費委託金は、右側説明欄、個人県民税の徴収に係る県からの委託金を計上しております。

以上で税務課所管の説明を終わらせていただきます。

○委員長　ありがとうございました。

次に、蓮見収納課長、お願いいたします。

○収納課長　それでは、収納課所管部分について歳出からご説明をいたしますので、予算に関する説明書の115ページをお願いいたします。

２項２目賦課徴収費のうち、右ページ説明欄の◎徴収費でございます。主なものを申し上げますと、１節会計年度任用職員報酬は市税等の徴収業務に従事する職員の報酬でございます。

11節の１行目、郵便料は、催告書等の郵送料でございます。

４行下の手数料は、市税の口座振替に伴い金融機関等に支払う手数料及び預貯金等照会電子化サービスの照会手数料でございます。

続いて、12節の１行目、市税等コンビニエンスストア収納業務委託料は、全国のコンビニエンスストアにおいて市税及び国民健康保険税を収納するための委託料でございます。

次の市税電話催告業務委託料は、市税等の未納者に電話催告を行うための委託料でございます。

次の口座振替データ処理業務委託料は、市税等の口座振替に伴うデータの受渡しについて、伝送方式で安全に行うための委託料でございます。

３行下の電算委託料は、市税の収納業務に係る電算処理の委託費用でございます。

13節ＯＡシステム利用料は、ｅＬＴＡＸにより電子申告をした方が、地方税を電子納税するための地方税共通納税システムの利用料及び預貯金等照会電子化サービスの利用料でございます。

18節の３行目、地方税共同機構負担金は、地方税共通納税システムの利用に係る負担金で

ございます。

続きまして、117ページをお願いいたします。

22節の１行目、過誤納金還付金は、市税に係る還付金を計上したものでございます。

以上が歳出についての説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして60ページをお願いいたします。

20款１項１目延滞金加算金及び過料の１節延滞金は、前年度と同額を計上しております。

４項１目雑入、３節負担金収入のうち一番下、滞納処分費負担金は、滞納処分に要する経費を換価代金から収入金として徴収するものでございます。

以上で収納課所管の説明を終わらせていただきます。

○委員長　ありがとうございました。

次に、野辺人権・男女共同参画推進課長、お願いいたします。

○人権・男女共同参画推進課長　私からは、人権・男女共同参画推進課所管部分のうち人権推進担当に関する箇所についてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

それでは、歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の98ページをお開き願います。

２款１項12目人権推進費は、前年度と比べ494万2,000円の増額となっております。

右ページ説明欄２つ目の◎人権推進費の主なものを申し上げます。

１節委員報酬は、人権施策推進審議会委員及び隣保館運営審議会委員、合わせて27人分の報酬、３行下の会計年度任用職員報酬は、地域交流センター及び南河原隣保館に勤務する会計年度任用職員２人分の報酬でございます。

２節、３節及び４節は、一般職員３人分及び会計年度任用職員２人分の人件費でございます。

101ページをお願いいたします。

説明欄２行目の７節謝金は、市内全域で実施する人権同和問題地区別研修会の講師謝金や地域交流センター及び南河原隣保館で行う各種講座の講師謝金などでございます。

８節費用弁償は、審議会委員への費用弁償及び会計年度任用職員の交通費でございます。

10節の１行目、消耗品費は、例年の消耗品費に加え、県の再委託事業として実施予定の人権の花運動に係る経費を計上したものでございます。なお、人権の花運動に要する経費につ

きましては、18万円を上限として県支出金により充当されるものでございます。

その４行下、電気料は、地域交流センターに係るものでございます。

11節の３行目、保険料は、地域交流センター及び南河原隣保館における行事傷害補償及び賠償責任補償の保険料でございます。

12節の２行目、警備委託料は、地域交流センター閉館時の警備に係る委託料でございます。

次の清掃委託料は、地域交流センターと南河原隣保館に係る清掃委託料でございます。

次の除草委託料から、12節一番下の浄化槽維持管理委託料までは、地域交流センターの維持管理に関する委託料でございます。

14節施設修繕工事請負費は、地域交流センター外壁タイルの落下防止のための改修工事に要する費用でございます。

17節の２行目、ＤＶＤ等購入費は、人権同和問題地区別研修会などで使用する人権啓発用ＤＶＤを購入するための費用でございます。

18節の１行目、人権擁護委員協議会負担金は、埼玉地方法務局熊谷支局が所管する熊谷人権擁護委員協議会に属する行田部会に係る負担金でございます。

その３行下、部落解放運動団体補助金は、部落解放同盟行田支部及び埼玉・県北同和会行田支部に対する補助金でございまして、前年度と比べ７万円の減額でございます。

次に、歳入について申し上げますので、戻りまして44ページをお願いいたします。

15款県支出金、２項１目総務費県補助金の右ページ説明欄１行目、隣保館運営事業等補助金は、地域交流センター及び南河原隣保館の運営費に対する補助金でございまして、県が定める経費基準額の４分の３が交付されるものでございます。

48ページをお願いいたします。

３項１目総務費委託金、１節総務管理費委託金の右ページ説明欄２行目、地域人権啓発活動活性化事業委託金は、先ほど歳出においてご説明いたしました人権の花運動の充当財源として計上するものでございます。

次に、60ページをお願いいたします。

20款諸収入、３項２目同和対策住宅資金貸付金元利収入は、滞納繰越分の収入を実績に基づき見込んだものでございます。

人権推進担当所管の説明は以上でございます。

引き続き、男女共同参画推進担当に係る部分につきまして、男女共同参画推進センター、堀口所長がご説明いたします。

○委員長　ありがとうございました。

次に、堀口男女共同参画推進センター所長、お願いいたします。

○男女共同参画推進センター所長　よろしくお願いします。着座にて失礼いたします。

それでは、人権男女共同参画推進課の中の男女共同参画推進担当所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出をご説明申し上げますので、予算に関する説明書の106ページをお願いいたします。

16目男女共同参画推進費の右ページ説明欄◎男女共同参画推進センター管理運営費の主なものを申し上げますと、１節会計年度任用職員報酬から８節費用弁償までは、会計年度任用職員１人分の賃金、保険料並びに通勤手当でございます。

109ページをお願いいたします。

11節手数料は、キャッシュレス決済に係る費用でございます。

12節施設管理委託料は、職員が退館した後、施設が閉館となるまでの間、施設管理を委託するための費用でございます。その下の警備委託料は、施設閉館後から翌朝８時半までの間及び休館日の警備を委託するための費用でございます。その下の清掃委託料は、日常清掃などを行うためのものでございます。

13節ＯＡ機器借上料は、事務室内に設置している複合機及び印刷作業室に設置している印刷機などの借り上げに係る費用でございます。その下の器具機材借上料は、トイレの悪臭防止装置等の借り上げに係る費用でございます。

14節設備改修工事請負費は、センターの照明器具をＬＥＤ化するための費用でございます。

次に、◎男女共同参画推進事業費の主なものを申し上げますと、１節委員報酬と８節費用弁償は、行田市男女共同参画推進審議会の委員報酬及び費用弁償でございます。

３節時間外勤務手当は、男女共同参画推進センターに勤務する職員の時間外勤務手当でございます。

７節委員謝金は、行田市女性活躍推進ネットワーク会議の委員謝金でございます。

次の謝金は、各種講座を開催する際の講師謝金及びＤＶ相談などを行う相談員３人分の謝金でございます。

10節印刷製本費は、男女共同参画プランを製本するためのものでございます。

12節研修委託料は、女性活躍推進に関する各種セミナーを実施するための委託料でございます。

19節ＤＶ被害者等支援金は、ドメスティックバイオレンスによる被害者及び同伴する子どものうち、生活に困窮している者に対して緊急一時避難のための宿泊費と食費を支援するものでございます。

続きまして、歳入の予算についてご説明申し上げます。戻りまして、35ページをお願いいたします。

13款１項１目１節総務使用料、右側の説明欄の２つ目、男女共同参画推進センター使用料は、男女共同参画推進センターの使用料収入でございます。

次に、51ページをお願いいたします。

16款１項１目１節土地建物貸付収入、右側の説明欄の上から14段目、建物貸付収入男女共同参画推進センター分は、屋上部分に設置してある太陽光発電事業の屋根貸しなどの貸付収入でございます。

61ページをお願いいたします。

20款４項１目雑入のうち３節負担金収入、右側の説明欄の上から２段目、男女共同参画推進講座自己負担金は、男女共同参画推進講座への参加者から頂く参加費でございます。

63ページをお願いいたします。

７節施設貸付収入、右側説明欄の上から７段目、男女共同参画推進センター電気料は、施設にございます自動販売機の電気料収入でございます。

67ページをお願いいたします。

15節雑入、右側説明欄上から11段目、事務手数料149万8,000円のうち男女共同参画推進センター分といたしまして、男女共同参画推進センターに設置している印刷機使用料に係る印刷代収入３万4,000円が含まれております。

69ページをお願いいたします。

21款１項１目１節総務債、右側の説明欄上から４段目、男女共同参画推進センター設備改修事業債は、照明機器のＬＥＤ化を行うためのものでございます。

以上で人権男女共同参画推進課内、男女共同参画推進担当所管部分に係る令和７年度分一般会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

以上です。

○委員長　ありがとうございました。

次に、大木契約検査課長、お願いいたします。

○契約検査課長　それでは、契約検査課所管の当初予算に関しましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

それでは、歳出から、予算に関する説明書82、83ページをお願いいたします。

２番目の◎２款１項１目一般管理費の契約検査課関係経費でございます。主なものを申し上げますと、12節ＯＡシステム保守点検委託料はＣＡＤシステムの保守点検委託料、13節ＯＡシステム利用料は、契約締結事務をインターネット上で行う電子契約システムの利用料でございます。

また、18節埼玉県電子入札共同システム負担金は、埼玉県と県内自治体が共同で運営しております電子入札共同システムの運営に係る経費、次の入札参加者資格共同審査協議会負担金は、建設工事関係及び物品関係の入札参加資格審査の追加受付に要する経費でございます。

次に、その下の◎共通物品管理費でございますが、これは各部署で必要とする共通物品の購入経費や共通伝票の印刷製本費などを中心に措置したもので、主なものを申し上げますと、10節の共通需要費は事務用品などの購入、印刷製本費は各種封筒や納品請求書などに要する経費でございます。

また、来年度は17節庁用器具費におきまして、職員事務用の片袖机の購入を追加措置しております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、52、53ページをお開きいただきたいと存じます。

16款１項２目物品売払収入の説明欄、不要物品売払収入でございます。これは不用品で売却できるものができた場合を考慮いたしまして措置したものでございます。

次に、64、65ページをお願いいたします。

20款４項１目雑入の９節用品等売払収入の右ページ説明欄１行目、資源ごみ売払収入（契約検査課）でございます。これは、古新聞、古雑誌、段ボールなどの資源ごみの売払金額を見込み、計上したものでございます。

以上で契約検査課所管の説明を終了させていただきます。

○委員長　ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後　　２時　２３分　休憩

午後　　２時　３８分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第７号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　大きく２点伺いたいのですけれども、まず、職員研修費、予算説明書の83ページです。職員研修費の研修委託料、あるいは研修助成金、この２つについて伺いたいのですけれども、説明の中でハラスメント、あるいはワークライフバランス等の研修という具体的な説明はあったのですが、研修委託料では前年度比約50万円増えているわけですけれども、これは新しい研修がきっと入っているのではないかと思うんですが、その新しい部分というのはどういう研修なのか、あればお願いします。

それと、18節の研修助成金、これ額はそれほど多くはないですけれども、前年度比で２倍になっているのですけれども、これは制度を拡充して対象を増やしたのか、あるいは別の何か要因なのか、この助成制度の内容とともに増の要因を教えていただきたい。

それから、研修に関わってもう一つが、ジェンダー平等の問題といいますか、課題については市長も力を入れていると理解しているのですけれども、女性管理職を増やす、そういうことを目指した研修、従来からもやられていると思うんですが、新年度予算の中ではそれがどのように反映されているのか、この点、研修について大きく３つ伺います。

もう１点は、会計年度任用職員の関係なので人事課になるかと思うんですが、ページがどこかという言い方ができないのですが、この給付の妥当性の観点から伺いたいと思うんですが、今年度から期末手当に加えて勤勉手当も支給対象になったと思うんですが、支給対象は週28時間以上の職員でよかったのか、支給対象の定義と新年度予算を組み立てるに当たっての時点、いずれかの時点で結構ですが、会計年度任用職員全体で何人いるうち、この期末勤勉手当に該当する職員の数、もし傾向として分かればその配置の状況、教育部門で多いですとか、もしそういう傾向があるのであればお願いをしたいと思います。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

柴崎人事課長。

○人事課長　それでは、お答え申し上げます。

まず１点目ですが、83ページの職員研修費の研修委託料、こちらの増額の理由ということ

ですけれども、まず、これまで実施してきました一般職員研修ですとか管理職研修、そのほか先ほどご説明させていただいたハラスメントですとかワークライフバランス研修とかのほかに、今年度新たに公務員倫理研修ですとか法令遵守の研修など、そういったものを新たに予定しているところでございます。そういった委託研修の増が今回の増額の要因ということになっておるところでございます。

続きまして、18節の研修助成金、こちらについても増額の理由ということですけれども、これまでこの研修助成金については、予算措置に当たって通信教育の受講料を、そちらを措置していたところですが、今年度、実際にもう行ってはいるのですけれども、予算措置の段階で自主研究グループへの支援、職員の自主研究グループへの支援として、過去の実績を見込んで６万円分、１グループにつき３万円を上限にということで見ておりますので、今年度のそういった自主研究グループの申込みの実績を踏まえて、２グループ分で６万円を新たに加えるというようなところを行いまして、結果的に増額ということになったものでございます。

続いて、女性管理職を増やす研修ということですけれども、女性の管理職を増やすということで特化した研修は当然行ってはいないのですが、例えば、これまで行ってきたキャリアデザイン研修、そういったものですとか、ワークライフバランス研修もそうですけれども、結局女性職員の方が今後のキャリアを考えるに当たって、いろいろキャリアアップへの不安、あとはいわゆるライフイベント、例えば結婚とか出産とか育児とか、そういったものとの仕事との両立の不安というところもあると思いますので、このような研修の中でそういったところについての対応というわけではないのですけれども、そういったところをいろいろ研修で理解を深めていただくほか、あと、今年度メンタリング技法研修というのを新たに行う予定でおりまして、やはり今申し上げたとおり、管理職になるに当たって、特に女性の方ですと、今まで行田市ですと女性管理職が少ないという中でロールモデルになるような方もなかなか、絶対数が少ないという中で、自分が管理職になって活躍する姿がイメージしづらいと思いますので、例えば、管理職に限らずですけれども、監督職、主査とか主幹とか、そういったところにキャリアアップしていくに従って、これまでそういった職務で経験を積んだ方がメンターとして寄り添って、いろいろ個別に相談に応じたり、あるいは助言をさせていただいたりですとか、そういったものを今年度実施するということで考えておるところでございます。研修に関するご質疑につきましては以上でございます。

続きまして、会計年度任用職員の関係ですけれども、まず、期末勤勉手当の支給対象です

けれども、期末勤勉手当の支給要件につきましては、１週間の勤務時間が29時間以上ということになります。そのほか、６カ月以上の任用期間の方ということで、当然その支給の基準日に在職しているという方、６月１日ですとか、12月１日とかに在籍している方というのが会計年度任用職員の期末勤勉手当の支給対象となる方でございます。

対象者の人数ですけれども、まず、会計年度任用職員の方の人数が、これについては４月１日現在の数字になってしまうのですが、会計年度任用職員全体で387名ということになっております。期末勤勉手当の支給実績、人数ですが、これについては直近の令和６年12月に支給した者の実績ですけれども、91人ということになっておるところでございます。

すみません、その配置の傾向ですとか、そういったところまでは確認しておりませんで、申し訳ございません。

以上でございます。

○委員長　他に質疑ありますか。

３番　新委員。

○３番　新委員　私は、予算書の79ページのほうから約２点ほど伺いたいと思いまして、１つが人事のシステムが、例えば人事給与システムであったり、勤怠管理システムがあったのですけれども、人事の評価システムというのは行田市のほうは何か取り入れているものはあるのか、取り入れていればどんなものなのか伺えますでしょうか。

そして、もう一つが、法務に関してですけれども、例えば弁護士委託料に関してです。もしかすると今年度とかも法務の戦略というものが大事になってくるかもしれないというときに、どういったところまで現在、要は相談したらすぐ動ける体制なのかとか、一緒になって法律の問題とかに対応できる体制が整っているのかのこの確認をできればと思いますので、この２点をお願いいたします。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

柴崎人事課長。

○人事課長　それでは、お答え申し上げます。

まず、人事給与システムについてですけれども、人事給与システムについては、例えば職員の入庁から退職に至るまでの全ての課の在職した部署の経歴ですとか、そういったものを全体的に管理するということになります。それにあわせて、例えば給与の格付ですとか、そういったものも含めて、具体的には例えばそういう履歴書とかが打ち出せるような形になっていたりですとか、一体的にそれを管理しているような形になります。また、給与について

も、当然給与の計算は手当も含めていろいろ複雑ですので、その中で本給以外の、例えば扶養ですとか、通勤手当ですとか、もろもろの手当を含めて計算できるような、人事管理と給与計算を一体的に行うようなシステムが人事給与システムでございます。

続きまして、勤怠管理システムにつきましては、職員の出退勤の記録を全て把握するということになりまして、庁舎の幾つか出入口のところにレコーダーがついていて、多くの職員が入庁するときと退庁するときにそこで記録をして、それで全体の勤務時間の把握ですとか、そういったものができるような形になっているシステムでございます。

また、もう１点、人事評価のシステムについてですけれども、現時点ではそういったシステムのほうは取り入れていないところでございます。

以上でございます。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

白井総務課長。

○総務課長　お答え申し上げます。

顧問弁護士の相談体制ということでのご質疑かと思うんですけれども、こちらは総務課のほうで一括して依頼をまとめておりまして、こちらのほうから依頼をさせていただきまして、休日の関係等もあるので絶対とは言えないのですけれども、２～３日内ぐらいでは相談のほうができるような体制にはなっております。

また、メール等で対応できるような内容でしたら、そういうものとかも対応しながら、即座にご意見とか、そういうものがいただけるような体制にはなっております。

以上です。

○委員長　３番　新委員。

○３番　新委員　ご答弁ありがとうございます。

では、人事評価システムに関して現在はないということだったのですけれども、実際その評価基準みたいなのは、何か統一のものではなく、各部署といいますか、各部門ごとにそれぞれ分かれたもので、特に人事課として一括で管理しているようなものはないというような認識でしょうか。

○委員長　柴崎人事課長。

○人事課長　お答え申し上げます。

人事の評価につきましては、当然それぞれの職員が所属している所属長のほうで、まず勤務の状況ですとか、実績ですとか、成果とか、そういったものを踏まえて評価を行っている

ところでございます。そういったものを踏まえて、それを人事課のほうで取りまとめを行うということですけれども、やはりどうしても勤務を直接見ている所属長でないと具体的な評価というのはできないものですから、一義的にはまず所属長の評価というところを基に行っているところでございます。

人事評価制度につきましては、所属長が一義的に評価を行うわけですけれども、市として統一の基準は設けておりまして、そういった中でそれを踏まえた上で所属のほうで行っている、最初に行うという形になっているところでございます。

以上でございます。

○委員長　他に質疑ありますか。

大屋副委員長。

○副委員長　まず、予算書でいきますと109ページになります。また、主な事業概要のほうでは53ページの男女共同参画推進事業についてお聞きしたいことがございます。

参考ということで、主な事業ということでＤＶ等の相談ということで入っているのですけれども、相談についての動向につきまして、今年度は増えているのか増えていないのかということと、あと、主な経費ということで、委員報酬ということで括弧づけに年３回と書いているのですが、昨年自分の記憶だと今年度は５回だったのかなと思っているのですが、その変更になった理由についてお聞きしたいのと。

もう一つ、予算書の115ページ、主な事業の概要では72ページの市税等電話催告業務事業についてですが、参考の架電件数で令和４年と令和５年ということでそれぞれご記入いただいているのですが、令和６年度はまだ途中なものですから、見込みについて昨年度より多くなるのかどうかをお伺いいたします。

以上です。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

初めに、堀口総務部副参事、お願いいたします。

○男女共同参画推進センター所長　まず１点目ですが、ＤＶ相談の件数についてでございますが、今年度、令和６年度が２月末現在で延べ人数が60件となっております。おおむね毎年60件前後で推移しておりまして、ＤＶ相談の件数としてはさほど変化がないような状況となっております。

相談の内容といたしましては、ＤＶ、離婚、夫婦関係、ストーカー、経済や子どもへの虐待、親子関係等、いろいろ相談内容が複数に及ぶわけですが、傾向といたしましては、最近

は生活、経済についての悩みを抱える方が少し増加傾向にはなっております。ＤＶそのもので相談がある方は今年度は35件となっておりまして、これも大体おおむね毎年同じような件数となっております。

それと、質疑内容が聞き間違えていたら申し訳ないのですが、前回は６回から３回に変更があったということで、審議会の委員報酬のことかと思ったのですが、これにつきましては今年度につきましてはプランのほうの作成をするために委員会の数を増やしたわけですが、来年度につきましてはその分がない分、減っていることが理由となっております。

以上でよろしいでしょうか。

○副委員長　分かりました。ありがとうございます。

○委員長　次に、蓮見収納課長。

○収納課長　お答え申し上げます。

電話催告の業務ですけれども、令和６年度12月末現在でございますが、架電件数は２万6,019件となっておりまして、実際にこれが納付履行になっている金額につきましては8,556万7,000円でございます。見込みとしては、令和５年度が２万9,228件で、実際に納付になった金額が１億167万9,000円ですので、同程度の金額はしっかり入ってくるものと考えております。

以上でございます。

○委員長　他に質疑ございますか。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　それでは、人権同和関係で何点か伺いたいと思います。

人権推進費、予算書ですと101ページ、18節の部落解放運動団体補助金、こちらですけれども、例年僅かですけれども減額されているのかと見てとっているのですけれども、近年の年度ごとの金額というのはパーセンテージでお答えをいただいていたような気がするのですけれども、パーセンテージ管理なのか、近年の額の傾向についてお伺いしたいのですが。その上で、この補助金の金額の考え方ですとか、方針といったものはどういう方針をお持ちなのか。私の知っているところでは、コロナの３年ぐらいの会議ですとか、イベントですとか研修会、そういったものをやるのが大変難しくなってきたというのを聞いていて、全体の基調としては経費のかかる活動自体が減ってきているような感触としては持っているのですが、その辺はこの額の算定において何がしか考慮するものがあったのかどうか。

次の点ですけれども、予算書ですと60ページ、同和対策住宅資金貸付金元金収入のところ

です。貸付金の元利収入で、今年度よりも60万8,000円増額になっているのですけれども、これは例年コンスタントに頂いている債務者のほかに、新しく今年度もらえるというか、返してもらえるような、そういう当てがあっての予算の増なのか、その辺の見込み、どのように考えて予算を計上したのか、この点について伺います。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

野辺人権・男女共同参画推進課長。

○人権・男女共同参画推進課長　部落解放運動団体の補助金に関しましてお答えさせていただきます。

まず、補助金は減額傾向ですが、どういう方向で減らしているのかということでございますが、こちらにつきましては現在交付している運動団体は２団体ございまして、１つは部落解放同盟行田支部、もう一つは埼玉・県北同和会行田支部というところですけれども、このそれぞれに対して例年減額の協議をさせていただいているところでございまして、部落解放同盟行田支部につきましては、前年度の交付額から３％減ということで協議をさせていただいているところでございます。もう一つの埼玉・県北同和会行田支部につきましては、隔年で5,000円減額というところで協議をさせていただいているところでございます。

それから、補助金の交付の考え方でございますが、まず、平成28年に部落差別解消推進法、また、令和４年には埼玉県部落差別解消推進条例、これが公布され施行されているところでございます。その法律、また県条例の中では部落差別は現存するというにうたわれております。こうした中、部落解放運動団体につきましては、その差別の当事者として差別の実態等を訴える活動をしているところでございます。部落解消の取組をすべき役割を持つ市としては、こうした団体に対して支援の一部として補助金を交付しているところでございます。ただ一方で、先ほどもお話ししたとおり、例年減額という方向で協議をさせていただいているところでございます。

それから、住宅資金貸付金元利収入についてでございますが、増額になった理由でございますが、こちらにつきましては近年電話、訪問等によりまして、債務者の方、また、場合によっては親族の方も含めまして返済の協議をさせていただいているところでございまして、少しずつではございますが、今まで滞っていた方からも納付をいただけるようになっています。新しいというよりも、今まで滞っていた方が再度納付をしてくださっているような近年は傾向にございます。そういったことも含めまして、令和６年度の実績を踏まえた上での予算計上をしたところでございます。

以上でございます。

○委員長　他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中、総務部所管部分についての審査を終了いたします。

以上をもって、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算について、全ての部署の質疑が終了いたしました。

△議案第７号の討論、採決

○委員長　続いて、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算についての討論を行います。

討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数と認めます。よって、議案第７号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ご異議なしと認め、さよう決しました。

△閉会の宣告

○委員長　本日はこれにて閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午後　　３時　０７分　閉会

行田市議会委員会条例第３０条第１項の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長　　梁　瀬　里　司

建　設　環　境　常　任　委　員　会

３　月　６　日　（　木　曜　日　）

令和７年行田市議会建設環境常任委員会会議録

○開会年月日　　令和７年３月６日（木曜日）

○開 催 場 所　　第２委員会室

○付 議 事 件　　議案第　７号　令和７年度行田市一般会計予算

議案第１２号　令和７年度行田市水道事業会計予算

議案第１３号　令和７年度行田市公共下水道事業会計予算

議案第２７号　行田市景観条例

議案第２８号　行田市手数料条例の一部を改正する条例

議案第２９号　行田都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

議案第３０号　行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第３５号　行田市道路線の認定について

議案第３６号　行田市道路線の廃止について

○審 査 日 程　【建設部】

議案第３５号　行田市道路線の認定について

議案第３６号　行田市道路線の廃止について

議案第　７号　令和７年度行田市一般会計予算

【都市整備部】

議案第３０号　行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第　７号　令和７年度行田市一般会計予算（上下水道経営課・水道課）

議案第１２号　令和７年度行田市水道事業会計予算

議案第２９号　行田都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

議案第　７号　令和７年度行田市一般会計予算（上下水道経営課・下水道課）

議案第１３号　令和７年度行田市公共下水道事業会計予算

議案第２７号　行田市景観条例

議案第２８号　行田市手数料条例の一部を改正する条例

議案第　７号　令和７年度行田市一般会計予算

○出席委員（６名）

委員長	小林　修　委員	２番	小林淳一　委員
副委員長	木村　博　委員	３番	吉田豊彦　委員
１番	福島ともお　委員	４番	小野寺貴男　委員

○欠席委員（０名）

○説明のため出席した者

高橋	栄一	都市整備部長
五十幡	雅弘	都市整備部次長 兼下水道課長
寺田	定弘	都市計画課長
山崎	博司	建築開発課長
馬場	康治	企業誘致課長
根岸	正臣	上下水道経営課長
内山	正一	水道課長
中島	延雄	都市整備部副参事
礒貝	和実	市民課長
青山	義徳	建設部長
今井	良和	管理課長
藤野	賢哉	道路治水課長
小倉	健	営繕課長
黒澤	典弘	建設部副参事

○事務局職員出席者

書記　髙橋優太

午前　　９時　３０分　開会

△開会の宣告

○委員長　皆さんおはようございます。

ただいまから建設環境常任委員会を開会いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

当委員会に付託されております案件は、議案９件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案１件であります。

審査につきましては、お配りいたしました審査日程により行いますので、よろしくお願いいたします。

―――――――――――――――――――――

△現地視察について

○委員長　初めに、お諮りいたします。議案第35及び議案第36号、行田市道路線の認定及び廃止については現地視察を行った後に審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。よって、行田市道路線の認定及び廃止については現地視察を行いますので、危機管理課脇の西側玄関まで移動をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前　　９時　３２分　休憩

―――――――――――――――――――――

午前　１１時　５４分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――――――――――――

△開議の宣告

○委員長　それでは、これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただくようお願いいたします。なお、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

初めに、建設部所管の議案について審査を行います。

建設部長、ご挨拶をお願いします。

○建設部長　本日は、審査日程が厳しい中、誠に恐縮ではございますが、一言ご挨拶させていただきます。

建設環境常任委員会の皆様には、建設部所管の事務事業に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。また、大変お忙しい中、建設部に係る議案について審査いただきますことに心より感謝申し上げます。さらに、貴重なお時間をいただきまして先ほど現地視察をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、本日審査いただきます案件は、議案第35号　行田市道路線の認定について、議案第36号　行田市道路線の廃止について及び議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算の３議案でございます。内容は多岐にわたりますが、何とぞ慎重なる審査、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、この後担当課長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

△議案第３５号及び議案第３６号について

○委員長　初めに、議案第35号　行田市道路線の認定について及び議案第36号　行田市道路線の廃止についてを一括議題とし、執行部の説明を求めます。

管理課、今井課長、お願いします。

○管理課長　現地調査どうもありがとうございました。

議案第35及び第36号について順次ご説明いたします。

初めに、議案第35号　行田市道路線の認定について、議案書の203ページをお願いいたします。

本案は、道路法第８条第２項の規定に基づき、４路線の市道認定について議決をお願いするものでございます。なお、204ページ以降に位置図を添付してございます。また、表の右側の幅員及び延長は参考に記載させていただきました。

表の一番上、路線名5.3－547号線、起点行田市桜町三丁目1658番５地先、終点行田市桜町三丁目1658番８地先及び次の6.3－654号線、行田市棚田町一丁目９番26地先、終点行田市棚田町一丁目９番19地先は、都市計画法に基づく開発行為により整備された道路について市に帰属されたため、認定するものでございます。

次の7.3－107号線、起点行田市佐間字聖天木1281番地先、終点行田市大字佐間字野合1451番１地先及び次の9.3－132号線、起点行田市大字堤根字青柳通90番１地先、終点行田市大字堤根字中通1039番１地先は、一部区間の廃止に伴う認定替えのため認定するものでございます。

以上、４路線の市道を認定しようとするものでございます。

次に、議案第36号　行田市道路線の廃止についてご説明いたします。議案書の208ページをお願いいたします。

本案は、道路法第10条第３項の規定に基づき、11路線の市道の廃止について議決をお願いするものでございます。なお、210ページ以降に位置図を添付してございます。また、表の右側の幅員及び延長は参考に記載させていただきました。

表の一番上、路線名2.3－５号線、起点行田市大字下中条字上元屋敷1627番３地先、終点行田市大字下中条字上元屋敷1623番３地先から４段目、8.3－192号線、起点行田市大字真名板字中宮1254番１地先、終点行田市大字真名板字中宮1255番１地先までの４路線は、周辺地域の土地利用の変化により路線を廃止しても公益上支障がないため、それぞれ廃止しようとするものでございます。

次の路線名9.3－89号線、起点行田市大字樋上字青柳610番１地先、終点行田市大字樋上字青柳600番１地先から次の209ページの２段目、9.3－134号線、起点行田市大字堤根字青柳通21番１地先、終点行田市大字堤根字青柳通38番１地先までの７路線は、忍川下忍調節池整備の進捗に伴い廃止しようとするものでございます。

以上をもちまして、議案第35号及び第36号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第３５号及び議案第３６号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

１番　福島委員。

○１番　福島委員　現地での調査も終えたところで、２点ほど質疑させていただきたいと思います。

まず、7.3－107号線は再認定ということですけれども、今回は、減る部分の話というより

は、再認定にかかりまして、終点側の南のほうですけれども、民間施設の敷地内のようなイメージを今までずっと持っていたので、今回再認定するに当たって、そこも市の持っている公道としてしまってよいのかと思いまして、そこは一体どうなっているのか考えをお聞かせいただきたいのが１点。

もう１点が、9.3－132号線ですが、再確認ですが、橋が含まれていると思うのですけれども、この橋の先の部分も南北に忍川に沿って行田市の道があり、さらに、その向こう側に管理用道路が沿って通る可能性があるからこの橋は残した、こういう理解でよろしかったでしょうか。

以上２点です。

○委員長　今井課長。

○管理課長　まず、１点目の7.3－107号線の一部再認定についてですけれども、こちらにつきましては、確かに、県道までの間に民間事業者が使われているところがあるのですが、この部分につきましては、道路上は通行できるような状態で、上空のほうを占用という形でさせていただいております。そちらの北の田んぼ部分については、農家とかが使用されますので、そちらの認定は不可欠かと考えております。

それと、9.3－132号線の橋を認定する必要があるのかということですけれども、こちらにつきましては、北側をご覧いただいたときもそうなんですが、橋が残っているものにつきましては、原則再認定するような形で、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、橋の先には市道認定したものが南北に走っておりまして、その先に管理用道路ができるということでございますので、こちらの橋の認定は必要なものかと考えております。

以上でございます。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　分かりました。

○委員長　他に質疑のある方はおられますか。

３番　吉田委員。

○３番　吉田委員　6.3－77号線、水城公園のところですけれども、これまで市道認定されていたと思うのですけれども、今回何で廃止したか、原因を教えていただきたい。

もう１点、8.3－192号線、これも廃止予定ですけれども、払下げする単価が分かっていたら教えてください。幾らぐらいで払下げするのか。

以上２点。

○委員長　今井課長。

○管理課長　まず、6.3－77号線の廃止についてですけれども、こちらの道路ですが、以前は、起点から終点、南大通りまで抜けている道路だったのですけれども、公園整備が進められる中、一部廃止をしていく中であそこの部分だけ残ってしまっていたものがございましたので、それの廃止を行っても支障がないと判断しまして、今回廃止を行おうとするものでございます。

あと払下げの件ですけれども、こちらにつきましては、固定資産税の近傍雑種地の価格を基に計算させていただいた単価で売払いをさせていただくことになっております。

以上でございます。

○委員長　他に質疑ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第３５号及び議案第３６号の討論、採決

○委員長　次に、討論を行いますので、討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ人あり〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

まず、議案第35号　行田市道路線の認定については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決するに決しました。

次に、議案第36号　行田市道路線の廃止については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩します。

午後　　０時　０７分　休憩

午後　　０時　５９分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第７号について

○委員長　次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中、建設部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、管理課、今井課長、お願いいたします。

○管理課長　令和７年度一般会計予算のうち、建設部及び管理課所管分につきまして、主要事業及び変更点についてご説明いたします。

初めに歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の190ページをお願いいたします。

８款土木費のうち、建設部関係は16億9,332万2,000円でございます。前年度に比べ4,779万7,000円、率にして2.7％の減でございます。

次に、１項１目土木総務費は、前年度に比べ2,349万8,000円の増額となっております。この主な要因は、土木一般管理費の増によるものでございます。

191ページの説明欄をお願いいたします。

まず、１つ目の◎土木一般管理費ですが、これは、管理課と営繕課の一般職員16人分及び営繕課の会計年度任用職員２人分の人件費を計上したものでございます。

次に、２つ目の◎管理課関係経費のうち主なものといたしまして、11節出役料は、不要道路・水路敷売却時の除草、清掃、後片づけ作業及び道路上・水路内にある撤去物の除去作業などの作業員賃金でございます。

５つ下の保険料は、市が管理する道路1,121キロメートルに係る道路賠償責任保険に加入する費用でございます。

12節道路台帳作成・更新業務委託料は、道路改良による幅員の拡幅や開発行為による道路認定に伴い、台帳補正の委託業務に要する費用でございます。

調査測量設計委託料は、現況の道路・水路と公図が大きく異なる箇所等において官民境界を確定させるための委託業務の費用及び地籍調査の事前調査費用でございます。

除草委託料は、見沼廃川敷、忍川管理用道路の市道認定及び遊歩道占用箇所、旧忍川管理用道路の市道認定及び遊歩道占用箇所の管理除草を実施する費用でございます。

ＯＡシステム保守点検委託料は、道路・水路境界確認資料閲覧システムの保守点検委託に要する費用でございます。

13節ＯＡ機器借上料は、道路・水路境界確認資料閲覧機器の借上料でございます。

器具・機材借上料は、不要道路・水路敷売払い時の除草、清掃、後片づけ等に使用する草刈機、ダンプトラック等の器具・機材の借り上げ費用でございます。

193ページをお願いいたします。

電話交換機借上料は、本市が借用している行田地方庁舎の２、３階の執務室における電話機の借上料を計上したものでございます。

15節境界杭材料費は、官民境界確認後に必要なコンクリートぐい、金属プレートを購入する費用でございます。

18節負担金補助及び交付金、右側説明欄、埼玉県行田地方庁舎施設管理費負担金は、行田地方庁舎を執務室として借用することに伴う埼玉県への負担金、また、五県連合利根川上流改修促進期成同盟会会費のほか４件の負担金でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして、34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、１項５目１節土木管理使用料、右側説明欄、行田羽生資源環境組合使用料は、行田羽生資源環境組合の執務室の使用料でございます。

２節道路橋りょう使用料、右側説明欄、道路占用料は、市が管理する道路を占用する電柱、電線及びガス管等に係る占用料を見込んだものでございます。

３節河川使用料、右側説明欄、水路敷使用料は、市が管理する水路敷を使用する電柱等に係る使用料を見込んだものでございます。

36ページをお願いいたします。

２項４目１節土木管理手数料、右側説明欄は、屋外広告物許可手数料70件分、境界確認等証明手数料200件分、道路台帳等交付手数料1,800件分の収入を見込み計上したものでございます。

少し飛びまして、48ページをお願いいたします。

15款県支出金、２項６目１節土木管理費補助金、右側説明欄、地籍調査準備支援事業補助金は、地籍調査の着手に向けて事前調査を実施し全体計画を策定するための費用への県からの補助金で、補助率は事業費の３分の２でございます。

50ページをお願いいたします。

16款財産収入、１項１目１節土地建物貸付収入、右側説明欄、上から８行目、一般土地貸付収入（管理課）は、不用水路敷の貸付けを行っている矢場２丁目地内以下９件、1,203平方メートル分の収入を計上したものでございます。

次に、52ページをお願いいたします。

２項１目１節土地売払収入、右側説明欄、土地売払収入（管理課）は、不用道路敷・不用水路敷の売払い金額で、本年の相談件数に基づき収入を見込んだものでございます。

以上で管理課所管の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　次に、道路治水課、藤野課長、お願いします。

○道路治水課長　引き続き、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算のうち、道路治水課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに歳出予算から説明申し上げますので、予算に関する説明書の190ページをお開き願います。

１項１目土木総務費のうち、193ページの説明欄、２つ目の◎用地関係事務費の主なものといたしまして、12節調査測量設計委託料は、行田市私道等寄附要綱の規定に基づき、寄附を受け入れる際に必要となる測量業務や分筆登記に係る経費でございます。

194ページをお願いいたします。

２項１目道路橋りょう総務費の右側説明欄、１つ目の◎道路橋りょう一般管理費の主なものといたしまして、１節会計年度任用職員報酬から10節被服費につきましては、建設部長、道路治水課職員13名及び会計年度任用職員１名の合計15名分の人件費と事務費などの経常的経費でございます。

13節土木積算システム借上料は、工事や委託業務の設計積算に使用している埼玉県土木積算システムの賃貸借及び同システムのパッケージ保守に係る経費でございます。

18節水道工事負担金は、道路工事の支障となる水道管の移設工事に係る負担金でございます。

次の道路境界関係負担金から県・市町村河川課長連絡協議会負担金は、本市が会員となっている各種団体への負担金や会費をそれぞれ計上したものでございます。

次の道路河川愛護会連合会補助金及び道路河川愛護会補助金は、道路河川の愛護思想を普及し、道路河川の維持保全を図るために活動している市内33地区や同連合会への補助金をそれぞれ計上したものでございます。

次に、２目道路維持費は、市が管理する道路や道路施設の維持・保守に係る経常経費のほか、生活道路の維持補修に係る経費を計上しております。

右ページ説明欄、２つ目の◎市道維持補修費の主なものといたしまして、10節修繕料は、秩父鉄道行田市駅とＪＲ行田駅の両駅前の公衆トイレ、ＪＲ行田駅自由通路エレベーター、

道路照明灯などに不具合があった場合の修繕料でございます。なお、令和７年度は、ＪＲ行田駅自由通路エレベーターにおいて、天井照明のＬＥＤ化や防犯カメラの修繕を予定しております。次の電気料は、行田市駅とＪＲ行田駅の両駅前の公衆トイレや国道125号アンダーパスの照明及び雨水排水ポンプなど25施設の電気料でございます。

11節出役料は、道路、側溝などの簡易な修繕や清掃、街路樹の剪定や除草など、緊急作業に係る作業員の経費を計上したものでございます。

12節道路長寿命化計画策定委託料は、市が管理する道路1,136.4キロメートルのうち、道路種別や交通状況などを考慮し、損傷の進行が早く重要度の高い路線など65.4キロメートルについて、舗装の長寿命化とライフサイクルコストの削減など、効率的な修繕の実施を図るための幹線道路舗装修繕計画の策定に係る委託料でございます。

197ページをお願いいたします。

説明欄の上から２行目、調査測量設計委託料は、市内各所の舗装、側溝の修繕工事や舗装の個別施設計画に基づく幹線道路舗装修繕工事に伴う調査測量設計業務に係る経費でございます。次の清掃委託料は、行田市駅やＪＲ行田駅の公衆トイレ及び自由通路エレベーターの清掃に係る経費でございます。次の除草委託料は、大字須加、大字荒木及び大字若小玉地内の主要道路の除草に係る経費でございます。次の剪定委託料は、南大通り線のケヤキと低木の剪定に係る経費でございます。次の機械器具等保守点検委託料は、ＪＲ行田駅自由通路エレベーター設備の保守点検に係る経費でございます。次の道路パトロール業務委託料は、市が管理する道路や附属施設の異状の有無、損傷箇所の早期発見及び補修を行うなど、常時良好な状態が保たれるよう、道路状況や道路の利用状況を把握するための道路パトロールに係る経費でございます。次の側溝清掃委託料は、道路側溝の清掃で発生した土砂の運搬、処分に係る経費でございます。

13節器具・機材借上料は、道路、側溝などの簡易な修繕や清掃、街路樹の剪定や除草など、緊急作業時に使用する機械の借り上げに係る経費を計上したものでございます。

14節施設改修工事請負費は、行田市駅南口の女子トイレ便器更新工事及び行田市駅跨線橋に設置してある駅名看板の更新工事に係る経費を計上したものでございます。その下の道路舗装修繕工事請負費から側溝修繕工事請負費は、市内各所の舗装や側溝の修繕工事に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。

15節補修用材料費は、道路や側溝などの補修に必要となる常温合材や砕石、転落防止柵及び視線誘導標などの購入費でございます。

次に、３目道路新設改良費のうち、右ページ説明欄、１つ目の◎市道新設改良費の主なものといたしまして、１節会計年度任用職員報酬、４節労働保険料、８節費用弁償、10節電気料、13節器具・機材借上料及び15節工事用材料費は、生活道路等の整備に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。

12節調査測量設計委託料並びに14節の各工事請負費は、市内各所の生活道路整備に係る調査測量設計業務や工事に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。

16節土地購入費は、生活道路の拡幅整備に伴う用地取得に係る土地購入費でございます。

21節の物件移転等補償料及び電柱移設補償料は、いずれも市内各所の生活道路の拡幅整備に伴う物件移転や電柱移設の補償料をそれぞれ計上したものでございます。

次に、２つ目の◎幹線道路整備事業費の12節調査測量設計委託料及び14節道路改良工事請負費は、大字須加地内の幹線道路整備事業における県道羽生・妻沼線との交差点詳細設計業務や道路改良工事、北河原用水路に架かる橋りょう架け替え工事に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。

199ページをお願いいたします。

１つ目の◎まちなかウォーカブル推進事業費の12節調査測量設計委託料及び14節駅前広場整備工事請負費は、行田市駅南口から県道熊谷・羽生線までの区間における歩行空間整備に伴う調査測量設計業務や同駅前広場の再整備工事に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。なお、本事業は都市計画課が作成した都市再生整備計画に基づき実施するもので、中心市街地の魅力を生かした、居心地がよく歩きたくなるまちづくりの実現を目指すものでございます。

次に、４目橋りょう維持費は、橋りょう長寿命化事業を実施し利用者の安全を確保するため、橋りょうの定期点検や修繕工事などに係る経費を計上しております。

右ページ説明欄、２つ目の◎橋りょう維持補修費の主なものといたしまして、12節橋りょう点検委託料は、市が管理する橋長２メートル以上の橋りょう約690橋について、道路の適正な維持管理のため、道路法施行規則の規定に基づき、５年に１回の定期点検を実施するための委託料でございます。次の調査測量設計委託料及び14節橋りょう修繕工事請負費は、行田市橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋りょう長寿命化事業に伴う設計業務や橋りょう修繕工事に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。

次に、５目橋りょう新設改良費は、老朽化した橋りょうについて、車両の大型化、重量化に適応した橋りょうに架け替えるための経費を計上しております。

右ページ説明欄、３つ目の◎橋りょう新設改良費の18節橋りょう架換工事負担金は、埼玉県が主体となって進めております１級河川忍川の河川改修事業に伴う樋上橋及び諏訪山橋の架替えに対する埼玉県への負担金でございます。

次に、３項１目河川維持費のうち、右ページ説明欄、４つ目の◎河川等改修費の主なものといたしまして、12節調査測量設計委託料は、太井・持田地区の側溝改良工事や市内各所の排水路改良工事に伴う調査測量設計業務のほか、浸水常襲地区である持田地区の出水対策概略設計業務に係る経費を計上しております。なお、現在、元荒川上流土地改良区が実施しております下長野用水路改良事業におきまして、ボトルネックとなっている橋りょうを架け替えるための詳細設計業務と地質調査業務に係る経費も計上しております。

14節排水路整備工事請負費は、太井・持田地区の側溝改良工事に係る経費を、次の排水路改良工事請負費は、市内各所の排水路改良工事に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。その下の校庭貯留施設整備工事請負費は、西小学校の校庭貯留施設整備工事に要する費用を計上しております。

次に、一番下の◎河川維持管理費は、排水機場やポンプ場、調整池などの排水施設の維持管理に係る経費のほか、市の管理水路や河川の維持補修などに係る経費を計上しております。

主なものといたしまして、10節修繕料は、排水機場や調整池の排水施設、国道125号アンダーパスの排水ポンプに不具合があった場合の修繕料でございます。その下の電気料は、内水排除施設である排水機場や調整池、国道125号アンダーパスの排水ポンプ稼働時の電気料でございます。

11節出役料は、水路の清掃やしゅんせつ、簡易な修繕など、緊急作業に係る作業員の経費を計上したものでございます。

12節除草委託料は、旧忍川の水路敷や長野工業団地の調整池などの除草に係る経費でございます。その下の自家用電気工作物保守点検委託料は、上荒井ポンプ場の自家発電機の保守点検や各排水機場、調整池及び国道125号アンダーパスの排水施設などの保守点検に係る経費でございます。

13節器具・機材借上料は、水路の清掃やしゅんせつ、簡易な修繕など、緊急作業時に使用する機械の借り上げに係る経費を計上したものでございます。また、長野落悪水路とがんがら落排水路に設置する河川監視システムの借り上げに係る経費も計上しております。

14節水路補修工事請負費は、市民から要望のあった水路敷の防草対策として、土揚げ式のコンクリート設置工事に係る経費を計上したものでございます。その下の設備改修工事請負

費は、平成19年に設置し16年が経過した忍排水機場の制御盤及び排水ポンプの更新工事に係る経費でございます。なお、本工事は、予算書の７ページに記載されておりますとおり、令和７年度と令和８年度の２カ年で実施する予定となっております。

201ページをお願いいたします。

17節庁用器具費は、台風やゲリラ豪雨により道路冠水などの浸水被害が発生した際に、河川等へ強制排水するための自吸式エンジンポンプの購入費でございます。

18節排水路改良事業負担金は、元荒川上流土地改良区が実施している下長野用水路改良工事に対する市負担分を計上したものでございます。

次に、４項１目都市計画総務費のうち、道路治水課が所管する部分についてご説明申し上げますので、205ページをお開き願います。

２つ目の◎道路治水課関係経費の18節全国街路事業促進協議会負担金及び県街路事業推進協議会負担金は、都市計画道路の整備充実の推進を目的とする協議会への負担金をそれぞれ計上したものでございます。

一番下の◎県道整備促進事業調整費の18節行田市停車場酒巻線道路改築連絡協議会交付金、騎西鴻巣線道路整備促進協議会交付金及び熊谷羽生線道路整備促進協議会交付金は、埼玉県が実施する県道行田市停車場酒巻線バイパス以下３路線の整備を促進するため、埼玉県への要望活動等を行う地元協議会への交付金をそれぞれ計上したものでございます。

少し飛びまして、270ページをお開き願います。

12款諸支出金のうち、２項１目土地開発公社振興費は、土地開発公社事務費補助金でございます。

以上で歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入予算について説明申し上げますので、戻りまして、40ページをお開き願います。

14款国庫支出金、２項４目土木費国庫補助金のうち、道路治水課が所管する部分、１節道路橋りょう費補助金の右ページ説明欄の上から、幹線道路修繕事業補助金は、大字若小玉地内の市道第4.1－４号線において、舗装の個別施設計画に基づき実施する幹線道路舗装修繕工事に対するものでございます。その下の通学路安全対策事業補助金は、大字堤根地内で実施する通学路の安全対策に関するもので、歩行スペースを確保するための側溝修繕工事に対するものでございます。その下の狭あい道路整備事業補助金（道路治水課）は、大字小針地内で実施している幅員４メートル未満の狭隘な生活道路の拡幅整備に対するものでございま

す。その下の橋りょう長寿命化事業補助金は、橋りょう定期点検業務や橋りょう長寿命化修繕計画に基づく橋りょう修繕工事などに対するものでございます。その下の幹線道路整備事業補助金は、大字須加地内の荒木・須加幹線道路整備事業における交差点詳細設計業務や道路改良工事、橋りょう架替工事に対するものでございます。その下の秩父鉄道行田市駅周辺整備事業補助金は、まちなかウォーカブル推進事業で実施する行田市駅南口から県道熊谷・羽生線までの区間における歩行空間整備に伴う調査測量設計業務や同駅南口の駅前広場再整備工事に対するものでございます。

次に、２節河川費補助金の右ページ説明欄、治水事業費補助金は、西小学校で予定している校庭貯留施設整備工事に対するものでございます。

少し飛びまして、68ページをお開き願います。

21款市債、１項６目土木債のうち、道路治水課が所管する部分、１節道路橋りょう債の右ページ説明欄、上から、道路整備事業債は、市道第4.1－４号線の幹線道路舗装修繕工事や通学路安全対策事業、幅員４メートル未満の狭隘な生活道路の拡幅整備などに対するものでございます。その下の幹線道路整備事業債は、大字須加地内の幹線道路整備事業に対するものでございます。その下の橋りょう長寿命化事業債は、橋りょう長寿命化修繕計画に基づく橋りょう長寿命化事業に伴う設計業務や橋りょう修繕工事などに対するものでございます。その下の橋りょう整備事業債は、１級河川忍川の河川改修事業に伴う樋上橋及び諏訪山橋の架替工事負担金に対するものでございます。その下の秩父鉄道行田市駅周辺整備事業債は、行田市駅南口から県道熊谷・羽生線までの区間における道路の測量設計と、同駅南口の駅前広場再整備工事に対するものでございます。

次に、２節河川費の右ページ説明欄、出水対策事業債は、西小学校で予定している校庭貯留施設整備工事と忍排水機場の制御盤及び排水ポンプの更新工事に対するものでございます。その下の排水路整備事業債は、太井・持田地区の側溝改良事業や市内各所の排水路改良事業に対するものでございます。

以上で、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算のうち、道路治水課が所管する部分についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　次に、営繕課、小倉課長、お願いします。

○営繕課長　引き続きまして、営繕課所管部分について説明させていただきます。

初めに歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の190ページをお願いいたします。

８款１項１目土木総務費のうち、営繕課に係る予算は193ページをお願いいたします。

説明欄１つ目の◎営繕課関係経費は、営繕課職員の時間外勤務手当、消耗品費、車両の保険料など、業務執行上の経常的経費でございます。

208ページをお願いいたします。

８款５項１目住宅管理費の右ページ説明欄の一番下の◎市営住宅維持管理費の主なものといたしまして、１節の委員報酬及び８節の費用弁償は、市営住宅委員会の委員８名分の経費で、会議は年２回、７月と１月の開催を予定してございます。

10節の２行目、電気料は、小橋住宅の受水槽の動力設備などに関わる経費でございます。

12節の住宅管理委託料は、市営住宅の管理を引き続き埼玉県住宅供給公社へ委託する経費でございます。

13節について、211ページをお願いいたします。

説明欄一番上の器具・機材借上料は、市営住宅の住戸内に設置するガス漏れ警報機のリース料でございます。その下の土地借上料は、近隣の地権者から土地を賃借している市営住宅の土地の借上料でございます。

14節の１行目、市営住宅工事請負費は、小橋住宅２号棟の老朽化した給水管を改修する工事と、旭町住宅及び新屋敷住宅の共用部の照明をＬＥＤ化する工事に要する経費でございます。その下の建物解体工事請負費は、現在７棟ございます東住宅のうち、空き家となった１棟の解体工事に要する経費でございます。

21節の物件移転等補償料は、老朽化が進展しているため解体を予定している市営住宅にお住まいの方を対象に、他の市営住宅への住み替えに応じてくれた方に対する補償料で、２件分の経費を見込み計上したものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

恐れ入りますが、戻りまして、34ページをお願いいたします。

13款１項５目土木使用料のうち、５節の住宅使用料につきましては、右ページ説明欄、公営住宅使用料としまして、現年度分と滞納繰越分の使用料をそれぞれ見込み計上したものでございます。

40ページをお願いいたします。

14款２項４目土木費国庫補助金のうち、４節の住宅費補助金につきましては、右ページ説明欄、地域住宅交付金として小橋住宅２号棟の給水管改修工事に関し国からの補助金を見込

み計上したものでございます。

50ページをお願いいたします。

16款１項１目財産貸付収入のうち、右ページ説明欄、上から11行目の一般土地貸付収入（営繕課）は、市営住宅の敷地の一部を近隣の市民などへ貸し付けることについて、その使用料を見込み計上したものでございます。

68ページをお願いいたします。

21款１項６目土木債のうち、４節の住宅債につきましては、右ページ説明欄の１行目、市営住宅改修事業債は、小橋住宅２号棟の給水管改修工事と旭町住宅及び新屋敷住宅の照明ＬＥＤ化工事に対するもの。その下の市営住宅解体事業債は、東住宅解体工事に対するものでございます。

以上で、営繕所管分の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長　それぞれありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第７号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

１番　福島委員。

○１番　福島委員　それぞれご説明ありがとうございました。

211ページ、市営住宅維持管理費で建物解体工事請負費の絡みですけれども、東住宅の解体ということでございましたが、本当にそこのみなのかが１つと、もう１点は、物件移転等補償料ということで、引越し等の２件分ということでしたが、公共施設マネジメント計画とかを見させてもらいますと、耐震化されていない住宅があるわけで、もう少しここの部分を手厚くできないのかということで、２点ほどお伺いしたいと思います。

○委員長　小倉営繕課長。

○営繕課長　お答え申し上げます。

まず、１点目の解体するのが東住宅でよろしいかというご質問だったかと思いますけれども、現在、今後解体予定の市営住宅の中で空き家になっている棟といいますのが東住宅１棟のみであります。その他の住宅については、全て、ちらほらという棟もありますけれども、入居者がいらっしゃるということで、解体できないという状況になってございますことから、

来年度は東住宅１棟のみを解体というところになります。

２点目の物件移転等補償料ですけれども、こちらは、見込み計上しているもので、現在住み替えに応じてくれている方が現在いるということではなくて、今後解体を予定している住宅にお住まいの方については、建物が老朽化していることから、なるべく他の耐震性を満足している住宅に移ってもらえませんかと、継続してそういうお声がけをさせていただいているところです。その見込みを２件分計上させていただいたところでございます。

○委員長　１番　福島委員。

○１番　福島委員　分かりました。

物件移転等補償料の内訳といいますか、中身を聞かせてもらってもよろしいですか。

○委員長　小倉営繕課長。

○営繕課長　お答え申し上げます。

物件移転等補償料についてですけれども、住み替えに応じてくれた方に対しては、その補償料として17万9,000円を支給するという形で、令和７年度についてはその２件分を見込み計上したものですけれども、その金額の根拠につきましては、埼玉県も同様の取組をしておりまして、県の物件移転等補償料に準じた金額とさせていただいているところです。

○委員長　１番　福島委員。

○１番　福島委員　非常に難しいところがあるかと思うのですけれども、耐震化されていないところに関しては、そこにお住まいの方にも、しっかりとそのことをご理解いただいた上で、ぜひそちらのほうも進めていただけたらと思います。

以上です。

○委員長　他に質疑のある方。

２番　小林委員。

○２番　小林（淳）委員　ご説明ありがとうございます。

大きく２点、まず、予算書197ページの物件移転等補償料と電柱移設補償料のところですが、それぞれ中身、どれぐらいを見込んで数字が出ているのか教えていただきたいのが１点、もう一つが、主な事業の概要、32ページ、まちなかウォーカブル推進事業のところですけれども、こちらは中心市街地の魅力を生かすということなので、もう少し詳しく、どういうところを生かした上で、どういう居心地がよいまちづくりを実現していくかということで、測量6,000万円かけてできてくるのかというところをお願いします。

○委員長　藤野道路治水課長。

○道路治水課長　１点目の物件移転等補償料、電柱移設補償料というのは、197ページの市道新設改良費のところでよろしかったでしょうか。

まず、物件移転等補償料につきまして、４メートル未満の生活道路の拡幅整備に伴う物件移転補償になります。令和７年度に予定しているのは、主に小見地内の物件移転補償を予定しておりまして、沿線の工作物の補償が主なものになります。それが物件移転等補償料です。

その下の電柱移設補償料ですけれども、これも拡幅整備に伴うものについてが主なものとなり、道路整備に支障となる電柱の移設補償料を計上しております。今の段階ですと、どの路線で何本というのではなくて、一応15本を想定して見込み計上したものでございます。それが１点目。

２点目のまちなかウォーカブル推進事業ですけれども、事業全体の話になると都市整備部の所管になろうかと思うのですけれども、人口減少とか少子高齢化が進んで、商店街のシャッター街化などによる地域の活力の低下が懸念されている中、都市の魅力を向上させ、町なかに活気を創出することが多くの都市に求められています。また、都市整備部のほうですけれども、令和５年度に立地適正化計画というものを策定しまして、そこには、バリアフリー化による人に優しい交通環境の整備、回遊性を高めることによるウォーカブルなまちづくりの推進を定めている。そういったことで、まちなかウォーカブル推進事業を実施することで、居心地よく歩きたくなる空間づくりを促進して、魅力的なまちづくりを推進していきたいというふうに我々は聞いておるところでございます。

以上でございます。

○委員長　２番　小林委員。

○２番　小林（淳）委員　ありがとうございます。

最後に１つだけ、まちなかウォーカブルですけれども、スケジュール感、具体的にこういうことをやるんだという計画が出てくるのはいつ頃になりますか。

○委員長　藤野道路治水課長。

○道路治水課長　個々の事業の詳細については、申し訳ないですが、都市整備部の所管になるのですけれども、先ほど説明の中で申し上げた都市計画課が策定した都市再生整備計画の中に位置づけられた事業といたしましては、我々道路治水課が行います駅前広場の再整備工事ですとか、行田市駅からりそな銀行、県道までの道路整備、あとは市役所の前の常盤通佐間線の歩行空間の整備、常盤通から新町通に抜ける市道の整備が、我々建設部のほうで所管しております。そのほか、街なかサイン事業という案内看板の設置とか、休憩スペースの整備、

あとはワークショップ事業というのが予定されているようです。

我々建設部の事業といたしましては、駅前広場の整備が令和７年度、行田市駅からりそな銀行までの道路の設計業務を同じく令和７年度、駅前通りの工事を令和８年度に予定しております。市役所の前の常盤通佐間線は、令和８年度に設計をして令和10年度に工事、それから、常盤通佐間線から新町通に抜ける道路の整備を令和９年度の設計、令和11年度工事を予定しているところです。

以上でございます。

○委員長　他に質疑のある方はおられますか。

４番　小野寺委員。

○４番　小野寺委員　道路治水課所管部分の予算に関する説明書199ページの河川維持管理費、除草委託料についてですけれども、今年度が800万円で来年度が200万円ですけれども、減っている理由を教えてください。

○委員長　藤野道路治水課長。

○道路治水課長　お答え申し上げます。

主な理由といたしましては、野地区にあるみなみ産業団地の中に調整池がございます。例年ですと護岸とか堤防天端のところの除草をさせていただいているのですけれども、今年度については堤盤の部分の除草もさせていただきました。来年度は、また護岸の部分と堤防天端のみということで、その差が金額に出ているものでございます。

以上でございます。

○委員長　他に質疑ございますか。

副委員長。

○副委員長　管理課所管の191ページです。12節調査測量設計委託料で、地籍調査が今回から入ってきたと思うのですけれども、300万円ほどで地籍調査を行っていただくわけで、全体計画を策定するための事前調査というのは、どういうことをやるのか教えていただければと思います。

○委員長　今井管理課長。

○管理課長　お答え申し上げます。

令和７年度に予算計上しております地籍調査300万円につきましては、事前調査費という形でございまして、令和９年度から地籍調査自体は実施という計画になっているのですけれども、その前に、どういう地域を指定していくのかや、どういうところを重点的に進めてい

くのかということを令和７年度中に整理した上で県へ計画提出をいたしまして、そこで追加がされれば、令和９年度からそれに基づいて地籍調査を実施していくという計画で考えてございます。

以上でございます。

○委員長　４番　副委員長。

○副委員長　全体計画を策定するための事前調査の項目、どういうところとかではなくて、どういうところと決めるためにはどんな調査をするのか。それに300万円かかる。何を積み上げると300万円の今回の予算になったのかというところを教えていただければと思います。

○委員長　今井管理課長。

○管理課長　最終的には、これにつきまして業者見積りを取って、計画をつくるのに見込んだ予算というのが300万円というところでございます。

○委員長　黒澤副参事。

○建設部副参事　事前調査の項目等の説明をさせていただきますと、地籍調査実施の現状と課題、調査の目的とか必要性、調査の流れを設定しまして、その中から調査対象区域の設定をして、重点区域の設定を定め、その内容を全部勘案いたしまして、どの地域から始めるのかというのを設定する、それが事前調査の内容となります。

以上です。

○委員長　他に質疑ありますか。

３番　吉田委員。

○３番　吉田委員　199ページ、橋りょう維持補修費の中で橋りょう点検委託料の説明がありました。橋りょうが690橋という数字を言われたと思うのだけれども、行田市全体で690橋あるのかが１点。

もう１点、５年に一度の検査という説明ですよね。５年に一度で、検査が3,000万円という形で予算を組んでありますけれども、令和７年度に3,000万円かけて690橋全体を検査して、あと５年間というのは検査はないのですか、費用はかからないのですか。そこを確認したい。

○委員長　藤野道路治水課長。

○道路治水課長　お答えいたします。

先ほど約690橋という説明をさせていただきました。これが、行田市が管理している長さ２メートル以上の橋全体になります。この690橋を５年に分けて点検して、５年で一回りする点検の仕方になっています。

○委員長　３番　吉田委員。

○３番　吉田委員　来年度は、3,000万円かけて何橋ぐらいを検査するのですか。どういう検査内容なのか、項目があったら幾つか挙げてください。

○委員長　藤野道路治水課長。

○道路治水課長　道路橋定期点検要領に基づいて５年に一度やっているのですけれども、近接目視による点検をしなさいという定めがございます。一つ一つの橋を、上部工と下部工、その他の附属施設という区分に分けて、打音とか触診、あとは、必要に応じて非破壊検査等を行うという方法で行っています。約690橋を５年間でやろうとすると、年間約140橋ぐらいはやらないと回らないというような形になります。

○３番　吉田委員　いいです。

○委員長　他に質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、審査日程のとおり、明日審査を行います市民生活部所管部分審査終了後に一括して行いますので、ご了承をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後　　１時　５７分　休憩

午後　　２時　０８分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただきますようお願いいたします。また、説明及び答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、都市整備部所管の議案について審査を行います。

まず、都市整備部長、ご挨拶をお願いいたします。

○都市整備部長　本日は、大変貴重なお時間をいただきまして、誠に恐縮ではございますが、一言挨拶をさせていただきます。

建設環境常任委員会の皆様には、都市整備部所管の事務事業に深いご理解を賜りまして、誠にありがとうございます。また、都市整備部に係る７議案につきまして審査いただきます

ことを心より感謝申し上げます。

さて、本日審査をお願いいたしますのは、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算のうち都市整備部所管部分、議案第12号　令和７年度行田市水道事業会計予算、議案第13号令和７年度行田市公共下水道事業会計予算、議案第27号　行田市景観条例、議案第28号　行田市手数料条例の一部を改正する条例、議案第29号　行田都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例、議案第30号　行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の７議案でございます。上下水道経営課、水道課、下水道課、都市計画課、建築開発課、企業誘致課と多岐にわたる予算でございます。何とぞ慎重な審査、そしてご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、この後担当課長からご説明申し上げますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長　ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第３０号について

○委員長　初めに、議案第30号　行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

上下水道経営課、根岸課長、お願いします。

○上下水道経営課長　それでは、議案第30号　行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の188ページをお願いいたします。

本案は、人事院勧告による国家公務員の給与改定及び埼玉県人事委員会勧告による埼玉県職員の給与改定を踏まえ、本市企業職員に対して支給する扶養手当及び管理職員特別勤務手当について所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてご説明いたしますので、新旧対照表95ページをお願いいたします。

第６条は、扶養手当の改正を行うもので、配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応するため、配偶者に係る手当を廃止するものでございます。

第12条の２は、管理職員特別勤務手当の改正を行うもので、勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、平日深夜に係る支給対象時間について、午前零時から午前５時までであったものを、午後10時から翌日の午前５時までに拡大するものでございます。

議案書に戻りまして、189ページをお願いいたします。

附則についてご説明いたします。

第１項は、本条例の施行期日を令和７年４月１日からとするものでございます。

第２項は、令和７年度の扶養手当に関する経過措置について定めるもので、扶養手当の改正を段階的に行い、令和８年度から配偶者に係る手当を廃止する措置を講じるものでございます。

以上で、議案第30号についての説明を終わらせていただきます。

○委員長　以上で説明は終わりました。

―――――――――――――――――――――

△議案第３０号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――

△議案第３０号の討論、採決

○委員長　続いて、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第30号　行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決するに決しました。

―――――――――――――――――――――

△議案第７号及び議案第１２号について

○委員長　次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中、上下水道経営課及び水道課所管部分並びに議案第12号　令和７年度行田市水道事業会計予算を一括議題とし、執行部の説明を求めます。

上下水道経営課、根岸課長、お願いいたします。

○上下水道経営課長　それでは、続きまして、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算の

うち、水道事業に関する部分についてご説明いたします。

予算に関する説明書の174ページをお願いいたします。

４款衛生費、３項上水道費、１目上水道事業費4,179万9,000円は、水道事業会計への繰出金で、簡易水道事業債に係る元金償還金及び利子償還金並びに児童手当の給付に要する経費に充てるものでございます。なお、これらは、総務省が定めた繰出基準に基づき計上したものでございます。

以上で、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算のうち、水道事業に関する部分についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第12号　令和７年度行田市水道事業会計予算についてご説明いたします。

行田市水道事業会計予算書及び予算説明書の１ページをお願いいたします。

第１条は、総則でございます。

第２条は、令和７年度の事業運営の目標となる業務の予定量でございます。給水戸数３万5,620戸、年間総配水量919万2,000立方メートル、１日平均配水量２万5,183立方メートル、有収率91％として業務の目標を定めるものでございます。

第３条は、営業部門の収益的収入及び支出でございます。収入の総額は、１款水道事業収益として18億3,690万円、支出の総額は、１款水道事業費用として18億4,581万5,000円でございます。

第４条は、建設部門の資本的収入及び支出でございます。収入の総額は、１款資本的収入で４億4,658万3,000円、支出の総額は、１款資本的支出として14億4,725万4,000円でございます。この収支では10億67万1,000円の財源不足となりますが、不足額につきましては、本文中括弧内記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

２ページをお願いいたします。

第５条は、継続費を定めるもので、老朽化した向町浄水場自家発電施設等を更新するため令和７年度から令和10年度にわたり事業を実施するもので、総額及び年割額は記載のとおりでございます。

第６条は、債務負担行為を定めるもので、水道水に必要な薬品の購入及び工事の施工時期の平準化を図るため、配水管布設等工事について、それぞれ期間及び限度額を設定するものでございます。

第７条は、企業債の借入限度額及び借入条件を定めるもので、老朽管更新工事などの財源として４億円を上限に上水道事業債を借り入れるものでございます。利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

第８条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費と公債費を定めるものでございます。

第９条は、一般会計からの補助金について定めるものでございます。

第10条は、量水器などの棚卸資産の購入限度額を定めるもので、限度額を2,200万円とするものでございます。

次の３ページから24ページまでは、予算に関する説明書として添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

それでは、25ページをお願いいたします。

予算の詳細でございます。

初めに、収益的収入及び支出のうち収入からご説明いたします。

１款水道事業収益18億3,690万円の計上でございます。

１項営業収益、１目給水収益は、水道料金収入でございます。前年度と比較し１億3,479万4,000円の減となっておりますが、基本料金無償化２カ月分を見込んだものでございます。

３目その他営業収益は、口径別加入金や設計審査手数料などの収益でございます。

次に、２項営業外収益の主なものといたしまして、２目他会計補助金は、一般会計から繰り入れるもので、水道基本料金無償化事業実施に伴う繰入金及び旧南河原地区簡易水道事業に係る企業債の利息の一部等に充てる繰入金でございます。

３目長期前受金戻入は、固定資産の取得のため交付を受けた補助金等において、減価償却見合い分として収益化したものでございます。

４目雑収益は、下水道使用料徴収事務受託手数料や水道庁舎の貸付料などでございます。

続きまして、支出についてご説明いたしますので、27ページをお願いいたします。

１款水道事業費用は18億4,581万5,000円の計上でございます。

１項営業費用、１目原水及び浄水費の主なものといたしまして、17節委託料は、浄水場・配水場などの設備点検委託や施設管理委託などに要する経費で、23節動力費は、浄水場や各水源における電気料などの費用、24節薬品費は、水道水に必要な薬品購入の費用、29ページになりますが、31節受水費は、県営水道用水を購入するための費用でございます。

次に、２目配水及び給水費の主なものといたしまして、17節委託料は、浄水場・配水場な

どの設備点検委託や施設管理委託、配水池の耐震診断、漏水調査委託などに要する費用、20節修繕費は、配水管などの漏水修繕を行うための費用、31ページになりますが、23節動力費は、配水場等における電気料等の費用、26節工事請負費は、給水管取出し替えに係る工事請負費でございます。

次に、３目業務費の主なものといたしまして、17節委託料は、水道料金等の徴収事務委託や量水器の取替え委託などの費用、20節修繕費は、検定満期等により交換した量水器に係る費用でございます。

33ページをお願いいたします。

４目総係費の主なものといたしまして、17節委託料は、水道庁舎清掃などの委託料、20節修繕費は、庁舎のエレベーター修繕費などでございます。

35ページをお願いいたします。

５目減価償却費は、固定資産に係る減価償却費で、耐用年数に応じて定額法により算出し、計上するものでございます。

６目資産減耗費は、配水管の布設替え工事などにより除却された配水管などの減価償却未済分を費用として計上するものでございます。

37ページをお願いいたします。

２項営業外費用、１目支払利息は、企業債の支払利息を償還計画に基づき計上するものでございます。

４目雑支出は、特定収入に係る仮払消費税及び地方消費税相当額を措置するものでございます。

５目消費税は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して算出した額を見込んだものでございます。

３項３目過年度損益修正損は、過年度の漏水などによる還付金を計上するものでございます。

５項１目予備費は、配給水管や施設の緊急修繕などに対応するため計上するものでございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。

１款資本的収入は、４億4,658万3,000円の計上でございます。

主なものといたしまして、１項２目建設改良費等の財源に充てるための企業債は、老朽管

更新工事などの財源に充てるものであります。

５項１目負担金は、道路工事に伴う配水管移設工事などの負担金でございます。

９項１目他会計補助金は、旧南河原地区簡易水道事業における創設事業債の元金償還金の一部に充てる一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

支出についてご説明いたします。

１款資本的支出は、14億4,725万4,000円の計上でございます。

１項１目建設費の主なものといたしまして、17節委託料は、配水管等工事の設計委託料と26節工事請負費は、他事業者からの受託工事請負費、浄水場・配水場施設の改修工事請負費、老朽管更新工事や舗装復旧工事などの配水管等布設工事請負費でございます。

２目機械及び装置費は、新規に設置した量水器に係る費用でございます。

43ページをお願いいたします。

７目向町浄水場自家発電施設等更新事業費の主なものといたしましては、26節工事請負費でございます。

２項２目建設改良費等の財源に充てるための企業債償還金は、企業債の元金について、償還計画に基づき計上したものでございます。

６項１目予備費は、緊急的な工事のうち資本的支出となるものに対応するために計上したものでございます。

以上で、議案第12号についての説明を終わらせていただきます。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第７号及び議案第１２号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

１番　福島委員。

○１番　福島委員　それぞれご説明ありがとうございました。

27ページ、営業費用の中の動力費、あと配水及び給水費の32ページの動力費、どちらも2,000万円程度減額になっているかと思うのですけれども、この要因をお聞かせいただきたいのが１点。

もう１点が、29、30ページの受水費ですけれども、前年と同じになっている理由を聞かせていただけたらと思います。

○委員長　根岸上下水道経営課長。

○上下水道経営課長　まず、動力費からご説明いたします。

前年度と比べて減額ということですが、令和４年度ぐらいに動力費、電気料が物すごく上がりまして、たしか補正予算を組んで対応したということがありました。このことから、さらなる電気料の上昇等を見込んで予算を措置してまいりましたが、昨今の電気料の実績等を見て、若干値上げを見込んだ額ということで、より実績に近い動力費を見込んだものでございます。ですから、結果的に、前年度と比較してマイナスとなったというものでございます。

○委員長　内山水道課長。

○水道課長　お答え申し上げます。

令和６年度と同じ水量になります。

以上です。

○委員長　１番　福島委員。

○１番　福島委員　動力費に関しては、要は、見込みの話で、ＬＥＤ化というのは関係ないということでいいですね。

もう１点が、水量が同じということですけれども、水量が同じになる理由を聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長　根岸上下水道経営課長。

○上下水道経営課長　まず、電気料ですが、ＬＥＤ化したから減額という見込みではなく、あくまで電気料金の減少ということでございます。

○委員長　内山水道課長。

○水道課長　同じという理由ですけれども、県水は、県の企業局と契約をいたしまして、同じ水量を令和７年度も入れるという見込みで立てております。

○委員長　１番　福島委員。

○１番　福島委員　ということは、何カ年か同じ水量になっているということでよろしいですか。

○委員長　内山水道課長。

○水道課長　毎年契約をさせていただきまして、その都度こちらで必要な量を計算しているのですけれども、取りあえず同じ水量で賄えるという設定で契約をしております。

○委員長　よろしいですか。

他に質疑のある方はおられますか。

３番　吉田委員。

○３番　吉田委員　営業外費用の中で支払利息がありますね。7,667万7,000円という営業外費用の支払利息。これは、どのぐらいの利率になっているのか。預金金利も、ここ数年は段階的に預金利率は上がっているのだけれども、支払利息の費用というのは、利率がかなり動いているのかと思うのですけれども、これは何％ぐらいになっているのですか。

○委員長　根岸上下水道経営課長。

○上下水道経営課長　支払利息についてですけれども、これは、今まで借りている元金の残高が残っているもの全てになりますので、古いもので高い利率といえば、平成６年ぐらいに借り入れた3.65％が今残っている一番高い企業債の利率になります。直近のものとしまして、去年の３月に借り入れたものですが、こちらは1.4％といった利率で借入れを行っております。ですから、その間で、元金以外のものについては、いろいろありますが、高い利率は3.65％、直近でいきますと1.4％、そういった状況になっております。

○委員長　３番　吉田委員。

○３番　吉田委員　そういう形なんだけれども、高い金利は、昔のだから、一旦返して、また新しく借入れをすれば利率は下がると思うんです。そのあたりの検討はどうですか。

○委員長　根岸上下水道経営課長。

○上下水道経営課長　過去の高利率なものの借換えというお話だと思いますが、今、借り入れたものを繰上返済する場合には、これから支払う利息相当額を保証金として借入れ先に加算して返す必要がございます。そうしますと、一度に返すメリットというのも得られないというか、それによって、別のところから新たに利息をつけて借りる。そうすると、あまり財政的なメリットもないことから、借換えについては現在検討しておりません。

○委員長　３番　吉田委員。

○３番　吉田委員　借入期間の長いものは何年ぐらいですか。

○委員長　根岸上下水道経営課長。

○上下水道経営課長　一番長いもので30年の借入れになります。

○委員長　３番　吉田委員。

○３番　吉田委員　短いものは。

○委員長　根岸上下水道経営課長。

○上下水道経営課長　短いものですと15年といったものもございます。

○３番　吉田委員　分かりました。

○委員長　他に質疑ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、審査日程のとおり、明日審査を行います市民生活部所管部分の審査終了後に一括して行いますのでご了承をお願いいたします。

△議案第１２号の討論、採決

○委員長　続いて、議案第12号　令和７年度行田市水道事業会計予算について討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第12号　令和７年度行田市水道事業会計予算は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後　　２時　３５分　休憩

午後　　２時　３７分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第２９号について

○委員長　次に、議案第29号　行田都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

下水道課、五十幡課長、お願いします。

○下水道課長　それでは、議案第29号　行田都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の186ページをお願いいたします。

初めに、行田都市計画下水道事業受益者負担金条例は、公共下水道に係る事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法第75条の規定に基づき、下水道が整備されることによって利益を受けることとなる土地所有者などから負担金を徴収するために、昭和46年に定めた条例であります。

本案は、令和元年度に市街化区域となった大字若小玉地区の富士見工業団地の拡張地区約7.8ヘクタールについて下水道の供用を開始するに当たり、受益者負担金を徴収するため、新たに負担区と負担金額を規定するほか、用語の整備を行うため条例の一部改正を行うものです。

改正の内容については新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表93ページをお願いいたします。

初めに、第５条、第７条及び第10条につきましては、用語の整備を行うものでございます。

次に、別表は、新たに供用開始する区域を第９負担区、１平方メートル当たりの負担金額を350円とし、別表の下段に追加するものでございます。この金額は、当該負担区を整備するのに要する費用のうち国庫補助金を差し引いた費用を道路・水路用地を除いた面積で除して、その値に所定の負担率を乗じて算出するものでございます。

附則についてご説明いたしますので、議案書の187ページをお願いいたします。

施行期日を令和７年４月１日とするものでございます。なお、この負担金額算定に当たりましては、行田市下水道事業運営審議会条例に基づき、去る１月９日に同運営審議会を開催しご審議いただいた結果、負担区の設定及び負担金額は、公平かつ適正である旨の答申をいただいております。

以上で、議案第29号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第２９号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第２９号の討論、採決

○委員長　続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第29号　行田都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第７号及び議案第１３号について

○委員長　次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中、上下水道経営課及び下水道課所管部分並びに議案第13号　令和７年度行田市公共下水道事業会計予算を一括議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、上下水道経営課、根岸課長、お願いします。

○上下水道経営課長　それでは、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算のうち、下水道事業に関する部分についてご説明いたします。

予算に関する説明書の206ページをお願いいたします。

８款土木費、４項都市計画費、３目公共下水道費８億2,496万2,000円でございます。これは、公共下水道事業会計への繰出金で、行田市公共下水道事業経営戦略に基づき、国の定める繰出基準などを勘案し措置したものでございます。

以上で、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算のうち、下水道事業に関する部分についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第13号　令和７年度行田市公共下水道事業会計予算についてご説明いたしますので、行田市公共下水道事業会計予算書及び予算説明書の45ページをお願いいたします。

第１条は総則でございます。

第２条は、事業運営の目標となる業務の予定量でございます。水洗化戸数１万9,677戸、年間有収水量459万9,566立方メートル、１日平均有収水量１万2,602立方メートルとして業務の目標を定めるものでございます。

第３条は、営業部門の収益的収入及び支出でございます。収入の総額は、１款下水道事業

収益として18億3,487万6,000円、支出の総額は、１款下水道事業費用として17億6,822万7,000円でございます。

第４条は、建設部門の資本的収入及び支出でございます。収入の総額は、１款資本的収入として13億3,194万4,000円、支出の総額は、１款資本的支出として19億7,039万2,000円でございます。この収支では６億3,844万8,000円の財源不足となりますが、不足額につきましては、本文中括弧内記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び当年度利益剰余金処分額で補てんするものでございます。

46ページをお願いいたします。

第５条は、債務負担行為を定めるもので、自家用電気工作物保守点検業務委託及び工事の施工時期の平準化を図るため、幹枝線等工事について期間及び限度額を設定するものでございます。

第６条は、企業債の借入限度額及び借入条件を定めるもので、下水道管布設工事などの財源として公共下水道事業債７億5,440万円、荒川左岸北部流域下水道建設負担金の財源として流域下水道事業債１億2,530万円、企業債元金償還金の財源として資本費平準化債１億円を限度に借入れをするものでございます。利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

第７条は、一時借入金の限度額を定めるものでございます。

第８条は、予定支出の各項で流用することができる経費として、営業費用と営業外費用を定めるものでございます。

第９条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と公債費を定めるものでございます。

第10条は、下水道事業運営のため、一般会計からの補助金について定めるものでございます。

第11条は、当年度利益剰余金のうち、資本的収入が資本的支出に対して不足する額の補てんとして処分する額を定めるものでございます。

次の47ページから63ページまでは予算に関する説明書として添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、64ページをお願いいたします。

予算の詳細でございます。

初めに、収益的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。

１款下水道事業収益は、18億3,487万6,000円の計上でございます。

１項営業収益の主なものといたしまして、１目下水道使用料は、本年３月の使用料改定を勘案し、計上するものでございます。

２目雨水処理負担金は、一般会計からの繰入金でございます。

次に、２項営業外収益の主なものといたしまして、２目他会計負担金は、企業債支払利息及び汚水や不明水の処理に要する経費に充てるため、一般会計から繰り入れるものでございます。

３目補助金等は、安定した公共下水道事業運営のための一般会計からの繰入金及びウォーターＰＰＰ導入可能性調査委託の財源に充てる国庫補助金でございます。

４目長期前受金戻入は、固定資産の取得のため交付を受けた補助金等において、減価償却見合い分として収益化したものでございます。

８目消費税及び地方消費税還付金は、課税売上げに係る消費税から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して算出した結果、還付を見込んだものでございます。

続きまして、支出についてご説明いたしますので、66ページをお願いいたします。

１款下水道事業費用17億6,822万7,000円の計上でございます。

１項営業費用、１目管渠及びポンプ場費の主なものといたしまして、17節委託料は、ポンプ場施設等の管理委託、管渠及び緑町ポンプ場の沈砂地清掃委託、ポンプ場機械設備保守点検業務委託等に要する費用でございます。

41節動力費は、ポンプ場における電気料等でございます。

68ページをお願いいたします。

２目流域下水道維持管理負担金は、荒川左岸北部流域下水道の汚水処理に係る負担金でございます。

３目業務及び普及促進費の主なものといたしまして、17節委託料は、本市水道事業に支払う下水道使用料徴収委託料でございます。

４目総係費の主なものといたしまして、70ページになりますが、17節委託料は、下水道分野における新たな官民連携方式で施設の維持管理の更新を一体的にマネジメントするウォーターＰＰＰの導入可能性調査、現行の経営戦略の改定等に要する費用でございます。

19節使用料及び賃借料は、水道庁舎の一部を下水道課の執務室として使用していることから、本市水道事業へ支払う施設借上料などでございます。

６目減価償却費は、固定資産に係る減価償却費で、耐用年数に応じて定額法により算出し、計上するものでございます。

７目資産減耗費は、施設更新工事等に伴い除却された構築物の減価償却未済分を費用として計上するものでございます。

２項営業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債の利息について償還計画に基づき計上するものでございます。

２目雑支出は、特定収入に係る仮払消費税及び地方消費税相当額を措置するものでございます。

３項特別損失は、過年度の過誤納等による下水道使用料の還付金を計上するものでございます。

９項予備費は、下水道管や施設の緊急修繕などに対応するため計上するものでございます。

72ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。

１款資本的収入は、13億3,194万4,000円の計上でございます。

主なものといたしまして、１項１目建設改良費企業債は、建設改良費や流域下水道建設負担金等の財源に充てる企業債で、２目資本費平準化債は、企業債元金償還金の財源に充てるための企業債でございます。

３項１目国庫補助金は、下水道管布設工事等の財源に充てる国の交付金でございます。

８項１目他会計出資金は、企業債元金償還金等に要する経費を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、支出についてご説明申し上げますので、74ページをお願いいたします。

１款資本的支出は、19億7,039万2,000円の計上でございます。

１項１目建設改良費の主なものといたしまして、17節委託料は、下水道管の耐震実施設計委託や公共下水道耐水化計画策定等に要する費用でございます。

26節工事請負費は、下水道管布設工事や谷郷ポンプ場の機械・電気設備工事等に係る工事請負費でございます。

２目流域下水道建設負担金は、荒川左岸北部流域下水道建設負担金で、埼玉県が実施する流域下水道の建設事業債を負担するものであります。

３項１目建設改良企業債償還金は、企業債の元金について、償還計画に基づき措置するものでございます。

６項貸付金は、排水設備改造資金貸付金を計上したものでございます。

以上で、議案第13号についての説明を終わらせていただきます。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第７号及び議案第１３号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

１番　福島委員。

○１番　福島委員　ご説明ありがとうございました。

70ページ、71ページの委託料のウォーターＰＰＰ導入等業務委託料ですけれども、これは結構大きな話なのかと。ウォーターＰＰＰ自体が、コンセッション方式によるものも視野に入れた上での移行というか、そういう中で、まずはレベル１から３のほう、複数年度、複数業務の民間委託がありまして、それよりさらにステップを上げて、管理・更新一体マネジメント方式、レベル3.5ですよね。さらに、コンセッションになるという流れですけれども、下水道において、要は、最終的なコンセッション方式まで、ある意味視野に入れ出しているということでよろしいですか。

○委員長　根岸上下水道経営課長

○上下水道経営課長　お答え申し上げます。

コンセッションまで視野に入れているのかということでございますが、国としましては、コンセッションを視野に入れたということで、ウォーターＰＰＰの推進をしているところでございます。ただ、これが必ずコンセッションするかということになりますと、まずは、先ほどおっしゃいましたレベル3.5でのウォーターＰＰＰ、これが、委託期間が原則10年間ということになります。まずは、10年間、レベル3.5、管理・更新一体マネジメント方式を実施してみて、その後コンセッションへの導入を検討してくださいといったような、今国のほうで推進している形でございまして、これが必ずコンセッションに移行するかというのは、現段階では何とも言えない状況ではございます。

以上でございます。

○委員長　１番　福島委員。

○１番　福島委員　国の方針があるのは分かるのですけれども、これは非常に大きなテーマだと思いますので、進めるに当たっては慎重にといいますか、それは要望になってしまうのですけれども。

以上です。

○委員長　よろしいですか。

他に質疑のある方はおられますか。

〔発言する者なし〕

○委員長　他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――

△議案第１３号の討論、採決

○委員長　続いて、議案第13号　令和７年度行田市公共下水道事業会計予算について討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第13号　令和７年度行田市公共下水道事業会計予算は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後　　２時　５７分　休憩

―――――――――――――――――――――

午後　　３時　０２分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――――――――――――

△議案第２７号について

○委員長　　執行部の説明を求めます。

都市計画課、寺田課長、お願いします。

○都市計画課長　それでは、議案第27号　行田市景観条例についてご説明申し上げます。

議案書の147ページをお願いいたします。

本条例は、本市の自然、歴史、文化及び生活と調和した良好な景観の形成を図ることで、市民の誇りと愛着を育み、住みたい、訪れたいと感じられるまちの実現に向け、地域の特性を活かした良好な景観の形成等に関する事項を定めるため、新たに制定しようとするものでございます。

148ページをお願いいたします。

本条例は、全８章にわたる条文、附則からなり、第１章、総則、第２章、景観計画の策定等、第３章、行為の届出等、第４章、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等、第５章、骨格となる景観づくり、第６章、身近な景観づくり、第７章、景観審議会等、第８章、雑則となっております。

次に、条文につきましてご説明いたします。

第１章、総則についてでございますが、第１条は、条例の目的について定めるもので、本市の自然、歴史、文化及び生活と調和した良好な景観の形成を図り、住みたい、訪れたいと感じられるまちの実現を目指すものでございます。

第２条は、用語の定義について定めるものでございます。

149ページをお願いいたします。

第３条ないし第５条は、市、市民及び事業者の責務についてそれぞれ定めるものでございます。

第６条は、国等に対する協力要請について定めるものでございます。

150ページをお願いいたします。

次に、第２章、景観計画の策定等についてでございますが、第７条は、本市における景観づくりを推進するため、景観法第８条第１項に規定する景観計画を策定することを定めるものでございます。

第８条は、特に一体的に景観形成に取り組む必要があるエリアを、景観づくり推進地区として景観計画に定めることができることを規定するものでございます。

第９条は、景観づくり重点地区について定めるものでございます。特に一体的に良好な景観形成に取り組む必要があるエリアのうち、市民や事業者等による景観づくりの蓄積及び機運の高まりがある地区について、景観づくり重点地区として定めることができることを規定するものでございます。

第10条は、景観計画の提案団体について定めるものでございます。

第11条は、計画提案に係る手続等について定めるものでございます。

151ページをお願いいたします。

次に、第３章、行為の届出等についてでございますが、第12条は、届出を要する行為として景観法で規定する建築物及び工作物のほか、屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積及び太陽光発電設備の設置について規定するものでございます。

第13条は、届出を要しない行為について定めるものでございます。

152ページをお願いいたします。

第14条は、行為の届出に係る添付図書について定めるものでございます。

第15条は、特定届出対象行為について定めるものでございます。

第16条は、事前協議について定めるもので、景観法で規定する届出対象行為のほか、埼玉県屋外広告物条例に規定する許可を要する行為についても、事前協議の対象とするものでございます。

第17条は、助言又は指導について定めるものでございます。

第18条は、勧告等について定めるものでございます。

153ページをお願いいたします。

第19条は、変更命令等の手続について定めるものでございます。

第20条は、行為の完了等の報告について定めるものでございます。

次に、第４章、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等についてでございますが、第21条ないし第24条は、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続及び管理の方法の基準についてそれぞれ定めるものでございます。

154ページをお願いいたします。

第５章、骨格となる景観づくりについてでございますが、第25条は、公共施設の景観の形成について定めるもので、公共施設が果たす役割を認識し、景観に配慮した整備、管理及び活用に努めるとともに、良好な景観の形成に資するよう努めなければならない旨を規定するものでございます。

155ページをお願いいたします。

第26条は、景観形成指針について定めるものでございます。

第27条は、景観の形成に関する協議について定めるものでございます。

次に、第６章、身近な景観づくりについてでございますが、第１節、景観づくり団体については、第28条において、景観づくり団体の認定等に係る手続について定めるものでございます。

第２節、支援については、第29条において、景観重要建造物の所有者等に対し支援を行うことができる旨を規定するものでございます。

156ページをお願いいたします。

次に、第７章、景観審議会等についてでございますが、第30条は、設置について定めるも

のでございます。

第31条は、所掌事務について定めるものでございます。

第32条は、委員構成や任期など、景観審議会の組織等について定めるものでございます。

第33条は、会長及び副会長を置くことについて定めるものでございます。

第34条は、景観計画に定める事項その他良好な景観の形成に関し、技術的及び専門的な助言を聴くための専門家として、景観アドバイザーを置くことができることを規定するものでございます。

157ページをお願いいたします。

次に、第８章、雑則についてでございますが、第35条は、この条例の施行に関し必要な事項を、行田市景観条例施行規則で定めることを規定するものでございます。

次に、附則でございますが、第１項の施行期日は、条例の周知期間を設け、令和７年５月１日とするものでございます。

第２項の経過措置につきましては、この条例の施行の日から第７条第１項に規定する景観計画の効力が生じる日の前日までの間は、埼玉県が定める景観計画を同項に規定する景観計画とみなす旨を定めるものでございます。

以上で、議案第27号　行田市景観条例についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第２７号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

１番　福島委員。

○１番　福島委員　ご説明ありがとうございました。幾つか質疑させていただきたいと思います。

まず、８条と９条のところの景観づくり推進地区と重点地区のところですけれども、その差異を改めてお伺いしたいと思います。

続きまして、154ページの25条ですけれども、「公共施設の設置者又は管理者は、景観に配慮した公共施設の整備、管理及び活用に努めるとともに、良好な景観の形成に」とあるんですけれども、色合いとかということでよろしいんですかね、その建物の形とか、そこら辺確認でお願いします。

あと、155ページの29条のほうですけれども、「市長は、次に掲げる者に対し、技術的支援を行い、又は経費の一部を助成する」というのは、経費の一部というのはイメージ沸くんですけれども、技術的支援というのは一体何をイメージされているのかということで、とりあえず３つほどお願いします。

○委員長　寺田都市計画課長。

○都市計画課長　ご質問にお答えいたします。

まず、最初ですね、８条と９条のお話があったと思います。景観づくり推進地区や景観重点地区のイメージしているエリアがどこかあるかということでよろしいでしょうか。

まず、景観づくりの推進地区につきましては、本市の景観の拠点や軸、重要なエリア等を対象に、全市とは異なるルールを適用し、地区の特性や目指したい姿に応じた景観誘導を行う地区ということで考えておりまして、そういう景観推進地区というのを定めることができるというようなことでございます。

具体的に今考えているところとしましては、行田市駅の周辺部分ですとか、市役所や忍城、水城公園の周辺のエリア、そういうところを景観づくり推進地区と位置づけていきたいと考えております。

また、景観重点地区につきましては、その中でも特に実績のある箇所などで、地域の機運ももう既に高まっているようなところについては、重点地区を定めるということができるということになっておるんですけれども、具体的には現在、八幡通りなどでも既に景観整備などをしておりますので、そういうところが候補になると考えております。

続きまして、25条の件でございます。公共施設の部分のルールのところですけれども、色とかそういうものですかということだったと思いますけれども、色やあとは建物の雰囲気、そういうものについてある程度公共として景観という部分で引っ張っていこうという中で、こういうものをしっかり定めていきたいと考えております。

29条の部分でございますけれども、技術的支援をどんなことを想定しているのかということですけれども、維持管理上必要な措置を判断できる専門家の派遣やその費用の一部を負担するなど、こういうものが想定できると考えております。

以上でございます。

○委員長　１番　福島委員。

○１番　福島委員　ある程度分かりました。

その上で、イメージとしては推進地区があって、その中に重点地区が存在するということ

でよろしいのかどうかというのが再質疑のところと、あと、もう一点が、これは基本的に例えば営利を目的としない、そういう掲示物とかに関しては、どのような感じになるのでしょうか。具体的に言うと、宗教的なものとか政治のものとか、そういうものとかには何かかかってくるというものなんでしょうかね。そこら辺が自分の中でこの条例がどのように作用するのかというのがあったので、すみません、特定の条文ではないですけれども。

以上です。

○委員長　寺田都市計画課長。

○都市計画課長　お答えいたします。

まず、最初の景観推進地区の中に重点地区が入ってくるのかというところですけれども、今はそのような形で想定しております。

あとは、看板などの部分につきましては、今回のこの景観条例の部分で言いますとそこまでのことは特にうたっておりません。屋外広告物条例とかのそういうところに絡むとは思うんですけれども、そういう宗教的なものの制限とか、そういうものはこの景観条例の中では含まれておりません。

以上でございます。

○委員長　１番　福島委員。

○１番　福島委員　分かりました。

県のほうの屋外広告物条例、ここにも多分記載があると思うんですけれども、私もそっちのガイドラインとかも見させてもらったんですけれども、そこまで踏み込んだものではないということで、確認です。

○委員長　寺田都市計画課長。

○都市計画課長　条例が別のものになっておりますので、今回はあくまでも行田市の景観条例ということでございます。

以上です。

○委員長　他に質疑のある方、おられますか。

２番　小林委員。

○２番　小林（淳）委員　ご説明ありがとうございます。

この景観条例ですけれども、実際条文があって、いろいろこれで進めていくという中で、人によって解釈の仕方というのが多分違ってきて、主観が入って、感想が入ってというところで、そのための審議会というところだと思うんですが、その審議会の人も人なので、結局

は主観だったり何だったりという、この人はこれがふさわしい、でも、ある人はふさわしくないとかといったときに、学識経験を有する者というのは、これは科学的に何か人の主観だったり形で、これはここに合っているというのを学問の分野からアドバイスできるような人なのか、そうではないのかというところで、ちょっと確認。

○委員長　寺田都市計画課長。

○都市計画課長　お答えいたします。

学識経験者の部分ですけれども、ここはあくまでも景観という部分にたけた方というか、そういうものに精通をしている学識の方というのをイメージしております。

あと、その前のある程度主観が人それぞれ違うということだと思うんですけれども、そのために現在景観計画というものをつくっている最中でございまして、令和７年度の予算で、さらにそれを分かりやすくするために景観ガイドラインというものをつくるために予算措置をしております。そういった部分では、ある程度もう誰が見ても分かるような景観の進め方の解説書のようなものは、これから進めていく予定でございます。

以上です。

○委員長　他に質疑ありますか。

１番　福島委員。

○１番　福島委員　すみません、もう一点ほどですけれども、景観づくり団体の28条の部分ですけれども、具体的にこれは市民団体というかＮＰＯというか、どういったものを想定されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長　寺田都市計画課長。

○都市計画課長　ありがとうございます、お答えいたします。

景観づくり団体、今議員がおっしゃられたとおり、景観を進めているＮＰＯ団体ですとか市民団体、そういうものを想定しているところでございます。

以上です。

○委員長　１番　福島委員。

○１番　福島委員　既存の団体の中でイメージとかはあるのでしょうか、今の行田市内の中で。それとも、全くゼロから始めるみたいなイメージですかね。ちょっとそこら辺が。

○委員長　寺田都市計画課長。

○都市計画課長　お答えいたします。

既存の団体でいきますと、足袋蔵ネットワークとか、ああいうものが景観づくり団体とい

うような形のイメージになるとは思います。既存のというより、新規でももちろんつくっていただいても結構だと思いますので、そういう団体の提案というのをどんどん受けながら景観づくりというものを進めていきたいと考えております。

○委員長　他に質疑はどうですか。

４番　小野寺委員。

○４番　小野寺委員　そもそもこの景観条例、このタイミングで出てくる理由といいますか、これが出てくる経緯というのがもしあれば、ご説明お願いします。

○委員長　寺田都市計画課長。

○都市計画課長　お答えいたします。

行田もこれまで景観づくりというものは進めておりまして、行田らしいまち並みづくりとにぎわい創出基本計画というもの、そういうものでいろいろ進めておったわけですけれども、そういった中で、直近ですと八幡通りとかの景観づくりというところで修景整備などに対して補助をしていたところでございます。そういったところで、ある程度景観づくりというところの部分の認識というか、そういう部分がどんどん今高まっている状況と考えております。

この高まりをさらに進めていくためには、これまでは条例というものは県条例に委ねていたわけでございまして、さらに行田市の条例をつくることで、ここのエリアはこういうふうに重点的にやりましょうとか、そういうものも今回定められるようにしております。

そういった意味では、今後の行田の景観を維持とか保全するためには、まさに今がいいタイミングかと、景観資源のさらなる活用と市の魅力をさらに発信するために、今が一番いいタイミングと考えております。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。

他に質疑ありますか、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第２７号の討論、採決

○委員長　続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第27号　行田市景観条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第２８号について

○委員長　次に、議案第28号　行田市手数料条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

建築開発課、山崎課長、お願いします。

○建築開発課長　それでは、議案第28号　行田市手数料条例の一部を改正する条例について、他の部署が所管する部分もございますが一括してご説明申し上げます。

議案書の158ページをお願いいたします。

本案は、建築基準法等の改正に伴い、同法に規定する建築確認申請等に関して、新たに建物のエネルギーの消費性能の向上等に関する法律に関する審査が必要となったことなどから、別表第１に規定しております各種手数料について、料金の新設、金額の変更及び引用条項の改正などを行うものでございます。

改正の内容の主なものについてご説明申し上げますので、新旧対照表の54ページをお願いいたします。

初めに、建築基準法の改正に関するものでございます。

今回、建築物を建築する際に必要な手続である建築確認や完了検査に関して、審査特例の範囲の見直しが行われました。これまでは、建築士が設計した木造２階建て住宅などの小規模な建物については、審査の特例として構造関係規定等の審査が省略されてきました。今後は、こうした小規模な建物についても壁量の計算など構造審査等が必要となりますことから、手数料の改定を行うものでございます。

主なものをご説明いたします。

建築基準法第６条第１項第２号及び第３号の規定に基づく建築物に関する確認申請及び同法第18条第２項の規定に基づく計画通知に対する審査の項につきましては、都市計画区域内における建築物に係る確認申請等に関し、その面積区分及び手数料の金額を改めるものでございます。

改正内容は、床面積の合計が30平方メートル以下のものについて、改正前は１件につき

7,000円であったものを、改正後は8,000円とするものでございます。以降、面積に応じまして、30平方メートルを超え100平方メートル以下のものが１万4,000円から２万円に、100平方メートルを超え200平方メートル以下のものが２万4,000円から３万4,000円になどとするものでございます。

また、手数料の面積区分につきまして、200平方メートルを超え300平方メートル以下のものを追加しております。これは、建築物の設計を行う際に構造計算が必要となる建築物の規模が、500平方メートルを超えるものから300平方メートルを超えるものに変更になったことによるものでございます。

その下の建築基準法第６条第１項第２号及び第３号の規定に基づく建築物に関する確認申請及び同法第18条第２項の規定に基づく計画通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律による仕様基準で申請する場合の加算）の項につきましては、建築確認等における建築物省エネ法仕様基準で申請する場合の加算に関し、その面積区分及び手数料の金額を新たに加えるものです。これは、確認申請の手数料に別途加算する金額で、一戸建ての住宅では、床面積の合計が200平方メートル未満のものは１万4,000円でございます。

次に、56ページをお願いいたします。

中段になりますが、建築設備として昇降機などの手数料を、下段は完了検査の手数料を規定するものでございます。

次に、58ページをお願いいたします。

建築基準法施行令第137条の12第６項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査及び建築基準法施行令第137条の12第７項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査の項につきましては、建築物の大規模修繕を行う際に安全上支障ないと認める場合には、接道の義務や道路内の建築制限の規定を遡及適用しない緩和の規定が追加されたことに伴い、手数料の新設を行うものでございます。いずれの金額も、１件につき２万7,000円でございます。

次に、59ページをお願いいたします。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に関するものでございます。

今回の改正により、原則全ての建物について省エネルギー基準への適合が義務づけられたことでございます。建築物を建築する際には、あらかじめ建物のエネルギー消費性能に関して適合判定を受ける必要がございます。適合判定を受ける方法につきましては、標準計算による場合や仕様基準、それらの併用方法などによる場合がございますことから、各適合方法

ごとに審査の手数料を設けております。

次に、63ページをお願いいたします。

主なものといたしましては、上段になりますが、標準計算法により評価した一戸建ての住宅で、床面積の合計が200平方メートル未満のものは１件につき４万円でございます。

次に、65ページをお願いいたします。

一番下の段から次のページへと続きますが、適合性判定の変更を行う場合の手数料でございます。

次に、71ページをお願いいたします。

中段になりますが、省エネ性能向上認定において誘導仕様基準・計算併用法による場合の手数料を規定するものでございます。

次に、84ページをお願いいたします。

こちらからは、都市の低炭素化の促進に関する法律の改正に関するものでございます。

今回の改正により、低炭素建築物の認定を受けるための新しい方法として、誘導仕様基準と計算併用方法の２つを組み合わせる方法を規定したものでございます。都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第１項の規定に基づく低炭素建築物、新築等計画の認定申請に関する審査の項につきましては、具体的には86ページ、こちらのページの下段におきまして誘導仕様基準と計算方法により評価したものの面積区分及び手数料の金額を定めているものでございます。

次に、88ページをお願いいたします。

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請に関する審査でございます。具体的には、90ページになりますが、同様に計算と仕様規定の併用によります評価の手数料を定めるものでございます。

なお、ご説明申し上げました各手数料につきましては、埼玉県が算出した金額となっておりまして、県内の自治体はこれに準じて金額を定めまして、改正後は引き続き県内同一の金額となる予定となってございます。

次に、91ページをお願いいたします。

下段の備考になりますが、引用条項や法律の名称などを改めるものでございます。

続きまして、92ページをお願いいたします。

別表第３の改正でございますが、本条例第５条第４項では、戸籍法、第10条第１項または第10条の２第１項から第５項までの規定に基づく戸籍の記載事項に関する証明のうち、別表

第３に掲げるものからの請求によるものは、手数料を免除すると規定しております。別表第３において、各法令中の免除規定を引用することで、該当するものの戸籍証明の手数料を免除しておりますが、関係法令の改正に伴い、引用条項の廃止や引用規定に条ずれが生じておりますことから、所要の整備を行うものでございます。

初めに、厚生年金保険法による免除につきまして、同法172条は現在廃止されているため、これを削除するものでございます。

次に、国家公務員共済組合法による免除につきましては、同法第114条を第113条に、また、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律による免除につきましては、同法第103条を第61条にそれぞれ改めるものでございます。

戻りまして、議案書の185ページをお願いいたします。

附則になりますが、施行期日は、公布の日から施行し、別表第１の改正規定は、令和７年４月１日から施行するものでございます。

以上で、議案第28号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第２８号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

２番　小林委員。

○２番　小林（淳）委員　ありがとうございます。１点だけ確認だけさせてください。

新旧対照表の58ページになるんですが、ずっと左右新旧確認していった中で、ここの部分だけ旧が１万2,000円であって、改正後のほうが１万2,000円でそのままと、急に何か12万円という数字が出てきたんですが、これもエネルギー消費性能等に関する法律に定める中で埼玉県で統一というところで、この部分も説明の中に含まれるということでよろしいでしょうか。ここだけ急に何か10倍になっているというのが出てきたので。

○委員長　山崎建築開発課長。

○建築開発課長　58ページの話だと思いますが、改正前の右側の１万2,000円に対応するものとしましては、左側の改正後の２行目の１万2,000円に対応しております。この部分の変更はございません。

新たに改正後の３行目、12万円の規定でございますが、新たに市で行う業務といたしまして、仮使用承認申請という手続が発生することになりました。これについて12万円の新たな

手数料を設定するものでございます。

以上です。

○委員長　よろしいですか。

他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――

△議案第２８号の討論、採決

○委員長　続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第28号　行田市手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後　　３時　３６分　休憩

―――――――――――――――――――――

午後　　３時　３７分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――――――――――――

△議案第７号について

○委員長　次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中、都市計画課、建築開発課及び企業誘致課所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、都市計画課、寺田課長、お願いいたします。

○都市計画課長　それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算に係る都市計画課所管部分についてご説明申し上げます。

歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の200ページをお願いいたします。

４項都市計画費、１目都市計画総務費３億3,981万2,000円のうち、都市計画課所管部分につきましては２億3,354万3,000円で、前年度と比較して4,067万2,000円の増額でございます。増額の主な要因は、委託料の増額によるものでございます。

右側説明欄をお願いいたします。説明欄◎都市計画一般管理費は、都市整備部長、副参事、都市計画課長、都市計画課計画担当、建築開発課及び企業誘致課の職員20名分と都市計画課に配属された会計年度任用職員１名分の人件費でございます。

説明欄２つ目の◎都市計画課関係経費の主なものを順にご説明いたします。

１節委員報酬は、都市計画審議会３回分と新たに設置いたします景観審議会１回分の開催に伴う委員報酬でございます。

12節都市計画決定（変更）図書作成委託料は、熊谷市との行政界の変更に伴い都市計画法第34条第11号区域などの変更が生じたことから、関係図書作成の経費でございます。

次の景観形成ガイドライン等作成委託料は、円滑な景観協議及び届出制度の運用を行うため、景観計画に定める景観形成基準の解説書としてのガイドラインを作成する経費でございます。

次のＯＡシステム構築委託料は、市民や事業者の皆様が本市の行政情報である都市計画、上下水道台帳、埋蔵文化財包蔵地区域図、ハザードマップ等、インターネットと地図情報を用いて、市の窓口に来ることなくオンライン上で行政情報を閲覧可能とするシステムを構築する経費でございます。

203ページをお願いいたします。

13節２行目の施設借上料は、都市計画課、建築開発課及び企業誘致課の３課の執務室が令和６年４月から埼玉県行田地方庁舎から水道庁舎に移転したことから、施設借上料として行田市水道事業に支出する経費でございます。

18節足利鴻巣線新設整備促進同盟会分担金から（仮称）埼玉県北部地域国道17号バイパス建設促進期成同盟会負担金８件につきましては、国道や県道などの整備促進を図るための活動を行っている各団体等に係る負担金でございます。

次のまち並み景観形成事業補助金は、引き続き八幡通り沿線などのまち並み景観づくりを実施していくため、建物等の外観修景整備工事を実施した建物所有者等に対し補助金を交付するものでございます。

204ページをお願いいたします。

２目街路事業費447万円のうち、都市計画課所管部分につきましては435万円で、前年度と比較して15万6,000円の増額でございます。

右側の説明欄◎常盤通佐間線街路事業費のうち、12節除草委託料は、都市計画道路常盤通佐間線などに係る除草に要するもので、先行取得した土地のうち除草が必要な土地に係る年２回分の経費でございます。

18節常盤通佐間線街路事業負担金は、事業主体である埼玉県が実施する街路事業費に対する負担金でございます。

206ページをお願いいたします。

４目公園費は、３億6,250万2,000円で、前年度と比較して2,106万3,000円の減額でございます。減額の主な要因は、生産緑地の買取り申出による土地購入費の減額によるものでございます。

右側説明欄の◎公園維持管理費の主なものとして、１節会計年度任用職員報酬から８節費用弁償までは、都市計画課公園担当職員４名及び会計年度任用職員６名に係る人件費でございます。

10節消耗品費は、公園施設の維持管理上必要となる消耗品等を購入する経費でございます。

２つ下の修繕料は、公園を安全に利用できるよう補修、修繕を行うための経費で、総合公園野球場西側トイレや各所公園の遊具などの修繕を予定しております。

さらに、２つ下の電気料は、公園の園内灯や井戸ポンプなどに要する経費でございます。

さらに、３つ下の上下水道料は、公園の水飲みやトイレ等に係る経費でございます。

11節出役料は、水城公園などの園地補修や高木剪定などの緊急作業に係る経費でございます。

12節古代蓮の里長寿命化計画策定委託料は、古代蓮の里にある既存施設の更新に当たり長寿命化計画を策定することで、施設の計画的な維持管理や更新を行うために要する経費でございます。

次の古代蓮の里売店リニューアル業務委託料は、既存の売店について市民意向調査や専門家の意見を取り入れた休憩所など、付加価値のある売店へと検討するために要する経費でございます。

次の調査測量設計委託料は、主に水城公園東側園地再整備事業における令和８年度施工予定分の実施設計業務に係る経費でございます。

次の施設管理委託料は、主に忍城址及び見沼元圦公園の緑地管理業務や各所公園の高木剪

定業務のほか、地元自治会などによる各所公園の管理業務に係る経費でございます。

次の総合公園等指定管理料は、行田市総合公園及び富士見公園の運動施設を除く公園施設を管理するための経費でございます。

次の古代蓮の里指定管理料は、古代蓮会館を含む古代蓮の里を管理するための経費でございます。

これらの施設は、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団が指定管理者となっているものでございます。

次の清掃委託料は、公園トイレ清掃、水城公園、忍城址の園内清掃などに係る経費でございます。

209ページをお願いいたします。

除草委託料は、主にみなみ産業団地内の２箇所の公園や緑地帯などの除草に係る経費でございます。

13節器具・機材借上料は、主に園地補修や高木剪定などの緊急作業の際に使用するダンプトラックや高所作業車などを借り上げるための経費でございます。

14節各所公園整備工事請負費は、主に水城公園東側園地における北側護岸整備及び各所公園の施設更新や富士見公園管理事務所更新のほか、忍城址内にあるにあずまやのリニューアルを含めた再整備などに要する経費でございます。

次の総合公園整備工事請負費は、汚水ポンプ設備の更新と富士見公園キュービクル更新に要する経費でございます。

次の古代蓮の里整備工事請負費は、駐車場区画線の更新に要する経費でございます。

15節補修用材料費は、園内補修などに必要な砂や公園施設の修繕に必要な木材などの経費でございます。

17節事業用器具費は、公園の維持管理に必要な器具を購入するための経費でございます。

次の説明欄◎忍川水辺環境維持費は、主に忍川堤防上の低木の剪定業務のほか、除草や清掃を栄町から行田地区までの忍川沿線５地区の自治会のご協力をいただき実施するための報償金などでございます。

次の説明欄◎彩の国さきたま公園整備対策費は、県営さきたま古墳公園の拡張事業が円滑に進むよう、活動している地元協議会に対する交付金などでございます。

以上で、歳出予算について説明を終わらせていただきます。

続いて、歳入予算についてご説明申し上げますので、34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、１項使用料、５目土木使用料のうち、４節都市計画使用料、右側説明欄、公園占用料は、公園内に設置されている東京電力及びＮＴＴの電柱及び枝線などの占用料で、公園使用料は、水城公園や忍城址などにおける物品の販売やイベントの実施に係る使用料でございます。

40ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、２項国庫補助金、４目土木費国庫補助金のうち、３節都市計画費補助金の説明欄、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業補助金は、水城公園東側園地再整備事業における北側護岸整備及び各所公園の施設更新に対する経費でございます。

３行下の新しい地方経済・生活環境創生交付金は、市民や事業者の皆様が本市の行政情報を、市の窓口に来ることなくオンライン上で行政情報を閲覧可能とするシステムの構築に対する経費でございます。

50ページをお願いいたします。

16款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入、１節土地建物貸付収入のうち、説明欄の上から12行目、一般土地貸付収入（都市計画課）は、長野５丁目市有地に係る貸付収入を見込み計上したものでございます。

62ページをお願いいたします。

20款諸収入、４項雑入、１目雑入、７節施設貸付収入のうち、説明欄下から５行目、公園電気料は、忍城址、郷土博物館前などに設置されている自動販売機の電気料を見込み計上したものでございます。

64ページをお願いいたします。

９節用品等売払収入のうち、右側説明欄の上から６行目、都市計画図売払収入は、都市計画図の売払いによる収入を前年度の売払額を参考に見込み計上したものでございます。

68ページをお願いいたします。

21款市債、１項市債、６目土木債、３節都市計画債の右側説明欄、都市公園整備事業債は、水城公園東側園地再整備事業や富士見公園キュービクル更新及び各所公園の施設更新などに係る事業債を計上したものでございます。

以上で、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算の都市計画課に係る歳入歳出予算についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　次に、建築開発課、山崎課長、お願いします。

○建築開発課長　続きまして、建築開発課所管分についてご説明申し上げます。

初めに歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の203ページをお願いいたします。

８款４項１目都市計画総務費、右側説明欄の◎建築開発課関係経費2,102万5,000円は、前年度に比べ849万8,000円の増額でございます。増額の主な要因といたしましては、新たな空き家対策として財産管理制度の活用を図ることなどがございます。

次に、内訳の主なものといたしましては、１節の委員報酬及び８節の費用弁償は、行田市空家等対策協議会の委員12名分の経費で、開催回数は１回を予定しているものでございます。

11節の６行目、手数料は、空き家に関して財産管理制度の活用を図るための経費でございます。この制度は、相続放棄等により空き家が所有者不存在となった場合に対応するもので、空家等の指導を行う市が利害関係人として民法等に基づき家庭裁判所に申立てを行います。申立てに基づき裁判所が財産管理人として弁護士等を選任し、適正な管理や処分を行っていくものでございます。費用といたしましては、申立て時の予納金がおよそ100万円のほか、追加費用として解体費用等の経費を１件分、見込み計上したものでございます。

12節空き家物件調査業務委託料は、希望する空き家の所有者へ無料で物件調査を実施するとともに、調査報告書に基づき、所有者への説明を行うための経費でございます。売却額や改修費用など具体的な金額を提示して説明を行い、所有者の意識の醸成を図るもので、６件分の経費でございます。

次の指定区域図書作成委託料は、熊谷市の道の駅整備事業に関連して市の行政境が変更になったことに伴い、都市計画法第34条第12号の区域などの変更が必要となったことから、関係図書の作成を行うものでございます。

14節道路後退用地整備工事請負費は、寄附を受けた道路後退用地の舗装工事等を行うものでございます。

次の205ページをお願いいたします。

18節木造住宅耐震改修等補助金は、耐震診断、耐震改修に関する補助のほか、新たに危険なブロック塀を解体する場合に費用の一部を補助するものでございます。ブロック塀の解体につきましては、１件当たり10万円を上限として５件分を見込み計上しております。

次の老朽空き家等解体補助金は、老朽化した危険な空き家を解体する場合に費用の一部を補助するもので、１件当たり30万円を上限に12件分を見込み計上したものでございます。

２つ下の空き家利活用補助金は、空き家を地域の交流拠点等として活用する場合に改修費用の一部を補助するもので、国庫補助を活用して、上限200万円、１件分を見込み計上した

ものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして36ページをお願いいたします。

14款２項４目土木手数料のうち、２節開発手数料は、右ページ説明欄になりますが、開発許可等申請手数料、適合証明申請手数料及び諸証明手数料をそれぞれ見込み計上したものでございます。

次の３節建築手数料は、同じく右ページ説明欄の建築確認等申請手数料及び諸証明手数料をそれぞれ見込み計上したものでございます。

次に、40ページをお願いいたします。

14款２項４目土木費国庫補助金、３節の都市計画費補助金のうち、右ページ説明欄の狭あい道路整備事業費補助金（建築開発課）は、道路後退用地整備工事に対する国庫補助金でございます。

次の空き家再生等推進事業補助金は、空き家の利活用補助金に対する国庫補助金でございます。

次に、48ページをお願いいたします。

ページの一番下、15款３項３目土木費委託金、１節都市計画費委託金は、右ページ説明欄になりますが、建築動態統計調査交付金としまして、毎月建築に関する統計データを国に提出することに対して交付金を見込み計上したものでございます。

次に、62ページをお願いいたします。

20款４項１目雑入、５節委託金収入のうち、右ページ説明欄になりますが、建築確認調査事務委託金は、埼玉県が審査を行う建築確認申請等について、市が受付事務を行うことに対する県からの委託費用を見込み計上したものでございます。

以上で、建築開発課所管分の説明を終わらせていただきます。

○委員長　次に、企業誘致課、馬場課長、お願いします。

○企業誘致課長　続きまして、企業誘致課所管部分についてご説明申し上げます。

予算に関する説明書の205ページをお願いいたします。

８款４項１目都市計画総務費、右側説明欄の◎企業誘致課関係経費8,522万円は、前年度に比べ4,317万円の増額でございます。増額の主な要因といたしましては、各所公園整備工事請負費と富士見工業団地拡張整備事業負担金などによるものでございます。

内訳の主なものといたしましては、12節データ分析委託料は、現状の産業構造を分析し、企業誘致の営業活動に有効な対象企業を選定する業務に要する経費でございます。

14節各所公園整備工事請負費は、水城公園飲食施設出店事業の店舗立地の際に必要となる舗装版の撤去や水道管の引込み工事などの経費でございます。

18節富士見工業団地拡張整備事業負担金は、埼玉県企業局が実施しております産業団地整備に伴う発掘調査費用の負担金を計上したものでございます。

以上で、企業誘致課所管部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第７号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

２番　小林委員。

○２番　小林（淳）委員　ありがとうございます。

大きく２点ほど質疑させていただきます。

まず、当初予算の207ページで主な事業の内容の68ページになるんですけれども、古代蓮の里売店リニューアル事業、こちら検討をする調査ということで500万円ということですが、これ500万円かけた上で検討した結果、リニューアルはしないよということももちろんあり得るのかというところをまず１点確認と、もし仮にリニューアルしたほうがいいよとなった場合のリニューアル後の目標値というんでしょうか、現状のどれぐらいを見込んだもので目標を立てているのかというところを、まずお聞かせください。

あと、大きくもう一点が、空き家のところで、同じく主な事業の概要の68ページ、予算書では205ページになるんですけれども、空き家利活用促進事業、こちら令和４年が１件、令和５年、６年とゼロゼロと続いているのにもかかわらず、また、令和７年度も令和６年と同じ200万円ということで一般財源も組み入れた予算を計上している理由を聞かせてください。

以上です。

○委員長　寺田都市計画課長。

○都市計画課長　お答えいたします。

まず、私のほうからは、古代蓮の里の売店リニューアルのところでお話しさせていただきますけれども、まず、今回は検討業務なわけでございます。こちらが市民意向調査や市外も含めたニーズの確認と既存卸業者の意向確認を実施するもので、また、付加価値も取り入れながらどういう形の売店にしようかということですけれども、これそもそものスタートです

が、売店の部分については、少し品ぞろえが手薄ですねとか、少し寂しいねというようなご意見などもいただいておりました。そういった中で、あそこの古代蓮の里が観光施設でもございますので、さらににぎわいが生まれるように、よりよくするためにどうすればいいかというところで、売店のリニューアルというところを考えたところでございます。

イメージとしては、お話を聞いて設計をした中で工事まで、我々としては取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長　山崎建築開発課長。

○建築開発課長　空き家の利活用補助金についてだと思います。

活用の実績がなかなか少ない中で、また再度予算を要求させていただいております。これにつきましては、令和４年度に１件活用実績がございました。その後数年間、実際窓口での相談は少しあるものの、実際の申請までには至ってない状況があります。市としましても、空き家を今後利活用していくという視点として、ニーズはまだ少ないですけれども、大きな空き家対策の視点として非常に重要な要素であると思っています。

空き家につきましては、空家等対策計画という全体計画をつくっておりまして、その中でも利活用の施策ということで、こうした補助をご用意した中で、地域の活動拠点等々に空き家を活用してもらうべく施策を展開しているところでございます。

引き続き、来年度で３年ですかね、最初の活用から活用がなくて３年になってしまうんですけれども、さらに周知を図りながら、何とか市民の皆さんにご活用していただけるような制度にしていきたいと考えています。

以上です。

○委員長　他に質疑のある方、お願いします。

１番　福島委員。

○１番　福島委員　ご説明ありがとうございました。

私のほうから１点で、概要のほうの68ページの水城公園整備事業のほうですけれども、こちらのほうに北側護岸整備と一緒に忍城址休息施設整備とあるんですね。なので、これが一体何なのか、説明いただけたらなと思います。

以上です。

○委員長　寺田都市計画課長。

○都市計画課長　お答えいたします。

概要の水城公園の忍城址休息施設と書いてあるところ、こちらについてでございますけれども、忍城址の中に具体的には鐘楼がございまして、そこの南側にあずまやがございます。そこの部分が今、毎月１回ライトアップとかをやっているところでございまして、そのときには結構お客様が多く来ております。そういうものもございますので、今後あそこのあずまやの周辺も含めてキッチンカーとかが入れられるようにしつつ、あずまやをきれいにすることで来訪者をおもてなすような形で、あずまやのリニューアルということを現状考えているところでございます。

以上です。

○委員長　１番　福島委員。

○１番　福島委員　それに関しては、幾らぐらいですかね。

○委員長　寺田都市計画課長。

○都市計画課長　お答えいたします。

約570万円でございます。

以上です。

○委員長　他に質疑のある方、おられますか。

３番　吉田委員。

○３番　吉田委員　説明ありがとうございます。

まず、２点ほどお聞きしたいんですけれども、203ページで建築開発課関係経費の中で指定区域図書作成委託料というのが259万1,000円とありますよね。これは説明だと、道の駅、あそこの十字路にぶつかる多分そこの区域だと思うんですけれども、その中にこの作成委託料250万円かかると書いてあるんですけれども、その中に熊谷区域の中に行田市の飛び地の住宅があるような話も聞いているんですよ。その人たちが、今後ちゃんと行田市に入るのか、そういう区域を熊谷市と話合いで、また住民と話合いで、その作成する図面に対して費用がかかるのか。多分、飛び地の中に行田市の住民の方いると思うんですよね、という話は聞いているんだけれども、１軒か２軒ぐらいあると思うんです。そういう人たちが、ちゃんと話合いで改めて行田市のエリアに入ってくる、そういう関係でこの作成図がいるのかなと、費用を見ているのかなという形ですけれども、どういうわけで見ているのか、詳細を教えていただきたい。

それと、もう一点、209ページ、説明の中で15節で植木購入費33万1,000円と計上してありますよね、わずかなお金だけれども。この植木は、どういうものを購入して、どこへ植栽す

るのか、何のためにこうやって購入費と予算に見たのか、そこら辺、詳細を説明していただけませんか。

以上、２点お願いします。

○委員長　山崎建築開発課長。

○建築開発課長　指定区域図の作成委託料についてでございます。

熊谷市との市境、ご指摘のとおり、飛び地の解消ということになります。道の駅予定地部分にあります飛び地が、既に令和５年度に市境の変更自体は行われております。そちらは完了しているものと認識しておりまして、その影響について法律上、都市計画法の区域区分の地図の見直しとあとは建築基準法の数値、こちらも連動した形で変更の必要がございますので、そういった変更図書の作成等々に係る費用を見込んでいるものでございます。

○委員長　寺田都市計画課長。

○都市計画課長　お答えいたします。

私のほうからは植木購入費の部分ですけれども、こちら公園の景観を保って来園者に喜ばれるように、花壇などの花苗などをこれ想定しておるんですけれども、具体的には、水城公園の花壇の部分の花苗ですとか、あとは低木ですね、ツツジなど、こういうものが要は枯れたときに補植するということで計上しているところでございます。

以上です。

○委員長　３番　吉田委員。

○３番　吉田委員　そういう形の植栽を受けるのは、どこへ委託するんですか。

○委員長　寺田都市計画課長。

○都市計画課長　お答えいたします。

こちらにつきましては、市内の造園業だったり、あとは花苗の市内の組合がございますので、そういうところに直接お話をして購入したりしております。

以上です。

○委員長　３番　吉田委員。

○３番　吉田委員　飛び地の人たちは、今回道の駅造って、行田市に地域的に枠の中に入ったんですか。それとも、そういうところはまだ飛び地のままで、行田市の住民だけれども熊谷地域にいるんですか。それ、どうなっているんですか。

○委員長　山崎建築開発課長。

○建築開発課長　熊谷市との行田市の飛び地については、国道125号バイパスより北の部分と、

今回の道の駅のバイパスよりも南の部分がございます。今回補正の対象、地図の修正の対象にしておりますのは、125号バイパスよりも南の道の駅のエリアになりまして、そちらについては、現状居住されている方はいらっしゃらないと認識しています。125号バイパスよりも北の飛び地については、居住者いらっしゃると思うんですが、今回変更しようとする部分につきましては、いらっしゃらないという認識でおります。

○委員長　他に質疑のある方、おられますか。

４番　小野寺委員。

○４番　小野寺委員　まず初めに都市計画課様分で、予算に関する説明書207ページの公園維持管理費で12節古代蓮の里長寿命化計画策定委託料と古代蓮の里売店リニューアル業務委託料について伺いたいんですけれども、まず、上のほうの長寿命化計画のほうですと、先ほど施設のことを述べたのかなと思うんですけれども、施設ということは、行田タワーをイメージされているのか、あるいは蓮の池とか老木が目立ってきている桜とか、そういったところも併せた公園全体の長寿命化計画かどうかというのを、その内容についてお伺いいたしたいと思います。

もう一つが、売店リニューアル事業ですけれども、休憩所と隣接している食堂も対象になっているのかどうか、お伺いしたいです。

続いて、もう一点だけ、今度は企業誘致課様の分で説明書の205ページ、企業誘致課関係経費の12節データ分析委託料ですけれども、こちらは既にいろんな方が質疑されていて、本市の産業と関わりがある事業所のマッチング、よいところを洗い出すみたいなイメージかと思うんですけれども、もう一回だけ具体的にご説明願います。

以上です。

○委員長　寺田都市計画課長。

○都市計画課長　お答えいたします。

まず、古代蓮の里の長寿命化計画のところからでございますけれども、こちらについては施設が対象でございますので、今議員おっしゃられました行田タワー、こういうものも長寿命化計画の対象でございます。また、池というようなお話もございました。池の護岸の部分は施設でございますので、そういうものも対象になってまいります。

ただ、樹木というお話もあったと思うんですけれども、これは対象にはならないというものでございます。

あともう一つ、古代蓮の里の売店リニューアルの関係でございますけれども、これは売店

を含めてその周辺、売店をよりよくするために皆さんの意見を聞きながらというようなこれ業務ですけれども、今後実施していく中で、このうどん屋を更新する必要があるかどうかとか、そういう話になると、今回の業務の中でいろんなご意見が出てくると思いますので、そういうものも踏まえた中で今後対応していくものなのかと考えております。

以上でございます。

○委員長　馬場企業誘致課長。

○企業誘致課長　先ほどの質問ですけれども、データ分析委託料の具体的な内容ということでございました。まず、本市の産業構造分析を実施します。産業構造分析というのは、本市における様々な産業の構成やそれぞれの産業が市内外のどのような企業と取引があるかなどを調査分析するものでございます。その後に企業データを取り扱う企業の所有する各産業における企業の財務、顧客等のデータを活用して、市内産業の強みだとか弱み、あとは本市の強みとなる資源を把握して、既存の産業と相互補完関係を築ける企業を調査しまして、そこを約2,000社抽出する予定でございます。その中で、先ほど初めに行った産業構造分析結果に基づきまして抽出した約2,000社へ本市への立地意向、あとはどのような支援があると誘致に結びつくかなどの誘致の可能性についてアンケート調査を実施します。その実施するのが、この委託の内容、そこまでが委託の内容でございます。

それを基に、今後職員による企業訪問、他市だとか他県まで行うことで、企業誘致の促進につなげていきたいと考えておるものでございます。

以上でございます。

○委員長　高橋部長。

○都市整備部長　今、小野寺議員の古代蓮のリニューアル事業について、もう少し詳しく話できればいいかなと思います。

古代蓮のリニューアル事業については、今後の課題として、今古代蓮の里に蓮の開花期、あと田んぼアートの時期、多くの来客者数がいらしております。そうした中でも、なかなか蓮を見てそのまま帰ってしまう、タワーに上ってそのまま帰ってしまう、お金をそんなに落としてない、そのような現状が課題の一つとしてございます。その中には、売店をリニューアルしてもっと魅力的なものにして、集客してもっと購買意欲を高める、そのような工夫が必要ではないかという取組を一つやってみたいと。一般質問の中でもいろいろあるんですが、入館料を上げるとか上げないとかといったご質問がございますけれども、そういうところを含めて、稼げる施設にするのか、今までどおりの施設でいいのか、そういうのも全般的に総

合的に勘案しながら検討するという内容で捉えていただければいいと思います。

以上でございます。

○委員長　他に質疑のある方、おられますか。

副委員長。

○副委員長　205ページの企業誘致課関係経費の中で、18節富士見工業団地拡張整備事業負担金、これは発掘費用の負担金とお伺いしましたが、このお金というのが、全体が幾らかかって、市がこれだけのお金を負担するというのが分かったらお願いしたい。また、これは最初で最後の１回限りの負担になるのかどうかというところをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長　馬場企業誘致課長。

○企業誘致課長　全体額は、２億6,755万6,800円でございます。それが発掘調査にかかった費用でございます。そのうちの半分は埼玉県がもって、半分は市がもってということで、市の分が１億3,377万8,400円、それを２か年で債務負担で計上しております。なので、令和７年度と令和８年度でお支払いするような形になります。

以上でございます。

○委員長　他に質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△散会の宣告

○委員長　以上をもって本日の議事日程を終了いたします。

明日は、午前９時30分から委員会を開き、引き続き環境経済部及び市民生活部所管の議案について審査を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後　　４時　２１分　散会

建　設　環　境　常　任　委　員　会

３　月　７　日　（　金　曜　日　）

令和７年行田市議会建設環境常任委員会会議録

○開会年月日　　令和７年３月７日（金曜日）

○開 催 場 所　　第２委員会室

○付 議 事 件　　議案第　７号　令和７年度行田市一般会計予算

議案第　９号　令和７年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算

○審 査 日 程　【環境経済部】

議案第　７号　令和７年度行田市一般会計予算

【市民生活部】

議案第　７号　令和７年度行田市一般会計予算

議案第　９号　令和７年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算

○出席委員（６名）

委員長	小林　修　委員	２番	小林淳一　委員
副委員長	木村　博　委員	３番	吉田豊彦　委員
１番	福島ともお　委員	４番	小野寺貴男　委員

○欠席委員（０名）

○説明のため出席した者

森原	秀敏	市民生活部長
加藤	修	危機管理監兼 市民生活部 危機管理課長 事務取扱
島田	あかね	市民生活部次長兼 交通対策課長
礒貝	和実	市民課長
上野	浩二	地域活動推進課長
吉田	悦生	南河原支所長
長澤	紳介	市民生活部副参事
江森	裕一	環境経済部長
五十嵐	章五	環境経済部次長兼 商工観光課長
金子	政好	環境経済部次長兼 農政課長
菅原	広志	環境課長兼 粗大ごみ処理場長
小林	誠	農業委員会 事務局長
吉田	秀和	環境経済部副参事

○事務局職員出席者

書記　髙橋優太

午前　　９時　２９分　開議

△開議の宣告

○委員長　おはようございます。

ただいまから建設環境常任委員会を開催いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止しますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

本日は、環境経済部及び市民生活部所管の議案について審査を行います。

審査につきましては、昨日お配りしました審査日程により行いますので、よろしくお願いいたします。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

初めに、環境経済部所管の案件について審査を行います。

環境経済部長、ご挨拶をお願いいたします。

○環境経済部長　おはようございます。

環境経済部でございます。日頃から、委員の皆様には、環境経済部の諸事業に対しまして多大なるご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日は、令和７年度一般会計予算に関する説明を申し上げます。ご審査のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

―――――――――――――――――――――

△議案第７号について

○委員長　初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中、環境経済部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、環境課、菅原課長、お願いします。

○環境課長　どうぞよろしくお願いいたします。

議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算のうち、環境課所管部分につきまして、歳出、

歳入の順に説明申し上げます。

予算に関する説明書、厚いほうの96ページをお願いいたします。

２款１項11目環境対策費は、前年度に比べ3,183万1,000円の増額でございます。これは、特定外来生物であるアライグマの駆除を市職員による直営から業者による委託としたこと、また効果的な対策を集中的に実施するため、担当課に分散していたクビアカツヤカミキリ対策に係る経費をクビアカツヤカミキリ対策費として新たに予算科目を新設するとともに、予算を集約したことによるものでございます。

99ページをお願いいたします。

環境対策費の12節化学分析委託料は、年４回、市内５つの河川の水質分析及び年１回、市内５つの事業所の地下水の水質分析を委託するものでございます。

その下のダイオキシン類調査委託料は、大気については年２回、土壌については年１回、ダイオキシン類濃度の測定を委託するものでございます。

12節の一番下、害獣・害虫等駆除委託料は、特定外来生物であるアライグマの駆除を業者に委託するものでございます。

18節の４行目、合併処理浄化槽設置補助金は、合併処理浄化槽への転換促進を図るため、その設置などに係る費用の一部を補助するものでございます。

その下のスズメバチ駆除費補助金は、スズメバチの巣の駆除にかかった費用の２分の１を、１万円を限度に補助するものでございます。

次の◎クビアカツヤカミキリ対策費の10節消耗品費は、クビアカツヤカミキリ防除のための薬剤や薬剤の樹幹注入に係る機材等の購入に要する経費でございます。

12節害虫等防除委託料及び伐採委託料は、市が所有する被害樹木の防除及び伐採を委託するための経費でございます。

18節クビアカツヤカミキリ対策費補助金は、市民が所有する被害樹木への薬剤樹幹注入や伐採を事業者に依頼した場合の費用の２分の１を、５万円を限度に補助するものでございます。

次に、飛びまして166ページをお願いいたします。

４目環境衛生費、右ページ説明欄の◎環境衛生一般管理費の７節報償金は、年２回実施するごみゼロ運動や各ごみ集積所の管理を行う各地区衛生協力会への報償金でございます。

18節地区衛生協力会交付金は、市内185地区の各衛生協力会に対する交付金でございます。

168ページをお願いいたします。

２項１目清掃総務費は、前年度に比べ１億3,637万円の増額でございます。これは、行田羽生資源環境組合負担金の増額などによるものでございます。

右ページ説明欄の◎清掃事業管理費の２節一般職給から４節一般職共済組合負担金は、環境課及び粗大ごみ処理場の職員に係る人件費でございます。

10節消耗品費から13節器具・機材借上料までは、主に環境課事務所の維持管理に要する経費でございます。

14節設備改修工事請負費は、現在男女共用となっている環境課事務所の１階トイレを男女別に改装するとともに、男子トイレの個室の和式便器を洋式便器に更新するなどの改修工事を行うものでございます。

18節の３行目、行田羽生資源環境組合負担金は、新ごみ処理施設の整備を行っている同組合に係る負担金でございます。

170ページをお願いいたします。

２目塵芥処理費は、前年度に比べて1,051万円の増額でございます。これは、戸別訪問収集委託料を新たに追加したこと及び粗大ごみ処理場の施設運転管理委託料が増額となったことによるものでございます。

右ページ説明欄の◎塵芥処理事業費の７節奨励金は、ＰＴＡや子ども会などが行う資源物の集団回収に対する奨励金で、その下の買上金は、各地区衛生協力会に対する資源物の買上金でございます。

12節資源物収集委託料から５行目の公共施設等廃棄物収集委託料までは、それぞれの区分によるごみ等の収集運搬に係る委託料でございます。

６行目の戸別訪問収集委託料は、新たに自らごみをごみ集積所に持ち出すことが困難で、他の福祉サービスまたは親族、近隣住民等の協力を得られない高齢者等のごみ出し支援を行うための委託料でございます。

18節彩北広域清掃組合負担金は、小針クリーンセンターの運営、維持管理を行っている同組合に係る負担金でございます。

その下の生ごみ処理機器購入費補助金は、電気式生ごみ処理機の購入費用の一部を、１万5,000円を限度に補助するものでございます。

次の◎粗大ごみ処理施設管理費、10節の３行目、修繕料は、粗大ごみ処理場の老朽化に伴う破砕機などの修繕に係る費用でございます。

11節の３行目、手数料は、粗大ごみ処理場で処理することができない破砕不適物、困難物

などの処理を専門業者へ依頼するものでございます。

12節の３行目、破砕廃棄物運搬委託料は、破砕処理後の不燃物を寄居町にある県の最終処分場まで運搬するための委託料でございます。

その下の施設運転管理委託料は、粗大ごみ処理場の運転管理に係る委託料でございます。

173ページをお願いいたします。

説明欄の◎長善沼整備事業費は、荒木地区にある最終処分場の管理などに係る費用でございます。

12節除草委託料は、最終処分場の除草作業を年２回実施するもので、その下の水質検査委託料は、最終処分場埋立地の浸出水や地下水の検査を委託するものでございます。

左ページ、３目し尿処理費は、前年度に比べ818万9,000円の減額でございます。これは、環境センターにおける上下水道料と施設運転管理委託料が増額となったものの、放流水槽の防食工事が終了したことから減額となったものでございます。

右ページ説明欄の◎し尿処理事業費は、生活保護世帯に係るし尿処理委託料などでございます。

次の◎し尿処理施設管理費は、環境センターの維持管理に要する経費で、10節の２行目、修繕料は、環境センターの老朽化に伴う修繕に係る費用でございます。

12節資源リサイクル委託料から175ページの受入槽・貯留槽清掃委託料までは、環境センターの維持管理に要する経費でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして36ページをお願いいたします。

13款２項２目衛生手数料の２節清掃手数料のうち、右ページ説明欄の許可申請手数料は、一般廃棄物収集運搬業者の許可申請に係る46件分の更新手数料、その下の諸手数料は、粗大ごみ処理場に搬入される事業系ごみに係る処理手数料で、前年度とほぼ同額でございます。

38ページをお願いいたします。

14款２項１目総務費国庫補助金の１節総務管理費補助金のうち、右ページ説明欄の１行目、循環型社会形成推進交付金は、合併処理浄化槽の転換設置に係る国庫補助金で、前年度と比較し40万6,000円の減額でございます。

44ページをお願いいたします。

15款２項１目総務費県補助金の１節総務管理費補助金のうち、右ページ説明欄の２行目、浄化槽整備事業補助金は、浄化槽の転換設置に係る県補助金で、52基分を計上しており、前

年度と比較し40万円の増額でございます。

その下のクビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金は、クビアカツヤカミキリによる被害木の伐採や薬剤の購入など、市の防除対策に係る県からの補助金で、前年度とほぼ同額でございます。

48ページをお願いいたします。

15款３項１目総務費委託金の１節総務管理費委託金のうち、右ページ説明欄の１行目、環境保全交付金は、駆除したアライグマの個体分析や公害関係事務に対する交付金で、前年度と比較して23万9,000円の増額でございます。

50ページをお願いいたします。

16款１項１目財産貸付収入の１節土地建物貸付収入のうち、右ページ説明欄の７行目、一般土地貸付収入（環境課）は、長善沼のメガソーラー発電事業に係る土地の貸付収入及び一般廃棄物処理施設建設用地に隣接する土地の貸付収入でございます。

８行下の建物貸付収入（環境課）は、太陽光発電事業に係る環境センターの屋根貸しによる収入でございます。

さらに８行下の一般廃棄物最終処分場敷地貸付収入は、彩北広域清掃組合への最終処分場の一部に係る土地の貸付収入でございます。

その下の一般廃棄物処理施設敷地貸付収入は、行田羽生資源環境組合への一般廃棄物処理施設建設用地の貸付収入でございます。

少し飛びまして62ページをお願いいたします。

20款４項１目雑入の７節施設貸付収入のうち、右ページ説明欄の10行目、環境課電気、ガス、水道料は、環境課事務所の２階部分を忍城おもてなし甲冑隊の事務所として貸し付けている貸付収入でございます。

64ページをお願いいたします。

９節用品等売払収入のうち、右ページ説明欄の２行目、資源ごみ売払収入（環境課）は、資源リサイクル事業で回収する缶・瓶及び紙・布類の売払収入で、前年度と比較し85万7,000円の減額となっております。

以上で、令和７年度一般会計予算のうち、環境課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長　次に、商工観光課、五十嵐課長、お願いします。

○商工観光課長　よろしくお願いいたします。

初めに、歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の176ページをお願いいたします。

５款１項１目労働諸費の右ページ説明欄の◎労働対策費は、前年度に比べ133万2,000円の減額となっております。これは、人件費などが増額になったものの、公益財団法人行田市中小企業退職金共済会の解散に伴う同団体への補助金が皆減となったことによるものでございます。

２節から４節は、職員１人分の人件費でございます。

18節一番下、求職者公的資格等取得助成金は、離職をされた市民または非正規雇用の市民の正規雇用者としての就業を支援するため、就職に必要な資格を取得した場合に費用の一部を助成するものでございます。

184ページをお願いいたします。

７款１項１目商工総務費、右ページ説明欄の◎商工一般管理費は、職員の人件費などでございます。

184ページの２目商工業振興費、右ページ説明欄の◎商工業育成振興費、18節の１つ目、商工会議所事業補助金及び次の商工会事業補助金は、行田商工会議所及び南河原商工会の運営に対する補助金でございます。

４つ下の電灯料補助金は、市内商店街街路灯管理団体10団体に対し、街路灯電気料の８割を補助するものでございます。

４つ下の商工業振興資金利子補給金は、市の融資制度に基づき金融機関から資金の借入れを行った市内中小企業が借入額を完済した場合に、金融機関と完済者に対して利子の一部を補給するものでございます。

３つ下の住宅改修資金補助金は、市内事業者を利用した市民の住宅改修に対して工事費用の一部を補助するものでございます。

その下の起業家支援助成金は、市内の空き店舗を利用して新たに事業を開始する方に、創業に対する費用の一部を補助するものでございます。

その下の足袋産業活性化推進交付金は、行田足袋組合が国の補助金を活用して実施する行田足袋のプロモーションを初めとする事業に対する市の補助金でございます。

次の企業等人材育成支援補助金は、従業員が業務に必要な資格を取得した場合に、その費用を負担した中小企業などに対し費用の一部を補助するものでございます。

20節の行田足袋組合貸付金は、行田足袋組合が国の補助金を活用して行田足袋のプロモー

ションを初めとする事業を実施するに当たり、国からの補助金が交付される前に必要となる事業費について、無利子で貸付けを行うものでございます。

186ページをお願いいたします。

３目観光費、右ページ説明欄の◎観光事業費、12節の観光関連施設管理業務委託料は、ＪＲ行田駅前観光案内所、忍城バスターミナル観光案内所及びさきたまテラスゾーンの管理運営を一般社団法人行田おもてなし観光局に委託するものでございます。

次の看板等作成委託料は、ＪＲ行田駅前ロータリーの日本遺産の看板の張り替え及び秩父鉄道行田市駅改札出入口への観光パネルの作成、設置を委託するものでございます。

18節の２つ目、行田おもてなし観光局補助金は、同観光局が行う公益事業への補助を通じて、国内旅行者及び訪日外国人旅行者を本市に誘客し、稼げる観光地の形成を図るためのものでございます。

次の酉の市補助金から５つ下の行田古墳フェスティバル補助金までは、各実行委員会が行うイベントの開催に対する補助金でございます。

次の◎桜維持管理費は、武蔵水路などに植樹された桜の維持管理に要する経費でございます。

188ページをお願いいたします。

４目商工センター費は、前年度に比べ5,105万8,000円の増額でございます。これは、非常用発電設備の更新工事費を計上したことによるものでございます。

右ページ説明欄の◎商工センター管理費、12節の指定管理料は、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団に支払う指定管理料でございます。

14節の設備改修工事請負費は、災害時などに活用する非常用発電設備更新のための工事費でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

13款１項４目商工使用料のうち、１節観光使用料の右ページ、さきたまテラスゾーン使用料は、さきたまテラスゾーンでのイベントの開催やキッチンカーなどの移動販売を目的とした出店など、主催者や出店者からの使用料を見込むものでございます。

２節の商工センター使用料は、右ページ説明欄に記載の商工センター内に事務所を置いている行田商工会議所から労働基準協会までの６団体からの使用料を見込んだもので、前年度と同額の計上でございます。

46ページをお願いいたします。

15款２項５目商工費県補助金の右ページ説明欄の魅力ある地域づくり事業補助金は、行田おもてなし観光局への補助金のうち、行田花手水を核とした新たなコンテンツ開発やイベント開催などによる町なかへの回遊と消費促進を図るための事業に対する県の補助金でございます。

50ページをお願いいたします。

16款１項１目財産貸付収入のうち、右ページ説明欄の中ほど、建物貸付収入（商工観光課）は、商工センターの屋根貸しによる太陽光発電事業に係る建物貸付収入で、前年度と同額計上でございます。

60ページをお願いいたします。

20款３項４目行田足袋組合貸付金元金収入の右ページ説明欄の貸付金元金収入は、行田足袋組合が国の補助金を活用して行田足袋のプロモーションを初めとする事業を実施するに当たり、国からの補助金が交付される前の事業費の貸付けに対する償還金としての元金収入でございます。

62ページをお願いいたします。

20款４項１目雑入の７節施設貸付収入のうち、右ページ説明欄の中ほど、商工センター電気、ガス、水道料から２つ下の商工センター清掃委託料までは、商工センターの施設貸付けに伴う行田商工会議所などの受益団体からの負担分を見込んだものでございます。

その下の観光案内所電気料は、ＪＲ行田駅前観光案内所及び忍城バスターミナル観光案内所に設置してある自動販売機の電気料を見込んだものでございます。

66ページをお願いいたします。

15節雑入の右ページ説明欄の２つ目、損失補償還付金は、市の融資制度に係る返済において未償還が生じた場合に代位弁済を行うこととなっておりますが、これを行った場合の損失補償還付収入を見込んだものでございます。

68ページをお願いいたします。

21款１項５目商工債の右ページ説明欄の商工センター設備改修事業債は、災害時などに活用する非常用発電設備更新事業に対するものでございます。

以上で、商工観光課所管部分の予算説明を終わらせていただきます。

○委員長　次に、農政課、金子課長、お願いします。

○農政課長　それでは、農政課所管につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算につきましてご説明申し上げますので、予算に関する説明書の178ペー

ジをお願いいたします。

中段の６款農業費、１項２目農業総務費は、前年度とほぼ同額で、右ページ説明欄の◎農業一般管理費は、農政課職員及び農業委員会事務局職員、計13人分の人件費でございます。

左ページをお願いいたします。

３目農業振興費は、前年度に比べ1,661万8,000円の増額で、農産物等病害虫防除対策事業やスマート農業等推進事業などにおける負担金補助及び交付金の増額によるものでございます。

右ページ説明欄の◎農業振興費のうち、主なものを申し上げますので、181ページの説明欄をお願いいたします。

13節器具・機材借上料は、農業用素掘り用排水路のしゅんせつに使用する作業機械及びダンプトラック等の借上料でございます。

18節の上から５行目の農業再生協議会交付金は、経営所得安定対策や米の生産調整等の事務を行う行田市農業再生協議会への交付金でございます。

６つ下の田んぼアート米づくり体験事業推進協議会補助金は、田んぼアート事業を開催する費用を実行委員会に補助するものでございます。

その下の行田はちまんマルシェ実行委員会補助金は、八幡通りで毎週日曜日に開催するマルシェに対して補助するものでございます。

３つ下の新規就農総合支援事業費補助金は、認定新規就農者の経営開始に必要となる資金を支援するものでございます。

２つ下のスマート農業等推進補助金は、スマート農業を積極的に推進するため、攻めの農業支援事業補助金を改変したもので、スマート農業機器の導入や新たな取組を行おうとする農業者等に対し補助するものでございます。

その下の環境保全型農業支援事業補助金は、自然環境の保全に資する生産方式を導入し、環境保全に効果の高い営農活動を行おうとする農業者に対し補助するものでございます。

その下の経営継承・発展等支援事業補助金は、現在の担い手から経営を継承し発展させるための取組を行おうとする農業者に対し補助するものでございます。

その下の県産木材活用促進支援事業費補助金は、市内において住宅や事務所等を新築、増改築する際に県産木材を使用した場合、その購入額の一部を補助するものでございます。

一番下の農産物等病害虫防除対策費補助金は、イネカメムシ等の病害虫に対する防除対策を実施した耕作者等に対し、費用の一部を補助するものでございます。

左ページの４目園芸振興費及び182ページの５目畜産業費は、園芸及び畜産団体への補助金などでございます。

６目農地費は、前年度に比べ1,606万2,000円の増額で、主に工事請負費の増額などによるものでございます。

右ページ説明欄の◎土地改良費のうち主なものを申し上げますと、12節認定農用地台帳作成委託料は、多面的機能活動組織の対象区域に係る認定農用地台帳を整備するための業務委託料でございます。

14節土地改良事業工事請負費は、荒木地内の用水路の改修工事を県補助金を活用して実施するものでございます。

18節負担金補助及び交付金の５行目の元荒川上流土地改良区土地改良事業（建設事業費）負担金は、同改良区が実施する幹線農業用用排水路整備事業の市負担金でございます。

２つ下の県営ほ場整備事業負担金は、鴻巣・行田地区及び池上地区のほ場整備事業における市負担金でございます。

その下の県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金は、県営基幹水利施設の補修整備事業における負担金で、上須戸堰の堰改修工事費及び中条星宮地区の揚水機場の更新工事費を負担するものでございます。

その下の土地改良事業補助金は、行田市南河原土地改良区及び北河原土地改良区の揚水機場の更新工事費の一部を補助するものでございます。

その下の多面的機能発揮促進事業補助金は、地域ぐるみで農地や道路・用排水路の保全管理を行う活動組織17団体への補助金でございます。

次の◎農業用道路及び農業用用排水路整備事業費のうち主なものを申し上げますと、11節出役料は、市内各所の用排水路及び農道の緊急的な補修を行うための作業員賃金でございます。

12節の調査測量設計委託料は、用排水路整備工事及び水田貯留設備整備工事に伴う実施設計委託料でございます。

14節の１行目、農道整備工事請負費は、未舗装の農道を舗装する農道舗装工事費でございます。

その下の農道補修工事請負費は、農道の補修工事費でございます。

その下の用排水路整備工事請負費は、用水路及び排水路の整備工事費でございます。

その下の水田貯留設備整備工事請負費は、田んぼダムの整備工事費でございます。

歳出については以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして46ページをお願いいたします。

15款県支出金、２項県補助金、４目農業費県補助金の２節農業振興費補助金の右ページ説明欄をお願いいたします。

農業経営基盤強化資金利子助成金は、認定農業者が受けた融資に対する利子に係る県助成金を見込んだもので、助成率は２分の１でございます。

次の新規就農総合支援事業費補助金は、認定新規就農者への補助金を見込んだもので、補助率は経営開始資金事業に係るもので10分の10でございます。

次の環境保全型農業支援事業補助金は、環境保全型農業支援事業に対する補助金を見込んだもので、補助率は４分の３でございます。

次の経営所得安定対策推進事業費補助金は、米の生産調整、担い手育成の各種事務を行う行田市農業再生協議会の事業に対する補助金を見込んだもので、補助率は10分の10でございます。

次に、３節農地費補助金の右ページ説明欄をお願いいたします。

土地改良事業費補助金は、荒木地内の用水路整備工事の補助金を見込んだもので、補助率は補助対象経費の100分の33でございます。

次の多面的機能支払交付金は、農地や農業用道路・水路を保全管理することを目的とした活動組織への補助金及び各活動区域の認定農用地台帳作成のための委託業務への補助金を見込んだもので、補助率は、団体事業に係るものが４分の３、認定農用地台帳作成委託業務に係るものが10分の10でございます。

56ページをお願いいたします。

18款繰入金、２項６目１節森林環境整備促進基金繰入金の右ページ説明欄、森林環境整備促進基金とりくずしは、県産木材活用促進支援事業費補助金に充当するため、同基金を取り崩すものでございます。

62ページをお願いいたします。

20款諸収入、４項１目雑入の４節交付金及び助成金収入のうち、右ページ説明欄の３行目、経営継承・発展等支援事業補助金は、担い手から経営を継承し発展させるための取組を行おうとする農業者への補助金を見込んだもので、補助率は２分の１でございます。

次に、５節委託金収入のうち、右ページ説明欄の５行目、農地中間管理事業委託金は、農

地中間管理機構から事務委託金を見込んだものでございます。

次に、64ページをお願いいたします。

９節用品等売払収入のうち、右ページ説明欄の８行目、農業振興地域計画図売払収入は、農業振興地域計画図の売払いを見込んだものでございます。

次に、68ページをお願いいたします。

21款市債、１項４目農業債の１節農業債の右ページ説明欄をお願いいたします。

かんがい排水路整備事業債は、荒木地内の県費補助事業における用排水路整備工事及び市内各所における用排水路の整備工事に対するものでございます。

その下の農道整備事業債は、農業振興区域内における市道の整備及び補修に対するものでございます。

その下の水田貯留設備整備事業債は、田んぼダムの整備に対するものでございます。

以上をもちまして、農政課関係予算の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長　次に、農業委員会事務局、小林局長、お願いします。

○農業委員会事務局長　初めに、歳出からご説明申し上げますので、予算に関する説明書の178ページをお願いいたします。

６款１項１目農業委員会費でございますが、前年度に比べ69万8,000円の減額でございます。これは、農業委員などに係る成果報酬額の減額によるものなどでございます。

右ページ説明欄の◎農業委員会運営費の主なものを申し上げますと、農業委員13人分と農地利用最適化推進委員20人分の報酬や、事務局として従事する経費などが基本となるものでございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして36ページをお願いいたします。

２項３目農業手数料でございますが、右ページ説明欄の諸証明手数料は、農家証明書や除外証明書などの発行手数料でございます。

46ページをお願いいたします。

２項４目農業費県補助金のうち、１節農業委員会費補助金は、農業委員会設置などに関する県補助金でございます。

以上で、農業委員会所管の歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長　以上で説明が終わりました。

△議案第７号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

１番　福島委員。

○１番　福島委員　それぞれご説明ありがとうございました。

私から、まず概要からですけれども、63ページの害獣・害虫等駆除委託事業並びにスズメバチ駆除費補助事業ということで、より詳しく説明していただけたらと思います。

○委員長　菅原環境課長。

○環境課長　福島委員の質疑にお答え申し上げます。

まず、害獣・害虫等駆除委託事業については、これまではアライグマの被害に遭われている方から連絡が入りますと、市職員がアライグマのおりを設置に向かいまして、アライグマがかかった場合にはそれを回収して、動物病院へ連れていって殺処分をして、小針クリーンセンターですると、その一連の過程を全部２名の職員で直営でやっておりました。その負担が大きいというところで、業者委託という形で新年度から実施したいと考えております。

それから、アライグマのほかにあとイノシシ、最近出没事例がありますので、そちらの対策費ということでイノシシに関して、業者にその都度委託するわけですけれども、その費用も含めた形で害獣・害虫等駆除委託事業という形になっております。

それから、スズメバチ駆除費ですけれども、こちらはこれまで市民の方からスズメバチの巣を駆除してほしいというご相談が入りますと、市が委託している業者に連絡をして駆除していただいておったんですけれども、市の他の補助制度との整合を考えて、市民の所有する敷地内のものに対する駆除に係る費用、これを補助制度という形で新たに進めさせていただこうと考えておりまして、駆除にかかった費用の２分の１で、上限１万円というところで補助制度を新たに始めさせていただきたいというところでございます。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。

１番　福島委員。

○１番　福島委員　確かに、アライグマに関しては、むしろ今まで職員が大変な感じだったのかと察することができるんですけれども、今回、アライグマ、イノシシが例に出たと思うんですけれども、ほかにもタヌキとか、あとハクビシンとかいろいろいると思うんですが、そういったものに関してはどういう扱いになるのかというのが１点と、あとスズメバチですけれども、これは本当にスズメバチオンリーという感じでよろしいんですかね。以上、お願い

します。

○委員長　菅原環境課長。

○環境課長　お答え申し上げます。

まず、タヌキ、ハクビシンなどにつきましては、在来の種になりますので、こちらは県の防除計画にも、害獣の指定にもされておりませんので、こちらは捕獲することはできません。仮に、アライグマのおりに誤って入ってしまった場合には、錯誤捕獲と言いまして、そちらについては原則その場で放すこととされておりますので、タヌキ、ハクビシン等につきましては、殺処分等は行っておりません。

それから、スズメバチの駆除費につきましては、危険性が高いということでスズメバチに限定させていただいております。

以上です。

○委員長　１番　福島委員。

○１番　福島委員　ありがとうございました。

続いて、概要からまた、31ページの起業家支援事業ですけれども、以前、令和５年度までチャレンジショップがあったと思うんですけれども、考え方としては、チャレンジショップがなくなって、当時から並行して存在はしていたと思うんですけれども、こちらに組み込まれているというようなイメージでよろしいんですかね。

あと、もう一点が、わらアートですけれども、去年まであったと思うんですが、わらアート自体はもう完全になくなっているということでよろしいんですかね。

以上、２点です。

○委員長　五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長　起業家支援に絡んだチャレンジショップについてお答え申し上げます。

チャレンジショップにつきましては、令和５年度いっぱいで廃止という形を取らせていただいております。これにつきましては、起業家支援事業を令和６年度から家賃を廃止して、改修費プラス運営費ということで最大100万円までの拡充をさせていただいております。チャレンジショップは、市で借り上げたところをチャレンジされる起業家の方にお貸ししていたところでございますが、考え方といたしましては、さらに起業家支援事業を拡充したというところで、その中に含めたというような考え方でよろしいかと思っております。

以上でございます。

○委員長　吉田副参事。

○環境経済部副参事　わらアートにつきましては、今年度、商工観光課で古代蓮の里の閑散期における来場者の増加を図ることを目的に実施するとともに、市制75周年を記念して実施したものであります。令和７年度につきましては、財団法人の行田市産業・文化・スポーツいきいき財団の自主事業として実施すると伺っておるところでございます。

○委員長　１番　福島委員。

○１番　福島委員　ありがとうございます。

わらアートですけれども、では、財団でわらアートをされるみたいな、フラワーアートとかいろいろやっているとは思うんですけれども、そこに入っているということでよろしいんですかね、確認です。

○委員長　吉田副参事。

○環境経済部副参事　そのような認識でよろしいです。

○１番　福島委員　ありがとうございます。

○委員長　他に質疑のある方。

２番　小林委員。

○２番　小林（淳）委員　説明ありがとうございます。

私は１つ、主な事業の概要の30ページの拡充のスマート農業等推進事業について質疑させていただきます。

こちらが拡充で600万円から1,000万円になっているということで、これは参考、補助実績もあるんですけれども、大体これは多分10件の100万円だと思うんですけれども、何件の幾らというところと、あとスマート農業を推進するためのものに対してというところですが、実際に補助金の使われ方で、どういった機器というんですかね、そういった具体的なものが分かれば教えてください。

○委員長　金子農政課長。

○農政課長　スマート農業等推進事業に対する質疑に対してお答え申し上げます。

まず、これまで令和３年度からスマート農業機器に関しては、従前の攻めの農業支援事業として、展開してまいりました。実績としては、延べ21件、これは自動操舵システムあるいは農業用ドローン、こういったものについて使われてまいりました。

令和７年度の1,000万円につきましては、購入費の２分の１が上限でございまして、１件100万円が上限になりますので、100万円掛ける10件の予算の計上をさせていただいております。現在、これまで相当数の相談を既にいただいているというような状況でございます。

それから、これまでの実績というところでございますが、令和３年度で９件の実績、令和４年度で８件、令和５年度で７件でございまして、同様に自動操舵システム、農業用ドローン、あるいは集積化に係る畦畔の撤去、こういったものも活用いただいているというものでございます。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。

他に質疑のある方、おられますか。

３番　吉田委員。

○３番　吉田委員　私、３点ほどお聞きしたいんですけれども、まず171ページの12節の戸別訪問収集委託料というのがありますが、600万円。これが掲載されているんですけれども、戸別訪問というのは、高齢者で出せない人というんだけれども、そういう人を把握していくには、自治会とか民生委員とか、または個人的にエントリーするとか、どういう方法でその対象者を、希望者をまとめるのか。そして、その人たちに対しての費用というのはどうなっているか、この600万円に入っているのか分からないけれども、もう少し詳しく、もう一度ここら辺教えていただきたい。一つ、よろしくお願いします。

それと、173ページ、これはし尿処理施設管理費ですけれども、普通旅費、僅かな予算で2,000円とあるんですけれども、これはどのような普通旅費として計上したのか。普通、行田から熊谷へ行ってくると、もう２回往復すると2,000円ぐらいかかってしまうんで、この2,000円というのはどのような理由で予算化したのか教えてもらいたい。

あと、177ページ、労務対策費の18節求職者公的資格等取得助成金という項目があるんですけれども、50万円、これは従前もあったんですけれども、一部の助成、だからこれはどういう人たちに、団体等に助成していくのか。それがもう既にエントリーされているのか。要望は出てきて予算化したのか、どういう状況なのか、もう少し細部を教えていただきたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

以上。

○委員長　菅原環境課長。

○環境課長　お答え申し上げます。

まず、171ページの戸別訪問収集に関する制度をもう少し詳しくというご質疑でございます。

戸別訪問収集につきましては、自らごみを集積所に出すことが困難という形で、そういっ

た方を我々がどう把握するかというところですけれども、その辺、今まさに制度設計中という形でございまして、この予算が通りましたら詳しく決定していくつもりです。当然、先ほど委員おっしゃられた自治会の方、民生委員、介護支援専門員、そういった方々とどのような連携を取って、我々では把握し切れない部分を持っている方からいろいろお話を伺ったりして、審査を進めていこうかと思っております。

実際、そういう方たちに報酬的なものが支払われるかという、そういう金額が600万円の中に入っているかというところでございますけれども、この600万円は回収に係る委託のみでございまして、そういった方々に対する報酬的なものというものは入っておりません。

戸別訪問については以上でございます。

２点目のし尿処理施設管理費の普通旅費2,000円の内容でございますけれども、こちらは廃棄物の適正処理確認で、鹿嶋市に協議に行ったりするものがございます。廃棄物処理法に基づく廃棄物の適正処理確認のため、し渣の最終処分場所在地である茨城県鹿嶋市への行政職員１名の出張旅費でございます。

○委員長　五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長　それでは、予算に関する説明書の177ページの◎労務対策費の中の18節の一番下、求職者公的資格等取得助成金につきまして、50万円の見積りをさせていただいておりますが、こちらにつきましてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、令和６年度から開始させていただいた事業でございまして、離職された市民または非正規雇用の市民の正規雇用者としての就業、これを支援しましょうということで、就職に必要な資格を取得した場合の費用の一部助成ということになっております。

細かく申し上げますと、ハローワークを通して就職活動をしている65歳未満の方でございます。補助の対象経費につきましては、講習会だとか講座だとか、そういったもので最終的には資格取得になる、合格するわけですけれども、そこに要した費用の２分の１、最大５万円という形でございます。これは、国でも資格取得支援はしておりまして、国に準拠したありとあらゆる資格、こういったものを対象としております。

追記で言いますと、もともと行田商工会議所からも要望をいただきまして、これは、求職者として一市民ですけれども、もう一つ企業向けの従業員の方が資格取得して、さらにスキルアップしていただいて、そこの企業の繁栄ということもございまして、もう一つ、今、求職者公的資格等取得助成金についてご質疑でしたけれども、もう一つ、中小企業等人材育成支援補助金があります。こういったもので、企業様を支援するという事業と、この２つを併

せて、公的資格等取得支援事業ということで令和６年度から開始させていただいた事業でございます。

○委員長　３番　吉田委員。

○３番　吉田委員　600万円の戸別訪問収集委託料、それ回収の費用だけだと、人的な費用は見ていないという説明だけれども、人的な費用というのは、これからまた計画ができたら補正も組んでいくんですか。そこら辺をお聞きしたい。

それともう一点、さっきの交通費、鹿嶋市まで行くのに2,000円、鹿嶋市まで片道1,000円で行ってこられるのかどうか、そこら辺、どうなのかな。

○委員長　菅原環境課長。

○環境課長　お答え申し上げます。

１点目の戸別訪問収集委託料につきましては、これは業者委託になりますので、回収につきましては、人的費用が今後入ってくるということはございません。

２点目の鹿嶋市への出張旅費ですけれども、こちらは公用車で行くということで、足代はかからないと。日当の半分、1,250円が支給されますので、そちらの予算計上でございます。

○委員長　よろしいですか。

○３番　吉田委員　はい。

○委員長　他に質疑のある方はおられますか。

４番　小野寺委員。

○４番　小野寺委員　私から２点お聞きしたいことがございます。

予算に関する説明書の99ページ、環境対策費の害獣・害虫等駆除委託料ですけれども、こちらの積算根拠を伺います。

２点目が、183ページ、土地改良事業工事請負費のところで、荒木地内の用水路とお聞きしたんですけれども、もし可能であれば具体的にどの辺か、お伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長　菅原環境課長。

○環境課長　お答え申し上げます。

害獣・害虫等駆除委託料の金額の積算根拠でございますが、こちらにつきましては、業者から、アライグマにつきましては１匹当たりどれぐらいかかるかというところで見積りを取りまして、大体３万円から４万円前後であるというところから、最大で、近年ではアライグマ、一番捕獲されたのが令和３年、205匹という実績がありますので、３万円から４万円の

ものについて200匹分、それからイノシシの緊急対応というところで見積りを取りまして、約40万円というところでございます。

そうしたものを積み重ねていって、予算査定を経る中で、980万円という積算になったところでございます。

以上でございます。

○委員長　金子農政課長。

○農政課長　土地改良費の14節土地改良事業工事請負費2,684万5,000円の工事場所というところでございまして、こちらにつきましては、利根大堰がございまして、主要地方道の武蔵水路沿いに足利邑楽行田線が走っております。南に見沼中のほうに向かっていきまして、埼玉用水路よりまだ南に行きまして、土腐落という見沼代用水土地改良区の大きい管理水路がございまして、その１個南の用水路が、３面の水路になっていまして、そこを県費を活用して改修をさせていただくというところでございます。延長とすると、事業自体は令和７年度は、全体のちょうど180メートル程度を改修したいと考えております。

○委員長　よろしいですか。

他に質疑のある方はおられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、この後審査を行います市民生活部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承お願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前　１０時　３２分　休憩

午前　１０時　４４分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第７号について

○委員長　これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は、委員長の許可を得てから、マイクを使用していただくようお願いいたします。

また、説明及び答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、市民生活部所管の議案について審査を行います。

市民生活部長、ご挨拶をお願いします。

○市民生活部長　お世話になります。

委員の皆様方には、日頃より市民生活部の事業の推進に対しましてご理解、ご協力いただいておりますことを、この場を借りて改めてお礼申し上げます。

さて、本日は、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算、また、議案第９号　令和７年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算についてご審議賜りたく存じます。どうかよろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中、市民生活部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、市民課、礒貝課長、お願いします。

○市民課長　よろしくお願いいたします。

議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算のうち、市民課所管分について細部説明を申し上げます。

初めに、歳出でございますが、予算に関する説明書の116ページをお願いいたします。

３項１目戸籍住民基本台帳費でございますが、主なものを申し上げますと、右ページ説明欄、11節の１行目、郵便料は、例年計上しております一般の郵便やマイナンバーカードの受け取りの通知のほか、戸籍法の改正により、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることに伴い、世帯主等に仮の振り仮名を通知するための郵便料でございます。

12節の２行目、ＯＡシステム構築委託料は、基幹業務システムの標準化に伴うもので、標準仕様に準拠した住民基本台帳システム等に対応するコンビニ交付システムを再構築する費用でございます。

ＯＡシステム保守点検委託料は、住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍情報システム及びコンビニ交付システムの保守費用でございます。

電算委託料は、戸籍の記載事項への氏名の振り仮名の追加に係るもので、仮の振り仮名の通知書の作成委託料、その下の情報システム標準化移行業務委託料は、戸籍関連業務が基幹業務システムの標準化の対象業務となっていることから、戸籍情報システムを標準仕様に準

拠したシステムに移行するための委託料でございます。

13節の２行目、ガバメントクラウド利用料は、戸籍情報システムの標準仕様への準拠に伴うガバメントクラウドの利用料でございます。

１つ飛びまして、ＯＡ機器借上料は、住民基本台帳ネットワークシステム及び戸籍情報システムのサーバーや端末等のほか、市民課ロビーに設置の有料コピー機などの借上料でございます。

118ページをお願いいたします。

２目住居表示整理費は、住居番号表示板の作成に係る費用を計上したものでございます。

飛びまして、166ページをお願いいたします。

４款衛生費、１項５目斎場費でございますが、主なものを申し上げますと、右ページ説明欄の12節指定管理料は、指定管理者による斎場の管理運営に係る費用でございます。

169ページをお願いいたします。

14節施設整備工事請負費は、斎場敷地内にペットを火葬するための小動物火葬棟の整備費用で、令和６年度から令和７年度までの継続費を設定しており、２カ年で整備するものでございます。

17節庁用器具費は、現在整備を進めている小動物火葬棟に係るもので、令和８年２月から施設の供用開始を予定しており、その運営に必要な備品を購入するものでございます。

続きまして、歳入について主なものを申し上げますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、１項３目衛生使用料の右ページ説明欄の斎場使用料は、火葬のほか、式場や法要ホールなど斎場施設の使用料でございます。

36ページをお願いいたします。

２項１目総務手数料のうち、右ページ説明欄の２行目、戸籍等手数料は、戸籍証明書や住民票の写し、印鑑登録証明書などの交付手数料でございます。

38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、２項１目総務費国庫補助金のうち、右ページ説明欄の３行目、番号制度システム整備費補助金（市民課）は、戸籍の記載事項への氏名の振り仮名の追加に係るもので、仮の振り仮名の通知書の作成費用及び同通知書の郵便料への補助金を計上したものでございます。

その下の個人番号カード交付事務費補助金は、マイナンバーカードの交付に係る職員の時

間外勤務手当、会計年度任用職員の人件費、交付に使用するシステムや機器のリース料等への補助金を見込んだものでございます。

飛びまして、68ページをお願いいたします。

21款市債、１項３目衛生債の右ページ説明欄の斎場施設整備事業債は、小動物火葬棟整備の財源として措置するもので、事業費の75％を充当しております。

以上で、市民課が所管する予算の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　次に、地域活動推進課、上野課長、お願いします。

○地域活動推進課長　本日はよろしくお願いいたします。

地域活動推進課の所管する歳出予算について、主なものの細部説明を申し上げます。

予算に関する説明書の85ページをお願いいたします。

２款総務費、１項総務管理費、２目文書広報費のうち、説明欄中ほどの◎市民相談費ですが、主なものにつきましては、１節会計年度任用職員報酬及び８節費用弁償は、消費生活相談員に係る人件費で、10節消耗品費は、主に消費者被害防止に向けた啓発用物品を購入するための経費を計上したものでございます。

また、12節弁護士委託料は、市民向けの無料法律相談を実施するための委託料でございます。

次に、102ページをお願いいたします。

13目自治振興費でございますが、右ページ説明欄の◎都市社会施設整備費の主なものを申し上げますと、12節遊具点検作業委託料は、地域にある子ども広場などに設置している遊具の点検を専門業者に委託して行う経費でございます。

18節自治会施設建設事業費補助金は、自治会集会所の修繕や自治会倉庫の新築等に要した費用の一部を自治会に補助するものでございます。

次に、下の◎自治会振興費についてご説明いたします。

主なものといたしましては、12節文書使送業務委託料は、自治会への市報等の配送業務を委託する経費でございます。

次の18節自治会連合会補助金から自治会補助金までは、地域福祉の向上や安全・安心なまちづくりにご尽力いただく自治会組織の運営に対する補助金でございます。

次に、下の◎防犯対策費でございますが、主なものを申し上げますと、14節防犯カメラ設置工事請負費は、犯罪の抑制や公共の安全の維持を目的に、交差点など市内主要箇所５箇所

に防犯カメラを設置するための経費でございます。

18節住宅用防犯カメラ設置費補助金は、本市で多発している侵入窃盗に対する予防措置等として自己用物件の防犯カメラ設置に対して補助するもので、設置費用の２分の１、３万円を上限に200件分の申請を見込んだものでございます。

次に、105ページをお願いいたします。

説明欄一番上の特殊詐欺等対策機器購入費補助金は、依然被害が絶えない振り込め詐欺等への対策として、警告メッセージを発し通話を録音する機能を有する固定電話機や固定電話機に設置する同内容の外部機器の購入に対して補助するもので、費用の２分の１、１万円を上限に100件分の申請を見込んだものでございます。

その下の防犯灯設置費補助金は、自治会が行う防犯灯の新設、移設、修繕に係る経費の一部を補助するもので、次の防犯灯電気料補助金は、自治会が負担する防犯灯の電気料の全額を補助するものでございます。

19節犯罪被害者等見舞金は、犯罪被害者やその家族が受けた被害による経済的な負担の軽減を図るため、死亡または傷害見舞金を支給するものでございます。

次に、14目コミュニティ費でございますが、右ページ説明欄の◎コミュニティセンター管理運営費の主なものを申し上げますと、11節手数料は、コミュニティセンターの管理運営に当たる人材派遣に係る手数料などでございます。その他につきましては、コミュニティセンターみずしろ、同みずしろ分館及び同南河原の管理運営に係る経常的経費を計上したものでございます。

次に、その下の◎コミュニティ事業活動費でございますが、18節コミュニティ事業助成金は、一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじの収益を活用した社会貢献広報事業の中の自治会集会施設の備品整備に係る助成事業で、２自治会分を見込み計上したものでございます。

次に、111ページをお願いいたします。

17目諸費のうち、右ページ説明欄の上から３番目の◎市民活動支援費でございますが、主なものを申し上げますと、１節委員報酬は、市民公益活動推進委員会の委員報酬でございます。

11節市民活動災害補償保険料は、市民活動団体が活動中に負った賠償責任事故や傷害事故を補償するための保険料でございます。

18節市民活動やる気応援助成金は、市内に主たる事務所を置くＮＰＯや地域活動団体が地

域社会に寄与する事業を新たに行う場合、またはＮＰＯ法人等の活動開始期の基盤整備に係る経費に対し助成するものでございます。

続きまして、歳入について主なものをご説明申し上げますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、１項１目総務使用料のうち、右ページ説明欄の３行目、コミュニティセンター使用料は、コミュニティセンターみずしろ、同みずしろ分館、同南河原の３館の使用料を見込んだものでございます。

少し飛びまして、44ページをお願いいたします。

ページ中ほどより少し下の15款県支出金、２項１目総務費県補助金のうち、右ページ説明欄の４行目、消費者行政活性化補助金は、消費生活相談窓口の機能強化などを図ることを目的とした埼玉県の補助金でございます。

少し飛びまして、50ページをお願いいたします。

16款財産収入、１項１目財産貸付収入のうち、右ページ説明欄の10行目、一般土地貸付収入（地域活動推進課）は、地域活動推進課で所管しております三桜北部子ども広場の一部を東京ガス株式会社のガス制圧室用地として貸付けを行っており、その貸付収入でございます。

また少し飛びまして、63ページをお願いいたします。

20款諸収入、４項１目雑入の４節の交付金及び助成金収入のうち、右ページ説明欄の上から４行目、自治総合センターコミュニティ助成金は、歳出のコミュニティ事業活動費の中のコミュニティ事業助成金で説明申し上げました、自治会集会施設の備品整備に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金であり、歳出と同額の収入を見込み計上するものでございます。

以上で、地域活動推進課が所管する予算の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　次に、危機管理課、加藤危機管理監。

○危機管理監　よろしくお願いいたします。

議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算のうち、危機管理課が所管する歳入歳出予算について細部説明申し上げます。

初めに、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の81ページをお願いいたします。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費のうち、説明欄下から３番目の◎危機管理

課関係経費の主なものとして、10節消耗品費は、市職員を対象にした救急救命講習に要する経費を計上したもの、次の修繕料は、公用車の車検に要する経費でございます。

次に、飛びまして、219ページをお願いいたします。

９款消防費、１項４目水防費のうち、右ページ説明欄の一番上の◎水防管理費の主なものとして、10節消耗品費、11節運搬料及び14節建物解体工事請負費は、水防倉庫更新事業に関わるもので、消耗品費は倉庫に備蓄する土のう袋、運搬料は、３箇所の水防倉庫解体に伴う倉庫内資機材の運搬料、建物解体工事請負費は、３箇所の水防倉庫の解体に要する経費でございます。

次の２つ目の◎水防演習費は、行田市水防演習に関わる経費でございます。

主なものとして、10節消耗品費及び食糧費は、水防演習に要する土のう袋、ロープ及び消防団員の朝食などに関わる経費、12節会場設営委託料及び除草委託料は、水防演習会場のテントなどの会場設営及び除草に関わる経費でございます。

次の３つ目の◎災害対策費は、市の防災・減災力の強化を図るための事業に関わる経費でございます。

主なものとして、１節委員報酬及び８節費用弁償は、行田市防災会議の委員18人分の報酬及び費用弁償でございます。

７節謝金は、防災士養成事業に関わる講師謝金でございます。

221ページをお願いいたします。

10節修繕料は、防災行政無線屋外拡声子局のバッテリー交換、避難所発動発電機の修繕及び避難所看板修繕に要する経費でございます。３行下の電気料は、防災行政無線親局及び子局などの電気料でございます。２行下の防災備蓄品費は、主に防災備蓄倉庫に備蓄する食料や飲料水、液体ミルク、おむつ、生理用品、簡易トイレなどの購入に要する経費でございます。

11節出役料と13節２行目の器具・機材借上料は、災害時、応急作業員に要する経費と、その際にポンプ機器や土のうを運搬する車両を借り上げる経費でございます。11節、３行目の通信料は、市防災行政無線固定系専用回線やフリーダイヤルの使用料、災害用のＭＣＡデジタル携帯無線機の使用料や防災行政無線連携ホームページ利用料などでございます。

12節４行目の防災行政無線保守点検委託料は、防災行政無線機器の保守点検に要する経費でございます。

13節避難情報等電話配信システム利用料は、あらかじめ登録した方の電話番号に避難情報

等を一斉配信するサービスのシステム利用料でございます。

14節機器等設置工事請負費は、Ｊアラートを利用した気象情報の配信データの大雨洪水等に関する気象警報等が変更されることに伴い、受信機の更新に要する経費、次の電気機器設置工事請負費は、指定避難所である泉小学校への非常用発電装置整備に要する経費、次の工作物移設工事請負費は、埼玉県が行う忍川拡幅工事に伴う下忍小学校にある防災倉庫移設に要する経費、次の防災行政無線設置工事請負費は、防災行政無線屋外拡声子局スピーカー２箇所の移設及びスピーカー機能の強化に要する経費でございます。

17節２行目の事業用器具費は、災害時の井戸活用事業で、災害時に各行政区ごとに消防井戸から生活用水を供給する体制を確立するため、自立式簡易水槽５基追加と水中ポンプ15台を購入する経費でございます。

18節県衛星通信ネットワーク再整備事業負担金は、県が実施する埼玉県防災行政無線（衛星系）の再整備事業に係る工事費の２分の１を市の負担金として計上したものでございます。

次の自主防災組織補助金は、自主防災組織の防災資機材等の購入に対する補助金で、過去の実績を勘案し計上したものでございます。

次の◎防災訓練費ですが、災害時に役立つ実践的な防災対策として、市民や防災関係機関等を含めた行田市防災訓練を実施するための経費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして48、49ページをお願いいたします。

上から２番目の15款２項７目消防費県補助金の右ページ説明欄、地域防災活動活性化事業補助金は、防災士養成講座実施に対する県の補助金でございます。

次に、62、63ページをお願いいたします。

20款４項１目の３節負担金収入のうち、一番上の防災士養成講座負担金は、受講者の自己負担金及び共催市の負担金でございます。

次に、66、67ページをお願いいたします。

15節雑入の右ページ説明欄、一番下の物件移転等補償金（危機管理課）は、忍川拡幅工事に伴う下忍小学校防災倉庫移設に関わる県補償金でございます。

次に、68、69ページをお願いいたします。

21款１項７目消防債の右ページ説明欄、下から２番目の防災施設整備事業債は、県防災行政無線再整備事業負担金、指定避難所への非常用発電装置整備、市防災行政無線移設工事及びＪアラート受信機の更新整備に対するものでございます。

次の、防災施設解体事業債は、３箇所の防災倉庫解体工事に対するものでございます。

以上で、危機管理課が所管する歳入歳出予算の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　次に、交通対策課、島田課長、お願いします。

○交通対策課長　どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、交通対策課の所管する歳出予算について細部説明を申し上げます。増減の大きいもののうち主なものを中心にご説明申し上げます。

予算に関する説明書の94ページをお願いいたします。

10目交通対策費、右ページの説明欄の◎交通安全対策費は、道路反射鏡を初めとする道路標識等の設置や修繕などの交通安全対策、児童交通公園や道路街路灯の維持管理、自転車用ヘルメット購入費補助事業などに要する経費でございます。

10節修繕料及び14節交通安全施設整備工事請負費は、道路照明灯や道路反射鏡、路面標示などの交通安全施設の修繕や新設等に係る経費でございます。

97ページをお願いいたします。

18節の下から２行目、運転免許自主返納者タクシー利用助成費は、運転免許証を自主返納した方へタクシー利用券20枚を交付するものでございます。本事業につきましては、自主返納者の方へ乗合型ＡＩオンデマンド交通の運賃割引制度を創設したことから、本年１月の乗合型ＡＩオンデマンド交通の運行開始に先立ち、昨年12月27日をもって新規の交付を終了しておりますが、タクシー利用券につきましては本年12月末日まで利用可能であることから、４月からの９カ月分の利用見込みに係る額を実績に基づき計上しております。

その下の自転車用ヘルメット購入費補助金は、前年度と同様に1,500人分を見込み計上しております。

次の◎地域公共交通事業費は、市内循環バス及び乗合型ＡＩオンデマンド交通の運行事業並びに路線バス運行事業者などへの支援事業に要する経費でございます。

12節の２行目、停留所設置撤去委託料は、本年３月末日をもって運行を終了する市内循環バスの東循環コース、北東コース、北西コースのバス停の撤去及び運行を継続する西循環コース、南大通り線コース、観光拠点循環コースのうち、経年劣化しているバス停の交換費用でございます。

18節、１行目の高崎線沿線地域活力維持向上推進協議会負担金及びその下の秩父鉄道整備促進協議会負担金は、令和７年度から鉄道に関する事務が総合政策部企画政策課から市民生

活部交通対策課へ移管されることから、地域公共交通事業費にて措置しております。

３つ下の循環バス運行経費補助金は、運行経費から運賃収入を控除した額を運行事業者へ交付するものであり、本年４月以降も運行を継続する市内循環バス３路線の運行を行う２者に対して交付いたします。

１つ下のＡＩオンデマンド交通事業補助金は、運行経費から運賃収入を控除した額を運行事業者に交付するものでございまして、前年度は運行期間を本年１月から３月までの３カ月間としているのに対し、新年度につきましては12カ月となることから、前年度と比較して1,168万2,000円の増額となっております。

次の22節返還金は、市内循環バス３路線が本年３月末日で運行を終了することから、回数券の払戻しに要する経費でございます。

続きまして、歳入でございますが、いずれもおおむね例年どおりの計上となっておりますので、新たに受け入れるものについてご説明を申し上げます。

62ページをお願いいたします。

20款諸収入、４項１目雑入の４節交付金及び助成金収入のうち、右ページ説明欄の一番下、地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、本年４月以降も運行を継続する市内循環バス３路線の運行に対して交付される国の補助金相当額でございます。本補助金は、国において行田市地域公共交通会議へ交付されることとなっているため、同会議が補助金を受け入れた後、市へ入金するものでございます。

以上で、交通対策課が所管する予算の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　次に、南河原支所、吉田支所長、お願いします。

○南河原支所長　初めに、歳出からご説明申し上げますので、予算に関する説明書の92ページをお願いいたします。

主なものを申し上げますと、右ページの12節委託料の１つ目、調査測量設計委託料は、南河原支所の照明をＬＥＤ化するための設計委託料でございます。

次の警備委託料から、95ページの上から３行目、浄化槽維持管理委託料までは、施設の管理運営に関わる経常的な経費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

主なものを申し上げますと、13款使用料及び手数料、１項１目総務使用料のうち、右ペー

ジ説明欄の１行目、土地改良区事務所使用料は、支所建物の１部屋を南河原土地改良区等の周辺地域の土地改良区が事務所として使用する使用料でございます。

以上で、南河原支所が所管する予算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長　以上で、説明は終わりました。

△議案第７号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

２番　小林委員。

○２番　小林（淳）委員　ご説明ありがとうございます。

私から３点お願いします。

まず、厚いほうの予算書221ページで、主な事業の概要の51ページになるんですけれども、防災体制整備事業拡充ということで、これは更新と拡充が一緒になって予算計上されていると思うんですけれども、拡充のところで、大体これ水と携帯トイレ等と書いてあるんですが、何人分ぐらいを拡充、増えるということか、まずお伺いします。

次に、同じく221ページになると思うんですけれども、防災の訓練費が43万円で計上されているんですが、防災に関して訓練の部分は非常に重要だと思うんですけれども、この43万円というところで訓練は十分なのかというところでお伺いします。

最後に、主な事業の概要の33ページの市内循環バス運行事業のところですが、３路線に減ったということで、こちらの減った後と前の、ちょっと言葉が正しいか、赤字率というんですか、収入の運賃の収益率というか、どのように改善されたのかというところをお伺いしたいです。

以上です。

○委員長　執行部、答弁をお願いします。

加藤危機管理監。

○危機管理監　１点目の更新の、備蓄品のことでよろしいですか。例年の更新に対する備蓄品について、アルファ米等、更新する分だけを計上しています。

○２番　小林（淳）委員　更新の場合、新たに増える部分を教えて下さい。

○危機管理監　すみません、勘違いしていました。増える部分に関しましては、飲料水であるペットボトルが2,880本、簡易トイレの便袋が7,860セット、以上です。

２点目の43万円の防災訓練費が足りないのではないかということに関しましては、こちら

はテントを設置する事業費だけを計上しておりまして、あとは自前で設置していくことで経費を計上しております。

以上です。

○委員長　島田交通対策課長。

○交通対策課長　小林委員の質疑にお答え申し上げます。

循環バスがこの３月末で３路線の運行を終了するわけですが、その赤字率ということで、収支率のことだと理解をいたしました。６年度につきましては、まだ運行を継続しているところでございますので、正確な収支を申し上げることができませんので、今手元で正確な数値として持っております令和５年度の収支率で申し上げたいと思います。

令和５年度時点で６路線運行していた平均の収支率は15.44％でございました。こちら、今後残っていく３路線のみで計算した場合、その収支率は23.22％に向上すると実績ではなっております。

ですので、残る３路線はもともと利用者が多い路線となっておりましたので、令和５年度と同等程度の収支率になっていくものと想定しております。

○委員長　よろしいですか。

他に質疑のある方、おられますか。

１番　福島委員。

○１番　福島委員　ご説明ありがとうございました。

私から、防犯対策費の103ページの安全・安心情報メール配信委託料ですけれども、現状何名ほど使われているのかというのと、あと年齢構成というのがもし分かれば教えていただけたらと思います。

○委員長　上野地域活動推進課長。

○地域活動推進課長　福島委員のご質疑にお答えいたします。

メールの登録者は約１万1,000人となってございます。年齢構成につきましては、大変恐縮ですけれども、データはちょっとないところでございます。

以上でございます。

○委員長　１番　福島委員。

○１番　福島委員　分かりました。

以前、概要とかにも安全・安心情報メールの絡みは載っていたかと思うんですけれども、今年の分にはたしか載っていないのかなということで、今後、どちらかというとメールでや

っていくというのは、今はもう既に公式ＬＩＮＥの登録者がかなりの数で県内でも有数のレベルに達している状況において、こうした安全・安心に関わる情報も、ＬＩＮＥのほうで何かやっていったほうがよいのかと考えてしまうんですよ。そうしたときに、この安全・安心情報メールの存在意義というか、１万1,000人登録されているとはいっても、今後の事業をどのように考えているのかという意味で、そもそも今後どうしていくのかという部分と、あとは１万人をこえてはいますが、多分ある程度の段階でもう止まっているとは思うんですよ。増えているということはないと思うんですが、そこの確認をお願いします。

○委員長　上野地域活動推進課長。

○地域活動推進課長　お答えいたします。

存在意義、今後につきましてというご質問に対しましては、１万1,000人という数字は少なからずあると思っておりますので、当面の間は、委員もご指摘いただいたＬＩＮＥ等も含めまして、情報発信の手段は複数あったほうがいいかと考えておりますので、当面の間は継続していきたいと考えてございます。

登録者数は、委員のお見込みのとおりでございまして、ここのところの登録者数は横ばい傾向でございます。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。

○１番　福島委員　分かりました。

○委員長　他に質疑のある方、おられますか。

３番　吉田委員。

○３番　吉田委員　まず、３点ほど聞きますけれども、39ページで、個人番号カード交付事務費補助金2,250万円程上がっていますけれども、行田市ではマイナンバーカード取得率は何％ぐらいになっているのか、それを聞きたいと思って、それで2,250万円という数字ですけれども、１世帯が登録すれば幾らの補助金が来るのか。どのくらいの率があるんだか教えていただきたい。

それと、219ページ、水防管理費の中の14節建物解体工事請負費400万円とありますけれども、これは３箇所という説明ですけれども、どことどことどこの倉庫を解体するのか。そして、そこを解体するには、何か消防用品とか入っていたと思うんですけれども、解体してしまって、水防管理というのは十分間に合うのかどうか。また新しいのをつくるのかどうか。この解体費を教えてください、どことどこだか、場所を。

あと、221ページ、13節土地借上料19万5,000円と数字が載っているんですけれども、どこの場所の土地を借り上げているのか、もし分かればその場所を教えて。なんの目的で使っているのか、それを教えていただきたいと思います。

以上、３点。

○委員長　礒貝市民課長。

○市民課長　お答え申し上げます。

マイナンバーカードの交付率でございますが、１月31日現在の数字で申し上げますと、本市が83.3％でございます。全国が85.5％、埼玉県が82.9％という状況となっております。

次に、補助金の関係でございます。

こちらは交付率に応じた世帯数によって交付されるものではなくて、マイナンバーカードの交付に係る事務、例えば事務に係る会計年度任用職員の人件費ですとか、職員の時間外勤務手当、あるいは交付に必要となりますシステムの利用といったものが補助金として交付されるものでございます。

以上でございます。

○委員長　加藤危機管理監。

○危機管理監　14節の400万円の解体工事請負費の内訳でございますが、こちら場所につきましては、須加地内が２箇所、北河原地内が１箇所でありまして、この防災倉庫の中身は小学校建物の中に移設する予定でいます。今、調整中でありますが、建物の中で行っていきたいと思います。

次の土地借上料のところですが、こちらに関しましては、防災行政無線の子局の土地65箇所、こちらを土地借上料として計上してございます。

以上です。

○委員長　よろしいですか。

３番　吉田委員。

○３番　吉田委員　それぞれ説明ありがとうございます。

先ほど、マイナンバーカードだけれども、補助金には職員の時間外も入っていると言ったけれども、職員の時間外は全体の何％ぐらいなのか、国からの。それが分かれば教えていただきたい。

あと、消防小屋、あれは須加小学校ですよね。小学校の中というのは。須加小学校は廃校になったんですけれども、その中で消防小屋として使うというふうになっているのかな。そ

ういう説明だけれども、そういう形でいいんですか。須加小学校はまた第三者に今は貸すとか、何か要望があれば貸すとかという情報もあるんじゃないかと思うんだけれども、その辺はどうなんだろう。

以上、２点。

○委員長　礒貝市民課長。

○市民課長　お答え申し上げます。

補助金につきましては、国からまた全体で全国の補助金の総額がございまして、それを各市町村の人口で割ったものが本市の補助金の額の総額となっております。その中で、職員が時間外にマイナンバーカードの時間に携われば、その分をその総額の中で支払うという形になっております。よろしいでしょうか。

以上でございます。

○委員長　加藤危機管理監。

○危機管理監　水防倉庫についてでございますが、北河原地内については旧北河原小学校内で、こちらは教室の一部を借りて、資機材等をそちらに移動する予定です。

旧須加小学校についても、２箇所、須加地内はあるんですが、そちらも教室に備蓄品等、資機材を移動して、一応教室を借りることは協議済みでございます。

以上です。

○委員長　３番　吉田委員。

○３番　吉田委員　確認したいんですが、旧北河原小学校の中の一部の教室を消防小屋として今使っているわけですよね。使うんですか、これから。説明だと、旧北河原小学校全体を、ロケ会社とかに貸しているんじゃないですか。その辺は、区分は分けたのかな。

○委員長　加藤危機管理監。

○危機管理監　そちらは、今、民間の事業者に貸しておりますが、そちらと協議して、部屋を１室借りることは認めてもらっております。

以上です。

○委員長　よろしいですか。

他に質疑のある方、おられますか。

４番　小野寺委員。

○４番　小野寺委員　私からは１点だけお願いします。

分厚いほうの説明書103ページ、都市社会施設整備費の中の工作物設置工事請負費ですけ

れども、これ、私がもしかすると説明を聞き漏らしたかもしれないですけれども、もう一度こちら、内容についてご説明をお願いいたします。

○委員長　上野地域活動推進課長。

○地域活動推進課長　小野寺委員のご質疑にお答えいたします。

こちらにつきましては、市内酒巻地区にあります八幡神社のところと、あと野地区にございます天満宮のところに設置するための遊具の設置工事費を今回計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。

他に質疑ありますか。

副委員長。

○副委員長　ご説明ありがとうございました。

私から危機管理課にお伺いいたします。

ページでいきますと221ページの14節電気機器設置工事請負費1,400万円についてですけれども、ご説明では指定避難所の泉小学校に非常用発電機を設置するということですけれども、この容量と、その容量でどのくらい、どのようなことがカバーできるのか、災害時ですね、電気が来ないときに。どのような計画の中で行っているのかというのと、今、泉小学校だけになっていますけれども、今後、指定避難所の小学校はまだほかにもたくさんあるわけですけれども、そちらへの広がりというのはどう考えているのか、計画があるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長　加藤危機管理監。

○危機管理監　泉小学校の非常用発電装置の容量ということですが、電力につきましては８キロボルトアンペアの電力容量でございます。

ほかにも学校がありますけれども、そちらの計画があるのかについてでございますが、こちらにつきましては、設置後の効果検証をした後に、それぞれの施設でどのようにできるか、国からの補助金等も含め、設置の可能性について調査研究していきたいと考えております。

以上です。

あと、もう一点、先ほどの吉田委員の関係で、水防倉庫と防災倉庫がありますけれども、水防倉庫の備蓄品に関しましては校舎内で、防災の資機材等は防災倉庫に入れる予定でございます。すみません、失礼しました。

○委員長　吉田委員、了解ですか。

では、副委員長、どうですか。

○副委員長　多分、答弁漏れがあると思うんだけれども、８キロボルトアンペアの非常用発電機に決めたことによって、どのくらいの使い方ができるのかというところで、それが漏れていると思いますので、よろしくお願いします。

○委員長　加藤危機管理監。

○危機管理監　失礼しました。

８キロボルトアンペアで、こちら燃料についてはＬＰガス、プロパンガスを使用する予定でございます。容量の大きさにつきましては、２階の教室等を考えております。広さ的には、２階のフロアを考えております。

以上です。

○委員長　よろしいですか。

○副委員長　２階のフロアですね。了解しました。

○委員長　よろしいですか。

他に質疑のある方、おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中、当委員会所管部分について全ての部署の質疑が終了しました。

△議案第７号の討論、採決

○委員長　続いて、議案第７号について討論及び採決を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に採決いたします。

議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第７号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前　１１時　３７分　休憩

午前　１１時　３８分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第９号について

○委員長　次に、議案第９号　令和７年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算を議題とし、執行部の説明を求めます。

交通対策課、島田課長、お願いいたします。

○交通対策課長　引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、交通対策課が所管いたします議案第９号　令和７年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算についてご説明申し上げます。

初めに、予算書の18ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を定めるものでありまして、歳入歳出それぞれ2,837万4,000円とするものでございます。前年度と比較して61万6,000円の増額となっております。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、予算に関する説明書の369ページをお願いいたします。

１款１項１目一般管理費の右ページの説明欄、１節、４節及び８節は、交通災害共済事業に係る会計年度任用職員の人件費でございます。

７節報償金は、共済会費の取りまとめをお願いしております各自治会への謝礼金、10節印刷製本費は、共済加入申込書や封筒などの作成に要する経費でございます。

371ページをお願いいたします。

２款１項１目事業費は、右ページ説明欄に記載のとおり、18節共済見舞金でございまして、事故に遭われた会員に支払う医療見舞金、後遺障害見舞金及び死亡見舞金でございます。

373ページをお願いいたします。

３款１項１目交通災害共済基金費は、運用利子を基金に積み立てるものでございます。

375ページをお願いいたします。

４款１項１目予備費は、前年度と同額の計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして359ページをお願いいたします。

１款１項１目共済会費収入は、交通災害共済会費収入として、実績を勘案の上、３万6,000人分を計上しております。

361ページをお願いいたします。

２款１項１目負担金は、生活保護者交通災害共済会費として、生活保護受給者数を勘案の上、1,000人分を計上しております。

363ページをお願いいたします。

３款１項１目利子及び配当金は、交通災害共済基金の運用に伴い生じる利子でございます。

365ページをお願いいたします。

４款１項１目繰越金は、前年度繰越金でございます。

367ページをお願いいたします。

５款１項１目市預金利子及び２項１目雑入は、前年度とほぼ同額を計上しております。

以上で、議案第９号　令和７年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第９号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

２番　小林委員。

○２番　小林（淳）委員　説明ありがとうございます。

１点ですけれども、議案書の19ページになります。歳入歳出のところで2,800万円ほどの予算だと思うんですけれども、それに対して繰越金のところが約３分の１を占めているというところで、それについて適正なのかという意味で、どう考えているのかお伺いいたします。

○委員長　島田交通対策課長。

○交通対策課長　こちら、この会費収入に対して、見舞金の額、執行が少なかったということで、その差額が基本的に繰越金ということで繰越しされていくことになっております。こちらにつきましては、結果として交通事故の件数が少なかったということで、その結果としての繰越金だとまずは認識しておりますが、議案質疑でもございましたけれども、繰越金がずっと続いている中で、例えば見舞金の見直しですとか、会費の見直しとか、そういったところも含めて、制度全体の見直しについては必要だと考えておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。

他に質疑、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第９号の討論、採決

○委員長　続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第９号　令和７年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第９号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書並びに委員長報告の作成等につきましては、ご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認め、さよう決定させていただきます。

△閉会の宣告

○委員長　以上をもって建設環境常任委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前　１１時　４５分　閉会

行田市議会委員会条例第３０条第１項の規定によりここに署名する。

建設環境常任委員会委員長　　小　林　　修

健　康　福　祉　常　任　委　員　会

３　月　１　０　日　（　月　曜　日　）

令和７年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

○開会年月日　　令和７年３月１０日（月曜日）

○開 催 場 所　　第２委員会室

○付 議 事 件　　議案第　７号　令和７年度行田市一般会計予算

議案第　８号　令和７年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算

議案第１０号　令和７年度行田市介護保険事業費特別会計予算

議案第１１号　令和７年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算

議案第２４号　行田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第２５号　行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第２６号　行田市敬老祝金条例の一部を改正する条例

議案第３１号　行田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第３８号　行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第３９号　行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第４０号　行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○審 査 日 程　【消防本部】

議案第３１号　行田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第４０号　行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第　７号　令和７年度行田市一般会計予算

【健康福祉部】

議案第２６号　行田市敬老祝金条例の一部を改正する条例

議案第１０号　令和７年度行田市介護保険事業費特別会計予算

議案第　８号　令和７年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算

議案第１１号　令和７年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算

議案第２４号　行田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第２５号　行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第３８号　行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第３９号　行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○出席委員（７名）

委員長	橋本祐一 委員	３番	岩﨑　彰 委員
副委員長	田中和美 委員	４番	養田英雄 委員
１番	野本翔平 委員	５番	村田清治 委員
２番	斉藤博美 委員		

○欠席委員（０名）

○説明のため出席した者

上村浩代	健康福祉部長	
長島浩司	健康福祉部次長兼健康課長兼保健センター所長	
前島伸行	子ども未来課長	
吉田兼弘	高齢者福祉課長	
田中義久	健康福祉部副参事	
吉澤　宏	消防長	
野口祥和	消防本部次長兼消防署長	
山口謙一	消防総務課長	
新井竹秀	予防課長	
服部昌彦	消防本部副参事	
尾野　学	消防本部副参事	
野口友也	消防本部副参事	

○事務局職員出席者

書記　進藤翔太

午前　　９時　２９分　開会

△開会の宣告

○委員長　おはようございます。

本日より２日間、健康福祉常任委員会が開催されますが、委員の皆様、また執行部の皆様におかれましては、慎重審議のほど、また、スムーズな進行にご協力お願いいたします。

ただいまから健康福祉常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されております案件は、議案10件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案１件であります。審査につきましては、お配りいたしました審査日程より行います。

初めに、消防本部所管の議案について審査を行います。

まず、消防長にご挨拶をお願いいたします。

消防長。

○消防長　皆様おはようございます。

委員長をはじめ、委員の皆様には、日頃から消防行政の推進に格別なるご理解、ご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、昨年は、行田市消防団の消防操法全国大会の出場に伴いまして、激励会をはじめ、現地の応援等、多くの皆様にご参加いただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

初めに、報告になりますが、２月26日に発生しました岩手県大船渡市の林野火災に、行田市消防本部から緊急消防援助隊埼玉県大隊の消火小隊として、１隊４人を現地に派遣しております。

なお、林野火災の長期化から、消火小隊の部隊の交替が行われまして、第４次隊まで派遣しておりますが、延焼のおそれがなくなったとして、昨日、鎮圧の宣言がなされました。そのため、本日、埼玉県大隊にあっては、全て撤収、引上げとなっております。行田市消防本部も本日撤収帰還となります。

次に、令和６年中の１月から12月までの火災・救急の出動状況について、少しお話をさせていただきます。

まず、火災件数は34件でございまして、前年と比較し４件の増加となっております。

内訳ですが、建物火災が前年の13件から８件増加し、21件となりまして、全体の約62％を占めております。残り38％は枯れ草や立木、廃材等の焼損によるその他火災となりまして、前年より２件少ない13件となっております。

なお、逃げ遅れ等による死者はおりませんでした。

建物火災が増加した要因の一つに、枯れ草などの焼却から建物へ延焼してしまったものが複数件発生していることが挙げられます。火災原因の傾向を分析し、類似火災の減少につながるよう、広報活動を実施していきたいと考えております。

次に、救急出動件数ですが、過去最高件数であった前年より53件減少し、4,708件でございましたが、依然救急車が逼迫する状況が少なくありません。

内訳でございますが、急病が3,222件と前年に比べ206件減少したものの、例年同様最も多く、全体の約68.4％を占めております。

続いて、けが等による一般負傷が620件で約13.2％、次に、交通事故が289件で約6.1％となっており、これら３種別によるもので、全体の約87.7％を占めております。

なお、この３種別における搬送人数のうち、約70.3％が65歳以上の高齢者となっております。特に一般負傷では、約80.2％が65歳以上の高齢者であることから、自宅内での転倒予防、早期病院受診といった予防救急について、市民の皆様に広く周知していく必要性を感じております。また、受診すべきか救急車を呼ぶべきか判断に迷った場合の救急電話相談＃7119の広報を含め、市ホームページやＳＮＳを活用した情報発信により、救急車適正利用につなげていきたいと考えております。

続きまして、本日ご審議いただきますのは、議案第31号　行田市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第40号　行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例及び議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算（消防本部所管部分）の３議案でございます。

説明は担当課長が申し上げますので、皆様、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

―――――――――――――――――――――――――

△開議の宣告

○委員長　これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

また、発言時はマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたしま

す。

なお、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、明日審査を行います健康福祉部所管部分の審査終了後に一括して行いますのでご了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

―――――――――――――――――――――

△議案第３１号について

○委員長　初めに、議案第31号　行田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

消防総務課、山口課長。

○消防総務課長　それでは、議案第31号　行田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

議案書の190ページをお願いいたします。

本案は、消防団員等公務災害補償と責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員に支給する退職報奨金の支給額等について、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表96ページをお願いいたします。

別表、退職報奨金支払額表の勤続年数30年以上区分を30年以上35年未満に改め、35年以上区分を新たに加え、その金額を定めるものでございます。

議案書に戻りまして、191ページをお願いいたします。

附則でございますが、第１項は施行期日を、第２項は改正条例の施行に伴う退職報奨金の適用に関する経過措置を定めるものでございます。

以上で、議案第31号　行田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を終わらせていただきます。

○委員長　以上で説明は終わりました。

―――――――――――――――――――――

△議案第３１号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　では、何点か質疑をしたいと思います。

まず、35年以上というのができたということで、長く従事された退職金報酬のアップと考えていいかと思いますけれども、この条例改正をする背景、どういうことがあってこの条例改正、報奨金がアップされるのかということですけれども、これというのは法律的なものなので、本市だけではなく、全国的な改正ということでよろしいのか、まずその２点をお伺いします。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　お答えいたします。

法律が改正された背景といたしましては、消防団員の処遇改善が必要であるということで、政令の改正が行われております。この政令に基づきまして、各市町村が同額を定めていることから、全国一律での改正となっております。

以上となります。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　処遇改善が必要ということだったんですけれども、例えば、この消防団員のなり手不足だとか、そういったところの理由というか、どういう理由があるのか、もうちょっと詳しくお伺いしたいと思います。本市の場合はどうなのかということを含めてお願いします。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　お答えいたします。

長く働いていただくことによってシニア層の活躍の場というものが確保できるということと、長く働くことによって退職報奨金等といったところで、退職者の減少にもつながると考えております。

以上となります。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　説明よく分かりましたけれども、本市もシニア層で辞めてしまう方が結構いらっしゃるのか、本市の状況をお伺いしたいと思います。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　本市においては、シニア層が特段多く辞めるといった傾向はございませんが、長くいていただけることの一助になると考えております。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　分かりました。

それと、もう一点ですけれども、気になったんですけれども、消防団員というのは、全ての消防団員は非常勤なんですか、それとも非常勤じゃない方がいらっしゃるんですか。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　現在は、非常勤特別職の地方公務員という位置づけになっておりますので、法律上、非常勤消防団員というような表記がされていることと認識しております。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　今伺ったところによると、全ての消防団員は非常勤ということだったかと思いますので、次の第40号の条例に非常勤という言葉が要るのかどうかと思ったんですけれども、あと、ほかの市はどうなのでしょうかね。当たり前に非常勤だとしたら、この非常勤という名前は40号にはいらないのでどうなのかと思いました。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　おっしゃるとおり、法律的な用語で非常勤消防団員と残っているものと、徐々に削除されているものというものが存在しているので、あるものとないものといった区分けになっていると認識しております。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、徐々に同じになっていくという認識でよろしいですか。非常勤が取れていくというか。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　そのように認識しております。

○委員長　他に質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑はないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――

△議案第３１号の討論、採決

○委員長　続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第31号　行田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第４０号について

○委員長　次に、議案第40号　行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

消防総務課、山口課長。

○消防総務課長　それでは、議案第40号　行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

追加議案書の７ページをお願いいたします。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防作業従事者等に対する損害補償の補償基礎額のほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、改正内容についてご説明申し上げますので、追加議案新旧対照表９ページをお願いいたします。

第５条第２項第２号は、消防作業従事者等に対する損害補償の補償基礎額を9,100円から9,700円に、その補償基礎額に増額した上限額を１万4,200円から１万4,500円にそれぞれ引き上げるものでございます。

第５条第３項は、扶養親族のある非常勤消防団員等に対する補償基礎額の加算額について、第１号に該当する扶養親族については217円から100円に引き下げ、第２号に該当する扶養親族については、１人につき333円から383円に引き上げるものでございます。

第５条第４項は、括弧書き、以下この項において特定機関というを削り、特定機関を当該機関に改めるものでございます。

10ページをお願いいたします。

別表は、非常勤消防団員の階級及び勤務年数ごとの補償基礎額を引き上げるため、団長及び副団長の項中、１万2,500円を１万2,900円に、１万3,350円を１万3,700円に、１万4,200円を１万4,500円に改め、分団長及び副分団長の項中、１万800円を１万1,300円に、１万1,650円を１万2,100円に、１万2,500円を１万2,900円に改め、部長、班長及び団員の項中、9,100円を9,700円に、9,950円を１万500円に、１万800円を１万1,300円に改めるものでございます。

議案書に戻りまして、８ページをお願いいたします。

附則でございますが、第１項は施行期日を、９ページの第２項は、改正条例の施行に伴う損害補償及び傷病補償年金等の適用に関する経過措置を定めたものでございます。

以上で、議案第40号　行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例ついて、細部説明を終わらせていただきます。

○委員長　以上で説明は終わりました。

―――――――――――――――――――――――

△議案第４０号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手願います。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　こちらのほうも同じようなことを聞くんですけれども、この消防団員の公務災害補償条例の引上げというのは、もちろん私も賛成ですけれども、これは令和６年度も同様にアップして、１年前ですね、ちょうど３月のときに出てきているんですけれども、１年でまた引上げということが出ていますけれども、これの条例改正をする理由、背景などを教えていただきたいのと、本市の状況についてお伺いします。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　お答えいたします。

まず、社会経済状況を鑑み、金額の改正が必要であるという理由から、政令の改正がされております。この政令に基づきまして、各市町村が条例で金額を定めるとなっていることから、行田市の条例も改正案を上程したといったものでございます。

以上となります。

○委員長　他に質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――――

△議案第４０号の討論、採決

○委員長　続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第40号　行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第７号について

○委員長　次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中、消防本部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

消防総務課、山口課長。

○消防総務課長　それでは、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算について、消防本部所管の歳出予算から細部説明を申し上げますので、予算に関する説明書の212ページをお願いいたします。

９款消防費、１項消防費のうち、４目水防費の水防管理費と水防演習費、５目災害対策費を除く消防本部所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、１目常備消防費ですが、右ページ説明欄の◎、消防本部及び消防署運営費は、前年度と比べ1,456万1,000円の減額となっております。減額の主な要因としては、人件費や価格上昇により多くの運営費で増額となっているものの、熊谷市消防本部と共同運用している高機能消防指令センターの部分更新に伴う消防通信指令事務協議会負担金が不要となったことや、３カ年実施計画による防火服更新事業が前年度で終了したことによるものでございます。

１目常備消防費の主なものを申し上げますと、２節、３節、４節は、職員107人分と再任用職員３人分の人件費でございます。

次に、８節旅費の２行目、研修旅費は、埼玉県消防学校、消防大学校、救急救命士養成等各種研修に伴う交通旅費並びに日当でございます。

次に、８節需用費１行目の消耗品費は、一般事務消耗品のほか、救急用消耗品や救助用消耗品を含め、計上しております。その４つ下の被服費は、消防職員の職務に必要な被服及びその附属品等の旧貸与品の購入に係る費用となりますが、３カ年実施計画による防火服更新事業が終了したことから、前年度に比べ312万円の減額となっております。

その下の電気料は、消防本部庁舎及び各署所の電気料、さらにその下の燃料費は、消防団車両を含む消防本部が管理する車両の燃料費と、各署所で使用するＬＰガス、灯油の購入費

となりますが、いずれも前年度と同額の予算計上となっております。

次に、11節役務費の３行目、通信料は、消防通信指令回線の利用料、救急活動用タブレットの通信利用料、災害現場中継システム通信料等でございます。

その３つ下、手数料は、消防職員の定期健康診断、Ｂ型肝炎抗体検査、ワクチン接種のほか、消防業務遂行上必要な各種免許の取得及び更新等の手数料でございます。

次に、12節委託料の１行目、救急救命処置事後検証業務委託料から、２つ下の救急救命士病院実習委託料までは、救命活動に対して医学的な質を保障するために必要な教育、指示、指導等に係る委託料でございます。

215ページをお願いいたします。

１行目の産業廃棄物処理委託料は、老朽により使用できなくなった救命用の医療機器を廃棄するための委託料でございます。

次に、13節使用料及び賃借料の４行目、応援システム利用料は、災害現場中継システムの利用料、その３つ下、ＡＥＤ借上料は、市内コンビニエンスストアへＡＥＤ設置受渡し事業として設置しております。ＡＥＤ34台分のリース料でございます。

次に、18節負担金補助及び交付金の６行目、消防通信指令事務協議会負担金は、熊谷市と共同運用しております高機能消防指令センターを安定稼働させるための運用経費でございますが、消防通信指令設備の部分更新工事費用が不要となることから、前年度に比べ7,578万5,000円の減額となっております。

そのほかのものにつきましては、前年度とほぼ同額の計上となっております。

次に、２目非常備消防費ですが、説明欄の◎消防団活動費は、前年度と比べ73万5,000円の減額となっております。

２目非常備消防費の主なものを申し上げますと、初めに、１節報酬の団員報酬は、水火災等の災害出動、警戒出動、教養・訓練等に伴う出動報酬及び年額報酬となりますが、現在の団員数と近年の加入状況を鑑み、消防団員250人分を見込み計上したものでございます。

次に、７節報償費の３行目、退職団員報償金は、行田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に定める退職報償金支払額表により支出するもので、過去の支出額及び退職予定者等に基づき計上したものでございます。

次に、10節需用費の２行目、被服費は、消防団員の制服、活動服等の被服を給貸与するための購入費でございます。

217ページをお願いいたします。

説明欄の１行目、18節負担金補助及び交付金の退職報償掛金は、退職報償金支払いのため、消防団員等公務災害補償等共済基金への掛金で、加入人数は条例定数となっていることから、基本団員270人分を計上したものでございます。

そのほかの科目につきましては、前年度とほぼ同様の計上となっております。

次に、３目消防施設費ですが、説明欄の◎消防施設整備費は、車両購入を初め、消防施設設備等の整備及び維持管理に係る費用で、前年度と比べ6,002万2,000円の減額となっております。減額の主な要因は、前年度本署へ配備した救助工作車と本年度更新する消防団車両２台分の購入費の差額によるものでございます。

３目消防施設費の主なものを申し上げますと、初めに、10節需用費の２行目、修繕料は、消防車両及び消防活動用資機材並びに消防施設設備等の修繕費となりますが、そのほか管理車両の車検整備代、12カ月点検整備代、25メートル級屈折はしご付消防自動車のオーバーホール代を含め計上しております。

次に、11節役務費の上から５行目、手数料は、主に安全基準、指針等により求められる資機材等の点検、検査に係る費用で、空気ボンベや酸素ボンベの耐圧試験検査、消防車両のポンプ機能点検、救急救助用資機材の点検などがございます。そのほか、緊急消防援助隊等で使用する現在保有しているエアテントに結露防止のためのインナーテントの取付けを計画しております。

次に、12節委託料の１行目、調査測量設計委託料は、老朽化した消防本部庁舎の受変電設備及びトイレの改修並びに消防団庁舎更新に伴う設計委託料でございます。その２つ下、施設機械設備保守点検委託料は、熊谷市消防本部との高機能消防指令センター共同運用に伴う設備機器等の行田市単独部分による保守管理業務委託料でございます。

次に、13節使用料及び賃借料のＡＥＤ借上料は、消防本署・分署庁舎に設置のＡＥＤと消防車両並びに消防団の警備隊車両に積載する、合わせて13式のＡＥＤリース料でございます。

次に、14節工事請負費の２行目、設備更新工事請負費は、消防本部・消防署本署における照明ＬＥＤ化事業によるものでございます。

次に、17節備品購入費の１行目、事業用器具費は、主に空気ボンベや消防用ホース、救助資機材などの購入費でございます。その下、車両購入費は、行田市消防団南部第６分団と南部第７分団に配備する消防ポンプ自動車２台の更新を計画するものでございますが、前年度本署に配備した救助工作車が高額であったことから、前年度と比べ１億600万円の減額となっております。

次に、18節負担金補助及び交付金の消火栓設置負担金は、前年度と同じく消火栓２箇所の設置を計画しておりますが、実績等から前年度に比べ100万円の減額となっております。

次に、４目水防費ですが、説明欄の◎水防活動費は、機能別消防団員に係る水防活動経費で、前年度とほぼ同様の計上となっております。

以上で消防本部所管の歳出予算の細部説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、申し訳ございませんが、戻りまして36ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、２項５目１節消防手数料は、右ページ説明欄、許可手数料として、令和６年度の危険物施設等の設置または変更許可申請及び完成検査申請等に伴う許可手数料を見込み積算し、計上しております。

続いて、50ページをお願いいたします。

16款財産収入、１項１目１節土地建物貸付収入のうち、右ページ説明欄の上から18行目、建物貸付収入（消防本部）は、消防本部庁舎の屋上に設置する太陽光発電設備のパネルと庁舎内に設置する自動販売機３台分の公有財産貸付けによる賃貸借料でございます。

続いて、62ページをお願いいたします。

20款諸収入、４項１目雑入、４節交付金及び助成金収入のうち、右ページ説明欄の上から５行目、消防団員安全装備品整備等助成金は、消防団員の装備品購入に際し、消防団員等公務災害補償等共済基金からの消防団員安全装備品整備事業助成金の充当を予定するものでございます。

左のページに戻りまして、７節施設貸付収入のうち、右ページ説明欄の下から７行目、消防庁舎電気料は、講習会等の来庁舎や消防職員の福利厚生として、消防本署・分署に設置されている自動販売機６台分の電気料と消防本部敷地内に設置されている都市整備部水道課管理の第２水源取水ポンプに係る行田市水道事業会計側の電気料を計上したものでございます。

次に、64ページをお願いいたします。

11節消防団員退職報償掛金は、右ページ説明欄の消防団員退職報償金でございます。歳出の９款１項２目非常備消防費の18節負担金補助及び交付金の中で計上しております。退職報償掛金に対し消防団員等公務災害補償等共済基金から充当されるもので、過去の支出額及び退職予定者等に基づき計上したものでございます。

次に、68ページをお願いいたします。

21款１項市債、７目１節消防債は、右ページ説明欄の消防施設整備事業債として、行田市

消防団南部第６分団及び南部第７分団に配備する消防ポンプ自動車２台の購入並びに消防本部・消防署本署の照明ＬＥＤ化に対して起債を活用するため計上したものでございます。

以上で議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算、消防本部所管部分につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第７号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

２番、斉藤委員。

○２番　斉藤委員　３カ年計画より312万円少なかったよということだったのですけれども、もう一度そこら辺。なぜというと、900万円もまだあるのでその辺も知りたいと思いましたので。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　防火服更新事業は、３カ年計画に計上した令和３年度から４年間にかけて102着の防火服を更新したものでございます。これは防火性能の低下に伴う団員の安全を確保するための事業となります。こちらが昨年度21式購入したものが予算的には約600万円弱となっておりまして、その費用が軽減した代わりに物価高騰ですとか、そういったところでの予算の上昇というものを含めて、差額といったものがそういった形になっております。

以上となります。

○委員長　２番、斉藤委員。

○２番　斉藤委員　分かりました。３カ年計画に載っていたということで、４年間かけてということで分かりました。

それで、もう一度ですけれども、３年度、４年度、５年度ときて、令和６年度が21着分ということだったんです。まだ、令和７年に1,000万円近くあるわけですけれども、この中身を知りたいです。終わっているはずなのに、なぜこんなに予算があるのというところでお願いします。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　こちらは、現在いる職員の被服、貸与等の制服ですとか、活動服、そういった給貸与品107人分の被服費と次年度に採用予定となっている人数に対して、被服の購入費等を計上しております。そのため1,000万円という形で予算の計上となっております。

以上となります。

○委員長　２番、斉藤委員。

○２番　斉藤委員　分かりました。防火服は終わったけれども、まだ制服とかがあるということで分かりました。

続きまして、217ページでトイレの何たらと説明があって、どこだか分からなくなってしまったんですけれども、トイレについてお伺いしたいんです。先ほど設備更新工事請負費というのが、本部のＬＥＤの改修ということでお伺いしたんですけれども、トイレの改修というのは十分なのかというところで、女性職員もいらっしゃいますけれども、洋式トイレはこの予算の中に入っていないのか、先ほどの説明の中にはなさそうだったんですけれども、トイレの更新についてはどうなっていますか。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　トイレの更新につきましては、来年度設計といったところで、再来年度の工事のほうを計画しております。その設計の委託料という形になっております。

以上となります。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　分かりました。それが12節の調査測量設計委託料ということで、さっきトイレというのがあったので、そこにかかってくるということですね。そうしますと、和式というのはまだ残っているのか、女性職員ですと個室、男性だとまたトイレが変わってくるので、その辺の現状だけ教えていただけます。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　本部庁舎・本署の庁舎のみ女性用トイレが設置されておりますが、そちらのほうは和式トイレとなっております。男性用のトイレは、各諸署に２個室設置があるんですが、１つが和式、１つが洋式という形になっております。

以上です。

すみません。訂正いたします。女性のトイレは洋式となっているということでございます。

○委員長　２番、斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、この調査設計でどのように変更するのか。全て和式をなくして洋式にしていく、個室を増やしていくということなのか、その辺だけざっくりお願いします。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　主な改修の目的は、老朽化した排水管の布設替えといったものが主な改修になりますが、敷地の面積等を考えながら、利用の和式、洋式の職員の希望等を踏まえて、計画のほうを立てていきたいと考えております。

以上となります。

○委員長　２番、斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、老朽化した排水が主ということですけれども、各施設、もう洋式にトイレ改修していますけれども、もちろん消防のトイレは職員しか使わないということもあるかと思いますけれども、そういったところもきちっと改修していかないと、日々トイレって使うものですので、その辺も設計委託にきちっと盛り込むようにやっていただけたらなと思いますけれども、お願いします。要望です。

○委員長　他に質疑ございますか。

岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　お尋ねします。先ほど車両の更新、２台ということでございましたが、更新した後、古い車両というのはどのようなご予定になっているかをお尋ねさせていただきます。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　政府で発展途上の国々に対して協力ができないかといったところで、海外への寄贈というものを推奨しております。行田市においては、日本外交協会や日本消防協会といった団体を通して、海外への寄贈で考えております。

以上となります。

○委員長　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　ありがとうございます。分かりました。

○委員長　他に質疑ございますか。

５番、村田委員。

○５番　村田委員　消防のほうの常備消防費と非常備消防費のほうの予算の中で、交際費、消防長が使う交際費だと思うんですが、前者のほうは職員で、後者のほうが団員関係者250名の主に香典ということですか。交際費の内容。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　お答えいたします。

１目の常備消防費のほうの交際費は消防長の交際費、２目の非常備消防費のほうの交際費

は団長に対する交際費となっておりまして、主におっしゃるとおり弔慰金等に充当されております。

○委員長　村田委員。

○５番　村田委員　消防施設費の消火栓設置負担金400万円、２箇所と言ったんですけれども、負担金なので、これは水道会計のほうに負担するんですか。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　そのとおりでございます。

○委員長　村田委員。

○５番　村田委員　あと、もう一つ。

○委員長　村田委員、ページ数もお願いいたします。

○５番　村田委員　すみません、217ページ、事業用器具費の中で空気ボンベという説明があったんですけれども、空気ボンベというのはどういう活用をするんでしょうか。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　火災等の有毒ガスが発生しているような環境下において、空気呼吸器を着装して活動しております。そのときにボンベに圧縮した空気が詰まっているものを購入するといったものになります。

○委員長　５番、村田委員。

○５番　村田委員　酸素ボンベじゃなくて空気ですね。いろんなものが入っているわけですね。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　ボンベにもいろいろ種類がありまして、空気ボンベと酸素ボンベ、両方ございますが、主に消火活動等で使っているボンベは空気ボンベとなっております。

○５番　村田委員　分かりました。

○委員長　他に質疑ございますか。

１番、野本委員。

○１番　野本委員　215、217ページで緊急通信指令センターの共同運用に関する予算で、説明の中で令和６年度には機器とかの更新で7,000万円弱かかっていたけれども、来年度はそれが不要なのでこういう予算になりますという説明があったんですけれども、今年度更新で7,000万円ぐらいって結構高いなって思ったんですけれども、今年度どういったものを更新したのというのが１点と、それから今後の更新の予定とか、頻度というのは、もし決まっていれば教えてほしいと思いましたのでお願いします。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　今年度更新したものに関しては、無線設備系、それと車両の動態装置でＡＶＭといった機器がございます。そちらのほうの更新がされております。機器によって耐用年数に違いがあることから、部分的な更新をするのか、または全更新をするというのは、その都度の判断で変わってくると思いますが、これから先、令和10年度ぐらいをめどに本格的な更新というものが検討されているような状況となっております。

以上となります。

○委員長　他に質疑ございますか。

養田委員。

○４番　養田委員　ご説明ありがとうございました。

お聞きしたいことがあるんですけれども、消火栓用の鉄蓋、いわゆる消火栓のマンホールですけれども、こちらはどちらの予算項目に計上されるんでしょう。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　消火栓の物自体は加工用の材料費で購入をしております。

以上となります。

○委員長　養田委員。

○４番　養田委員　ありがとうございます。ということは、消防施設設備費の中にあるということですか。そういうわけではないですか。消火栓用の鉄蓋の更新の費用というのは。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　お答えいたします。

３目施設整備費の中の加工用材料費で予算計上しております。

以上となります。

○委員長　養田委員。

○４番　養田委員　ありがとうございました。分かりました。

○委員長　他に質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長　他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前　１０時　２３分　休憩

午前　１０時　３９分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長　次に、健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長　皆様、よろしくお願いいたします。

本日と明日の常任委員会でご審議いただきますが、３つの特別会計の７年度予算、あとは条例の改正が新規制定が１つ、一部改正が４つとなっております。

本日ご審議いただく３つの特会につきましては、国保については、12月に改正しました税率を反映しております。また、特定健診等の受診率の向上のための取組を入れたのが特徴の一つとなっております。介護保険特会につきましては、在宅サービスの充実のため、地域密着型サービスの充実を盛り込んでおります。また、認定調査員の財政充実も盛り込んでおります。介護サービスの迅速化をできればと考えております。後期高齢者については、75歳以上の被保険者が増加しておりますので、全体の予算が増加しているところです。

また、条例改正につきましては、新規で誰でも通園制度が認可基準となりましたので、その条例を新たに出しております。こちらが、第24号になっております。引き続き国としては試行的事業という位置づけですが、行田市としては７年度も実施したいと考えているところです。

また、一部改正の条例のうち祝金条例、この後ご審議いただきますが、かねからご提案、ご要望のあった、同じ学年であれば同じタイミングで祝金をいただくことが望ましいというようなお声に応えまして、今回一部改正条例案を出させていただいておりますので、ご審議いただければと思います。

また、明日になりますが、７年度予算については、お配りしている当初予算でも概要をまとめておりますが、主な施策の歳計ということで、子どもの居場所づくり、切れ目のない子育て支援、全ての子どもの育ちの支援、新しい認知症観、プレコンセプションケアの推進という柱に立ちまして、それぞれ新規または充実という形で予算を盛り込ませていただいております。

いずれも新しい行田へ向けた重要な予算と考えておりますので、慎重なご審議をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

―――――――――――――――――――――

△議案第２６号について

○委員長　初めに、議案第26号　行田市敬老祝金条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

高齢者福祉課、吉田課長。

○高齢者福祉課長　改めましておはようございます。

それでは、議案第26号　行田市敬老祝金条例の一部を改正する条例について説明いたしますので、議案書の144ページをお願いいたします。

現在、敬老の意を表し、長寿を祝福するため贈呈している敬老祝金ですが、９月15日を基準日として、満77歳、満88歳及び満99歳に到達している方を対象としていることから、同じ学年であっても年齢到達日によって受け取ることのできる年度が異なっております。この仕組みについて、本市が設置する敬老事業検討打ち合わせ会議等から見直しの要望がありましたことから、同学年の者が同時期に受け取ることができるようにするため、条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表の52ページをお願いします。

第２条において、資格要件を２つに分け、第１号においては、改正前と同様に居住要件を定めるものです。第２号において、祝金の贈呈を受けられる年令要件を、贈呈を受ける年の４月１日から３月31日までの間に77歳、88歳、99歳に達する者と改めるものです。

第３条において、表中の祝金の種類の年齢の表記を第２条第２号の年齢表記と合わせるものです。

53ページをお願いします。

第５条及び第６条において、基準となる日を日付が明確でない基準日としていたものを、９月15日あるいは祝金の贈呈を受ける年の９月15日に改めるものです。

次に、附則についてご説明いたしますので、議案書の146ページをお願いします。

第１項は、本条例の施行日を、令和７年４月１日とするものです。

第２項は、本条例施行により令和６年９月16日から令和７年３月31日までの間に対象年齢に到達した方が令和７年度に祝金を受け取ることができるよう、経過措置を定めるものです。

以上で議案第26号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第２６号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　説明ありがとうございました。

まず、そもそも９月15日を基準日としていたことについてお伺いしたいんですけれども、ほとんどの制度って年度区切りだと思うんですね。私、これ珍しいなと思っていたんですけれども、他市はどうですか。他市の状況って、これは本市だけの区切り方だったのかどうか。

それと、今回改正する理由についてですけれども、見直しの要望があったということも言っていましたけれども、その詳しい内容についてお伺いしたいと思います。

２点。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　まず、２点目の改正する理由のほうの部分についてですが、先ほども説明させていただきました敬老事業検討打ち合わせ会議というのが、行田市の自治会連合会、民生委員及び浮城シニアクラブの正副会長から組織されているものですが、そちらの会議におきまして今年度の会議と昨年度の会議の２回、民生委員のほうから、民生委員が祝金を皆さんに配っていただいていますが、配っていく中で、同じ学年だけれども誕生日が基準日より前だからもらえたけれども、私は基準日より後だからもらえないというのは、同じ学年なので何とかできないかという声が届いているということで、今回改正のほうをさせていただくものです。

２点目の、まず９月15日に本市がしているのは、老人福祉法で９月15日を老人の日と定めておりますので、当市としましては今まで９月15日を基準日として支給のほうをさせていただいてたんですが、他市の基準日につきましては、他市の調査の状況を確認しているんですが、他市の基準日が何日というのが明確にこちらのほうになくて、４月１日としているところも幾つか見受けられるんですが、全てが基準日がいつというのは、確認はしてない状況で

す。

以上です。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　特に区切りを変えたから影響が出る方はいらっしゃらないですか、何かあるんですか、やり方が。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　説明でも申し上げましたが、基準日を変更することによって今年度の後半の方が受け取れなくなりますが、そちらは経過措置で受け取れるようにしておりますので、特に影響がある方というのはいないと認識しております。

○委員長　他に質疑ございますか。

養田委員。

○４番　養田委員　何点か質疑させていただきます。

今回敬老祝金ということで、私も一般質問でいろいろ取り上げたんですけれども、９月15日がこちら基準日ということで今まで支給になっていたんですけれども、仮に例えば今回の条例の改正が出なかった場合は、多分９月15日の基準日の支給だったと思うんですけれども、その場合だった場合の支給額を教えてください。今回は、例えば条例を改正される場合だったら4,000万円だったのか。それとも、今回の基準日に合わせてだったのか、まずそれが１点。

あとは、これが一部改正された場合は、例えば早生まれの方、例えば２月、３月の方でも、今までだったら９月15日が基準だったんですけれども、受け取れてしまうということになるということでよろしいでしょうか。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　まず、１点目の今回の条例改正する前としたことによっての金額ですが、改正しなかった場合は７年度、一応こちらのほうで見込んでいたのが、2,631万円ほどです。それが、改正によって半年分増えましたので、4,000万円を超えたということです。

２点目の早生まれの方につきましては、先ほども私のほうで申し上げましたように、３月31日までの年齢到達の方ですので、早生まれの方も対象になるということです。

○委員長　養田委員。

○４番　養田委員　分かりました。

私もいろいろこの敬老祝金について調べているんですけれども、大体他市の条例を見てい

ると、大体こういうのというのは、敬老祝金というのはもともと支給されるやっぱり９月15日を基準日と定めている自治会が大変多いんですよね。なので、こういう年度で支給される自治体って、ほとんどないんですよ。なので、その点ですけれども、だから検討打ち合わせ会議で今回年度支給に今回条例が一部改正されるということですけれども、それについて見解を伺いたいと思います。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　まず、基準日につきましては、あくまで支給の基準日というのは９月15日のままで、あくまで年齢要件の基準というのを今回年度にさせていただいているものです。先ほど他市のという質問をいただきましたが、本会議のほうで部長からも説明をさせていただいていますが、あくまで本市の現状というのが、本市も含めて、市で対象年齢とか金額あるいは内容というのも様々で設定のほうをしていると思いますので、他市がこうだからうちのほうが一律にそれに合わせるというものではなくて、本市は本市として検討のほうをさせていただいて、今回見直しのほうさせていただいた次第です。

○委員長　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　２点ばかりお尋ねします。

まず、同い年の同級生ということで支給対象ということでございましたね。その考え、理解できるんですけれども、ここで通常同級生というのは、４月２日生まれから翌年の４月１日までかと思うんですね。ところが、今回の場合には、４月１日から翌年の３月31日ということで１日ずれがあると思うんですが、この辺についてどういうふうに考えて決められたのというのが１点。

あとは、９月15日が基準日、それは分かりました。それで、例えば、１月１日が誕生日だよといったときに12月中に亡くなってしまったと、こういった場合に既に敬老祝金をお支払いになっていると思うんですけれども、こういった場合というのは誕生日前ということなので、一旦差し上げたものを、言ってみれば回収と言うんですか、返却していただくのか、それとも、それはそれなりにお渡ししてしまうのか、この辺のところについてお尋ねをさせていただきたいと思います。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　１点目ですが、まず誕生日としますと４月２日から４月１日が同学年ですが、年齢の到達日というのは誕生日の前日で年齢は到達しますので、そこら辺も含めましてあくまで年齢到達として考えておりますので、４月１日の方が３月31日で年齢到達しますの

でそこは同学年になると、こちらのほうは認識しております。

２点目の亡くなられた場合ですが、あくまでこの祝金の目的が長寿を祝福するという目的でございまして、９月15日現在で住民票がある方に支給するものですので、亡くなられた場合でも祝金については返してもらうことは考えておりません。

○委員長　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　まず最初の同級生という考え方、説明を受けて分かりました。

あと、先ほどの長寿をお祝いするという考え方で返納しないという部分で理解できました。ありがとうございます。

○委員長　他に質疑ございますか。

岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　先ほど2,600万円から4,055万円ですか、金額増えると分かりまして、人数的には何人ぐらい増えるんですかね。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　試算ですと、全体で約1,069名増えます。

以上です。

○委員長　岩﨑委員、よろしいでしょうか。

岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　ありがとうございます。

そうすると、考え方ですけれども、半年分というんですか、約1,070人の方が時間が早いか遅いというだけでという考え方でよろしいんですかね。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　そういう認識で結構でございます。

○委員長　他に質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長　質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――――――

△議案第２６号の討論

○委員長　続いて、討論を行います。討論のある方は挙手願います。

討論の申出がありますので、順次発言を許します。

反対の養田委員、賛成の田中委員という順序で行います。

まず、反対の４番　養田委員、お願いします。

○４番　養田委員　議案第26号　行田市敬老祝金条例の一部を改正する条例に、私は反対の立場で討論します。

反対の理由は、行田市敬老祝金条例の支給対象者を年度単位としたことについて、その年齢に達していない人でも支給対象になってしまい、その年齢に到達することを祝うために支給するという敬老祝金本来の趣旨に合致せず、条例の改正に伴い恒久的な財政負担が生じることです。

次に、そもそも敬老祝金支給事業は、埼玉県内や県外の自治体では支給額や支給年齢の見直し、事業そのものの廃止が行われているのに対し、本市にいたってはその流れに逆行していることも反対の理由です。

以上により、私は議案第26号　行田市敬老祝金条例の一部を改正する条例に反対します。委員の皆様におかれましては、慎重なご判断をお願いします。

私の討論を終わります。

○委員長　次に、賛成、田中副委員長。

○副委員長　では、議案第26号　行田市敬老祝金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものということで、本議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の対象年齢の位置づけというのを変えていただいた背景を聞きましたところ、本当に市民の代表である自治連の方ですとか民生委員の方とか一番近くで接していらっしゃるシニアの方ですとか、そういった方の声が出たところ、拒否することもできたかと思うんですけれども、こういったことでということで年齢が到達しているということでできたとも思うんですけれども、長寿をお祝いするという意味合いの本来の意味合いを考えますと、本当に同級生がそこの年齢到達したときに、互いにお祝い金もらえたねというところが想像できるものですから、本当にそれが高齢福祉にとても資する暖かい取組と改正と考えますので、本議案に対して賛成とさせていただきます。皆様のご賛同いただければと思います。

以上です。

△議案第２６号の採決

○委員長　次に、採決をいたします。

議案第26号　行田市敬老祝金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数と認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前　１０時　５９分　休憩

午前　１１時　０１分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第１０号について

○委員長　次に、議案第10号　令和７年度行田市介護保険事業費特別会計予算を議題とし、執行部から説明を求めます。

高齢者福祉課、吉田課長。

○高齢者福祉課長　では、引き続きまして、議案第10号　令和７年度行田市介護保険事業費特別会計予算についてご説明いたします。

行田市特別会計予算書の21ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億3,551万4,000円と定めるもので、前年度と比較して２億9,015万8,000円の増額計上となっております。増額の主な理由としましては、令和７年度から新たに２つの事業者が地域密着型サービスを開始することや、後期高齢者人口の増加に伴い介護認定率の上昇及び介護サービス利用者の増加を見込んだことにより、保険給付費の増を計上しているものです。

第２条は、一時借入金の限度額を定めるもので、前年度と同額の２億円とするものです。

第３条第１号は、歳出予算の第２款保険給付費における各項間の予算の流用について定めるものです。

それでは、歳出からご説明いたしますので、行田市特別会計予算に関する説明書の399ページをお願いします。

１款１項１目一般管理費は、前年度と比較し506万2,000円の増額となっておりますが、これは主に、令和８年度に本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しをするに当たり、令和７年度に必要なアンケート調査を実施することによるものです。

主なものを申し上げますと、12節の３行目、アンケート調査集計委託料は、先ほど説明いたしました高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しをするに当たり必要なアンケー

ト調査を実施するもの、13節２行目、住民情報等基幹システム利用料及び次の住民情報等基幹システム借上料は、基幹系システムの介護保険資格管理業務等に係る所要額を計上したものです。

401ページをお願いします。

２項１目賦課徴収費の主なものですが、11節郵便料及び12節電算委託料は、介護保険料の賦課徴収業務に係る所要額を計上したものです。

３項１目介護認定審査会費は、前年度と比較し526万3,000円の減額となっておりますが、これは主に、令和６年度は介護認定審査会のオンラインペーパーレス化事業の実施に伴い、介護認定審査会委員へ貸与するパソコン等の購入費用を計上しておりましたが、その機器購入が終了したことから令和７年度は計上していないことによるものです。

主なものを申し上げますと、１節委員報酬及び次の８節費用弁償は、要介護度判定のために年間146回の開催を見込んだ介護認定審査会の委員報酬及び費用弁償、11節２行目通信料は、介護認定審査会のオンラインペーパーレス化事業で委員に貸与するパソコンの通信料、次の12節ＯＡシステム運用支援委託料は、介護認定申請の進捗状況をインターネットで確認できるシステムを入れることに伴い、不具合等が発生した場合のサポートをシステム会社に委託するための経費を、13節ＯＡシステム利用料は、介護認定審査会のオンラインペーパーレス化会議のシステム利用料などを措置したものです。

次に、２目介護認定調査費は、前年度と比較し636万3,000円の増額ですが、これは主に介護サービスが必要となるかを訪問して確認する認定調査を迅速化するため、介護認定調査員を１名増員するためのものです。

主なものでは、11節一番下の手数料は、要介護度の判定に必要となる主治医意見書の作成委託料、12節要介護認定調査委託料は、要介護認定更新時の認定調査の一部を居宅介護支援事業所等に委託しているため、その委託料を措置したものです。

403ページをお願いいたします。

４項１目趣旨普及費は、介護保険制度の普及を目的としたパンフレットなどの作成費用です。

405ページをお願いします。

２款１項１目介護サービス等諸費は、要介護と認定された方への保険給付費で、実績等を勘案し、前年度と比較し２億5,574万7,000円の増額となっております。

主なものでは、18節１行目、居宅介護サービス給付費は、前年度と比較し１億3,337万

7,000円の増額、１つ飛んで地域密着型介護サービス給付費は、前年度と比較し7,196万2,000円の増額、１つ飛んで施設介護サービス給付費は、前年度と比較し4,153万4,000円の増額、下から２つ目、居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護支援事業者が作成するケアプラン作成に対する給付費で、前年度と比較し886万1,000円の増額となっております。

次に、２項１目介護予防サービス等諸費は、要支援と認定された方への保険給付費で、実績等を勘案し、前年度と比較し809万9,000円の増額となっております。

主なものでは、18節１行目、介護予防サービス給付費は、前年度と比較し622万4,000円の増額、下から３つ目、介護予防住宅改修費は、前年度と比較し125万7,000円の増額、次の介護予防サービス計画給付費は、前年度と比較し60万8,000円の増額となっております。

次に、３項１目審査支払手数料は、埼玉県国民健康保険団体連合会へ支払う審査手数料で、前年度と比較し10万7,000円の増額となっております。

４項高額介護サービス等費は、前年度と比較し367万4,000円の増額となっております。

407ページをお願いします。

５項高額医療合算介護サービス等費は、前年度と比較し14万9,000円の増額、６項特定入所者介護サービス等費は、低所得者が施設サービスを利用した場合の居住費と食費について負担の軽減を図るもので、実績を勘案し、前年度と比較し453万8,000円の増額となっております。

409ページをお願いします。

３款１項１目介護給付費準備基金積立金は、基金の利子を計上するものです。

411ページをお願いします。

４款１項１目介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスの費用が主なもので、実績を勘案し、前年度と比較し125万3,000円の減額となっております。

主なものでは、12節介護予防・生活支援サービス事業委託料は、前年度と比較し378万4,000円の増額となっておりますが、これは任意事業で実施している高齢者等配食サービス事業委託料の一部、要支援者等を対象とした栄養改善及び安否確認に係る経費分を移行したことによるもの、18節介護予防サービス費負担金は、要支援認定者及び事業対象者が利用する訪問型サービス及び通所型サービスの所要額で、埼玉県国民健康保険団体連合会へ支払うものです。

次に、２目介護予防ケアマネジメント事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業のサー

ビスのみを利用する要支援認定者及び事業対象者のケアプラン作成費であり、前年度と比較し136万7,000円の増額となっております。

次に、３目一般介護予防事業費は、前年度と比較し205万7,000円の増額となっておりますが、これは主に、12節介護予防事業委託料において介護予防のための各種出前講座及び介護予防教室を実施するための委託料における単価を見直したことによるものです。

次に、２項１目包括的支援事業費は、前年度と同額計上です。

次に、２目任意事業費は、前年度と比較し768万4,000円の減額となっておりますが、これは主に、高齢者等配食サービス事業委託料の一部を、先ほど説明しました介護予防・生活支援サービス事業委託料に移行したことによるものです。

主なものでは、414ページ、12節の３行目、緊急通報サービス事業委託料は、独り暮らし高齢者の安心を確保するため24時間対応で緊急通報が可能なサービスを提供するための委託料、１つ飛んで５行目、高齢者等配食サービス委託料は、見守りが必要な高齢者に栄養バランスが取れた食事を届けるのに併せて安否確認を行うもので、先ほども説明しましたように一部を介護予防・生活支援サービス事業委託料に移行した上で計上したものです。

なお、高齢者等配食サービス事業委託料につきましては、最低賃金、ガソリン代及び消費者指数の上昇に伴い令和７年度より利用者にも負担をお願いしたく、利用者負担額も増額での見直しとした上で所要額を見込んでおります。

次に、３目在宅医療・介護連携推進事業費は、地域包括ケアシステムを構築するための核となる在宅医療と介護の連携推進のための費用であり、前年度と比較し201万円の増額となっております。

主なものでは、12節在宅医療・介護連携支援センター運営委託料は、在宅医療を希望する方やその家族からの相談を受け関係職種につなぐほか、ケアマネジャーからの相談対応業務などを行うために、市医師会に委託し設置している当該センターの運営費です。

次に、４目認知症総合支援事業費は、前年度と比較し1,045万3,000円の増額となっておりますが、これは主に、市内５箇所に設置している地域包括支援センターでの認知症地域支援推進員の配置数について必要な体制を整備するための費用を計上したものです。

主なものでは、12節１行目、認知症カフェ事業委託料は、認知症の方やその家族を支援するため、社会福祉法人等に委託して実施する認知症カフェの運営費用で、市内12箇所を予定しているもの、次の認知症地域支援推進業務委託料は、先ほども説明しました市内５箇所の地域包括支援センターへ認知症地域支援推進員を配置し、認知症の支援体制の構築とケア向

上を図るためのものです。

415ページをお願いします。

５款１項１目利子は、科目存置です。

417ページをお願いします。

６款１項償還金及び還付加算金は、賦課更正等に伴う過年度分過誤納金の還付金及び国・県等の負担金の返還金などで、前年度と同額計上となっております。

２項繰出金は、重層的支援体制整備事業として実施するため、介護予防事業の一部経費、地域包括支援センター運営に係る経費及び生活支援体制整備事業に係る経費の財源の一部について、介護保険法で規定されている第１号介護保険料及び介護予防事業の一部経費に係る第２号介護保険料の法定割合分を一般会計へ繰出金として措置するものです。

419ページをお願いします。

７款１項１目予備費は、前年度と同額計上です。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入について説明申し上げますので、戻りまして381ページをお願いいたします。

１款１項１目第１号被保険者保険料は、高齢者数の増加を見込み、前年度と比較し2,783万7,000円の増額となっております。

383ページをお願いします。

２款１項１目督促手数料は、科目存置です。

385ページをお願いします。

３款１項１目介護給付費負担金は、前年度と比較し4,886万8,000円の増額で、国の負担割合は、居宅サービス等給付費の20％及び施設サービス等給付費の15％相当額とされております。

次に、２項１目調整交付金は、所得段階別加入割合、後期高齢者加入割合などを加味し交付されるもので、前年度と比較し544万5,000円の増額となっております。

その下の２目地域支援事業交付金は、前年度と比較し238万2,000円の増額で、国の負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業費の25％及び包括的支援事業・任意事業費の38.5％相当額とされております。

その下の３目保険者機能強化推進交付金及び４目保険者努力支援交付金は、いずれも自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組を支援するための交付金で、前年度と同額計上です。

387ページをお願いします。

４款１項支払基金交付金は、第２号被保険者の負担分について社会保険診療報酬支払基金から交付を受けるもので、前年度と比較し7,456万7,000円の増額となっております。

389ページをお願いします。

５款１項１目介護給付費負担金は、前年度と比較し3,963万5,000円の増額で、県の負担割合は、居宅サービス等給付費の12.5%、施設サービス等給付費の17.5%相当額とされております。

その下、２項１目地域支援事業交付金は、前年度と比較し119万円の増額で、県の負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%及び包括的支援事業・任意事業費の19.25%相当額とされております。

その下の２目介護保険事業費補助金は、歳出の一般管理費における介護人材確保促進事業委託料など、介護人材確保の取組に対しての補助金です。

391ページをお願いします。

６款１項１目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の利子であります。

393ページをお願いします。

７款１項１目介護給付費繰入金は、前年度と比較し3,404万1,000円の増額で、市の負担割合は、保険給付費の12.5%相当額とされております。

その下の２目地域支援事業繰入金は、前年度と比較し119万円の増額で、市の負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%及び包括的支援事業・任意事業費の19.25%相当額とされております。

その下の３目その他一般会計繰入金は、前年度と比較し1,920万5,000円の増額、その下の４目低所得者保険料軽減繰入金は、消費税率引上げに伴い低所得者層を対象に実施している保険料軽減に対する公費負担で、前年度と比較し144万6,000円の減額計上となっております。

次に、２項１目介護給付費準備基金繰入金は、科目存置です。

395ページをお願いします。

８款１項１目繰越金は、歳出予算の充当財源として措置したものです。

397ページをお願いします。

９款３項１目雑入は、介護認定調査票及び主治医意見書の情報開示に係るコピー代の収入を令和７年度より一般会計で措置したことによる減額で、それ以外は前年度と同額の計上です。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第１０号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　まず財源について、確認もしながらお聞きしたいんですけれども。

まず、介護保険事業特会の審査していますけれども、一般会計と２つあるんですね。それで、聞きたいのは、財源ですけれども、まずこの特会の介護保険というのは第１号被保険者、第２号被保険者の保険料が半分ぐらいと、それと国・県の負担金と市の負担金というのがあるかと思っています。その中で、市の負担金のほうが12.5％と説明があったと思うんですけれども、これのほうが一般会計に行くという認識でいいのか、一般会計で使う分、介護事業の。

それと、あと今言っているように両方に介護事業と出てくるわけですね。それのすみ分けが分からないんですけれども、例えば、認知症関連事業と概要版に載っていますけれども、両方が混ざっているわけですよ、認知症一つとっても。以前は、おむつは両方出てたりとかして、何か法律が変わったということで一般会計にまとめたりということがあって、こう見ていると、どっちがどっちの事業なのかというすみ分けがよく分からないので、その辺を分かりやすく教えていただけるといいんですけれど。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　12.5％一般会計かということですけれども、まず、介護保険料の場合は、保険給付費の中で、一般会計から繰り入れるのが保険給付費の市の分で12.5％と、あとは包括的支援事業費の場合は19.5％を一般会計から繰り入れるものです。一般会計に繰り出すものは、12.5％ではなくて、それは重層的支援体制整備事業にかかる分を一般会計に特会のほうから繰り出して行うものになっておりますので、何％というものではございません。

重層的支援体制整備事業につきましては、昨年の３月の予算のときでも説明させていただきましたが、今年度から開始するに当たって、まず、市町村が創意工夫を持って円滑に実施できる体制を整備するために、従来各分野ごとに行われていた相談とか地域づくりに関する事業に係る補助を一体的に施行できるよう国のほうから重層的支援体制整備事業交付金というのが交付されるのが、一般会計のほうから交付されることになっていましたので、なので

一般会計のほうに繰り出したという形ですね。

事業で特会と一般会計が分かれているもので、介護保険法で実施してよいと決まっているものが基本的には特別会計で、それ以外、任意でやったりしているものは一般会計。なので、認知症ですと、例えば、今回新しくやる認知症の後見センターですとか、そういうのは一般会計のほうに上げているというものです。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　単純に、介護保険法で決まっているのは、よく分からないですけれども、決まっているものは特会でやって、その他のサービス含めて一般会計で介護事業をやっているという認識でいいですか。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　いろいろ介護保険が難しいものですけれども、基本的には、保険給付とか介護サービスに係るものというのは、基本的にはもう特別会計でやりまして、それ以外のもので一般会計に持っていけるものを一般会計に持っていってやっているものなので、確実にこれとかとすみ分けがなかなか。

法律上で介護で言えば、地域包括支援センターの運営ですとか、一般介護事業のうち厚生労働大臣が定めるもの、地域介護予防活動支援事業、あとは生活支援体制整備事業、こういったものは重層的支援体制整備事業に位置づけるので一般会計のほうに繰り出してやりなさいということで決まっていますので、一般会計のほうに繰り出してやることになっております。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　地域包括の運営事業費、確かに一般会計から出ておりますが、先ほども何か地域包括の認知症カフェのところだったかな、認知症総合支援事業、これも地域包括だけれども、必要なサービスをということで、今介護保険の特会で説明あったので、何かその辺が説明も難しいんでしょうけれどもよく分からない。

例えば、この認知症カフェというのは介護保険事業でやっていますけれども、これってやっぱりあれですか、介護保険法に定められているのかと、こんな細かいことまで定められているのも疑問ですね。だから、どっちがどっち出ているのかという区分がよく分からない、両方から同じようなものが出ているという感じはします。

予算があるから漏れた分が一般会計という単純な考えでいいのかな。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　まず、先ほどの認知症カフェですけれども、まず、介護保険法上に地域支援事業という位置づけがありまして、その中に位置づけられているもの、その中の認知症施策の中で認知症カフェというのは位置づけられておりますので特別会計のほうで。同じ認知症施策でも、地域支援事業に位置づけられてない認知症施策、それについては一般会計で行うということです。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　分かりました。地域支援事業かどうかという判断が一つ、それだけじゃないと思いますけれども、あるということで分かりました、認識しました。すごく細かくなっちゃうんで、以上、後でまたお伺いします。

それと、414ページの在宅医療・介護連携推進事業費ですけれども、それが概要の43ページに拡充となっておりまして、まず１点、何が拡充するのかというのをお伺いしたいですね。

それと、もう一点ですけれども、この10節が印刷製本費なのかな。例えば、わたしの人生ファイルというのがありますね、赤い。私も中身をちゃんとじっくり読んだことないですが、赤いファイルだったかと思いますけれども、このファイルはどのようなものなのか。そこの配付及び改訂を図るというのはどういうところを直すのかということですよね。どのようなものなのかという中に、これ誰と誰のやり取りのファイルですか。医療と介護と書いてあるんで、施設と自分も関係するんですか、どのようなものか含めて、その点質疑したいと思います。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　まず、拡充の理由ですが、予算が約100万円近く増額になったのと、先ほど委員さんのほうからも質問があったように、わたしの人生ファイルというのを今回改訂する関係もありましたので、拡充と位置づけさせていただきました。

印刷製本費は、先ほど委員さんがおっしゃられたようにわたしの人生ファイルの改訂が主なものですが、わたしの人生ファイル自体は、まず、介護サービス事業所と家族、本人、あと医療機関等のやり取りを記録しているもので、生存されている間にいろんなサービス、多職種でそういう情報を共有するためにお配りしているもので、基本的には65歳以上の方で希望する方にお配りしております。窓口に来ていただいても結構ですし、地域包括支援センターとかケアマネージャーとかが必要だという方がいらっしゃればお配りしているものです。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、家族本人と医療機関等とのやり取りのファイルということ

ですよね。それで、希望者ということですけれども、ケアマネが必要であればということもありましたけれども、これは基本的に誰が書くんですか、これ作成するのは。本人が書くんですか、ケアマネが書くんですか。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　基本的に記入は、本人、ご家族、介護サービス事業所、医療機関等です、皆さんです。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうすると、例えば書けない、ご自分で書けない方もいらっしゃるかなという中で、多分ケアマネに書いてということもあるのかな、多く見られるんですけれども、その中で、ケアマネも各種事業所で利用者の詳しい情報のファイル化というか、医療情報の入っているファイルをもう持っているそうなんですよ。その中で、現在どれぐらいあるのか、利用している人がいるか分からないんですけれども、単純に言えば２つファイルがあるよと、自分たちもきちっと持っているし、そういうファイルをもう一個つくらなくてはいけないという手間がかかってしまうというご意見をいただいたんですね。希望者だというんですけれども、ケアマネが選ぶわけじゃなくて、ご本人が多分選ぶのかなというところで、かなりケアマネからすると負担だというご意見をいただいたんですけれども、その辺の認識はいかがですか。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　まず、このわたしの人生ファイルというのが、普通のノートというよりもパイプ式のもので加除式になっておりますので、ケアマネさんが持っている情報等であれば、コピー等していただいてつづり込むことも可能です。負担感につきましては、そういう負担感があるという声をいただいておりますので、今回そういうのも含めた形で簡略化したもので改訂しようとするものです。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　今回の改訂で、そういったところを簡略化して負担軽減を図るという改定内容という今説明がありましたので、それはよかったんですけれども。

　このファイルは、基本は自分が持つものですか。それとも、施設だとかそういったとこに置くものですか。家族とか本人が持たなければ意味がないのかなというふうな観点でお聞きしています。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　人生ファイルにつきましては、基本的に在宅のほうに置いておいていただきまして、入院等の際に持っていっていただくものでございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　これというのは、先ほど１回目の説明の中にありましたけれども、基本は任意だと、強制ではないということですね。はい、分かりました。

○委員長　他に質疑ございますか。

斉藤委員。

○２番　斉藤委員　402ページの介護認定調査費の中でオンラインペーパーレス化と通信料のところで説明がありました。パソコンを令和６年買ったので、今回それがないから減りましたという説明がありましたけれども、委員が出てこなくてもクラウド上でのやり取りができるよう、ペーパーレスということも含めて制度を導入したわけですけれども、あれですか、前はウエブでの閲覧ってできなかったと思うんですけれども、それ今度新しくやるということでよろしいですか。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　今までは介護認定審査会の委員へは、資料というのは全て紙で配っておりました。それを電子データ化しまして、クラウド上にデータを載せて、貸与しているパソコンで見ていただくことで、まずペーパーレスを目指しております。通信費につきましては、そのクラウド上に保存しているデータを見る通信料と、あとはオンラインで、まずは希望される方とかになりますが、医院にいたりとか、ほかの委員であれば家にいたりとかという状態でも、審査会に来ていただかなくてもできるようにオンライン、Ｚｏｏｍ等を利用してオンラインでやるために、そうした通信費も含まれております。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　認定結果というのを前は電話でお聞きしなくてはいけなかったのかなと思って、記憶だと、昨年度でそういったところも閲覧できるようにしたいということを言っていまして、そこの12節のＯＳシステム運営支援委託料が、何かそういった説明がちらっとあった気がしますので、その辺新しい取組だとしたら、説明していただけますか。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　委員おっしゃるように、介護認定の結果というのは、今までは基本的に窓口に来ていただく、あとは電話での問合せということで結構問合せの件数が多くて、今どの状態なのか、例えば調査やったかやらないか、審査会がいつかという情報が全て電話と窓口

でないと分からない状態だったんですが、それについて、ケアマネに限らせていただくんですが、インターネット上で被保険者番号等の必要な情報を入れることによってその進捗状況が確認できるというものを、今月中には稼働させる予定ですが、そういう形でなるべく来ていただかずに必要なときに情報が見られるというものをシステムとして入れるものです。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　その辺が少し進んできたのかなと思います。

それで、オンラインペーパーレス化でかなり予算かけていていいんですけれども、介護認定って短縮されるのかどうか、１カ月半ぐらいかかってないかなというところで、早くしてほしいわけですよね。その辺の改善につながるのかどうなのというところを、お聞きします。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　まず、その前提条件で申請の件数というのもあるかと思うんですが、実際申請の件数が、昨年１年間での全ての件数が3,325件だったんですが、実際今年は２月末までで3,243件ということで、去年をかなり上回るペースで出ております。

ただ、件数が増えたから何もしないかというのではなくて、先ほど言いましたオンラインペーパーレス化で、まずは審査会の委員の負担軽減を図ることによって、会議に来ていただかなくてもその移動時間等も減りますので、まず審査会に諮れる件数も増えてくるかと思います。それと併せて、認定の調査も追いつきませんので、先ほど言いましたように認定調査員を増やしたりとかして、できる限り認定までの期間を短縮するように来年度努めてまいりたいと考えております。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうすると、今１カ月半ぐらいかかっていると私自分で言ったんですけれども、それは合っていますか、どれぐらいかかりますか。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　今大体54日ぐらいかかっています。

○委員長　他に質疑ございますか。

田中副委員長。

○副委員長　細かいところで恐縮ですが、414ページの上のほうの任意事業費の12節のところ、緊急通報サービス事業委託料ということで24時間対応してくださるというところですが、予算というのは本当に小さなところの積み上げというか努力が見られるというか、前年度の予算より20万円ほど下回っている。通常に考えると、高齢者は増えている、また独り暮らしの

方も増えている、同額どころか、さらにマイナス20万円ほどですけれども、これの背景というか、実績から勘案してかもしれないんですが、教えてください。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　緊急通報装置につきましては、利用者の方が携帯型を導入しましたが、やっぱり携帯型の利用というのは、基本的に固定回線がない方に限られてしまいますので、思ったより利用のほうが伸びてないという現状もございまして、一応実績に基づき計上させていただいているものです。

ただ、やはりおっしゃられたように、独り暮らしの高齢者の方とかございますので、周知に努めてまいりたいと考えております。

○委員長　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　今、田中副委員長の部分に関連してですけれども、この緊急通報サービス事業と高齢者の配食サービスと、これの利用者の数について参考までに伺いたいと思います。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　まず、配食の利用者数ですが６年度の１月末で延べ2,385人になっております。緊急通報システム６年度の実績は手元にございませんので申し訳ございません。５年度は年間平均で360名、延べ4,314名利用いただいております。

○委員長　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　ありがとうございます。

そうすると、対前年度比で比較すると増えている、減っている、それだけで結構ですけれども、どうでしょうか。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　配食につきましては、増えております。緊急通報サービスにつきましては、先ほども田中副委員長のときにも申し上げましたが、思ったほど増えていないというのが現状と認識しております。

○委員長　村田委員。

○５番　村田委員　歳入のところで381ページ、そこの滞納繰越分422万6,000円、これはまず上の現年分があって、下の括弧書きで普通徴収、これ滞納繰越分は、現年分の額をここに載せているんですかね。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　現年分でございます。

○５番　村田委員　令和５年度の決算を見ますと、令和６年度予算も繰越金が多分現年分だなと思って読み取れるんです、500万円ぐらい。それに対して調定額というのは、2,400万円ぐらい調定を起こしているわけですよ。不納欠損、900万円から不納欠損している。多分税法で言う５年分落としたんだろうけれども、徴収できないから。未済額というのが1,100万円からある。そうすると、その未済額が令和５年度で徴収できてないのが、現年と過年も含めてそういう金額になっているんだなと思ったので、この金額が余りにも少ないから、現年分だけここに載せて、賦課に対しては介護保険のほうで賦課して、徴収は収納課になるんですかね。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　まず、１点、介護保険料につきましては、時効が２年になっておりますので、２年で欠損します。賦課徴収につきましては、賦課はおっしゃられたように、高齢者福祉課で介護のほうをやっておりまして、徴収は収納課で切っております。

○委員長　村田委員。

○５番　村田委員　結構２年じゃすぐですね。払わなければ、２年たって不納欠損してもらっちゃって得だと。

　多分、年金受給者は年金元から介護保険料引かれますよね。給与所得者は給料特徴で引かれますから、普通徴収の方、65歳以上ですか、これは。今、保険料納めてないけれども、65から引かれるんですよ、これね。そういう人が納められないんだ。分かりました。

○委員長　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　今、年金受給者は年金から引かれるじゃないですか。お給料から天引きと。ということは、漏れが生じるというのは、どういう場合なのか、具体的な。そういうケースがあるんですか。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　まず、65歳になられた年というのは、いきなり年金から引かれるのではなくて、まずは基本的には納付書で納めていただきます。時期によりますが、翌年度から年金のほうからの天引きになりますが、年金から天引きできない方というのがいらっしゃいます。年額が18万円未満の方ですとか幾つか条件がありますので、そういう方については納付書。あとは、途中で年額が変わったりした場合は納付書になったりしますので、全ての方が全て特別徴収、年金からの天引きではございません。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　最後に、滞納についてお伺いしたいんですけれども、第９期の２年目、これは２年目ですね。１年終わって、本市としては値上げ幅を抑えたわけですけれども値上げをしたということで、いい事業もたくさんやっていて努力も分かるわけですけれども、なかなか私としては賛成しかねるところがその引上げということでありますけれども、１年目終わってみて、滞納という状況はどうですか。増えているのか、同じなのか。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　令和６年度のあくまでこちら１月末の収納率なので、これからまだ伸びるとは思いますが、普通徴収の徴収率が１月末現在で71.17％になっておりますので、そんなには落ちるということはないかなと考えております。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　逆ですけれども、滞納している人が増えたのかどうか、徴収じゃなくて、取る側じゃなくて、払えない人がどれだけ増えましたかという質疑です。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　失礼いたしました。全体の収納率が、昨年度が98.35％で、１月末が82.15％となっておりますので、滞納者はそんなに大きくは変わってないと考えております。

○委員長　他に質疑ございますか。

吉田課長。

○高齢者福祉課長　すみません、先ほど岩﨑委員のほうからお問合せありました緊急通報システムの６年度の１月末の人数ですが、利用者数が311名です。

○委員長　質疑は大丈夫でしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長　他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――

△議案第１０号の討論、採決

○委員長　続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第10号　令和７年度行田市介護保険事業費特別会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数と認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前　１１時　５６分　休憩

午後　　０時　５８分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第８号について

○委員長　次に、議案第８号　令和７年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算を議題とし、執行部から説明を求めます。健康課、長島課長。

○健康課長　それでは、議案第８号　令和７年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算について説明申し上げます。

行田市一般会計・特別会計予算書の14ページをお願いします。

第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億1,038万6,000円と定めるもので、高齢化の進展により被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することや、社会保険の適用拡大などにより被保険者数が減少し、前年度と比較して8,048万1,000円の減額です。

第２条は、一時借入金の限度額を前年度と同額の８億円とするもので、第３条は、歳出予算の第２款保険給付費及び第３款国民健康保険事業納付金における各項間の予算の流用について定めるものです。

まず、歳出について主なものを申し上げますので、行田市一般会計・特別会計予算に関する説明書の325ページをお願いします。

２款保険給付費、１項療養諸費は、被保険者の減少により、前年度と比較して1,150万9,000円の減額、ページ中ほどの２項高額療養費についても1,737万2,000円の減額です。

329ページをお願いします。

３款の国民健康保険事業費納付金は、埼玉県への納付金で、１項医療給付費分から３項介護納付金分までを合わせて、前年度と比較して9,361万8,000円の減額です。

333ページをお願いします。

５款保健事業費は、被保険者の健康増進等のために実施する事業で、１項特定健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保健指導を行うものでございます。前年度と比較して

2,383万3,000円の増額です。増額の主な要因は、市内を循環して、がん検診や後期高齢者健診など、一般会計で実施する健康検診事業と一体的に実施するための費用を新たに計上したものです。

次の２項保健事業費は、ジェネリック医薬品差額通知や医療費通知並びに人間ドック費用助成や糖尿病性腎症重症化予防対策事業を実施するものです。

続いて、歳入について主なものを説明申し上げますので、戻りまして、305ページをお願いします。

１款１項国民健康保険税は、令和７年４月からの国民健康保険税率の改定に伴う増加を見込み、前年度当初予算と比較して3,076万3,000円の増額です。

311ページをお願いします。

４款県支出金、１項１目保険給付費等交付金のうち、１節の普通交付金は、歳出の保険給付費である療養諸費及び高額療養費などを賄うもので、被保険者数の減少による歳入の減を見込んだものです。その下の２節特別交付金は、保険者努力支援、特定健診等負担金などの合計額で、実績を勘案して計上したものです。

315ページをお願いします。

６款１項１目一般会計繰入金は、令和７年４月の保険税率改定の影響を反映し、前年度と比較して303万9,000円の減額です。

以上で議案第８号の説明を終わらせていただきます。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第８号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手願います。

斉藤委員。

○２番　斉藤委員　何点かお伺いしたいと思います。

まず、334ページの特定健診診査等事業費の中で、概要のほうでは42ページですけれども、受診率、令和５年度が載っていますけれども39.3％で、本市は県平均より下だったと思いますけれども、少しは改善したんでしょうか。この予算の中でどういうふうに反映されているのか。令和７年度はどんな努力をするのかお伺いしたいと思います。

○委員長　長島課長。

○健康課長　特定健康診査の受診率でございますけれども、令和４年度の受診率が38.8％、そ

して令和５年度が39.3％と改善の方向にはございますけれども、県の受診率より下という状況がございます。令和６年度の、まだ途中の数字ですけれども、おおむね前年度と同じぐらいな感じで推移をしているところでございます。これがまず受診率の関係です。令和５年度で本市が39.3％、県の市町村平均で40.4％であります。

また、この７年度予算の中で受診率向上のためにどのような努力をするのかというお話でございますけれども、まず１つが、先ほどお話しをさせていただきましたとおり、がん検診に併せて集団の特定健診の導入を試みたいと思っております。これは国のほうでも集団健診を実施することで受診率が向上したというところの実績もございますので、その辺を参考にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしましたら、今、電話勧奨とかいろいろやっている中で、新たに国が推奨しているので集団健診と、せっかく新しい試みなので詳しく教えていただきたいんですけれども、集団というのはどういうふうにやっていくのか。お願いします。

○委員長　長島課長。

○健康課長　本市では医療機関が少なくなっているところもございますので、特に北部・南部の辺りの医療機関がないところ、市内の基本的には４箇所の地域に出向きまして集団で健診を行いたいと思っています。例えば、北部でありますとやすらぎの里にバスを設けて、そこで健診をしていただくような形を取っております。

以上でございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、今まで保健センターに行っていたのが、それが保健センターまで北部から来るのも大変なのでということで、他の３箇所というのはどういったところでやるんですか。

○委員長　長島課長。

○健康課長　現在の計画でございますが、やすらぎの里、そして総合公園、また、中心部では産業文化会館、また、南のほうでは、さきたま公民館か「みらい」のどちらかを計画しているところでございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　分かりました。また決算のほうでお聞きしていきます。

さっき説明が全然なかったところでお伺いしたいんですけれども、322ページの12節一般管理費ですけれども、レセプト点検委託料というのがありまして、この内容というのは、医療費の計算とか医療報酬の請求に基づく点検という意味なのか。違っていたら訂正していただきたいんですけれども、例えばお医者さんにかかって医療費を払いますね。そういった場合に、例えば診療内容と点数をつけるレセプトの内容が正しいのかという、そういった調査というのは行っているのか、いないのかを知りたいんです。

何でこのようなことを聞くかといいますと、私が、医療費の請求が高かったというか、幾らかかったというはがきが来ると思うんです。それを見たときに、実際そんな診療を受けていないのに３割負担としても、すごく高額な医療費を請求していないかという、そういった実体験があったんです。大人はいいんです、まだ３割払っているので。そこで気づくことができるんですけれども、例えば子どもの場合、子どもは医療費無料です。そうすると、その３割を払っていない、無料ということで分からないんです、それが合っているのか。適正な診療の内容と金額なのか、そういうので国保の負担になるわけですね、間違っていたらというところで、そういう点検というか調査というか、やっているのかどうか１点お伺いしたいと思います。

○委員長　長島課長。

○健康課長　まず、こちらの予算の中にあるレセプト点検委託料30万円につきましては、これは歯医者の部分の点検の委託料で、これは外部委託をしております。一方で、今のは歯科のお話でよろしいですか。斉藤委員。

○２番　斉藤委員　歯科じゃないのもあるんですか。

○健康課長　医療の部分。医科のほうがありまして。

○２番　斉藤委員　また別なんですか。両方お願いします。

○健康課長　医療のほうは会計年度任用職員２人を使いましてレセプトの点検をしております。基本的には病名と治療の内容、あとは点数に過誤がないかみたいな、そういった形で点検をしております。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そこの予算というのは会計年度のほうに入っているんですか、その２名分というところで。

○委員長　長島課長。

○健康課長　予算につきましては、会計年度任用職員の報酬として入っております。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　それは医療のほうで会計年度の報酬の中に２名分入っているということで、点検していますと今説明がありました。それと、歯科のほうはどうなんですか。

○委員長　長島課長。

○健康課長　歯科につきましては事業者への委託で、点検する内容につきましては同じような内容で点検をいただいております。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうすると、その点検の前が、先ほどあまり深く点検していないのかなと説明の中で私は捉えたんですけれども、懸念しているのは、その内容と金額が適正なのか気づくのはどこなのかなというところで言うと、先ほど言ったように３割払っていると気づくわけです。ちょっと高いんじゃないかと。ところが子どもの医療費、無料になってしまうと気づくところがないんです。そこの分は難しいところなんですけれども、１つは、何のためにはがきを送っているのかということです。そこにきちっとそういったこと、ご自分で見てくださいという内容の中に、そういったところはうたっているのかなというのを１つ確認したいんです。

○委員長　長島課長。

○健康課長　医療費の通知につきましては、ご自分がかかった医療費は、これだけかかっているということも確認いただくためにお送りしますので、ご自分の医療についてはこれだけの負担がありますということをしっかりうたってお送りしています。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　その中で何か疑問点があれば、ここに電話してくださいとか、そういったこともうたってありましたか。どうしたらいいのかなというところです。

○委員長　長島課長。

○健康課長　ご案内は市役所のほうからお送りしますので、市役所のほうに電話がかかってくるような形でご案内をしていまして、実際にいろんなケースで医療費の関係でお問合わせいただくことはあります。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　ちなみに私みたいな疑問点で電話はありますか。

○委員長　長島課長。

○健康課長　具体的なところは今申し上げられませんけれども、医療費が高いのではないかみ

たいなお話はあります。ただ、どこまでとか、例えば、かかっていないのに請求されたみたいなことは聞いたことございません。

以上です。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　初歩的なことをお伺いしたいんです。328ページの傷病手当というのがあります。国保は傷病手当自体はないですよね。これはたったの15万円ですけれども、これの内訳を教えてください。

○委員長　長島課長。

○健康課長　傷病手当の制度はございませんでしたが、新型コロナの方に関しましては傷病手当を用意してございまして、この方のために用意をしているものでございます。

○委員長　他に質疑ございますか。

野本委員。

○１番　野本委員　先ほど委員からもありましたけれども、特定健康診査の部分で、これが概要の45ページで見ると、これは新年度はプレコンセプションケアの一部としても取り扱うということで、そういうこと自体がプレコンセプションケア、埼玉県内でもこういうふうに一体的に取り組むこと自体が本市の特徴であるということで説明もいただいていて、私はすごく大事なことだなと思っているので、その上で聞きたいんですけれども、そういうことから考えると、この特定健康診査に関する事業の中で、例えば新年度は、これはプレコンセプションケアの１つとしてやっていくんですと、そういったことを認識していただくような何か事業の予定というか、そういうものは考えていたりしますか。

○委員長　長島課長。

○健康課長　まず、特定健診の対象者は40歳以上でございますので、若い世代の方も健診の対象者になっております。特定健診、今回プラスしまして、今まで個人の通知というのはなかなかお送りしていなかったんですけれども、全員の方にお送りしたいと考えております。ご案内の中で本市の取組も含めまして少し触れていければなと思います。

以上でございます。

○委員長　他にございますか。

斉藤委員。

○２番　斉藤委員　傷病手当は例外的規定ということで、新型コロナで15万円とあるんですけれども、今までにどういった特例的な傷病手当というのはあったんでしょうか。令和５年は

60万円という予算がついていたんです。ここに来て、がくっと、これは新型コロナに特化しているので、だんだん減っていく見込みと思うんですけれども、例外的規定はないですね。つくるべきと思いますけれども。

○委員長　長島課長。

○健康課長　今回の規定につきましては、新型コロナウィルス感染症の関係だけでございまして、対象の方の人数ですとか対象の期間とかもございますので額が減っているだけでございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　例えばどういったものが例外的規定として認められるのか。今までどんなのがあったんですか。新型コロナは特例ですね。

○委員長　長島課長。

○健康課長　本市では国保の傷病手当につきましてはコロナ以前はございませんでした。

○委員長　他にございますか。

田中副委員長。

○副委員長　私のほうからは概要のほうで42ページ、特定健康診査・特定保健指導ということで拡充ということをうたっていただいています。昨年度ですと、この特定健康診査というところまでの事業だったと思うんですけれども、ここに特定保健指導ということが、集団健診も含めてその後の保健指導が入ってくるというところで、予算も大幅にというか、2,300万円強が措置されていると思うんですが、確認だけです。

前年度ですと国・県の支出金で賄えていたという感じですが、一般財源から措置されている部分、1,400万円強ということですが、これが拡充していただきました集団健診やらそれに伴う指導に伴う金額というのは支出金では賄えないと理解すればよろしいんでしょうか。

以上です。

○委員長　長島課長。

○健康課長　お答え申し上げます。

特定健康診査・特定保健指導に関しまして、この財源の問題でございますが、今回、一般財源を投入してございますけれども、この取り組むことによって国民健康保険にも特別交付金という形で県からの交付金が上がってまいります。ですので、そんなに大きく一般財源で負担が増えるのではないと認識はしておりますが、先ほど申し上げましたように、今回、個別通知を全員の方にさせていただきたいと思っておりますので、受診率を向上させれば、さ

らに国民健康保険事業費会計のほうには特別交付金が交付されると期待をしているところでございます。

○委員長　田中副委員長。

○副委員長　そうしますと、現在、予算の段階では一般財源からそのままというふうに見えてきますけれども、前がゼロだったものですから、交付金がさらにいただけるという、償還されるということも考えているということでしょうか。

○委員長　長島課長。

○健康課長　受診率、事業の成績によっては交付金が増えるのではないかなと予想しているところでございます。

○委員長　他にございますか。

斉藤委員。

○２番　斉藤委員　令和６年度から３年かけて繰入れをゼロにしていくということで、この令和７年度が２回目の繰入れの減額だと思います。そうすると保険料というのは値上げしていくわけですね。12月頃出てくるのかなという、令和７年度の予定はどうなっているのか。ここにもう盛り込んでいないといけないですね、減額するわけだから。ということは、保険料もうここに充てる見込みで組んでいると思いますので、幾らぐらい引き上がるのかも含めてお伺いします。

○委員長　長島課長。

○健康課長　令和７年度予算で国民健康保険税の上昇する分については見込んでおります。この内容につきましては、前議会の令和６年12月の定例市議会で条例改正をさせていただいた分を見込んでおります。金額につきましてもそのときお話しをさせていただきましたが、今回もう一度、率とか触れさせていただきます。

内容につきまして、モデルケースとしてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、１つのケースが給与収入350万円で45歳を想定した方、単身の方です。この方につきまして、令和６年度が月額２万2,667円の方が７年度につきましては２万5,983円、プラス3,317円と見込んでおります。また、多いケースで単身高齢者の方というのもよくあるケースです。単身高齢者で７割軽減されている方につきましては、令和６年度が月額975円の方が月額1,263円となりまして、288円の増と見込んでおります。

以上でございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　私的には繰入れをなくさないでほしいという中で、なかなか賛成できないのですけれども、滞納も見込んでいると思うんですね、令和７年度に滞納者が増えるのではないかなと私は思っておりますので、その辺がどのぐらいここに出ているのか。見込みはどうなのでしょうか。

○委員長　長島課長。

○健康課長　滞納者の状況につきましては、実は現在のところ、どちらかといいますと滞納者は減っている傾向にございます。ですので、前年度、その前の実績も含めまして勘案して計上したところでございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　それは被保険者が少なくなったという中での減少、減っているということなのかどうなのか。その理由についてお伺いします。

○委員長　長島課長。

○健康課長　もちろん被保険者が減っているところもありますけれども、割合でみましても減少傾向にございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　全体的な割合としては増えてはいない、減ってきているという、それは被保険者の減少とか、あとは、今まで国保に入っていた働いていた一部の方たちが社会保険に移行しているという部分も、これからそういう、保険料の収入が減っていくのかなというところで、この引上げが来るわけなので、その辺が私としてはどうなのかなというところで聞いてみたので、今のところ予算ということなので、また決算でお伺いしたいと思いますけれども、減っているということでした。一旦そこは分かりました。

○委員長　他に質疑ございますか。

養田委員。

○４番　養田委員　何点か質疑させていただきます。

328ページですけれども、出産育児一時金、前年度に比べて100万円上がっているんですけれども、行田市の出生数は、子ども未来課に聞いたところ、全体としては下がってはいるんだけれども、前年度より出産育児一時金が予算としては上がっている。これは何名分を措置しているのか。あとは、１名当たり幾ら措置されるのかがまず１点です。

次に、334ページの◎保健衛生普及費の中にある７節謝金10万円、前年度はなかったと思うんですけれども、これは何に対しての謝金なのか。

２点お伺いします。

○委員長　長島課長。

○健康課長　まず、出産育児一時金の関係ですけれども、対象者は40名を見込んでおります。１人当たり50万円です。

続きまして、334ページの保健衛生給付費の謝金でございますけれども、こちらにつきましては、重複多剤と申しまして、複数の医療機関で同じような薬をたくさんもらっているような方を点検するために、行田市の薬剤師会に依頼をしまして、こちらのほうから点検と、あと対象者の方にお声がけをいただくということで事業を考えております。

以上でございます。

○委員長　健康福祉部長。

○健康福祉部長　養田委員から本市の出生数の推移、子ども未来課にお尋ねされたということですが、本市の出生数は改善をしておりまして、令和３年、合計特殊出生率が過去最低で0.96だったと思いますが、下がったんですけれども、２年連続で改善をしまして令和３年に0.96だったのが令和５年には1.09に合計特殊出生率が改善しております。出生数については、令和３年が373名だったのが令和５年は401名の方がお生まれになっていますので、改善している状況です。

以上です。

○委員長　他にございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長　他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――

△議案第８号の討論、採決

○委員長　続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第８号　令和７年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数と認めます。よって、議案第８号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第１１号について

○委員長　次に、議案第11号　令和７年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算を議題とし、執行部から説明を求めます。

健康課、長島課長。

○健康課長　議案第11号　令和７年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算について説明申し上げます。

行田市一般会計・特別会計予算書の24ページをお願いします。

第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,801万4,000円と定めるもので、被保険者数の増加に伴い、前年度と比較して1,718万7,000円の増額です。

まず、歳出について主なものを説明申し上げますので、行田市一般会計・特別会計予算に関する説明書の447ページをお願いします。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者数の増加による保険料等負担金の増加に伴い、前年度と比較して1,101万円の増額です。

続いて、歳入について主なものを説明申し上げますので、戻りまして、435ページをお願いします。

１款１項１目後期高齢者医療保険料は、被保険者数が増加することにより、前年度と比較して1,052万5,000円の増額です。

以上で議案第11号の説明を終わらせていただきます。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第１１号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

斉藤委員。

○２番　斉藤委員　１点だけお伺いしたいのですけれども、窓口負担が１割だったんですけれども、令和４年から一定の所得の方が２割になった。10月１日だったと思います。それから令和７年、この予算まで経過措置が確かあったと思うんですけれども、１か月3,000円までに抑えるということだったんですけれども、これが最後ですか、９月30日までですね。これの途中まで経過措置があるという中で、436ページ、滞納繰越分ということでここに載せているんですけれども、どれぐらい２割負担の影響が出てくる見込みなのか。半分なんですけ

れども、ここに半分は反映しなくてはいけないかなと思っていますので、これからそれが経過措置がなくなっていくわけですから、どうなのでしょうか。

○委員長　長島課長。

○健康課長　２割負担の関係で制度が導入された後のことをお話しさせていただきますと、直近の状況でいくと、２割負担の方というのが、私の把握している数字では約20％、被保険者の中の。その方に対して、確認したところでは滞納率というのは0.9％でした。全体の滞納率を考えますと決して高い滞納率ではございませんので、直接その辺が影響するとは思っていないというのが正直なところでございます。

以上でございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、あまりここの滞納繰越分に変化はないということでいいんですね。

それと、現役並み所得者は３割、これはいつからでしたか。これは前はなかったですよね。記憶の中で思い出せないので。

○委員長　長島課長。

○健康課長　制度が発足したときから１割と３割はあったと認識しております。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　現役並みの所得者、その３割というのは何％ぐらいいるんですか、この後期高齢者の中で。この人たちは、所得があり、滞納もないのかなというところで、どれぐらい占めているのか。少ないと思いますけれども。

○委員長　長島課長。

○健康課長　私が把握している数字で申し上げますと、約5.8％の方です。

○委員長　他に質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長　他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第１１号の討論、採決

○委員長　続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第11号　令和７年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数と認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後　　１時　４０分　休憩

午後　　１時　５３分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第２４号について

○委員長　次に、議案第24号　行田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

子ども未来課、前島課長、お願いします。

○子ども未来課長　それでは、議案第24号　行田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明いたします。

議案書の130ページをお願いいたします。

条例制定の理由でございますが、現在、本市では生後６か月から満３歳未満で保育所に通っていない子どもを対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる国の試行的事業である「こども誰でも通園制度」を実施しております。

令和６年度は、国の試行的事業に参加している自治体に、その具体的な運用基準が任されていましたが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、こども誰でも通園制度は児童福祉法において乳児等通園支援事業として市町村による認可事業として位置づけられました。

認可事業として位置づけられたため、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して市の条例を定めるものでございます。

今般、児童福祉法に基づき、国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が新たに交付され、令和７年４月１日から施行されることになったことから、本市において

も国の基準に従い、行田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を新たに制定しようとするものでございます。

それでは、条文の内容につきまして順次ご説明申し上げます。

議案書の131ページをお願いいたします。

第１条は、条例の趣旨について規定するものでございます。

第２条は、最低基準として定める乳児等通園支援事業の基準の目的について規定するものでございます。

第３条は、市長の責務について規定するものでございます。

第４条は、乳児等通園支援事業者の責務について規定するものでございます。

第５条は、乳児等通園支援事業者の一般原則について規定するものでございます。

第６条は、非常災害対策について規定するものでございます。

第７条は、安全計画の策定等について規定するものでございます。

第８条は、自動車を運行する場合の所在の確認について規定するものでございます。

なお、令和７年度における本市の乳児等通園支援事業では、自動車を運行する予定のある実施園はございません。

第９条は、職員の一般的条件について規定するものでございます。

第10条は、職員の知識及び技能の向上等について規定するものでございます。

第11条は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について規定するものでございます。

第12条は、差別的取扱いの禁止について規定するものでございます。

第13条は、虐待等の禁止について規定するものでございます。

第14条は、衛生管理等について規定するものでございます。

第15条は、食事について規定するものでございます。

第16条は、内部の規程について規定するものでございます。

第17条は、帳簿の整備について規定するものでございます。

第18条は、秘密保持等について規定するものでございます。

第19条は、苦情への対応について規定するものでございます。

第20条は、乳児等通園支援事業の区分について規定するものでございます。

なお、令和７年度における本市の乳児等通園支援事業は、全て２項の一般型児等通園支援事業として実施を予定しております。

第21条は、一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備の基準について規定するものでございます。

第22条は、一般型乳児等通園支援事業所の職員について規定するものでございます。

第23条は、一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援の内容について規定するものでございます。

第24条は、一般型乳児等通園支援事業における保護者との連絡について規定するものでございます。

第25条は、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準について規定するものでございます。

第26条は、準用について規定するものでございます。

第27条は、電磁的記録について規定するものでございます。

附則についてでございますが、この条例の施行期日は令和７年４月１日とするものでございます。

以上で議案第24号の説明を終わらせていただきます。

○委員長　以上で説明が終わりました。

△議案第２４号の質疑

○委員長　次に質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　133ページの自動車を運行する場合の所在確認ということで出ていますけれども、先ほど課長の説明の中では、現状自動車を使う実施園がないという話だったんですけれども、これはどういうときに使う想定しているのか。月10時間足らずの預かりで外出するということもある、お散歩行くのに自動車を使うのか分かりません。保育園は大体徒歩で行っていますので、どういったときに条例が生きてくるのか、１点お伺いしたい。

あと、134ページ、食事というのが出ていますけれども、この制度は私も深く知らないですけれども、この制度で食事を提供するということが今もやっていますけれども、あるんでしょうか。食事というのはお昼のことを言っているんですけれども、加熱という言葉が出てくるので、調理と書いてありますので、おやつというのも含めて、おやつを出しているとか、食事を提供しているということを今も現状でやっているのかどうか。

２点お伺いします。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　まず、自動車の第８条の関係でございますが、第１項のほうで事業所外での活動ということで規定上につきましては、園から出て車で出かけて活動とか取組とか、そういったことが起こるような規定にはなっておりますが、実際のところ、行田市、今年度、車で外に外出して行っているという事例はございません。園の敷地内の中で対応しているような状況でございます。

そして、第２項のほうで、送迎を目的とした規定を書かさせていただいているんですけれども、こちらにつきましても、現在のところ、みんな来ていただいて、お迎えに上がるというような形で動いておりまして、こちら事業者のご判断にはなるかとは思うんですけれども、もしも送迎で集める、お迎えに行くという場合に対してこの規定が基準となるような形となっております。

そして、食事につきましても、現在のところ、お昼またぎで子どもを預けるようなことは、誰でも通園制度の事業の中では行っておりません。第15条の規定にも書かれてあるとおり食事の提供を行う場合について基準を定めておりまして、普通の場合は基準どおりにやっていただくというようなお話となります。現在のところ、午前中のみと午後という形で、お昼をまたがないような形でやらせていただいておりますので……

○２番　斉藤委員　おやつも出ない。

○子ども未来課長　おやつも持ってきていただくような形で対応していると伺っております。

以上でございます。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　今の課長の説明の中で、事業者の判断という言葉が出てきたんですが、行田市が委託しているのかという中で、行田市のほうでそういうことを決めているわけではなくて、事業者それぞれが別々な制度の内容、それぞれの特色でやるということなんでしょうか。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　現在のところ、事業者の保育士がいる時間と曜日等を定めて、事業者の判断でやっております。それですので、曜日を決めてやっているところ、そして曜日を決めずに月曜日から金曜日まで行っているところ、その辺のところは保育士の配置の状況にもよるところが大きくなっておりまして、その辺のところは事業者の判断でやっております。

以上でございます。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、預かる内容というか、もちろん本読み聞かせだとか、そういう細かいところは事業者の判断ですけれども、取りあえずその時間は預かっていただく中で、事業者が車でどこかに連れていくということも可能という、この条例が規定されるとということですか。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　事業内容につきましては、可能なような規定でさせていただいているところでございます。本当に現在のところはそういった園はないと伺っておるところでございます。

○委員長　他にございますか。

野本委員。

○１番　野本委員　試行的な事業に取り組んでいただくのはすごくいいことだなと思って私も興味がある事業ですけれども、去年の７月ぐらいから実施してきていると思うんですけれども、１つは、実際に子どもたちがどうやって過ごしているのかという実態のところ、園でどういうことをして時間を過ごしているのかということを１つ教えていただきたいです。

２つ目は、この事業を試行的に実施してきた中で分かってきた、例えばこういう課題があるとか、それは保護者、あるいはその子どもから見た課題とか、あるいは園の側とか、保育士から見た課題とか、そういったところがこの間出てきているものが、市として把握しているものがあれば、それを教えていただきたい。

最後に３つ目として、そういう実際の園での状況とかを市としてはどうやって把握するようにしているのかというところをお願いします。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　まず、園の状況についてでございますが、園によっては親子で一緒に行う園があります。そういう場合は親も一緒に来ますので、子どもも親がいるので安心して一緒にいるということで、結構人気なクラスという形でなっております。

さらに、そのほかに実際の親子分離型、子どもだけを預けるというような形もございます。こちらについては、実際の課題、状況に移らせていただいてしまうんですけれども、慣れていないお子様、親と離れるのが非常に嫌がるお子様というのがいまして、そういった場合、預けられない、実際に予約はしたんですけれども、あまりにも子どもが嫌がるので、お母さ

んもあきらめるというのはどうしても課題としては出てきます。

そういったところで、実際に親子型とか、そういったところで場所に慣れてもらってから親子分離をやる、そして親子分離のときでもいきなり長時間、３時間とかを行わずに、せめて１時間だけとかという形で、課題と一緒にそういった対応のほうは保育園でも行っているところでございます。実際、預けようと思ったんだけど子どもが泣いて入れなかったというのは確認しているところでございます。実際に現地で行くこともございましたし、電話等で確認等もしております。最終的には報告書等で、そこまで細かい実績までは来ないかもしれないですけれども、そういった形で現地に行ったりとか、連絡等で、今のところは始めたばかりですので、連絡等はとっているところでございます。

一括になってしまいましたけれども、以上でございます。

○委員長　他にございますか。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、金額が今度設定されると思うんですけれども、料金徴収とか、そういう部分は条例ではなく、ほかのところに定めるのか。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　こちらの条例に関しては、設備と運営の基準になりますので、料金のほうについては市の内部で要綱等で検討しているところでございます。それですので、予算のほうでまたご説明する予定でございます。

以上でございます。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　それと、135ページに苦情の受付窓口ということで、設置する等の必要な措置を講じなければならないということですが、これは市役所、子ども未来課ということでよろしいんですか。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　135ページ、19条のほうについては、乳児等通園支援事業者という形で主語をとらせていただいておりますので、実質的には保護者からの苦情というのは、こちらの規定ですと事業者のほうの対応という形になります。本市のほうにお話、ご意見等があったときは、それもまた適切に対応させていただきたいとは考え、予定しているところではございます。

以上でございます。

○委員長　他にございますか。

養田委員。

○４番　養田委員　１点だけお伺いしたいんですけれども、この誰でも通園制度というのは、去年の７月から始まった制度だと思うんですけれども、これは何名ぐらいの方が利用されたかというデータはございますでしょうか。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　データについては、１月末ですとＬＩＮＥの登録が229名になっています。今のところそれが最新でございます。実際の利用者については12月末で大体、利用時間に合わせた、埋まった数ですけれども、72％です。こちら今あるデータの暫定値みたいな形ではございます。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　最後すみません。

そうしますと、苦情程度だったら事業者が窓口ということはいいんですけれども、例えば何かあったときというか、大けがをしてしまったとか、そういうことがあったときの責任の所在が明確になっているのかという観点で、そこはもちろん市役所ということで、市でいいんですよね、責任の所在。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　そちらにつきましては、事例の内容によって判断も変わってくるかと思いますので、一概に全部市だとか、一概に全部事業者とは、その事例に応じてのお話になってくるかと思います。

以上でございます。

○委員長　他にございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長　ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――――

△議案第２４号の討論、採決

○委員長　続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に採決いたします。

議案第24号　行田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第２５号について

○委員長　次に、議案第25号　行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

子ども未来課、前島課長。

○子ども未来課長　続きまして、議案第25号　行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の142ページをお願いいたします。

本市では、現在、公設学童保育室を19箇所設置しているほか、民設学童保育室を１箇所設置しており、学童保育室の定員数は30人から最大70人となっております。また、登録児童１人当たりの専用区画面積は、最小で1.62平方メートルとなっております。国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準においては、学童保育室の児童の定員数はおおむね40人以下とすることとし、児童１人当たりの専用区画面積はおおむね1.65平方メートル以上を確保することが求められております。

しかしながら、本市においては国の基準が施行される前に既に運営しており、または基本的な設備が完成している学童保育室については、令和７年３月31日までの経過措置を設け、児童の定員数の基準及び専用区画の面積基準を適用しないこととしております。本市では令和６年度時点において、全児童数の約３分の１に相当する約900人の児童が学童保育室を利用しており、全体の利用人数は令和７年度以降は緩やかに減少していくことが見込まれるものの、一部の地域ではニーズが高い状況が続いております。学童保育室の利用を希望する全ての学童の受入態勢を維持するため、令和７年３月31日までの経過措置を５年間延長し、令和12年３月31日までとするため、条例の一部改正を行うものでございます。

具体的な改正内容につきましては、新旧対照表の51ページをご覧ください。

附則第２項の経過措置を令和12年３月31日まで延長するものでございます。

議案書の143ページに戻りまして、附則についてでございますが、本条例の施行期日は公布の日とするものでございます。

以上で議案第25号の説明を終わらせていただきます。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第２５号の質疑

○委員長　次に質疑を行いますので、質疑のある方は挙手願います。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　国の基準が１人当たり1.65平方メートル、大体１人畳１畳分、おおむね40人以下というところは守っていますと。これは最低基準ということですけれども、支援員を含めて、前から、最低基準ですから、かなり窮屈だと。子どもたちはずっとそこに座っているわけじゃないですから、動き回るわけですから。そういったところで、学童保育の質を向上させるための努力、これをやれば取りあえず基準はクリアしますけれども、向上させるための努力というのは現在しているのか、していないのか、するつもりはないのかというのをお伺いしたいのと、取りあえず国の最低基準を満たしていますということですけれども、支援員の配置人数もクリアしていますか。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　学童の基準が最低基準でございまして、狭いという状況は伺っているところでございます。実際のところ、今20箇所、昔は17箇所だったので、学童の数を増やすことによって面積等も余裕ができるような対策という形では、市としてはとらさせていただいているところでございます。実際に、埼玉第２学童のところも設置のほうしております。そして、見沼小のところも今年度34名の定員のところを場所を変えまして、実際のところ40名の定員で、実際にはそれ以上面積のほうはある、ＰＣルームという面積上はもっと定員はとれるんですけれども、新しいところをつくるという形で定員40名という形で、今度の４月１日から移設予定でございます。

そういった形で、最低面積はクリアし、できるだけお子様が活動しやすいような形で改善に取り組んでいるところではございます。

また、支援員の数でございますが、基準については２名という形でなっておりますが、実際のところ３名、支援員及び補助員も入れて３名という形でとらさせていただいておりますので、本市といたしましても充実させていきたいという気持ちはあるところでございます。

以上でございます。

○委員長　他にございますか。

養田委員。

○４番　養田委員　ありがとうございます。先ほどの斉藤委員と前島課長のやり取りの中で、私の聞き間違えかと思うんですけれども、見沼小学校というところじゃなくて、泉小学校ではなかったのかと思うんですけれども、学童保育の場所ですけれども。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　今度の４月から場所が２つ変わります。

まず１つ目が、民間で設置した太井保育園で行っていた太井学童につきましては、通学、行く関係等もございまして、泉小内の３階に移転するような形になっております。

それともう１つ、見沼小が34名から40名のところ、３階のほうに移転した理由については、34名ですと、違う小学校に送迎しなくてはいけない児童が何名か出まして、それで同じ小学校内で学童をできるだけさせたほうが、より保護者にとってもよろしいかと思いまして、今34名の学童保育室から、これも３階にＰＣルームがございまして、そこのところを改修させていただきまして、それで40名の定員で送迎をしないようにという形で、今動いているところでございます。

こちらにつきましては、条例改正等が必要なかったところでございます。

以上でございます。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、取りあえず最低基準といって、40名を超えている70名までいけるところがあるんですけれども、何箇所ありますか。今、20箇所の中で、その40を超えているところは何箇所。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　13箇所になります。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　取りあえず、それは一応、この条例が通らないと駄目なわけですよね。そうすると、待機が出てしまうので反対もできないですけれども、質の改善という努力はきちっとしてもらわないといけないかと。これを５年ごとに経過措置を繰り返していけばいいという姿勢じゃいけないかと思いますので、その辺だけ、最後、聞かせてください。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　こちらにつきましては、学童の質についても今後も維持して改善していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　今、学童の質を向上させるということでご回答あって、この学童の質の向上と同時に職員の待遇、これは話が脱線しているんですかね。職員さんの待遇、質の向上と、ここも大事なところかと。人数を多く抱えて面倒を見るということになると、それだけ負担が増加するということになると、その辺のところで職員のお手当というんですか、その辺のところが大事になってくるかと思うんですけれども、これらについてはどんなふうにお考えでいらっしゃるのかというところだけお伺いしたいです。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　そちらの職員の改善につきましては、実際のところ、来年度の予算の中で盛り込んでございまして、職員の手当等は委託費になるんですけれども、その辺のところも増額させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　予算でそうするとこの話はということですね。分かりました。

それで、今事業者のほうに委託ということで、そうするとその先の部分については事業者さんの采配で賃金の部分が職員に跳ね返っていくかどうかというのは、委託業者次第ということでございますか。一言、簡単に言ってしまうと。すみません。そちらのほうに行ってしまって申し訳ないですけれども。

○子ども未来課長　委託先につきましては、信用できる社協だとか、保育園を運営しているところでございますので、その辺は適切に行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長　野本委員。

○１番　野本委員　説明の中で、令和６年度、900人前後の学童利用者、これをピークにして、今後ピークアウトしていくという見通しであるということですけれども、経過措置を今回令和12年まで延長するということで、どのくらいの減少していく見込みなのかというのが１点です。

あらかじめもう今900人ぐらいいるところが減っていく。どのくらいで減っていくというのがあれば教えていただきたいというのが１つと、それから、この経過措置は令和12年３月31日までですけれども、ここまででこの経過措置はもうやめられるという、そういう目算が

あってのことなのかどうかというあたりをお聞かせいただければと思います。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　現在のところ、こども計画の中でも数の見込みを出して推測しておりまして、若干ではございますが、下がる傾向。今、令和７年見込みは多少減っていくような形ではなっております。というところで、実際、令和７年度が844人という見込みをしておりまして、令和11年ですと751人という形で推測はしておりまして、大体90人前後下がるのではないかと見込んでいるところではございます。

それで、５年後につきましては、そのときの状況の判断する形にはなると思いますが、５年後、また保護者の就労状況等も影響してくるかとは思います。働いている方が多くなれば、学童に申込みをする方も多くなるかとは思いますし、そして、また、こども計画のほうも５年間で更新のほうを行っておりますので、その中でまた委員の意見を確認したりとか、また、推測値を現状に合わせて対応していくような形を取らせていただくという形で経過措置は５年という形でやらせていただいており、延長という形で提案させていただいております。

○委員長　他にございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長　他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第２５号の討論、採決

○委員長　続いて、討論を行います。討論のある方は挙手願います。

〔発言する者なし〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第25号　行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第３８号について

○委員長　次に、議案第38号　行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

子ども未来課、前島課長。

○子ども未来課長　それでは、議案第38号　行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたしますので、追加議案書の１ページをお願いいたします。

令和７年１月31日に公布された国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援等の運営に関する基準の一部改正に伴う改正でございます。

改正の内容についてでございますが、３歳未満を対象とし、少人数の保育を行う特定地域型保育事業所は、事業運営の基準の１つとして、保育内容支援、代替保育等については、保育所、幼稚園、または認定こども園を連携施設として適切に確保しなければならないとされておりますが、平成27年４月の国の基準の施行日以降、連携施設の確保が著しく困難と認める場合で、保育内容支援や代替保育の提供などの適切な支援を行うことができると認める場合には、10年間の連携施設の確保をしないことができるという経過措置が規定されております。この経過措置が本年３月末に到来するため、国がこの経過措置の期限を５年間延長いたしました。

また、保育内容支援については、小規模保育事業者等連携協力者として確保等する場合には、保育内容支援のための連携施設を確保しないことができることとされているとともに、代替保育については、これまでも連携協力者を確保等している場合は、代替保育のための連携施設を確保しないことができるとされていましたが、連携協力者の確保も困難である場合があることを踏まえ、連携協力者の確保が著しく困難な場合についても代替保育の連携施設の確保もしないことができることとされました。

こうした国の改正内容が従うべき基準とされていることから、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、本市には、特定地域型保育事業者は５施設あり、全ての施設が連携施設を確保できているため、改正後のこれらの規定の適用予定はございません。

具体的な改正内容につきましては、新旧対照表の１ページをご覧ください。

第37条第１項及び第42条第１項は、改正により条項がずれるため、所要の整備を行うものでございます。

第42条第２項は、新たに保育内容支援の実施に関わる連携施設の確保が著しく困難であると認める場合で、保育内容支援のための連携施設を確保しないことができる要件を規定するものでございます。

第42条第３項は、保育内容支援連携協力者として定めるものを規定するものでございます。

第42条第４項第１号は、改正前の第２項第１号及び第２号の規定をまとめて規定したものであり、第42条第４項第２号は、新たに連携協力者の確保が著しく困難であることも代替保育のための連携施設を確保しないことができる要件に追加するものでございます。

第42条第５項は、代替保育連携協力者として定めるものを規定するものでございます。

第42条第６項から第11項までは、改正に伴う所要の整備を行うものでございます。

附則第５条は、連携施設経過措置を５年間延長するものでございます。

議案書の３ページに戻りまして、附則でございますが、本条例の施行期日は、令和７年４月１日とするものでございます。

以上で議案第38号の説明を終わらせていただきます。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第３８号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手願います。

２番、斉藤委員。

○２番　斉藤委員　連携するかしないかというところでお伺いしたいですけれども、まず、この条文に出てくる著しく困難というときがどういうことを指すのか。

連携するしないというのは、園の都合でできるということなのか、その辺、もう一度詳しくお願いします。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　著しく困難な場合という場合については、離島、そして僻地等、教育・保育施設が存在しないなどが考えられる場合が著しく困難という形で例示がございまして、本市においては、現在の状況ですと、離島、僻地等はございませんので、著しく困難な場合というのは想定していないところでございます。

以上でございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　私はできれば、今、５施設全て連携しているからいいですけれども、小さいところは割と自分たちのルールの中でやってしまったりということがありまして、気がつかない部分があるわけです。そういったときに連携の保育園があると、そういったことがなくなってくるのかなということですけれども、これは今課長の説明ですと、離島だとか僻地

だということで、本市には当てはまらないということですよね。

園の都合というよりも、当てはまらないから、取りあえずこれは全国的な条例改正ということで、従うべき基準ということで、取りあえずは条例改正するということでよろしいですか。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　従うべき基準という形で、国のほうの改正が今度の４月１日という形で、それに合わせて本市においても改正するものでございまして、実際のところ、連携施設は確保されておりますので、影響はないという形でございます。

以上でございます。

○委員長　他に質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長　他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――

△議案第３８号の討論、採決

○委員長　討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第38号　行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決するに決しました。

―――――――――――――――――――――

△議案第３９号について

○委員長　次に、議案第39号　行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

子ども未来課、前島課長。

○子ども未来課長　それでは、議案第39号　行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたしますので、追加議案書の４ページをお願いいたします。

令和６年11月29日及び令和７年１月31日に公布された国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う改正でございます。

国の２度の改正を受け、条例の一部を改正するものであり、１つ目の改正内容については、先ほどの議案第38号と同様でございますが、３歳未満を対象とし、少人数の保育を行う家庭的保育事業者は、認可基準の１つとして、保育内容支援、代替保育等については、保育所、幼稚園、または認定こども園を連携施設として適切に確保しなければならないこととされておりますが、平成27年４月の国の基準の施行日以降、連携施設の確保が著しく困難と認める場合で、保育内容支援や代替保育の提供などの適切な支援を行うことができると認める場合には、10年間の連携施設の確保をしないことができるという経過措置が規定されております。この経過措置が本年３月末に到来するため、国がこの経過措置の期限を５年間延長しました。

また、新たに保育内容支援については、小規模保育事業者等を連携協力者として確保する場合には、保育内容支援のための連携施設を確保しないことができることとされているとともに、代替保育については、これまでも連携協力者を確保等している場合は、代替保育のための連携施設を確保しないことができるとされておりましたが、連携協力者の確保も困難である場合があることを踏まえ、連携協力者の確保が著しく困難な場合にも代替保育のための連携施設を確保しないことができることとされました。

こうした国の内容が従うべき基準とされていることから、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、本市には、家庭的保育事業者等が５施設あり、全ての施設の連携施設を確保できているため、改正後のこれら規定の適用予定はございません。

次に、２つ目の改正といたしまして、管理栄養士国家試験については、栄養士免許を取得した者が受験要件となっていましたが、栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要となりました。この改正に伴い、栄養士の配置を求めていた規定について、栄養士の免許を持たない管理栄養士についても対象とするため、本条例について改正を行うものでございます。

具体的な改正の内容につきましては、新旧対照表の５ページをご覧ください。

第６条第１項は、所要の整備を行うものでございます。

第６条第２項は、新たに保育内容支援の実施に関わる連携施設の確保が著しく困難であると認める場合で、保育内容支援のための連携施設を確保しないことができる要件を規定するものでございます。

第６条第３項は、保育内容支援連携協力者として定める者を規定するものでございます。

第６条第４項第１号は、改正前の第２項第１号及び第２号の規定をまとめて規定したものであり、第６条第４項第２号は、新たに連携協力者の確保が著しく困難であることも代替保育のための連携施設を確保しないことができる要件に追加するものでございます。

第６条第５項は、代替保育連携協力者として定める者を規定するものでございます。

第６条第６項及び第７項は、改正に伴う所要の整備を行うものでございます。

第16条第１項第２号は、栄養士に加え管理栄養士を追加するものでございます。

附則第３条は、連携施設経過措置を５年間延長するものでございます。

議案書の６ページに戻りまして、附則でございますが、本条例の施行期日は、令和７年４月１日とするものでございます。

以上で議案第39号の説明を終わらせていただきます。

○委員長　以上で説明は終わりました。

―――――――――――――――――――――

△議案第３９号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

２番、斉藤委員。

○２番　斉藤委員　栄養士の２点目の改正内容ですけれども、栄養士の免許を持たない管理栄養士も可という説明がありましたけれども、管理栄養士のほうが栄養士の免許も兼ねているというか、管理栄養士のが上、上というか、言い方あれですけれども、これというのは規制緩和ではない。よくなるわけですよね。上の資格を持っている人でも可というのを具体的に説明いただいてもいいですか。

逆だったら分かるんですけれども、規制緩和というか、緩和して、栄養士だけでもいいよというんだったら分かるんですけれども、逆のパターンなんで、説明してください。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　ただいま、栄養士につきましては、現在というか、今までは、栄養士の資格を取った方でないと管理栄養士の資格が取れないような状況でございました。それが、必ず栄養士の資格を取らなくてはいけないということを実際には国のほうが緩和するような形で、直接管理栄養士を受けてもいいという改正をしております。

それによりまして、栄養士の資格を持っていない方が管理栄養士の資格を取ることができることになったことに伴いまして、今回の条例改正となっております。

これまでは栄養士の資格を持っていないと管理栄養士にはなれなかったことから、規定では栄養士を持っていれば大丈夫ですよという規定だったんですけれども、今度は持たない方、いきなり管理栄養士の資格を取る方が出てきましたことから、今回、改正のほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○２番　斉藤委員　分かりました。

○委員長　他に質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長　他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第３９号の討論、採決

○委員長　続いて討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第39号　行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決するに決しました。

△散会の宣告

○委員長　以上をもって、本日の議事日程を終了いたしました。

明11日は、午前９時30分から委員会を開き、引き続き健康福祉部所管の議案について審査を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後　　２時　４９分　散会

健　康　福　祉　常　任　委　員　会

３　月　１　１　日　（　火　曜　日　）

令和７年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

○開会年月日　　令和７年３月１１日（火曜日）

○開 催 場 所　　第２委員会室

○付 議 事 件　　議案第　７号　令和７年度行田市一般会計予算

○審 査 日 程　【健康福祉部】

議案第　７号　令和７年度行田市一般会計予算

○出席委員（７名）

委員長	橋本祐一 委員	３番	岩﨑　彰 委員
副委員長	田中和美 委員	４番	養田英雄 委員
１番	野本翔平 委員	５番	村田清治 委員
２番	斉藤博美 委員		

○欠席委員（０名）

○説明のため出席した者

上村　浩代	健康福祉部長	
長島　浩司	健康福祉部次長兼健康課長兼保健センター所長	
藤倉　敬士	福祉課長	
前島　伸行	子ども未来課長	
堀口　恵子	こども家庭センター課長	
吉田　兼弘	高齢者福祉課長	
田島　裕介	地域共生社会推進課長	
田中　義久	健康福祉部副参事	

○事務局職員出席者

書記　進藤翔太

午前　　９時　２８分　開議

△開議の宣告

○委員長　おはようございます。

本日、委員会開催に当たりまして、昨日に引き続き委員の皆様、そして執行部の皆様、お疲れさまです。

本日も円滑なる議事進行のご協力お願いいたします。

ただいまから健康福祉常任委員会を開催いたします。

審査につきましては、お配りいたしました審査日程により行います。

昨日に引き続き、健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長　おはようございます。

昨日に引き続き、本日は一般会計予算の令和７年度予算案についてご審議をいただきます。

昨日の挨拶でも申し上げましたが、令和７年度については、子どもの居場所づくり、切れ目のない子育て支援、全ての子どもの育ちの支援、新しい認知症観及びプレコンセプションケアの推進として、新規または継続、拡充という形で予算計上をしております。

本会議の細部説明では説明し切れなかったものもありますが、新規で行うものや拡充するものもございますので、各課から細部説明させていただこうというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

また、発言時はマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

―――――――――――――――――――――

△議案第７号について

○委員長　それでは、これより議事に入ります。

では、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中、健康福祉部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、福祉課、藤倉課長、お願いいたします。

○福祉課長　それでは、令和７年度一般会計予算のうち、福祉課所管部分について細部説明を申し上げますので、予算に関する説明書の126ページをお開きください。

３款民生費、１項１目社会福祉総務費の右側説明欄、◎社会福祉一般管理費は、主に福祉課、高齢者福祉課、地域共生社会推進課に所属する職員の人件費です。

次の◎福祉課関係経費は、主に福祉課職員の時間外勤務手当です。

129ページをお願いします。

２つ目の◎行旅死亡人措置費は、身元不明の遺体の埋葬等を行うための費用で、前年度とほぼ同額です。

131ページをお願いいたします。

２目障害者福祉費の右側説明欄、◎障害者福祉費は、前年度と比較して8,674万1,000円の増額です。

主な内訳ですが、12節１行目の障害者生活支援センター運営委託料と次の障害者就労支援センター運営委託料は、障害のある方が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、各種相談支援を行うため、行田市、加須市、羽生市の３市で共同設置する障害者生活支援センター及び障害者就労支援センターの運営費、次の障害者基幹相談支援センター運営委託料は、行田市、加須市、羽生市の３市で共同設置する地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助言や人材育成の支援等を行う基幹相談支援センターの運営費で、この事業は重層的支援体制整備事業交付金の対象で、国２分の１、県４分の１の補助となっております。

次の生活サポート事業委託料は、在宅の障害者を支援するため、民間事業者に委託して実施している一時預かり、移送サービス、外出援助サービスなどの費用、次の地域活動支援センター運営委託料は、主に在宅の身体障害者を対象として、入浴、機能訓練、レクリエーション活動等のサービスを市社会福祉協議会に委託しているもので、重層的支援体制整備事業交付金対象であり、国２分の１、県４分の１の補助となっているものです。

133ページをお願いいたします。

18節の１つ目、地域活動支援センター運営費負担金は、他市の地域活動支援センターに通所する方がいることから、その運営費を負担するもの、同じく18節の下から３つ目の障害福祉サービス等職員資格取得支援事業補助金は、障害福祉を支える支援者の人材確保と高齢化の対策として、障害福祉サービス等職員資格を取得し、市内障害福祉サービス事業所に正規雇用された場合、また従業員の障害福祉サービス等職員資格取得費用を事業所が負担した場合に、その一部を補助するもの、19節の３行目の心身障害者福祉手当支給費は、重度の心身

障害者（児）を対象に、その障害の程度に応じて手当を支給するもの、次の特別障害者手当支給費は、重度の障害により日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方に支給するもの、次の障害児福祉手当支給費は、重度の障害がある20歳未満の方に支給するものです。

次の地域生活支援費は、移動支援や日中一時支援、日常生活用具給付事業など、障害者の自立した生活を支援するために行う事業に要する経費、次の障害児通所給付費は、主に障害児の放課後等デイサービス事業等の通所に要する経費を措置したものであり、令和７年度から障害児及びその家族に対する支援を身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備を行うため、児童発達支援センターの中核的機能を児童発達支援事業所等の連携により、市内に面的に整備するため、その中核となる事業所の報酬に中核機能強化事業所加算を行うことなどを勘案して、前年度と比較して3,000万円の増額です。

次の自立支援サービス等給付費は、障害者総合支援法に基づき、障害者の日常生活を支援するための費用で、実績を勘案し、前年度に比較して5,000万円の増額、次の自立支援療養介護医療費は、医療行為を併せて実施する障害者施設に対する医療費、次の自立支援補装具援護費は、身体障害者（児）の車椅子や義足などの補装具の作成や修理に要する費用、次の自立支援医療費は、身体障害者手帳保持者の手術や人工透析等の治療に係る医療費を公費負担するものです。

次の重度心身障害者医療支給費ですが、135ページをお願いいたします。12節の１番目、ＯＡシステム作成委託料は、システムの標準化に伴い、標準仕様書に含まれない機能を別途構築するための委託料です。

156ページをお願いいたします。

３項１目生活保護等総務費、右側説明欄、◎生活保護一般管理費の主な内訳ですが、１節２行目、会計年度任用職員報酬から８節１行目、費用弁償までは、福祉課職員10名、就労支援員１名、面接相談員２名分の人件費です。

12節１行目、健康管理支援業務委託料は、被保護者の健康管理支援事業として、医療費扶助のレセプトデータから被保護者の受診状況や傾向を分析し、生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進するための事業、５つ目の情報システム標準化移行業務委託料は、生活保護業務システムを現在の生活保護単独のスタンドアローン型から標準化システムへの移行業務を行うものです。

次の◎中国残留邦人支援費は、支援対象１世帯分の給付費です。

159ページをお願いいたします。

◎生活困窮者支援費の主な内訳ですが、12節相談支援業務委託料及び学習支援業務委託料は、生活困窮世帯の自立のための生活困窮者自立相談支援事業や、相談支援対象世帯や生活保護世帯の中学生、高校生に学習教室を実施するための費用で、市社会福祉協議会に委託、実施しているものです。このうち生活困窮者自立相談支援事業は、重層的支援体制整備事業に該当しており、国庫４分の３となっております。学習支援事業につきましては、従来の学習教室に加え、令和７年度からアウトリーチ事業として学習支援員が対象家庭に出向き、対象児の学習や日常生活についての相談指導や学習教室への通室についての助言等を行う予定です。

なお、本事業は国庫補助２分の１です。

19節住居確保給付金は、失業に伴う収入減少により住居を失うおそれのある方等に対して家賃相当額を、また家計改善のため、家賃の低廉な住宅への転居費用を支給するものです。

次に、２目扶助費の内容ですが、いずれも実績を勘案して計上したものです。

歳出予算は以上です。

続きまして、歳入予算の説明を申し上げますので、説明書の38ページをお願いいたします。

14款１項２目民生費国庫負担金の１節社会福祉費負担金の右側説明欄の１つ目、障害児通所給付費負担金、２つ飛んで障害者自立支援給付費負担金、１つ飛んで自立支援医療費負担金は、それぞれ対象経費の２分の１を、上から５つ目の特別障害者手当等負担金は対象費の４分の３を国が負担するものです。

次に、同目３節生活保護費負担金の右側説明欄、生活保護費負担金、次の中国残留邦人支援給付費負担金、その次の生活困窮者支援費負担金は、国が対象経費の４分の３を負担するもの、次の重層的支援体制整備事業交付金（福祉課）は、歳出で申し上げました福祉課の対象事業の国庫負担対象額です。

次に、左ページ中ほど下、２項２目民生費国庫補助金のうち、１節社会福祉費補助金の右側説明欄、地域生活支援事業補助金は、障害者の移動支援事業や日常生活用具の給付に対するもので、国が基準額の２分の１を補助するものです。

40ページをお願いいたします。

４目３節生活保護費補助金の説明欄、一番上の行の生活困窮者支援事業費補助金は、面接相談員の人件費、学習支援事業に対する補助金です。

44ページをお願いいたします。

15款１項１目民生費県負担金の１節社会福祉費負担金の右側説明欄、１行目の障害児通所給付費負担金、次の障害者自立支援給付費負担金、次の自立支援給付費負担金は対象経費の４分の１を、その次の行旅死亡人取扱費負担金は対象経費の全額を、それぞれ県が負担するものです

同目の３節生活保護費負担金は、住居のない方を現在地で保護した場合に、生活保護費に対して４分の１を県が負担するものです。

次に、左ページの下、２項２目民生費県補助金の１節社会福祉費補助金の右側説明欄、地域生活支援事業補助金は、障害者の移動支援や日常生活用具の給付に対するもので、基準額の４分の１を、次の心身障害者福祉手当補助金は基準額の２分の１を県が補助するもの、次の障害児・者生活サポート事業費補助金は県の定額補助、次の重度障害者居宅改善事業費補助金と、３つ飛んだ難聴児補聴器購入支援事業費補助金は事業費の２分の１を、次の超重症心身障害児等レスパイトケア事業補助金は対象経費の２分の１を、次の小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費補助金は給付費の２分の１をそれぞれ県が補助するものです。

47ページをお願いします。

説明欄１つ目の重度訪問介護等利用促進市町村支援事業費補助金は、県が対象費の４分の３を補助するものです。

４つ目の重層的支援体制整備事業交付金（福祉課）は、歳出で申し上げました福祉課の対象事業に係る県補助対象額です。

48ページをお願いします。

３項２目民生費委託金の１節社会福祉費委託金の右側説明欄、療育手帳再交付事務委託金は、知的障害者の療育手帳の再交付事務に係る県の委託金です。

54ページをお願いします。

17款１項２目民生費寄附金の１節社会福祉費寄附金は、社会福祉に対する一般寄附でございます。

64ページをお願いします。

13節返還金の右側説明欄、上から４つ目、心身障害者福祉手当返還金、特別障害者手当等返還金、生活保護返還金は、科目存置です。

以上で福祉課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長　ありがとうございます。

次に、子ども未来課、前島課長、お願いいたします。

○子ども未来課長　初めに、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の140ページをお願いいたします。

２項１目児童福祉総務費、右ページ、◎児童福祉一般管理費は２億4,997万5,000円の増額でございます。

増額の主なものをご説明いたします。まず１節委員報酬（仮称）さきたま古墳公園広場子どもの遊び場事業構想検討委員会は、さきたま古墳公園広場に子どもの遊び場を整備するに当たり、検討委員会で検討事項について議論し、取りまとめを行うための費用でございます。

２節一般職給、３節３行目、一般職期末勤勉手当、次の一般職その他の手当、４節３行目、一般共済組合負担金につきましては、以前ありました４款１項１目保健衛生総務費に昨年度計上しておりましたこども家庭センターの職員分が増額しているところでございます。

続きまして、12節６行目、子育て世帯訪問支援事業委託料は、令和８年１月から家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施する費用でございます。

143ページをお願いいたします。

上から６行目、子ども等多世代の居場所づくり支援事業補助金は、これまで補助対象としてきた多世代型子ども食堂及び多世代交流事業に加えて、新たに学習支援事業を補助対象とするとともに、居場所づくりを行う民間団体等を統括する行田こどもの居場所づくりネットワークの活動を支援するための補助金で、国の補助や栗原宣幸こどもの居場所基金を活用し、実施するものでございます。

２つ下、施設整備費補助金は、認可保育園のうち埼玉保育園について、既存施設の老朽化により建て替えが必要となったため、利用定員確保のための施設整備支援を行う費用でございます。

145ページをお願いいたします。

下の◎児童手当事務費は、児童手当及び児童扶養手当の支給事務に関わる費用で、ほぼ同額でございます。

147ページをお願いいたします。

◎子ども医療支給費は、子どもに関わる医療費の一部負担金等を支給するための費用で、1,898万1,000円の増額でございます。増額の主なものは、19節子ども医療扶助費によるものでございます。

次の◎放課後児童対策事業費は、20箇所の学童保育室の運営を行うための費用で、8,612万9,000円の増額でございます。増額の主なものは12節放課後児童対策事業委託料によるものでございます。

149ページをお願いいたします。

◎ひとり親家庭等医療支給費は、ひとり親家庭等の親と子に係る医療費に一部負担金を支給するための費用で、413万円の増額でございます。

次の◎地域子育て支援拠点事業費は、きっずプラザあおい、なごみ及びつどいの広場などの５箇所の地域子育て支援拠点事業に関わる費用で、389万7,000円の増額でございます。

151ページをお願いいたします。

◎おうち子育て支援事業費の主な内訳をご説明いたします。

18節１行目、こども誰でも通園事業費補助金は、乳児等通園支援事業を行う費用で、本年１月末時点において、対象者のうち約44%の方が利用登録されるなど、利用が広がっていることから、令和７年度は新たに１園を追加し、合計６園で実施を予定しております。また、こども誰でも通園制度の一定の浸透が図られたこと等を踏まえ、令和７年７月から利用料の一部を利用者に負担していただき、実施する予定でございます。

その下のおうち子育て支援金は、埼玉県の子育てファミリー応援事業が令和６年度末で終了することに伴いまして、令和７年３月末日までに出生したお子さんの保護者を対象に支給する費用でございます。

19節未就園０・１・２歳児子育て家庭支援給付金は、未就園１から２歳児に新たに未就園ゼロ歳児を加えた保護者の外出を促すことで、育児ストレスの軽減や交流の機会の確保につなげることを目的に、ヴェールカフェの利用券を配布するものでございます。

次の３款２項２目児童措置費の主な内訳、18節１行目、保育所運営負担金と次の地域型保育給付費負担金は、市内の子どもが通園する私立保育所や認定こども園、小規模保育事業所などの地域型保育事業者に対する運営費でございます。月ごとの入所児童数と人事院勧告の賃金上昇分を反映させて設定された運営費などの公定価格に基づき算出しているものでございます。

18節１行目、保育所運営費負担金において１億1,224万2,000円の増額でございます。

次の地域型保育給付費負担金において1,632万円の増額でございます。

２つ下、認可外保育施設等３歳未満児施設利用給付費補助金は、新たに年度途中、入所調整可能枠がないため、認可保育所等に入れず、保留となったゼロ歳児から２歳児に対し、認

可外保育施設を利用するための保育料として、月上限額４万2,000円を補助するための費用でございます。

次の19節１行目、児童手当扶助費は、対象児童などの拡大により１億9,279万円の増額でございます。

次の３目保育所施設費の◎施設事業費は、公立の持田、長野、及び南河原保育園に関わる管理運営に伴う事業的費用で5,946万3,000円の増額でございます。増額の主な要因については改修工事によるものでございます。

153ページをお願いいたします。

14節１行目、建物改修工事請負費は南河原保育園の外壁の改修、屋上の防水改修を行う費用でございます。

次の設備改修工事請負費は、持田保育園において照明機器のＬＥＤ化を行う費用でございます。

155ページをお願いいたします。

◎施設事業費は、公立３園における保育業務を円滑に実施するための費用でございます。

次の４目児童センター費、◎管理運営費は、コミュニティセンターみずしろ３階児童センターを運営するための費用でございます。

続きまして、歳入について申し上げます。

戻りまして、32ページをお願いいたします。

12款１項１目民生費負担金の２節児童福祉費負担金は、滞納繰越分のほか、子どものための施設短期利用事業費負担金のショートステイ事業及びトワイライトステイ事業の利用者から負担金収入を見込んだものでございます。

34ページをお願いいたします。

13款１項２目民生使用料の２節児童福祉使用料は、公立保育所の延長保育料や学童保育料を利用する児童の保護者からの保育料収入などを見込んだものでございます。

38ページをお願いいたします。

14款１項２目民生費国庫負担金の２節児童福祉費負担金、右ページ１行目の子どものための教育・保育給付費負担金は、子ども・子育て支援新制度に基づき、保育所や認定こども園などの施設型給付費及び家庭的保育等の地域型保育給付に対するものでございます。

次の子育てのための施設等利用給付費負担金は、私立幼稚園の利用や預かり保育など、子育てのための施設の利用給付に対するもので、幼児教育・保育の無償化に伴い措置されてい

るものでございます。

次の児童扶養手当給付費負担金は、児童扶養手当扶助費に対する国庫負担分でございます。

次の児童手当交付金は、児童手当扶助費に対する国庫負担金でございます。

次に、２項２目民生費国庫補助金の２節児童福祉費補助金は、右ページ１行目、子ども・子育て支援交付金は、子ども・子育て支援法に基づく事業に関わる交付金で、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業、幼児保育事業などに対するものでございます。

次の子ども・子育て支援体制整備事業補助金は、保育の質の向上のための研修事業に対するものでございます。

次の保育対策総合支援事業費補助金は、保育士宿舎借上支援事業に対するものでございます。

次の就学前教育・保育施設整備交付金は、認可保育園である埼玉保育園の建て替え補助事業に対するものでございます。

次の母子家庭等対策費補助金は、母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金及びひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金に対するものでございます。

次の重層的支援体制整備事業交付金（子ども未来課）分は、重層的支援体制整備事業のうち、いわゆる保育コンシェルジュである利用者支援事業、きっずプラザあおいの運営などの地域子育て支援拠点事業、子ども等多世代居場所づくり事業である生活困窮者就労準備支援事業費補助金に関わる国の交付金でございます。

42ページをお願いいたします。

３項２目民生費委託金の２節児童福祉費委託金は、右ページ、特別児童扶養手当事務費委託金で、特別児童扶養手当の申請事務等に関わる国の委託金でございます。

44ページをお願いいたします。

15款１項１目民生費県負担金の２節児童福祉費負担金は、右ページ１行目、子どものための教育・保育給付費負担金、次の子育てのための施設等利用給付費負担金、次の児童手当負担金は、先ほど説明した国負担金の県負担金分でございます。

46ページをお願いいたします。

２項２目民生費県補助金、２節児童福祉費補助金、右ページ１行目、保育サービス支援事業費補助金は、１歳児担当保育士雇用費や低年齢児途中入所促進事業費などに対する県の補助金でございます。

次の乳幼児医療費補助金は、子ども医療扶助費のうち通院については小学校３年生まで、入院については中学校３年生までに関わる医療費に対する県補助金でございます。

次の多子世帯保育料軽減事業費補助金は、私立保育所、公立保育所及び地域型保育事業における３歳未満児を対象とした３歳児以降の保育料を免除することに対する県の補助金でございます。

次のひとり親家庭等医療費補助金は、ひとり親家庭等医療扶助費に関わる費用に対する県の補助金でございます。

次の子ども・子育て支援交付金は、先ほどの国庫補助金の県補助金でございます。

次の教育認定こどもに係る施設型給付費等補助金は、教育認定である１号認定を受けた児童の認定こども園利用給付費に関わる県の補助金でございます。

次の保育対策総合支援事業費補助金、その次の母子家庭等対策費補助金は、先ほどの国補助金の県補助金分でございます。

次の保育士奨学金返済支援事業費補助金は、県保育士奨学金返済支援事業費に対する県補助金でございます。

次の重層的支援体制整備事業交付金（子ども未来課）分は、先ほど国庫補助金で説明したものの県補助金分でございます。

60ページをお願いいたします。

２款４項１目雑入の３節負担金収入、右ページ、３行目の保育所主食費等負担金は、公立保育所の３歳児以上の主食費として１人月額700円、副食費として１人月額4,500円を保護者から、職員などから給食費として１人月額5,500円を負担いただくものでございます。

62ページをお願いいたします。

６節施設保護受託収入の右ページ、保育所受託事業収入は、市外在住の児童を公立保育園でお預かりする場合の受託収入でございます。

64ページをお願いいたします。

13節返還金のうち右ページ、１行目、子ども手当返還金から３行目、ひとり親家庭等児童養育手当返還金まで及び一番下の子ども医療扶助費返還金（滞納繰越分）は科目存置でございます。

66ページをお願いいたします。

14節精算金のうち右ページ、１行目、児童センター管理委託料精算金、次の学童保育室運営事業委託料精算金は科目存置でございます。

15節雑入のうち、右ページの１行目、太田保育園敷地使用料は、廃河川敷1,578平方メートルを太田保育園が使用するため、市が見沼土地改良区から借り受け、その使用料を同園から徴収するものでございます。

68ページをお願いいたします。

21款１項２目民生債、２節児童福祉債の右ページ、１行目、保育園設備改修事業債は、持田保育園の改修工事に対するものでございます。

次の保育園園舎改修事業債は、南河原保育園の改修工事に対するものでございます。

次の保育園整備事業債は、埼玉保育園の建て替え補助事業に対するものでございます。

以上で子ども未来課所管分の予算説明を終わりにさせていただきます。

○委員長　次に、こども家庭センター、堀口課長、お願いいたします。

○こども家庭センター課長　初めに、歳出からご説明いたしますので、予算書に係る説明書の143ページをお願いいたします。

３款２項１目児童福祉総務費、説明欄◎こども家庭センター関係経費は、児童福祉専門職の人件費等で、児童福祉一般管理費から切り分け、新たに科目設置をしたものでございます。

12節ＯＡシステム改修委託料は、健康管理システムの標準化に対する業務委託料で、健康課と案分し、母子保健及び予防接種に係る費用を当課で計上させていただいております。

次の◎こども家庭センター維持管理費は、保健センターの維持管理に係る経費で、令和６年度は４款保健衛生総務費に計上していたものを３款児童福祉総務費に移し、科目設置をしたものでございます。

145ページをお願いいたします。

12節調査測量設計委託料は、保健センターの受変電装置老朽化により、３か年事業計画で更新工事を行うもののうち、初年度の工事設計費用を措置したもの、14節設備更新工事請負費は、高圧変電設備のＰＣＢ残留検査実施に伴う更新工事及び電話装置の老朽化に対する更新工事に係る費用です。

次の◎家庭児童相談室費は、家庭児童相談員の人件費等に係る費用でございます。

続きまして、163ページをお願いいたします。

４款１項２目保健費のうち、２つ目の◎母子保健費は、前年度と比較して1,195万8,000円の増額です。増額の主な要因は、妊婦包括相談支援事業として実施する伴走型支援相談事業に当たる助産師の人件費を計上したものでございます。

10節消耗品費はプレコンセプションケアの一環として、妊娠前からの健康管理を行うプレ

ママ応援事業において配布する葉酸サプリに係る費用、11節手数料は、１歳６か月児、３歳児健診の医師派遣及び発達支援事業として実施している親子教室、保育園・幼稚園巡回相談事業への専門職派遣の手数料です。

12節ＯＡシステム作成委託料及び13節のＯＡシステム利用料は、新規事業として、予防接種等のお知らせ発信や妊娠中の体重や子どもの成長記録などを管理できる機能を備えたスマートフォン向けの母子手帳アプリの導入を行うものです。

18節５行目、新規事業としておおむね生後１か月児に医療機関で受診する１か月健康診査助成事業及び双胎以上の妊娠をした妊婦が通常の妊婦健康診査に追加して受診した健康診査の費用助成を行う多胎妊婦健康診査助成事業を追加して実施するもので、212万5,000円の増額となっております。

165ページをお願いいたします。

初めの◎妊婦のための支援給付事業費は、令和６年度出産子育て応援事業費を国に準じて名称変更し、人件費を母子保健費に計上したことから、453万円の減額となっております。

18節支援給付金のほか給付事務を行う会計年度任用職員事務の人件費等になっております。

次に、164ページ、３目予防費は、健康課とこども家庭センターでそれぞれ計上しております。

167ページをお願いいたします。

一番上の◎感染症予報費（こども家庭センター）は、予防接種法に基づく子どもの予防接種に係る費用で、2,930万1,000円の減額となっております。減額の主な理由は、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種が一部経過措置を残して期間の終了になったことに伴うものでございます。

なお、新規事業といたしまして、18節予防接種助成金で、男性のＨＰＶワクチン接種費用助成金を計上しております。

以上で歳出の説明を終わりにします。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして32ページをお願いいたします。

12款１項２目衛生費負担金の１節保健衛生費負担金の説明欄、未熟児養育医療負担金は、未熟児養育医療の医療費の保護者の自己負担金です。

38ページをお願いいたします。

14款１項３目衛生費国庫負担金、１節保健衛生費負担金の説明欄、未熟児養育医療負担金

は、歳出計上額から自己負担分を除いた額の２分の１に対する国の負担金です。

２項２目民生費国庫補助金、２節児童福祉費補助金の説明欄の一番下、重層的支援体制整備事業交付金（こども家庭センター）は、児童福祉専門職の人件費に係る補助で、補助率は３分の２です。

40ページをお願いいたします。

３目衛生費国庫補助金、１節保健衛生費補助金、説明欄２行目、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金は、保育園、幼稚園への発達障害巡回相談業務相談員派遣手数料に対するもので、補助率は２分の１、その下の重層的支援体制整備事業交付金（こども家庭センター）は、母子保健に係る補助で、こども家庭センターの利用者支援事業、いわゆる赤ちゃんコンシェルジュの助産師の人件費等に対する補助金が３分の２、妊婦等包括支援事業といたしまして、伴走型相談支援及び母子手帳アプリ導入事業に対する補助率が２分の１となっております。

次の母子保健衛生費補助金は、産後ケア事業、産婦健康診査事業等助成のほか、新規事業として実施する１か月健診助成事業、多胎妊婦健診助成事業、プレママ応援事業に対する補助金で、補助率は２分の１です。

その下の妊婦のための支援給付交付金については、交付金は補助率10分の10、その他の事業費の補助率は２分の１になっております。

44ページをお願いいたします。

15款１項２目衛生費県負担金は、１節保健衛生費負担金、右側説明欄、未熟児養育医療負担金は補助率４分の１、46ページ、２項２目民生費県補助金の２節児童福祉費補助金の説明欄、一番下、重層的支援体制整備事業交付金（こども家庭センター）は、補助率６分の１、３目衛生費県補助金、１節保健衛生費県補助金の説明欄、中ほどの不妊検査・治療費助成事業補助金は、早期不妊検査、不育症検査に係る県の補助で、補助率は10分の10です。

次の児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金は、補助率４分の１です。

次の重層的支援体制整備事業交付金（こども家庭センター）は、こども家庭センター、赤ちゃんコンシェルジュ等に対する補助率は６分の１、妊婦等包括相談支援事業に対する補助率は４分の１です。

一番下の妊婦のための支援給付交付金の補助対象は、給付金を除く費用で、補助率は４分の１です。

62ページをお願いいたします。

20款４項１目雑入、７節施設貸付収入のうち、右側説明欄の中ほど、こども家庭センター電気料は、保健センターに設置している自動販売機の電気料です。

68ページをお願いいたします。

21款市債、１項２目民生債の２節児童福祉債の一番下、こども家庭センター設備改修事業債は、保健センターの受変電装置老朽化に伴う改修工事に対するものでございます。

以上でこども家庭センター所管分の説明を終わらせていただきます。

○委員長　次に、高齢者福祉課、吉田課長、お願いいたします。

○高齢者福祉課長　それでは、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算のうち、高齢者福祉課所管部分について、ご説明いたします。

予算に関する説明書の130ページをお願いします。

１目社会福祉総務費、右ページ上から２つ目の◎成年後見中核センター事業費は、判断能力が不十分な方の権利擁護や家族の申立て支援及び将来に向けての権利保全のための体制を整備して、対応力を強化することにより、地域における課題に応じ、成年後見制度が必要な人が制度を利用できる仕組みを構築することを目的とした中核機関を設置するものです。

成年後見中核センターは、広報、相談、利用者促進及び後見人支援の４つの機能を有するとともに、制度に関する関係機関のネットワークづくりを行う中核的な存在となるものであり、市内社会福祉法人への委託を予定しておりますことから、運営委託料などを計上しているものです。

134ページをお願いします。

３目老人福祉費は前年度と比較して4,163万3,000円の増額ですが、増額の主な要因としては、敬老事業として、75歳以上の高齢者全員に敬老お祝品引換事業を実施するほか、敬老祝金について年度単位での贈呈に改めることで、令和７年度のみ対象者数が前年度より約半年分増えること及び入所措置対象者数の増加が見込まれるため、措置委託料を増額計上したことなどによるものです。

主な内訳ですが、７節の２行目、記念品費は、主なものとして、先ほど説明しました75歳以上高齢者全員に市内協力店舗等で決まった商品等と交換ができる引換券をお送りするための商品代金等を計上しているものです。

次の敬老祝金は、77歳、88歳、99歳の方へ市内共通商品券を贈呈するもので、先ほども説明しましたが、年度単位での贈呈に改めることで、令和７年度のみ対象者数が約半年分増えることから増額計上したもの、10節２行目、印刷製本費は、主に敬老お祝品引換事業で利用

できる店舗等の商品等の写真付き一覧と引換券が一体となったパンフレットを作成するための費用を計上したもの、11節１行目、郵便料は、主に敬老お祝品引換事業で対象者全員にパンフレットを送付するための郵送代を計上したもの、12節４行目、老人措置委託料は、養護老人ホーム入所者の措置費ですが、こちらも先ほど説明しましたとおり、地域での生活が困難な高齢者数が増加していることから、今後も入所措置対象者数が増加する見込みから増額計上したもの、18節一番下、難聴者補聴器購入費補助金は、高齢者の外出や社会参加を促すため、軽中度の難聴高齢者が補聴器を購入した際に、その費用の一部を補助するための経費を新たに計上したものです。

136ページをお願いします。

右ページ、一番上の◎ねんりんピック埼玉大会開催準備事業費は、令和８年度に埼玉県で開催予定となっている全国健康福祉祭、通称ねんりんピックに本市も交流大会の開催にエントリーしており、令和７年度は実行委員会を立ち上げ、準備を進める必要があることから、その実行委員会への補助経費を計上したものです。

４目老人福祉センター費は、主に老人福祉センター、大堰永寿荘と南河原荘の指定管理料で、前年度と比較して732万6,000円の増額ですが、増額の主な要因としては、人件費の増加に伴い指定管理料が増加しているもの、また、大堰永寿荘の敷地内にある街灯２基を更新するための経費を計上したことによるものです。

次に、８目介護保険事業費は、前年度と比較して7,931万1,000円の増額ですが、増額の主な要因としては、介護保険事業費特別会計への繰出金が増加したことによるものです。

主な内訳として、139ページ、12節地域包括支援センター運営委託料は、市内に５箇所設置している地域包括支援センターの運営委託料、18節２行目の通いの場乗合型ＡＩオンデマンド交通利用補助金は、本年４月から市内循環バスの３路線が廃止されることに伴い、通いの場であるやすらぎの里、老人福祉センター、大堰永寿荘及び南河原荘へＡＩオンデマンド交通を利用し来られた高齢者の帰りの運賃分を補助するための経費、次の介護資格取得補助金は、介護人材確保のため、介護関連資格を取得し、市内の介護サービス事業所に正規雇用された場合または雇用する従業員の資格取得費用を負担した場合に、その一部を補助するための経費、次のケアプランデータ連携システム導入支援補助金は、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間で、現在紙でやり取りしているケアプラン等について、オンラインで完結できるシステムを導入するための経費、次の地域密着型サービス等整備事業費補助金は、令和７年度に新たにサービスを開始する看護小規模多機能型居宅介護事業所がサービスを開

始するのに当たり、必要な備品等を購入するための経費を補助するための経費、次の通いの場移動支援事業補助金は、社会福祉法人の空き車両を活用した通いの場への移動支援に係る経費等を補助するための経費となっております。

27節介護保険事業費特別会計繰出金は、介護保険給付費及び地域支援事業費に対する市の法定負担分などを措置したものです。

次に、少し飛びまして176ページをお願いします。

５款労働費、１項１目労働諸費のうち、右ページ、説明欄の上から２つ目の◎シルバー人材センター費は、行田市シルバー人材センターの運営費の一部を補助するもので、前年度と比較して243万8,000円の増額となっております。

以上で歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして32ページをお願いします。

12款分担金及び負担金、１項１目民生費負担金、１節社会福祉費負担金は、養護老人ホーム措置入所に係る入所者からの負担金です。

34ページをお願いします。

13款使用料及び手数料、１項２目民生使用料、１節社会福祉使用料のうち、右ページ、説明欄、老人福祉センター使用料関係、３つの項目は、老人福祉センターの利用者が納入する使用料及び大堰永寿荘の売店の使用料を計上したものです。

38ページをお願いします。

14款国庫支出金、１項２目民生費国庫負担金、１節社会福祉費負担金のうち、右ページ説明欄の３行目、介護保険料低所得者軽減負担金は、低所得者層の介護保険料軽減分の２分の１相当の国の負担金、一番下、重層的支援体制整備事業交付金（高齢者福祉課）は、本年度から開始した重層的支援体制整備事業に対する国からの交付金です。

44ページをお願いします。

15款県支出金、１項１目民生費県負担金、１節社会福祉費負担金のうち、右ページ、説明欄の下から３行目、介護保険料低所得者軽減負担金は、低所得者層の介護保険料軽減分の４分の１相当の県の負担金、一番下、重層的支援体制整備事業交付金（高齢者福祉課）は、先ほども説明した本年度から開始した重層的支援体制整備事業に対する県からの交付金です。

２項２目民生費県補助金の１節社会福祉費補助金のうち、右ページ、説明欄６行目、老人在宅福祉事業費補助金は、老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動に対する県からの補助金、その下の介護保険事業費補助金は、介護施設に入所している低所得者に対し、事業者

が利用者負担金を軽減した場合に、市と県が当該減額分を事業者に補助しますが、その県から受け入れる補助金分を措置したものです。

47ページをお願いします。

２行目、地域密着型サービス等整備事業費補助金は、令和７年度に新たにサービスを開始する看護小規模多機能型居宅介護事業所がサービスを開始するのに当たり、必要な備品等を購入する場合に県から補助される補助金です。

次の権利擁護人材育成事業補助金は、新たに設置する成年後見中核センターが行う権利擁護人材育成事業に対する県からの補助金です。

50ページをお願いします。

16款財産収入、１項１目１節土地建物貸付収入の右ページ説明欄、下から５行目、交番等敷地貸付収入（高齢者福祉課）は、老人福祉センター大堰永寿荘の敷地の一部を須加駐在所に貸し付けている貸付料を計上したものです。

56ページをお願いします。

18款繰入金、１項１目１節介護保険事業費特別会計繰入金は、重層的支援体制整備事業の地域介護予防活動支援や地域包括支援センター運営及び生活支援体制整備の各事業の費用に係る財源である第１号被保険者及び第２号被保険者の介護保険料分について、介護保険法で規定する法定割合に基づき繰り入れるものです。

62ページをお願いします。

20款諸収入、４項１目雑入の７節施設貸付収入のうち、右ページ、８行目、老人福祉センター永寿荘電気、ガス、水道料は、大堰永寿荘の売店設置者から受け入れる電気料などの実額使用料を見込み計上したものです。

高齢者福祉課所管分の説明は以上です。

○委員長　ここで暫時休憩いたします。

午前　１０時　３１分　休憩

午前　１０時　４５分　再開

△議案第７号について続行

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域共生社会推進課、田島課長、お願いいたします。

○地域共生社会推進課長　それでは、令和７年度一般会計予算のうち、当課所管部分について

歳出から説明申し上げますので、予算に関する説明書の127ページをお願いいたします。

４つ目の◎地域共生社会推進課関係経費は、前年度と比較して467万7,000円の減額となっております。これは、本年度策定を予定しております地域福祉推進計画の策定業務委託料の減額などによるものです。

129ページをお願いいたします。

１つ目の◎民生委員活動費は、52万9,000円の増額となっております。主な内訳ですが、７節記念品費は、民生委員児童委員の一斉改選により退任される民生委員児童委員の方への記念品費、18節民生委員児童委員連合会交付金、以下３つの交付金は、団体の活動費及び民生委員児童委員の活動費として計上したものです。

３つ目の◎遺家族等慰謝費は、31万6,000円の増額となっております。主な内訳ですが、７節記念品費と12節追悼式委託料は、戦没者追悼式に係る経費で、11節手数料は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求受付業務の派遣手数料を計上したものです。

次の◎社会福祉協議会振興費は、411万5,000円の増額で、主な理由は、市社会福祉協議会の法人運営部門に配属されたプロパー職員の人件費の増加によるものです。

次の◎地域共生社会推進事業費は、本年度とほぼ同額で、主な内訳ですが、７節謝金は、多機関協働に向けた各種研修会やワークショップ等の講師謝金のほか、ヤングケアラー家庭への家事支援を行っていただく有償ボランティアへの謝金を計上したものです。

12節訪問支援事業委託料及び131ページ、一番上、社会参加支援事業委託料は、社会とのつながりがない方に訪問等を通じて社会とのつながりを回復するための支援を行うもので、市社会福祉協議会等に委託し事業を実施するものです。

次の◎安心生活創造事業費は、188万6,000円の増額となっております。主な内訳ですが、11節郵便料は、個別避難計画作成に係る郵送料です。災害対策基本法では、自ら避難することが困難な避難行動要支援者に個別避難計画を作成するよう努めることとされており、避難行動要支援者のうち、支援者への名簿の提供に同意を得られている方を対象に作成するものです。

12節安心生活創造委託料は、支え合いマップづくりといきいき・元気サポート制度を市社会福祉協議会に委託して実施するものです。

13節ＯＡシステム借上料は、避難行動要支援者名簿を管理している災害時要援護者支援システムの更新に係る費用を計上しております。

136ページをお願いいたします。

５目総合福祉会館費は、前年度と比較して2,628万2,000円の減額となっておりますが、減額の主な理由は、総合福祉会館照明ＬＥＤ化工事が完了したことによるものです。

右ページ説明欄の◎総合福祉会館運営費の主な内訳ですが、12節指定管理料は、市社会福祉協議会に対する総合福祉会館の指定管理料、その下の施設管理委託料は、鳥の巣の撤去と清掃のほか、鳥の飛来を防止するための鳥よけステンレスピンの設置費用、14節設備改修工事請負費は、空調設備の冷温水発生機分解整備工事を計上しております。

少し飛びまして、158ページをお願いいたします。

一番下の４項１目災害救助費は、前年度と比較して1,224万8,000円の減額となっております。減額の主な理由は、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害死亡弔慰金、災害傷害見舞金及び災害援護貸付金について、これまで支給実績がないことから科目存置としたことによるものです。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして、35ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、１項２目民生使用料の１節社会福祉使用料のうち、右ページ説明欄の４つ目、総合福祉会館使用料は、研修室やプールなどの使用料収入を見込んだものです。

38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、２項２目民生費国庫補助金の１節社会福祉費補助金のうち、右ページ説明欄の２行目、重層的支援体制整備事業交付金（地域共生社会推進課）は、令和６年度から開始した重層的支援体制整備事業のうち、地域共生社会推進事業に係る経費と安心生活創造事業に係る経費のそれぞれ２分の１を国が補助するものです。

45ページをお願いいたします。

15款県支出金、１項１目民生費県負担金の４節災害救助費負担金、右ページ説明欄、災害傷害見舞金及び災害弔慰金負担金は、対象経費の４分の３を県が負担するものですが、歳出の災害救助費において災害傷害見舞金等を科目存置としたことから、歳入についても同様に科目存置としております。

次に、左ページの一番下、２項２目民生費県補助金の１節社会福祉費補助金、右ページ説明欄の下から４つ目、民生委員活動費補助金は、県の基準に基づく補助金です。

47ページをお願いいたします。

上から５つ目、重層的支援体制整備事業交付金（地域共生社会推進課）は、先ほど申し上げました地域共生社会推進事業に係る県の交付金です。

次に、左ページの３目衛生費県補助金の１節保健衛生費補助金の右ページ説明欄の４つ目、献血協力推進費補助金は、県の定額補助です。

68ページをお願いいたします。

21款市債、１項２目民生債の１節社会福祉債の右ページ説明欄の総合福祉会館設備改修事業債は、歳出の総合福祉会館運営費、14節設備改修工事請負費に対応するものです。

以上で、地域共生社会推進課所管部分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長　次に、健康課、長島課長、お願いいたします。

○健康課長　健康課所管部分について、主なものを説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、136ページをお願いします。

３款１項７目国民健康保険事業費は、国民健康保険事業費特別会計への繰出金で、前年度と比較して303万9,000円の減額です。

138ページをお願いします。

９目後期高齢者医療事業費は、前年度と比較して3,648万1,000円の増額で、主な内訳は、139ページ、説明欄の12節健康診査委託料、18節後期高齢者医療療養給付費負担金、27節後期高齢者医療事業費特別会計への繰出金となりますが、それぞれ前年度の決算見込みや埼玉県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき計上したものでございます。

少し飛びまして、160ページをお願いいたします。

４款１項１目保健衛生総務費は、前年度と比較して5,995万7,000円の減額で、その主な要因ですが、前年度は、この保健衛生総務費に健康課とこども家庭センターの関係経費を計上しておりましたが、今年度はこども家庭センター関係経費を他の科目で計上し、健康課関係経費のみの計上としたことによるものです。

161ページ説明欄の◎保健衛生一般管理費の主な内訳ですが、12節１行目の歯科在宅当番医実施委託料は、年末年始における歯科急病患者を診療するための歯科医療機関への委託料です。その下、休日急患診療実施委託料は、日曜、祝日及び年末年始における医療機関の休日診療委託料です。その下、健康増進計画・食育推進計画策定業務委託料は、令和７年度がこの計画の期間の中間年に当たることから、計画内容の点検評価をするためのアンケート調査や取りまとめを行うための委託料です。

18節２行目、熊谷・深谷・児玉地区小児救急医療支援事業負担金は、本市が属する熊谷・深谷・児玉地区第二救急医療圏において、休日及び夜間の小児救急医療体制を確保するための負担金です。３行下の第二救急輪番制病院運営事業補助金は、休日及び夜間において入院

治療を必要とする重症患者を受け入れる救急医療体制を確保するための市内医療機関に対する補助金です。

162ページをお願いします。

２目保健費は、前年度と比較して4,071万円の増額です。増額の主な要因は、がん検診事業の充実を図るため、医療機関が減少している地域を中心に特定健診や後期高齢者健診と一緒にがん検診を受けることができる体制として、新たに地域での集団総合検診を実施することや、がん検診等の対象者全員への受診券の送付を行うものです。

163ページ、説明欄の◎健康づくり推進費の主な内訳ですが、７節謝金は、プレコンセプションケア普及啓発に係る健康講座や熱中症予防、心の相談事業などを実施するための講師等への謝金です。その下の褒賞品費は、健康づくりチャレンジポイント事業のポイント獲得者に贈呈する市内共通商品券の購入経費です。

165ページをお願いします。

２つ目の◎成人保健費の主な内訳ですが、10節２行目の印刷製本費、11節１行目の郵便料及び12節２行目の封入封緘業務委託料は、がん検診等の対象者全員への受診券送付に係るものです。

12節１行目、検診委託料は、がんや生活習慣病などの疾病を早期に発見するための各種検診に係る経費で、令和７年度は、これまでの個別医療機関での検診に加え、新たに集団総合検診を実施するものです。

18節３行目のがん検診受診促進事業補助金は、受診率向上を目的として、健康保険組合等の他の医療保険者が行う周知活動に対する補助金です。

次の感染症予防費（健康課）の主な内訳ですが、12節１行目、予防接種委託料及び18節予防接種助成金は、予防接種法に基づく高齢者を対象とした定期接種に係る費用及び本市独自で実施する50歳以上を対象とした帯状疱疹ワクチン接種助成に係る費用を計上したものです。

167ページをお願いします。

２つ目の◎狂犬病予防費は、狂犬病予防接種事業に係る経費です。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして、36ページをお願いします。

13款２項２目衛生手数料、１節保健衛生手数料は、犬の登録及び狂犬病予防注射済証交付に係る手数料です。

38ページをお願いします。

14款１項２目民生費国庫負担金、１節社会福祉費負担金の説明欄２行目、国民健康保険税未就学児均等割負担金は、未就学児に係る国民健康保険税均等割の軽減措置の財源として交付されるものです。次に、５行下の国民健康保険基盤安定負担金は、国民健康保険税の軽減措置に対して一定割合が補てんされるものです。その下の国民健康保険産前産後保険税負担金は、国民健康保険の被保険者が出産する、または出産された場合の産前産後期間に係る国民健康保険税の軽減措置の財源として交付されるものです。

40ページをお願いします。

２項３目衛生費国庫補助金、１節保健衛生費補助金の説明欄１行目、疾病予防対策事業費等補助金は、がん検診の受診勧奨等に対する補助金です。

42ページをお願いします。

３項２目民生費委託金、１節社会福祉費委託金は、国民年金業務の法定受託事務に係る委託金です。

44ページをお願いします。

15款１項１目民生費県負担金、１節社会福祉費負担金の説明欄５行目、国民健康保険基盤安定負担金は、国民健康保険税軽減額及び軽減対象者の一定割合に対して補てんされるものです。その下の国民健康保険税未就学児均等割負担金は、国民健康保険税の未就学児均等割軽減額の一部を県が負担するものです。その下の後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、保険料軽減分の一部を県が負担するものです。２行下の国民健康保険産前産後保険税負担金は国民健康保険の被保険者が出産する、または出産された場合の産前産後期間に係る国民健康保険税の軽減措置の財源として県が負担するものです。

46ページをお願いします。

２項３目衛生費県補助金、１節保健衛生費補助金の説明欄１行目、骨髄移植ドナー支援費補助金は、骨髄等を提供するドナーに対する休業補償に係る県補助金で、補助率は２分の１です。その下の健康増進事業費補助金は、補助率３分の２で、その下の熱中症予防対策事業補助金は、補助率２分の１です。５行下の自殺対策強化事業補助金は、対面相談やゲートキーパー養成事業に対する県の補助金です。その下のＡＹＡ世代がん患者在宅療養支援事業補助金は、若年者の末期がん患者の在宅生活を支援する事業に対する県の補助金です。その下のアピアランス支援事業補助金は、がん治療に伴う医療用ウイッグや補正具等の購入費助成に対する県の補助金です。

少し飛びまして、60ページをお願いします。

20款４項１目雑入、３節負担金収入の説明欄４行目、検診自己負担金は、若年者層を対象とした乳がんエコー検査実施に係る自己負担金です。

62ページをお願いします。

４節交付金及び助成金収入の説明欄６行目、後期高齢者医療制度長寿健康増進事業補助金は、人間ドックに係る埼玉県後期高齢者医療広域連合からの補助金です。

次に、５節委託金収入の説明欄２行目、後期高齢者健康診査委託金は、健康診査に係る広域連合からの委託金です。その４行下、高齢者保健事業・介護予防一体的実施業務委託金は、高齢者保健事業実施に係る広域連合からの委託金です。

以上で、健康福祉部所管部分の説明を終わります。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第７号の質疑

○委員長　質疑を行いますので、質疑のある方は挙手願います。

本日は、課は問わず質疑を受けたいと思います。２～３項目ずつお願いいたします。

それでは、挙手願います。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　令和７年度民生費予算ということで、よい新規事業もあって、国保繰出金以外は結構評価できる事業が増えたかという全体的な私の評価の中で質疑を行っていきたいと思います。

当初予算の概要からお願いします。

16ページですけれども、保育コンシェルジュ、重層的支援体制整備事業というふうに位置づけられていますけれども、130万円増えたということで、まず内容ですけれども、保育コンシェルジュ１名を子ども未来課に配置、これは前から１名いたんですよね。このコンシェルジュは何か資格が要るのかというところも含めて、どういった仕事をするのか内容をお伺いします。130万円増えているわけですから、そういった内容もお願いします。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　保育コンシェルジュにつきましては、今年度もおりまして、130万円増えたのは、人件費に伴う増額でございます。目的といたしましては、子どもを保育園等に入れるために保護者が行う活動に対する保護者の苦労や負担感を軽減するため、保活の初期段階から支援することが求められております。また、保育園等に入園が至らなかった場合におい

ても、継続して保護者の意向の把握に努め、保護者に寄り添った丁寧な支援が求められているところで、本市においても０歳児から２歳児までの保育の需要が高い傾向にございまして、希望する保育園等への入園に至らない場合も少なくないことから、保育コンシェルジュを活用した支援を実施し、保活に対する負担を軽減させているものでございます。

業務内容につきましては、子育て家庭等から保育サービス等の相談に応じております。地域における保育所や各種保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行っておりまして、実際に保育士の方が行っております。そして、園の状況、保育に関わる状況の相談支援等を行っているところでございます。先ほども言いましたけれども、増えているのは、主に人件費でございます。

以上であります。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、１名が２名に増えたわけではないですけれども、１人の勤務時間が増えたということで、需要があるのかというところで、保育士と先ほど説明がありましたけれども、普通に考えた場合、これは職員で対応できないのかと見てしまうところですけれども、保育園の紹介とか保育サービスの情報提供は、より職員が分かっている部分があると思うんです。保育士を入れる意味合いというところで、もう一度説明いただきたい。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　実際、コンシェルジュだけが行っているわけではなくて、もちろん、コンシェルジュがメインとなって、育児等の相談、そういったものには主にやっていただいているところでございます。そのほか、事務職員も、保育園の状況、各保育所の内容についての相談、質問等に対する応対等もできますので、その辺のところは、コンシェルジュに任せているだけではなく、子ども未来課の職員として一緒に相談に応じているところでございます。

以上でございます。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　19ページ、放課後児童健全育成事業ということで、学童保育についてお伺いしたいのですけれども、今の現状ですけれども、待機は、自分の通っている学童でなければおおむね入れている状況なのかといったところで、西小学校に特化して質疑したいのですけれども、西小学校は、今２つ部屋があるのですけれども、まず、２つに分けている基準、例えば、低学年と高学年で分けているような、分け方について現状どうなっていますか。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　西小学校の学童につきましては、２学童あります。第１学童で定員70名、第２学童で定員50名ということで、合計すると120名で行っているところでございます。第１学童を低学年、第２学童を高学年という形で行っているのですけれども、来年度の状況といたしますと、第１学童が70名のところ、小学校１年生は全員入れるのですけれども、２年生においては、35名募集がありまして、実際、35名が全員、第１学童の70名の中に入れない状況でございます。そういったことから、第２学童、高学年の50名のほうに５名分入れさせていただいて、定員が、小学校全体で120名ですけれども、120名以上応募がありますので、そちらについては、ほかの空いている学童に市のほうで移送する予定でおります。

以上であります。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、第１学童が低学年ということで70名ですけれども、今度の新１年生がかなり占めてしまっていて、現１年生、４月から新２年生ですけれども、その子たちが全員入れていない状況だということで、今の説明ですと５名だけが高学年に行ってしまう。５名の子たちは高学年と一緒に過ごさなくてはならないということですけれども、高学年のほうは何年生までが入れるのですか。一応６年生まで入れるわけですけれども、低学年で２年生全部が入れていないわけです。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　今手元にデータがございませんので、何年生から行ける状況かは手元にない状況でございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　後で教えていただきたいのですけれども、そうしますと、２年生が５人入って、新３年生もかなり占めてくるので、入れない子たちが多いのかという状況かと思います。西小学校・泉小学校というのは需要があるという地域ですけれども、そういったときに今後の対応です。今の状況だと新２年生自体が低学年のところに入れていない状況というのは、かなり厳しい。そうすると、４年生も入れない、５年生も入れないという状況になってきてしまうのかというところで、計画が今すぐにはないと思うのですけれども、対応をどういうふうに考えているのかお伺いしたいと思います。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　現在、令和７年度、通っている学校の学童には通えずほかの小学校の学童に行く予定なのが、忍小学校と西小学校になっております。来年度はそういった形で送迎を

予定しているのですけれども、実際、今年度、泉小学校を太田保育園でやっていたのですけれども、そちらは小学校のほうに移設、こちらは条例改正をさせていただいて、人数も多少なりとも増えているような状況でございます。見沼小学校につきましても、定員34名だったのですけれども、40名まで入れるように増築して、移送しなくても済むような形で行っております。また、昨年度においては、埼玉第２についても同様の形で、少しずつではございますが、ほかの小学校に行かないような形で検討して、実際にそういった形で行っているところでございます。来年度の予定は今のところございませんが、そういったことも含めまして、今後も検討していきたいという形では考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長　西小学校について、何年生が何人ほかの学童保育室に行くかというのは把握できていないということですか。

○子ども未来課長　今、手元にない状況です。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　親御さんとしては、なるべく自分の家近くのところに預けたいわけです。勤務先においては、最後は必ず迎えに行かなくてはなりませんので、遠いところは送迎が負担になる。その辺を考えると、今、西小学校のことを聞いているので、西小学校の対応ということで、空き教室の把握というのはしていますか。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　現在のところ行っていない状況です。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうであれば、空き教室の把握もしていただいて、そういった対応を今後考えていただきたいと思います。要望とします。

○委員長　次に、岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　放課後児童健全育成事業の関係で質問させていただきます。

対前年度比で約30％予算が伸びている。大分大きい金額かと思うのですけれども、30％アップした理由についてもう一度伺いたい。

あとは、表記の部分で教えていただきたいのですけれども、参考のところに延べ利用人数が９千何百人と書いてあって、総定員数が括弧書きで950人、この表記が、総定員数というのが必要なのかどうなのか。延べ人数と総定員数の２つの表記の仕方が、何でこういう表記をするのか分からなくて、教えていただければと思います。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　まず放課後対策事業費の増額でございますが、実際、事業費◎全体ですと8,612万9,000円という形で増額しておりまして、そのうちの12節放課後児童対策事業委託料という形で、事業者に委託している委託料ですけれども、こちらが7,183万円増額という形で、ほぼこちらの増額になりまして、運営するための人件費がほぼでございます。１箇所当たり２名から３名の人が配置されて、支援員等が対応していただいているのですけれども、そちらの人件費の増によるものでございます。

19ページの延べ利用人数と総定員数の書き方ですけれども、括弧書きの総定員数というのは定員の話になるのですけれども、延べ利用人数というのが、実際のところ月ごとで変動しておりまして、月を足し上げた延べ人数で入れさせておりまして、実際、これを12で割ると平均した月の人数が出るような形で記載させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　そうすると、延べ人数については、12で割れば利用者が分かる。分かりました。

この件についてもう１点質問させていただきます。

人件費ということで理解できたのですけれども、これにつきましては、市から補助金が行っているということで、各事業所から運営に関しての決算書みたいなものはもらっていらっしゃるのですか。決算書があれば、確かに人件費等の部分が幾ら支払われているということで、人件費増加の部分がその書類を見れば把握できるかと思うのですが、そういった意味で、この書類というのは１年たってもらっていらっしゃるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　実際の状況につきまして委託事業者から実績報告をいただいておりまして、細かい確認をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　分かりました。ありがとうございます。

○委員長　田中副委員長。

○副委員長　関連して確認ですが、ほぼ人件費で上がったということをお答えいただいたわけ

ですが、これは、単純に考えて、指導員の給料をアップしたというふうに理解してよろしいのか。あと、民営から公営へということで泉小学校の学童が変わったと思うのですけれども、それが、委託であれ、公営に変わったということは関係がないか、その２点だけお願いいたします。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　今勤めていただいている支援員等の人件費の経費でございます。給料という形になります。

そして、泉小学校が民間施設から公営になりましたけれども、学童の定員があまり変わらないものですから、太井保育園でやっていた方が泉小学校のほうに来てやっていただくような形になりますので、給料はアップしますが、来年度も本年度と同様の形でやらせていただく予定でございます。

以上でございます。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　21ページの母子手帳アプリ導入事業をお伺いしたいのですけれども、母子手帳もアプリになる時代なのかというところで、内容を聞きたいのですけれども、まず、母子手帳は医療機関で手書きで記述するところが結構あるわけです。そういったところは入力なのかというところで、予防接種の判を押したり、いろいろな内容が入ってくるわけですけれども、まず、医療機関で対応しているかということです。

○委員長　堀口課長。

○こども家庭センター課長　母子手帳アプリに関してですけれども、今、国が母子保健事業のＤＸ化を進めていて、将来的には医療機関と連携して、全て電子データのやり取りで完結するような形を目指して動いております。実際に母子手帳アプリを導入させていただく経過の中で、まずは、アプリを皆さんに登録していただかないと電子データのやり取りも進んでいきませんので、まず、アプリを導入して、現時点では行田市内の医療機関はこのアプリの対応はしていないのですけれども、将来的には、ご協力をいただいて、アプリを使って、健診の予診票ですとか、予防接種の予診票ですとか、接種記録等も管理できるような体制をつくっていくというような国の大きな流れに乗って、手始めにこちらのアプリの導入をさせていただいて、登録者を増やして、登録した方がアプリを使って記録管理ができるような体制をつくっていくという形で事業を進めていくことを考えております。

以上です。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　導入するということなので、すぐできるのかと思ったら、そうではなくて、国のＤＸ化に伴って、将来的に目指すという、見通しがよく分からないような事業かと思うのですけれども、いつからというのはあるのですか。

それと、今回の予算というのは何に使うのですか。例えば、周知する。登録してもらうということもありましたけれども、登録したところでまだ使えないのかと、ちょっと疑問が湧くのですけれども、お願いします。

○委員長　堀口課長。

○こども家庭センター課長　今回の予算については、まず、母子手帳アプリのシステムをつくっていただくのと、そのシステムの使用料に関する予算を計上させていただいているところですが、実際、アプリで記録を管理するというところは、国のＤＸ化と医師会等、いろいろなところのご協力を踏まえてやっていく必要があるのですけれども、現段階でできることとして、予防接種の情報発信ですとか、今やっておりますいろいろなアンケートとか、そういったものの情報発信をこのアプリを使ってやらせていただこうと考えています。

記録は、保護者が記録をすれば、その記録がデータとして残るような形になります。今委員がおっしゃったように、病院を受診したときに医療機関で入れた記録がそこに反映するということは現段階ではできないですけれども、保護者がおうちに帰って自分のアプリにデータを入れれば、それが健診記録として残っていくということはできるような形になっています。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　確かに、保護者が記述するところもあるので、そこは分かったのですけれども、そうしますと、電子のアプリと紙と併用しなくてはならないかと疑問が湧いたのですけれども、２つ持たなくてはいけないのですよね。

○委員長　堀口課長。

○こども家庭センター課長　当面は、紙の母子手帳と電子のアプリを併用して使っていただくような形になります。国は、令和８年度のＤＸ化を目指して動いております。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうすると２つできてしまうので、本当は１つでいいわけですよね。課長の言っているのは分かったのですけれども、令和８年度ぐらいからは医療機関と連携を目指しているということで、主に周知なのか。２つあると混乱してしまうという部分もあります

ので、取りあえず分かりました。

次にいきます。

20ページのおうち子育て支援事業をお伺いしたいのですけれども、こども誰でも通園制度、今まで無料だったのですけれども、それが利用料300円ということで、４月から実施するという内容です。その中で、５園、やごう、やなぎ、小羊、和光、太井にプラスで新設するということで、あと１つはどこかお伺いしたいのと、これは登録者が非常に多いということで、対象者の44％が登録しているというということは、使う可能性がある方たちですけれども、これを見ていますと、民間に頼っている状況かという中で、市としては公立３園を持っているわけですけれども、公立保育園としてもやっていかなくてはいけないのではないかと思いますけれども、その辺はどうなのでしょう。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　１つ予定しているところは、あくまでもまだ予定ですけれども、認可外施設のハッピータイムでやっていただこうかと考えているところでございます。公立につきましては、昨年度も検討したのですけれども、実質、部屋が足りないというのと、こども誰でも通園制度を希望する方もいるのですけれども、保育を希望される方も多くて、そちらのほうに部屋、保育士を充てているところでございまして、そして保育士がいないとできないような状況でございまして、民間でやっている事業者を確認しますと、専属の場所で専属の保育士をつけてやっているような状況でございまして、現在のところ公立は厳しいのかと考えているところでございます。

１つ前の学童の質問で確認が取れたのですけれども、西第２学童につきましては、予定としては、２年生、３年生、４年生が入る形で、５年生が４名桜ケ丘小学校に行く予定でおります。６年生はいない状況です。５年生４名が行くような形で、４年生までが西小学校という形になっております。

以上でございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　西小学校のほうですけれども、５年生が４名桜ヶ丘学童に行くということですけれども、多分、諦めている方が結構いらっしゃると思います。ですので、先ほど言ったように、両方が低学年になってしまったら飽和状態なのかというところで、空き教室、新設も含めて考えていただきたいと思います。

元に戻りますけれども、先ほど、公立ができない理由として、部屋が足りない、保育士が

足りないということですけれども、保育士というのは専属で別に募集すればいいので、その辺は解決できることかと思います。部屋が足りないという状況は、私も確かに３園の状況を知っています。クラスごとの部屋しかないと思います。そうしますと、ほかの民間の５園というのは、部屋数はもともと余裕があるのですか。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　現在の５園は余裕がありまして、私立保育園ですと10箇所あるのですけれども、そのうちできるところで行っているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　関連して、20ページの下のほうの公立保育園運営事業にいきたいのですけれども、参考で受入児童数が書いてあります。こども誰でも通園制度にも関連してくるのですけれども、聞きたいのは、長野保育園が71人、持田保育園が66人、南河原保育園が41人です。定員がそれぞれ90人、90人、60人になっているのです。そうすると大分余裕がある。ホームページでは定員が90人、90人、60人とうたっているのですけれども、70％、60％しか受け入れていないのです。これというのはどういう状況なのかお伺いしたいと思います。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　実際のところ、保育士数が足りないのが事実でございます。そういったことから、今年度９月においては、保育士を増やそうという形で、派遣のお願いをして、了承していただいて増やしたわけですけれども、実際のところ、派遣会社においても人が集まらないという状況でございました。保育士を増やすという形で、人事課の所管でもあるのですけれども、ハローワークだけではなく、ほかのところにも呼びかけていただいておりまして、実際のところ、そちらから応募も増えている状況でございます。

それが１点と、公立保育園は配慮が必要な子も多く入っておりまして、そういったお子様を対応するのに保育士を割かれている現状もございます。そういった形で、定員を割って、よりよい保育を目指しているところでございまして、そうなったときに、定員数より少ない人数で保育を行わせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　少ないほうが保育士の目が行き届くのでいいのですけれども、何で定員の68％とか、それしか入っていないのかという中で、一番は保育士が集まらないということが

ネックなのかということで、何で民間には集まって公立には集まらないのか、そういった分析はしていますか。待遇とか給料の面でも、水準というのは民間よりいいわけですよね。その辺の分析はどのようにしていますか。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　実際、保育士が民間でも足りないという話は伺っているところでございます。公立は定員数に変更をかけていないのですけれども、民間につきましては、施設は昔のままというか、前からあるものを使っていて、保育士、または児童の預かる人数に応じて利用定員数を下げたりしておりまして、利用定員数という形で表記するとちょうどいい人数になっております。

以上でございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　一番は、定員が90名とうたっていて、実際が71名しか入っていないという状況で、保育士がいないというのは、周知を含めて、市の責任なのかと思うのです。そこの最大限の努力というのをしなければ、ホームページでうたっていることがうそになってしまうこともあります。難しいのも分かります。ただ、その辺が一番重要なのかな。もちろん、配慮の必要なお子様を受け入れている受皿の部分に関しては、公立でしかできないことはあると思うのです。要望になってしまいますけれども、保育士の補充というのをお願いしたい。

○委員長　上村部長。

○健康福祉部長　保育現場からの声を聞くと、正職員が少なくて、会計年度任用職員の保育士を募集しているのですが、会計年度もなかなか来ない。現場の声を聞くと、保育現場での責任は正職員に持ってほしいので、そこを中心と考えると、より多くのお子さんを受け入れる態勢ができていなかったという反省がございます。そのため、何年ぶりかは分からないのですけれども、行田市では令和７年度に正職員の保育士を募集しまして、何件か応募も来ているとお聞きしています。ですので、会計年度の保育士とも協力しながらですが、現場は、正職員の保育士を中心として責任ある保育体制を築いていけるようにしていきたいと考えています。

以上です。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　公立だけではなく私立、行田市にとって、保育士が足りないという共通の認識でございまして、概要の17ページ、一番下の保育サービス充実促進事業、国・県、そし

て市で行って保育士を充実させていきたいという形で事業がございます。

その左側、保育所運営費補助事業という形で、こちらは市単になるのですけれども、保育の質を高くするために補助を行っているところでございます。そして、今年度、埼玉純真短期大学を迎えまして、あそこも保育士の卒業生を出しておりますので、その辺との連携も強化しているところでございます。

以上でございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　部長がおっしゃったように、正職員なんですよね。会計年度なのに担任を持っていた事例が実際にありました。やはり、待遇が全然違うわけです。そういったところで、会計年度ではなく正職員の募集というところに特化してやっていただきたいということでお願いします。

○委員長　田中副委員長。

○副委員長　概要の16ページから教えてもらいたいのですが、３歳未満児保育料無償化事業を先進的に国に先駆けて進めていただいていることも背景にあると思うのですが、先ほど課長のお話の中でも出ましたけれども、ご兄弟で同じ園に行けない例があると市民から聞いておりまして、そういうことの今後の見通し、そういうことに対してどう働きかけて納得していただいてとか、コンシェルジュの方がその辺のご相談に乗ってとか、どういう状況、どのぐらいの割合でいらっしゃって、今後どうしようと思っているか。３歳未満児保育料無償化事業はすばらしいことなのですが、それに伴ってあることで、前からもあったことかもしれないですが、増えているのか。その実態とともに、今後を教えていただけたらと思います。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　３歳未満児保育料無償化につきましては、実際、かなり好評を得ているかと思います。そういった形で、０、１、２歳児の募集が、多く申請があるのが現状です。３歳児以上になってくると、既に入っているお子さんのほうが多いですから、それなりに申請は少ないのですけれども、特に、始めたばかりというのもありまして、来年度入所の人数ですけれども、２歳児の募集がかなり多くなりました。

そういったところで、多分、２歳児が入ろうとしたときに上の子と一緒に入れない方が、少ないのですけれども、そういった事例を確認しているところでございます。２歳児が入りにくいというのがございます。というのが、０歳児から入れる方もいらっしゃいます。そういった方は、０歳児とか１歳児ですと、そもそも定員がいないところに入るような形で入れ

るのですけれども、２歳児というのが１歳児から上がってきたところに入るようなイメージになっておりまして、１歳児で既に満タンの場合に２歳児で入れない。人気の園がどうしてもありまして、そこで２歳児がどうしてもあぶれてしまうというときに、上の子がそこの園にいるのだけれども入れない。下から上がって来る子を追い出して入れることは、実際のところしていないです。そうなってきたときに、そういった事例が出てくるところでございます。

そういった中で、どういった対応をするかという話になってくると、保育士の配置をうまく変えることができるのか、また、保育士を増やすことができるのか、その辺のところはどうしても園の状況によってきますので、そういった形で寄り添いながら、保育園、また保護者の方にも話しながら相談しているところでございます。

以上でございます。

○委員長　田中副委員長。

○副委員長　では、一定のご納得をいただきながら、実際には、事例として分からないのですけれども、ご兄弟で分かれてしまっているので、受け入れてもらってということで、今のところは行っているという感じでしょうか。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　ここはどうしても相談という形になります。そして、実情に応じて、例えば、上にいる子はそこの園ですけれども、違う園なら２人して行けるとか、そういったご提案です。あともう少しだから上の子はあそこがいいというのは、どうしてもその方の判断もありますので、状況に合わせて提示をしながら相談に応じているところでございます。

以上でございます。

○委員長　田中副委員長。

○副委員長　分かりました。そういった形で、ご納得いただきながら、なるべく沿った対応をいただいている。また、課長がおっしゃっていただいた、今後に対しては、保育士を増やすことで、何とかそういったことの解消につながらないかと目指しているということですよね。ありがとうございました。よろしくお願いします。

○委員長　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　おうち子育て支援事業の関係でお尋ねします。

細かいところですけれども、始まったのは令和６年度からでしたね。ヴェールカフェの利用券3,000円分について、令和７年度も引き続きということでございますが、令和６年度の

利用実績、まだ終わっていませんけれども、例えば１月、２月とか、この辺のところまでの利用実績がどうなのか、あとは、新年度の対象は何人ぐらいを予定しているのかお尋ねいたします。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　実績はすぐ出ないので後にさせていただきますが、ヴェールカフェチケットは800人を見込んでいるところでございます。800人×3,000円で240万円の予定でございます。実績については後でお示ししたいと思います。

○委員長　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　ありがとうございます。800人ということで、そのチケットをもらった方が利用できるわけですね。分かりました。

○委員長　他に質疑ございますか。

斉藤委員。

○２番　斉藤委員　41ページの健康づくり推進事業、これは拡充となっているのですけれども、何を拡充したのか、あと、実施事業の中で、前からやっている事業もあるのですけれども、多分令和６年度から出てきたのだと思うのですけれども、熱中症対策事業と６番目の自殺対策事業の内容です。どういったことをやるのかお願いします。

○委員長　長島課長。

○健康課長　お答え申し上げます。

確認してからでよろしいですか。申し訳ありません。

○委員長　今の件に関しては、後ほど確認後お願いします。

斉藤委員。

○２番　斉藤委員　拡充とうたっているので、担当課はちゃんと答えられるようにしていただきたいと思います。

がん検診各種事業でレディース健診、女性スタッフによる乳がん、子宮がんと、とてもいいことだと思うのですけれども、これを入れる動機、背景、市民から何かお声があったのですか。

○委員長　長島課長。

○健康課長　お答え申し上げます。

まず、何件か市長への手紙とかも頂いたこともございまして、特に、子宮がんの検診につきましては医療機関が限られてしまいますので、それを選びたい。また、女性スタッフ、女

性医師による検診をしたいということで希望がございましたので、取り入れたところでございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　取りあえず、それはいいです。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　先ほどの岩﨑委員のヴェールカフェチケットの利用率についてでございますが、１人当たり300円を10枚という形で配っておりまして、金額ベースでのご回答にはなるのですけれども、実際、予算額が90万円あって、２月分までで45万9,600円という形で、約51％の利用になっております。１人当たり3,000円配っておりまして、額でいうと半分ぐらい使っているという形になります。

以上でございます。

○委員長　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　調べていただきましてありがとうございます。そうすると、利用率がこの時点で半分ということですと、先ほど800人を想定しているということでございましたが、この比率でいけば半分ぐらいに終わってしまうのかということを考えますと、これについて、せっかく予算を取るわけですので、しっかりと告知されて使っていただいたほうがいいのかと思います。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　子ども未来課としても、そういった考えで、子育て支援に関する方にＬＩＮＥでの周知、そして、あと１カ月ですという形で、市報「ぎょうだ」３月号で周知させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長　田中副委員長。

○副委員長　19ページの子ども医療費支給事業ですけれども、予算計上を拝見いたしますと前年度比で1,900万円近くアップということで、これは実績に基づいてだと思うのですけれども、子どもはそんなに増えていないかと思いながら、積算根拠を教えていただければと思います。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　子ども医療費は令和６年度当初より増えております。そして、令和５年度についても実績を入れさせていただいているのですけれども、令和５年度については、イン

フルエンザも早くからはやりまして、かなりの支出をしたところでございます。今年度においても、手足口病等、はやり病がはやって増えているところでございまして、そういった実績を踏まえて令和７年度の予算額を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長　長島課長。

○健康課長　先ほどご質問いただきました健康づくり推進事業に関して、まず、拡充したところにつきましては、先ほど申し上げましたように、熱中症の部分と自殺対策の部分でございます。熱中症の部分につきましては、シルバー人材センターを活用して地域での講習を行うことを15回分を用意させていただきました。地域のいきいきサロンですとか高齢者の集まり、スポーツ団体の集まりというところで、ご希望があれば講座に伺いたいと思っております。

もう一つ、自殺対策の関係で申し上げますと、職員研修を今まで年１回開催しておりましたが、今回は３日間開催して、広く自殺対策、ゲートキーパーの育成を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長　暫時休憩いたします。

午後　　０時　００分　休憩

午後　　０時　５８分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第７号の質疑続行

○委員長　午前中に引き続き質疑を続行いたします。斉藤委員。

○２番　斉藤委員　41ページの、長島課長から説明がありましたので再質疑したいのですけれども、拡充したのはどこなのですかというところで、熱中症と自殺対策事業を拡充したということですけれども、回数が１回から３回に職員の研修がなったとか、あと、地域に出向いた熱中症予防講座ということだけれども、内容的にどういうところを拡充したのか。ただ職員の研修の回数が増えただけとか、そういうことなんですか。内容的には何か、それだと拡充とわざわざここにうたう必要あるのかなということで、内容の充実というのはないのかな。予算もこれ実は減っているんです。これは全体的なことなので、２つだけではないんですけれども、もうちょっと説明いただきたいと思います。

○委員長　長島課長。

○健康課長　健康づくり推進事業に関しましてお答え申し上げます。

拡充した部分ということで２点、ポイントをお話しさせていただきましたけれども、まず、熱中症予防対策事業につきましてですが、こちらに関しましては、先ほどシルバー人材センターに協力をいただきながらというお話をしたと思うんですけれども、これまで本市の職員、もしくは今まで熱中症の応援いただける市民の方たちを養成して、その方たちに講演をいただいたんですけれども、なかなかそういうスタッフも少なくなってきたところと、あと市の職員のところも行ける時間が限られたところありますので、新しくシルバー人材センターの方々に熱中症のこちらから講習をする、そしてシルバー人材センターの方々から広げていただくということを今計画をしているところです。ですので、携わる人たちを増やすということが一番のキーポイントだと思います。

もう１点あります。自殺対策の関係ですけれども、こちらは本年、自殺対策計画の更新をして第２期を策定しております。その中で検討する中でも、委員の中からゲートキーパーの養成についてはもっと力を入れて講習を行うようにというご意見もありましたので、職員だけでなく、周りの方々、いろんな方々に来ていただくゲートキーパーの養成に努めていきたと思っております。

以上でございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　あと４つぐらいあるんですけれども、まず生活保護ですけれども、従前より私が指摘していたのはケースワーカーの受け持つ人数、配置基準から照らして少ないのではないかということで言ってきたんですけれども、新年度はこのケースワーカーの人数というのは人事課のほうで増やしてくれたのかどうか。１人80世帯ぐらいの基準がある中で、本市の場合100世帯ぐらい持っているという中で、ほとんど３割ぐらいしか訪問活動ができていなかったという実態がありましたので、その辺どうなっているのかお伺いしたい。

あと、通いの場、乗合型ＡＩオンデマンド交通利用補助金ということで、いろいろ、やすらぎの里とか永寿荘、南河原荘のほうにオンデマンドタクシーを出すということなのですけれども、もうちょっと内容についてお伺いしたいです。

それと129ページからの訪問支援事業委託料と131ページの社会参加支援事業委託料ということで、社会とのつながりがない方に訪問ということですけれども、この事業について、もうちょっと詳しくお伺いしたいと思います。とりあえずその３つお願いします。

○委員長　藤倉課長。

○福祉課長　お答えします。

ケースワーカーの人員についてですが、こちらに関してはまだ人事異動等発表されていません。現在の世帯数としましては約819世帯になっています。これが１月末の数字になります。訪問の率でございますが、１月末でお宅に伺った数字自体は80％いっています。しかしながら、実際にお会いする、おうちに行ってもお留守とかということもあるので、実際に面接ができた率としては60.7％になります。

以上でございます。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　ＡＩオンデマンドの補助の関係でよろしいかと思うんですが、こちらは、うちのほうで車両を出すのではなくて、あくまで交通対策課のほうで１月から始まりましたＡＩオンデマンドを利用して、通いの場であるやすらぎの里、あと、うちのほうで所管している２施設、永寿荘と南河原荘に来られた方に対して、帰りの分をチケットでお渡しして、半額を補助するというものです。実施主体は、今のところ市内社会福祉法人ということで、市の社協のほうに補助を出すような形で検討しております。

以上です。

○委員長　田島課長。

○地域共生社会推進課長　参加支援事業の内容についてですけれども、社会との関係性が希薄化して支援が必要な方、いわゆるひきこもりの方とかに対して、社会とのつながり、本人の希望や状態に合った役割を見いだすための接点を持てるように支援する事業です。

内容としましては、本人が地域に出られない抱える課題というものと地域資源とのマッチングを行うことで、本人の希望や状態に合わせた社会とのつながりづくりを行っていくものであります。

具体的な例で申し上げますと、小学校から中学校までひきこもりの子の相談を受けまして、支援員が継続的に訪問を行って、本人に寄り添い、信頼関係を構築して、最終的には本人の意欲が少しずつ高まってまいりまして、通信制の高校ではありますけれども高校に進学した例などもございます。

以上です。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　それぞれいただいたので、まず、生活保護のほうは４月にならないと分か

らないということで、これ予算には直接すぐ反映はされないということなんですね。ここで何人分とよく言っているではないですか、職員の。増えるわけだから当然ここに入っているのかなという感覚で聞いたんですけれども、４月にならないと増えるのか分からないということで、それでお伺いしたいのは、以前12月に一般質問しましたけれども、３割しか訪問できていないと言っていたんですけれども、ここに来て、結局819世帯ということは２人ぐらい不足しているわけですね。

そう考えたときに、増えなくても60.7％まで訪問が増えているというと、どういうことなのかなとなってしまいます。私から言えば基準に達していなくて大変だと。１人当たり受け持つ世帯が多くて回っていないという主張をしてきたわけですけれども、結局、増えていない中で、ここの訪問が倍ぐらいになっているわけです。それは何だったの、さぼっていたのということになってしまいますので、その辺説明いただきたいと思います。

それと、通いの場、乗合型オンデマンドですけれど、これは帰りだけの支援なのですか。行きはどうやって行くんですか。帰りだけ、半額補助。そうだとしたら、どうやって行くのでしょうか。

それと社会とのつながりのほうですけれども、ひきこもりや地域に出られない方に対してマッチングということでご説明いただきましたけれども、小・中学校の事例は伺ったんですけれども、私も相談を受けることあるんですけれども、ひきこもりの大人に対してはどういうふうに接点を持つのでしょうかというところです。会ってくれないんですよ、ひきこもりされている大人の方というのは。そういった事例があるのかどうかと、どういうふうに対応しますかというところでお伺いしたいと思います。

○委員長　藤倉課長。

○福祉課長　訪問が倍になったのはなぜかということです。ただ、まだ現在も訪問自体、実際にお会いできたのは60％なので、訪問自体は80％、行ったお宅は80％ですが、実際お会いできたのが60％しかお会いできていないので。

○２番　斉藤委員　３割だったよね、12月は。

○福祉課長　はい。以前は。

○２番　斉藤委員　そこが倍になったんでしょう。

○福祉課長　その中でケースワーカーが工夫して事務を時間外にやっていたりとか、訪問するタイミングなんかをよく考えて、効率を考えながらやった結果でございます。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　ＡＩオンデマンドの補助の関係ですけれども、まず、帰りだけかということですが、こちらにつきましては帰りだけですが、どういうことかというと、基本的に通いの場、こちらで提供させていただいている通いの場のうちの３施設、やすらぎの里と永寿荘と南河原荘、こちらも通いの場ですが、通いの場に来る方というのは年齢がおおよそ65歳以上という方ですが、その方は、まずその通いの場にＡＩオンデマンドで自分のお金で来ていただいて、絶対帰りますので、その分を補助するという形です。実際、半額補助するという中で、どのような方法がいいか考えたんですが、帰りの分をチケットでお渡しすることによって確実に半額補助できる。

通いの場に来る方というのは、ある程度こちらで特定できますので、その事務をそれぞれ指定管理をしている社協のほうにお願いするという形で進めるものです。帰りは全額ですので、往復で高齢者の方ですと1,000円、75歳以上の方だと1,000円かかりますので、そのうちの帰りを丸々なので、全部の半額という形です。

○委員長　田島課長。

○地域共生社会推進課長　ひきこもりの大人に対してどういう接点を持つのかということでございますけれども、こちらにつきましては、まず、そのひきこもりの方をどうやって把握しているのかという現状を申し上げますと、地域包括支援センターとか北埼玉障がい者生活支援センターなどの各種の相談支援機関、こういったネットワークとか、あとは民生委員、また自治会などから情報が入ってまいります。そういった中で潜在的な支援対象者というのは把握しております。

先ほど子どもの例を例えましたけれども、基本的には大人の方を対象として支援はしております。委員おっしゃられましたように、訪問とかお手紙とかしても、なかなか問いかけに応えてくれないというところが問題にはなっているんですけれども、ひきこもりにつきましては粘り強く、まずは訪問したという実績をつくっていくことが重要であると考えておりますので、引き続き継続的に訪問をしていきたいと考えております。

また、そういった方たちを参加支援に結びつけるということで、協力企業についても開拓しております。そういったひきこもりの方が就労体験できるような企業にも協力いただきながら、そこをマッチングして、ひきこもりの解消を図っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　まず生保のほうですけれども、効率を考えたということと、もう１つは、

時間外というと、ひとえに残業を増やしたということですね。やはり足りないんでしょう、そうすると。残業すればそれは時間が増えますので、訪問率も上がってくるかなと思いますので、足りないわけですね。引き続き、人事課のほうにも要望していただきたいと思います。それはいいです。分かりました。

それと通いの場のほうは分かりましたので、いいです。

結構難しい問題なんですよね、ひきこもりの方というのはなかなか心を開いてくれなくて、いろいろと今どうやってやるのかなと、大変これは難しい事業かなと思います。地域包括支援センターとか民生委員ということがありましたけれども、まず会ってくれるというところに行き着かないという、そこも大きな課題があるわけです。

それで、実例としては何かその心を開いていただいたような、そういった例は今までにあるんですか、大人の例としては。まだないんですか。こういったことがありましたという何か例があれば教えていただきたいです。

○委員長　田島課長。

○地域共生社会推進課長　実例で言いますと、80代の両親から50代の無職のひきこもりの方の相談を受けまして、この方に対しては継続的な電話とか訪問を通して、３カ月後に接触に至ったケースというのがございます。

これまでは両親は息子の医療的な支援のみに目を向けていまして、精神科の受診ですとか保健所の訪問などを試みました。両親と息子の関係が悪化していた経緯から、息子本人の困り事、今後の生活相談のような形で息子への訪問を打診して接触に至ったというのがあります。ただ、まだ最終的なひきこもりから解消できたというところまでは至っておりませんが、そういった形で接触して、その後の就労支援につなげていければと考えております。

以上です。

○委員長　他に質疑ございますか。

野本委員。

○１番　野本委員　子どもの居場所の部分で、学習支援の項目も増えるので、それについて質疑をさせていただきます。

これまで福祉課と子ども未来課のほうで、それぞれ所管している社協に委託している学習支援というのもあって、それもまた来年度もあるわけですけれども、この民間による学習支援の場というのが幾つか増えることが予想されている中で、これまでやってきている社協に委託している学習支援の取組との連携なのか、すみ分けなのか、多分何らかの情報共有とか

というのがあるべきなのかなということを考えるんですけれども、その辺りはどのように考えているのかというのをお聞きします。

○委員長　田中副参事。

○健康福祉部副参事　ただいまのご質問、子ども等多世代の居場所づくりの学習支援の、現在やっている学習支援との情報共有についてというご質問ですけれども、子どもの居場所づくりで今回来年度から取り組む学習支援につきましては、民間がやっていただく学習支援を新たに支援していくものでございまして、現在行っております社会福祉協議会に委託している学習支援につきましては、特定の条件に合った方だけを対象としております。今回、居場所づくりで行っていく学習支援につきましては民間がやっていく学習支援となってございますので、直接的な情報共有というのは現在のところ考えていないところでございます。

以上です。

○委員長　質疑に際しましてはページ数等をお示し願います。よろしくお願いいたします。

他に質疑ありましたらお願いいたします。

斉藤委員。

○２番　斉藤委員　地域包括支援センターですけれども、ほんまる、壮幸会、ふぁみいゆ、緑風苑ということで、令和６年10月から緑風苑第二ということで増えているんですけれども、これはホームページ上では同じところになっているんです。緑風苑と緑風苑第二が同じ須加になっているんです。地域に移行するということだと思うんですけれども、これはまだ移動していないんですか。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　今の質問ですが、当初は圏域内に事務所を設けるということでしたが、事務所が見つからない中で、今月18日に圏域内に移動します。場所としますと旧南河原社協の建物を活用しまして、そちらのほうを利用していただいて、そこで事業を実施していただく予定です。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　分かりました。それはいいです。

病児・病後児保育というのは、２施設のままで大丈夫ですか。げんきクリニック、中央病院、現状令和７年度もそれでいけるんですか。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　141ページ、12節病児・病後児保育事業委託料につきましては、令和７年

度においてもげんきクリニックに委託する予定でございます。

以上でございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　聞いているのは、２カ所に増えるという話で、令和７年度はどうなっていますかという。げんきクリニックは当初からのところなので。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　今年度２カ所に増やせるように各病院にご相談、ご依頼のほうをしたところではございますが、実際、現時点では難しいというお話をいただいておりまして、来年度は１カ所で行う予定でございます。

○２番　斉藤委員　２施設だと言っていたと思うんですが。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　当初は２施設というところで、実際行うという話で設備費の補助の予算を組んだところでございますが、そこの行う予定だったところが、実際難しいというお話に話が変わりまして来年度はできないというお答えをいただいておるところでございます。

そういった話もありましたことから、ほかの場所にも、できるところを探させていただいていたんですけれども、そういったところにおいてもなかなか難しいというお話をいただいておりまして、来年度においては１カ所で行うという形になっております。

以上でございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、その設備費というのは予算を組んだんですよね。どうなるんですか。そこのところをきちっと計画の上で、できるということで予算を組んでいるはずです。それで、この予算の説明の中にも当然ないのですけれども、聞かないと出てこなかったんだけれども、そこのところが何でできなかったのか。できるということで予算を組んでいるはずなので、その辺だけもう１度お願いします。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　できるというお話だったんですけれども、実際にできる体制が取れないというお話をいただいておりまして、建物をどこに建てるのかとか、そういうところ再度見直しを、当初の計画より、再度建物自体から見直し。そして、行う場合は誰が実際に行っていただけるのかというところを事業者のほうで再度検討した結果、すぐに着手というのが難しいというお話をいただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　ある程度具体性を持って予算というのは組むものなので、その辺ほかの事業もそうなんですけれども、そういうことがないように、医療機関との話合いをきちっとしていただきたいと思います。それはもういいです。

最後ですけれども、子ども等多世代の居場所づくり支援事業ということで、概要版の18ページの拡充になっているところですけれども、かねてから私はいろいろと思うところがあるんですけれども、大変いい事業ですけれども、例えば、子ども食堂というのは、事業の効果ですね、必要な子どものための事業に果たしてなっているのかな。

何でそんなことを言うかというと、みんなが、子ども食堂どこでやっていると、自分が行っていいのかと、そういった情報の周知が全然できていないんです。ほとんどの子どもは知らないです。ご家庭も。そういう中で、周知不足も含めて、事業をやっていることはやっているんだけれども、まだまだ情報が行き届いていないというところで、その辺どうですか。伺いたいです。

○委員長　田中副参事。

○健康福祉部副参事　子ども等多世代の居場所づくり支援事業につきましては、今年度計画をしているこども計画の中で、こども計画をこども未来審議会というところで審査していただいているんですが、その中においても、居場所づくりにつきましては、子ども食堂がどこがやっているとか、そういったところが周知不足ではないかというご意見をいただいております。そのことから、今後は市においても周知にどのような協力ができるのか検討してまいりたいと考えております。

現在のところは、市内にあります行田こども居場所ネットワークという、子ども食堂等の統括団体がおりまして、そちらにおいてホームページ等で周知していただいているところですが、今後につきましては市でも周知できるよう協力を検討してまいりたいと思います。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　ホームページというのは見ないんですよ。探している人は検索して見つけるんですけれども、例えば学校とか保育園とか幼稚園にパンフレットを配るとか、ちょうどＬＩＮＥやっていますよね。そういったところでも広く周知しないと、知らない方というのはたくさんいらっしゃいます。私もあれどこでやっているのかなと。うちの子も行っていいのかなとか、全然情報が伝わっていないんです。その辺の周知不足というのは、やっていか

なくては事業の意味がないですよね。その辺今後、要望しますけれども、お願いします。

以上です。

○委員長　田中副参事。

○健康福祉部副参事　周知につきましては、各小学校にチラシを配布しているケースもございます。今後につきましては、そのほかにも何かできることがあるか検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　斉藤委員の部分に関連ということで、私の認識というか、知らない部分でお伺いするのかもしれませんが、子ども等多世代ということで、この多世代交流という部分のイメージが自分ははっきり湧いていないんです。多世代、要は子どもから子育て中の親から老人というか、そういう部分を多世代というのか。この辺のところ改めて伺いたいのと、学習支援というところで、どなたが支援してあげるのかという、その辺のところがぴんときていないので教えていただけますか。

○委員長　田中副参事。

○健康福祉部副参事　子ども等多世代の居場所づくりの多世代の意味が分からないということのご質問だったかと思いますが、子ども食堂等、当初は子どもだけでやっていたところもあると思いますけれども、子どもがその食堂で多世代と交わることによって、いろんな話をできたりとか、お年寄りとかにも、子どもと話をできて、いい居場所を確保できるという意味での多世代ですので、子どもからお年寄りまで全ての年代を通してという意味の多世代でございます。

それから、学習支援の関係でございますが、学習支援につきましては、各子どもの居場所としての学習支援ということですので、例えば、子ども食堂をやっている団体が、お食事をとった後に学習支援をやったりとか、また、学習支援だけを子どもの居場所としてやっているというケースでございます。

以上でございます。

○委員長　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　ありがとうございます。

学習支援のほうは少し理解できましたが、多世代の部分でお年寄りまでというお話ありましたけれども、実際に今、斉藤委員のほうから、どこでやっているとか、そういうのがはっ

きり分かっていないということですと、そこに行ってあげられるのかなというのもありますし、実際に今、お年寄りがそういう部分に関心を持って取り組めるのかなという、その辺のところ私は心配というか、どうなのかなと、素人考えですけれども思ったりしますので、その辺についてはしっかりとフォローというか仕組みをつくっていかないと、そこにお年寄りが入っていかないのかなと思うんですが、その辺お考えをいただければと思います。

○委員長　田中副参事。

○健康福祉部副参事　岩﨑委員からご質問いただきました多世代の関係ですけれども、先ほど斉藤委員からもございましたように、子ども等多世代の居場所づくりの周知に関しては、まだまだ課題があると認識しておりますので、今後につきましても周知方法等あらゆる手段を検討して、市内に周知できるよう考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長　他に質疑ございますか。

村田委員。

○５番　村田委員　３点お伺いします。

概要のほうで17ページ、こちらにつきましては部長に聞きますけれども、さきたま古墳公園のこどもの広場事業の関係なんですけれども、恐らく単独でやることは不可能だと思うので、この段階で国の制度を使っての補助メニューがあって、今回新規でこれをスタートさせていくのかなと思います。それが１点目です。それを聞きたいです。

２点目が19ページ、先ほども出ていましたけれども、ひとり親家庭の医療費の関係です。説明の中で令和４年と令和５年の医療費が倍になっている。インフルとか手足口病とかとおっしゃっていましたけれども、それだけではないような数字の増え方なんです。

ですから、ここに扶助費実績と世帯数というのがあって、母子家庭の世帯数が増えたとか、あとは数字的なところでどの年齢の医療費がかかっているのかというのは原課ではなかなか確認はできないと思うんですけれども、少なくとも世帯数、あとは実際どういう、それこそ２倍になっているから、医療費が高い病気にかかっているお子さんや親御さんがいるのかというのは原課として把握しておく必要があると思います。

36ページ、新規事業、児童発達支援センター機能の整備ということで、概要を読んでも、自分の中でどこがこの児童発達支援センター機能を有するところを示しているか読み取れないので、説明をお伺いしたいと思います。

その３点になります。お願いします。

○委員長　上村部長。

○健康福祉部長　まずは、さきたま古墳公園における子どもの遊び場の事業構想検討事業についてお答え申し上げます。

令和７年度は事業構想の検討委員会のみの設置を予定しています。７年度中にコンセプトですとか遊び場のイメージを本市において決定をしまして、８年度・９年度で基本設計とか実施設計に入っていきたいと思っています。国の補助金なども確認はしたんですが、事業構想を検討する段階だけでは補助が出ないので、７年度は市単でやらせていただいて、８年度・９年度・10年度と設計に入っていく段階で、活用できるものを補助金として入れていきたいと考えています。

こども計画に位置づけた上で、子どもの居場所として位置づけたりとかすると、国も結構補助金メニューを増やしていただいていますので、そういったものも活用していきたいと考えております。

以上です。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　ひとり親家庭等医療費支給事業についてでございますが、令和４年度から５年度に実績のほうが大きく変わっておりますが、こちらにつきましては、令和５年度から、子ども医療費からひとり親医療費に移行した際に、子ども医療費にいた子どもがひとり親医療費に対象が変わっております。実際、ひとり親の子どもについては令和４年度までは子ども医療費のほうに入っていたんですけれども、令和５年度から、ひとり親家庭の医療費に子どもが対象になっております。

それなので、登録者数から言うと、令和４年度が532人に対しまして、令和５年度は1,355人という形で対象者数が増えております。そういったことから実績のほうが増えているところでございます。

以上でございます。

○委員長　藤倉課長。

○福祉課長　お答えします。

児童発達センターの機能というところの機能とは何ぞやというところだと思うんですが、機能というのが大きく４つございまして、幅広く高度な専門性によって発達支援及びご家族の方の支援を行う機能と、あと児童発達支援、放課後デイサービスという通所のお子さんの事業所がございますが、そちらに対するスーパーバイズ的な機能、あとコンサルテーション

的な機能です。あと、地域の中へインクルージョンを推進していくということにおける中核的な機能、あとは発達支援における相談をする機能でございます。これら４つの機能がこちらの児童発達支援センターの機能というものでございます。

○委員長　村田委員。

○５番　村田委員　部長にお答えいただきました。ありがとうございました。

大分、予算額も大きな金額になると思うので、そのときの制度をフル活用して、ぜひこの施設は成功していってもらいたいと思います。

ひとり親家庭の医療費については、最初からその説明をしておけば質問はしなかったです。だから、インフルとか手足口病、手足口病は今年はやったんです。去年はやっていたかどうかは分かりませんけれども。だから説明の順序が違うかなと思いました。今ので分かりました。

子ども医療費からこちらのほうにわざわざ切り替えるような指導があったんですか、それは。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　こちらにおきましては、優先順位というか、そういった指導があって変更をかけたような形となります。

以上でございます。

○委員長　村田委員。

○５番　村田委員　分かりました。

あと最後の児童発達支援センターについては、既存の施設を、今、機能しているところに支援していくという理解でいいんですか。

○委員長　藤倉課長。

○福祉課長　新しく何かを建てるのではなくて、現在の事業所さんにこの機能を持っていただくという形になります。

○委員長　村田委員。

○５番　村田委員　発達障害の子は非常に増えているみたいですね。各公立の保育園でも派遣を入れるような形で、そういうお子様が入ってきて団体行動がとれないという中で人手不足も原因かもしれませんけれども、そういう発達障害でお悩みの親御さんの相談も受けたことがありますけれども、何が原因かよく分かりませんけれども、できるだけ行政のほうで支援していただければと思います。

終わります。

○委員長　養田委員。

○４番　養田委員　何点か質疑させていただきます。

予算の概要のほうですけれども、37ページ、新規事業で敬老お祝品引換事業、今回新たに設置ということですけれども、こちらの商品券700円相当分ということがあったんですけれども、これは何でそもそも700円なのかということを教えていただければと思います。

なぜかというと、記念品費1,127万円合計で出ているんですけれども、その他の印刷製本費とこの郵便料だけで400万円ぐらい支出しているものなので、そこの700円というところがなぜなのかというのを１点まずお伺いします。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　お答えします。

こちらにつきましては、まずこちらの事業を検討するに当たりまして、今年度まず高齢者の方については古代蓮の券のほうをお送りさせていただいた中では、古代蓮に行くのが足がないという声を多くいただきましたので、そういうのを含めて見直しをする中で、当初この敬老事業の見直しの事業というのは、昨年度まで行っておりました地区の敬老会の補助金、そちらの代替事業として考えていたものなので、そちらと同等という形で検討のほうをさせていただいたものです。

○委員長　養田委員。

○４番　養田委員　分かりました。昨年からの引き続きということで700円の金額が充てられたということで了解しました。

この事業、先ほどの繰り返しになってしまうんですけれども、諸経費で400万円かかっていて、記念品費が1,100万円なので、費用対効果的には私的にはどうかと思っているんです。なぜかというと費用がかかり過ぎてしまっているということがありますので、難しいと思いますけれども、例えば印刷製本費の126万円と郵便料だけで400万円あるのであれば、これは多分計算すると１万6,100人ぐらいですよね、75歳以上の方、多分そうだと思うんですよね。なので、この400万円を割ると大体250円くらいになるんですよね。１人当たりに配れる。

となると、難しいと思いますけれども、公民館に例えば来ていただいて、実際に郵送するのに印刷製本費で400万円かかっているわけだから、取りに来ていただいて、例えば250円とか300円増額して商品券1,000円を配るという方法もなきにしもあらずです、方法論としては。ただし、この方法は公民館の負担が増えてしまうということで、なかなか難しいでしょうけ

れども、そういう方法もあったのではないかと思いました。その１点です。これは質問ではないですけれども。

別の質問になるんですけれども、予算書の139ページの、先ほど斉藤委員もおっしゃられていた件で、通いの場の乗合型ＡＩオンデマンド交通の利用補助金ですけれども、本来60万円ということで、帰りの券で500円支給ということだったと思うんですよ。ということは、60万円を500円で割ると1,200回分ですよね。1,200回分の補助だと思うんですけれども、これが補助してほしいという主体は、例えばそれは高齢者福祉課が交通対策課に言ったのか、それとも社協が補助してほしいと言ったのか。何でそもそもこういう補助金が生まれたのか教えてください、経緯を。

○委員長　吉田課長。

○高齢者福祉課長　このＡＩオンデマンドの補助の件ですが、最初の説明でも申し上げましたが、３月で循環バスの３路線がなくなることに伴いまして、社協のほうで指定管理していますやすらぎの里、永寿荘、南河原荘、こちらの介護保険で言う通いの場に該当していますので、どこからの声というよりは、そちらの足がなくなってしまうということもありましたので、これとは別に社会福祉法人による通いの場の移動支援もありますが、それ以外の方法もと検討した中で、実際にＡＩオンデマンドを使われて行かれる方もいらっしゃるのではないかと。市の政策の方向性とも併せまして、その中でただ来るだけではなくて、来ていただくことによって帰りの分は補助するという形で検討してこのような制度を設けたものです。

○委員長　養田委員。

○４番　養田委員　分かりました。ということは、基本的には高齢者福祉課でこういうことをやったほうがいいのではないかということで、交通対策課に投げたという認識でよろしいんですか。

○委員長　上村部長。

○健康福祉部長　市社会福祉協議会の独自事業としてやる事業になっています。きっかけは循環バスの廃止によって、自分は引き続き４月以降もやすらぎに通えるのかという声が市社協自体も把握していまして、声が寄せられていて、どういった方法があるかというのを市社協からと高齢者福祉課と相談をしています。その結果という形で、市社協が空き車両を使って移動支援をするという方法もあって、実際にもそれはやるんですけれども、全域はなかなか対象にできないので、市の中心のバスターミナルからやすらぎをつなぎましょうと。ただ、やはりそこまで来られないという方がどうしてもいるとなると、それ以外となるとＡＩオン

デマンドだったらどこでも乗れますので、それで来ていただける方に対しては補助をしてということで、来やすさ、利便性を維持したほうがいいのではないかと。全額補助は難しかったんですけれども。

なので、きっかけとしては、循環バスの廃止ということをきっかけにして、市社協としても問題意識があったので、高齢者福祉課ですと、国・県・市からの補助金が出せますので、そういうメニューがあったので、健康福祉部と市社協で話し合って決めたということになります。

以上です。

○委員長　養田委員。

○４番　養田委員　ありがとうございました。詳しく説明いただきありがとうございました。分かりました。

最後に質疑ですけれども、予算書の149ページの◎地域子育て支援拠点事業費の17節庁用器具費86万1,000円、この内容を教えていただければと思うんですけれども、多分説明がなかったと思うので、よろしくお願いします。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　庁用器具費につきましては、きっずプラザあおい及びつどいの広場みなみかわらにおいて、エアコンの入替え購入で庁用器具費を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長　他に質疑はございますか。

田中副委員長。

○副委員長　では、概要からいきます。ページ数でいきますと21ページの新規事業で１か月児健康診査助成事業でございます。こちらが必要性を勘案していただきまして新規事業で予算措置していただいたと思うんですけれども、体重の増加ですとか、原始反射と言われているところとか、先天性の疾患、病気を見つけられるとか、早期にというところだと思うんですけれども、こういった必要性を判断して開始していただいたと思っております。実費ですと5,000円から１万円程度かかるというところで、償還払いで6,000円を上限にというふうになっております。ぜひ多くの方に使っていただきたい、というか、健康の審査をしていただきたいと思うところなので、こちらの周知方法ですとか、より伝わるように、必要性、そこをどういうふうに考えているか、まず教えてください。

こども家庭センターのところでもう１つ、22ページのプレママの応援事業ということで、これも新規事業ということで葉酸サプリの配布ということで決めていただきました。県内でもまだ少ない事業だと思いますので、もし把握していれば、どのぐらいの市がやっているのかというところ、把握していればで結構です。

あと、75日分というふうに決めたところ、これぐらいでという何かあると思いますので、そのことをまず教えてください。

○委員長　堀口課長。

○こども家庭センター課長　１か月健康診査事業の周知というところのご質問にお答えいたします。

こちらの健診の助成に関しては、妊娠届をいただいたときの包括支援センターの助産師のほうから、妊婦健康診査でありますとか、産婦健康診査、新生児聴覚検査について、既に助成等のお話をさせていただく中で、併せて個別にご説明をさせていただければいいなと考えておりまして、そちらで周知をさせていただく予定でおります。

それから、実施する医療機関にも当然こういった助成の制度を始めましたということでお知らせをさせていただいて、双方から周知が図れるように努めてまいりたいと考えております。

続きまして、プレコンセプションケアの関係ですけれども、葉酸サプリ75日分の根拠というところですが、妊娠初期に飲んでいただくということで、２か月間の量に当たってくるところもありまして、１か月30日と考えますと75日分ですと約２か月分、妊娠が分かるのが大体８週ぐらいに分かりますので、それから考えて計算していくと、その後２か月分ということになると16週ぐらいまでの間の初期の間に取っていただくことが可能になるかというところで、75日分というのが１本の分で算定されているのかと思っているんですけれども、そちらをお配りする予定でおります。

県内市町村でやっているところが秩父市のみで、本市は２番目の取組の今の段階では把握しているところです。

以上です。

○委員長　田中副委員長。

○副委員長　ありがとうございます。では、この葉酸サプリの１本というか、75日分にちょうどそういった妊娠初期に資するところということも分かりました。これは予算措置としてはお幾らを何人分ぐらいということで、対象の人に行き渡ればいいなと思いますが、どのぐら

いを見込んでいらっしゃいますでしょうか。

○委員長　堀口課長。

○こども家庭センター課長　妊娠届を出された方の人数が、大体今400人弱になっているんですけれども、そこにさらに妊娠を希望される婚姻届等を出された方を追加しまして、500名で予算のほうは積算させていただいております。

以上でございます。

○副委員長　ありがとうございました。

引き続いてよろしいでしょうか。

○委員長　田中副委員長。

○副委員長　41ページの健康課所管の拡充、がん対策事業でアピアランスケア用品の購入ということで拡大していただきました。今までは医療用のウイッグのみというところだったと思うんですが、本当に温かい支援だと思いますので、具体的にこういったものも購入できるんだよ、ここまでを考えているということで、概要にも例を書いていただいていますが、補足というか、ご説明いただければと思います。

あともう１つ、最後ですけれども、42ページの感染予防事業の２つのところにかかって成人分と子ども分というところですが、今回、例えば成人のところですと帯状疱疹ワクチンの国の定期接種化がなったかと思うんですけれども、ここに国・県の支出金というのはゼロ計上というか、まだ分からないからということなんでしょうか。子ども分のほうもゼロということで、前年度を見ると計上が予算措置されていたものですから、ここら辺を教えてもらえたらと思います。前は少ないというか、多いか少ないかあれですが、279万円が国・県の支出金ということで出ておりましたので、今度は両方ともゼロになっているところを教えてください。

○委員長　堀口課長。

○こども家庭センター課長　感染症予防事業子ども分に関してですけれども、こちらが地方交付税対応になっておりますので、国・県からの補助金はないという形になっています。

○委員長　長島課長。

○健康課長　順序が逆になりますが、今、感染症予防の話がありましたので、成人部分につきましても、地方交付税の措置はございます。かつて補助金があった部分は新型コロナのところにあったんだと思いますので、今回の帯状疱疹は地方交付税措置ということでご理解いただければと思います。

またもう１点、アピアランスケアに関しまして、がん対策事業の内容でございますけれども、具体的には新しく追加して、今年１月から対象を拡大させていただきましたが、これまでがん患者さんの医療用のウイッグだけだったものを、こちらに書いてあるのは補整具とかエピテーゼと言いまして、例えば乳がんで乳房を取られた方の胸部の補整具、あとは鼻とか耳とかという部位を取られた方に関して、それのエピテーゼと言って形を整えるようなものというのを想定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長　田中副委員長。

○副委員長　分かりました。そうしますと、今、がんの対策のアピアランスケアについては分かりましたし、あと感染症の国・県の支出金はないということですが、地方交付税で賄っていく、これは見えてはこない、数値にここのところに表せるものではないということですね。分かりました。ありがとうございます。

○委員長　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　説明書の129ページ、３款１項１目の民生委員活動費についてお尋ねいたします。

何かというと、この２月号の市報に民生委員の欠員募集ということであったかと思います。その後、欠員の部分がどうなったかというのと、あと今年の12月に改選があるということを先ほど説明がありましたけれども、お尋ねしたいのは、非常に今、人気がないのか分からないですけど、取りあえず欠員が生じているという部分で、それにお応えするということになると、交付金、これで応えるしか方法がないのかと思っておりまして、この辺のところで交付金、これで足りるんでしょうかという、そういう思いで質疑させていただきました。

以上です。

○委員長　田島課長。

○地域共生社会推進課長　民生委員の欠員募集についてでございますけれども、２月号で欠員募集、市報で、またホームページでも掲載させていただいたんですけれども、現時点では、自治会長から問合せというのはあったんですけれども、実際に民生委員が見つかったというところまでは今は至っていない状況です。

また、交付金につきましても、こちらについては県の補助金をいただいてやっております。こちらについては、近隣市の状況とかも見させていただきますと、行田市が特段低いとかというわけではありませんので、現状としては今の交付金を維持していきたいと考えておりま

す。

以上です。

○委員長　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　ありがとうございます。

○委員長　他に質疑ございますか。

養田委員。

○４番　養田委員　予算の概要のほうの21ページですけれども、児童センター管理運営事業ですけれども、こちら延べ人数を見てみると、令和３年度、令和４年度と少なくなっていて、令和５年度は臨時休館があってかなり激減してしまったということですけれども、令和６年度の、まだ終わってはいないですけれども、実績、どれぐらい利用者がいたのかという、実績があれば教えてください。

○委員長　前島課長。

○子ども未来課長　令和５年度におかれましては、エアコンが壊れていたため、夏の期間を休業して、そして冬の期間に工事のほうはさせていただいて、こういった人数になっておりまして、令和６年度におきましては数字のほうはまだ集計していないところで、手元にはない状況ですけれども、実際のところ令和３年、４年ほどはいかないような状況ではございますが、回復はしているところではございます。

○委員長　養田委員。

○４番　養田委員　分かりました。回復傾向ということで。

なぜ私がこのように質疑をしたかというと、児童センターというのは簡単に言うと室内で遊べる数少ない施設なわけであって、今、東側園地で駐車場ができるではないですか。簡単に言うと駐車場が周囲に増えるわけですよね。ということは、ヴェールカフェで飲んだ人とか、東側園地で遊んだ人が、近くに児童センターがあるということで利用者が増える可能性があるわけですよ、ここは。それで今後、この児童センターが果たす役割は大きいですし、まだ埼玉の屋内施設、これから４年後とか先なので、まだまだ児童センターが果たす役割は大きいと思うんですけれども、私は利用したことがあって、ふと思ったのが、おもちゃを貸し出すときは１個１個、その都度、許可を得なければ、名前を書かなければいけない、ここは。それは親の視点から見るとすごく面倒くさい、失礼かもしれないですけれども、あれは何でそういうふうになってしまったんですかね。それだけ教えてください。

○子ども未来課長　運用につきましては、そういったことを行っているという話ですけれども、

その辺についてもよりよく、使いやすいように今後検討していきたいと思います。理由についてはいろいろな理由があるかとは思いますので。今後使いやすいように検討していきたいと思いますので、考えていきたいと思います。

○委員長　他に質疑ございますか。

田中副委員長。

○副委員長　予算書の133ページの19節の真ん中辺、地域生活支援費のところですが、この概要のところでは見つけられなかったので、もう少し教えてほしいなと。ご説明いただいたわけですが、身近な場所、中核となるというようなお話があったと思うんですが、もう少し詳しく教えていただければと思います。4,784万円。133ページの19節。事業内容です。

○委員長　藤倉課長。

○福祉課長　地域生活支援費ですけれども、地域活動支援センターの利用や医療支援、日常生活用具の給付、例えばストマですとか、たん吸引などの日常生活用具ですとか、入院時のコミュニケーション、コミュニケーションを取るのが苦手な方のものですとか、日中一時支援というものになっております。

○委員長　田中副委員長。

○副委員長　最初の説明で聞き逃しているんだと思うんですが、身近な場所として中核となっていくというところが気になったんですが、どのような事業内容なのか、そこら辺を教えてください。

○福祉課長　地域生活支援事業のところでよろしいですか。

○副委員長　はい。

○福祉課長　障害者の方が創作活動ですとか、生産活動、物をつくる活動や他人との関わりをする社会交流ですとかの障害のある方の社会参加を促進するための事業でございます。

○副委員長　ありがとうございます。そうしますと、やっぱりボリューム的には4,700万円強ということで、細やかな支援というか、貸し出したり支給したりですとか、あとそういった表現の場を持つということでこのぐらいかかってしまうということですよね。

○委員長　他に質疑ございますか。

斉藤委員。

○２番　斉藤委員　要望も兼ねているんですけれども、せっかく県のさきたま古墳の公園広場ということで新しく遊び場がつくられるということで期待しているんですけれども、一般の保護者の声をどの時点で入れてくれるのかというのが一番気になっているんですよ。一部の

構想メンバーの中でいろいろと決めている、基となる部分はもちろんあれですけれども、例えば水城公園の遊具は、４種類だったか忘れてしまったんですけれども、きちっとＬＩＮＥか何かでアンケートを取ってくれたんですよ。すごいこういうのはいいなと思ったんですよね。やっぱり使う人たちの要望というのがどういうところで入れてくれるのかというのが一番気になるところですけれども、例えばＬＩＮＥでアンケートを取るとか、そういったことの検討というのはありますか。

○委員長　上村部長。

○健康福祉部長　今のところ考えているのは、来年度の事業構想検討会に保護者代表の方に入っていただこうと思っていまして、それは幼稚園部会と、あと保育園関係では保護者部会がそれぞれありますので、そこから入っていただきたいなと思っています。令和７年度はまずはコンセプトということで大枠ですとか、あまり細かいことまでは決めないつもりでいます。子どものための遊び場ということと、どれぐらいの規模にしたらいいかということと、あとは基本的な設備、遊具を置いたらいいのではないか、屋外にも置いたらいいのではないか。遊具としてはどういうものを置いたらいいかという具体的な話については、基本設計とか実施設計の段階で決まっていくことになっていると思うんですけれども、ほかの自治体でやっている例としては、基本設計、実施設計の段階でも地域の皆さんから声を聞こうというふうに、その都度その都度入っていただいて、ご意見をいただいていきながら基本設計、実施設計やっていっているという例がありましたので、そういったものも例にしたらいいのではないかと考えています。詳しくは、具体的には来年度以降決めていくことになりますが、現時点ではそういったイメージでいます。

以上です。

○委員長　他にございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長　他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中、当委員会所管部分について全ての部署の質疑を終了いたしました。

△議案第７号の討論

○委員長　続いて、議案第７号についての討論及び採決を行います。

討論のある方は挙手願います。

賛成討論、１番　野本委員。

○１番　野本委員　議案第７号、新年度予算案に賛成の討論をさせていただきます。

新年度予算案では、国に先駆けて実施してきた３歳未満児保育無償化を継続するための予算や、試行的に実施してきた子ども誰でも通園制度をより幅広く行うための予算、またプレコンセプションケアを一生通じた学びとして一体的に取り組むための予算や、栗原宣幸こどもの居場所づくり基金を活用した子ども等多世代の居場所づくりのための予算など、これまで取り組んできた事業を来年度はさらに拡大、拡充して実施するための予算編成となっていることは、大変すばらしいと思っております。

また、さきたま古墳公園において全天候型の子どもの遊び場設置に向けた協議を始めるための予算については、これまで多くの子育て中の市民の方々が願い続けてきたことであり、上村健康福祉部長初め担当課職員の皆様方のご尽力には大変ありがたく思うと同時に、実現に向けて着実に進めていただきたいと思います。

そのほか児童発達支援センター機能の拡充や高齢者の通いの場への移動支援、介護の担い手の確保、そしてヤングケアラーやひきこもりの支援など、地域住民のニーズと時代が求めるケアに包括的に対応するための予算編成となっていると思います。

行田市長と上村健康福祉部長が着任されてからのこの２年間は、行田市市政史上、最も積極的に福祉部門が動き、行田の福祉政策が最も発展的に向上した期間なのではないかと私は思っています。この流れ、この好循環をとめることなく、令和７年度もさらに活発に、守りではなく攻めの福祉施策を展開していただきたいと強く思っています。

以上、新年度予算案に賛成の討論といたします。

○委員長　これをもって討論を終結いたします。

―――――――――――――――――――――

△議案第７号の採決

○委員長　次に、採決いたします。

議案第７号　令和７年度行田市一般会計予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数と認めます。よって、議案第７号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、ご

一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認め、さよう決定いたしました。

△閉会の宣告

○委員長　以上をもって、健康福祉常任委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午後　　２時　１６分　閉会

行田市議会委員会条例第３０条第１項の規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員会委員長　　橋　本　祐　一